

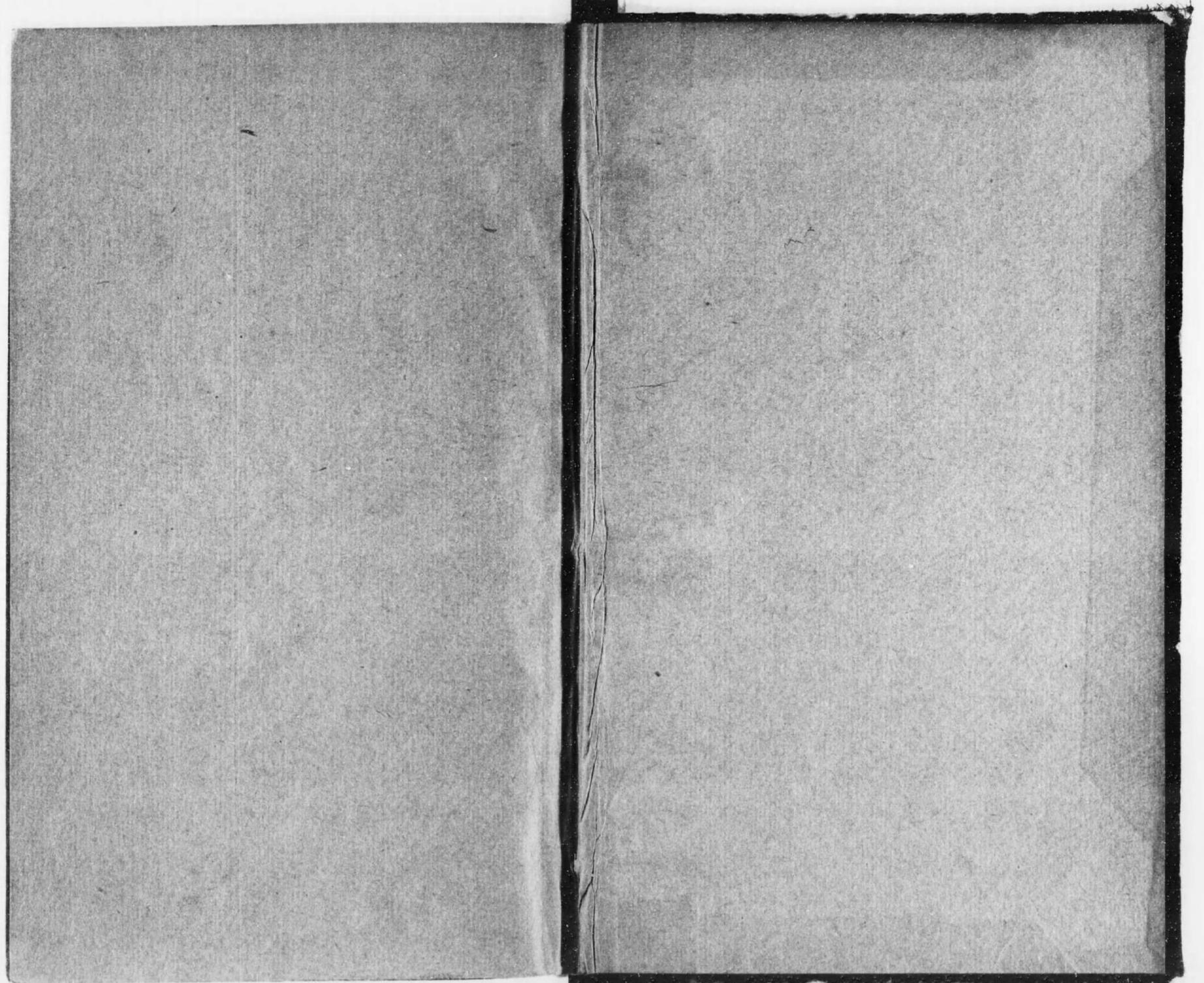
507

120



始



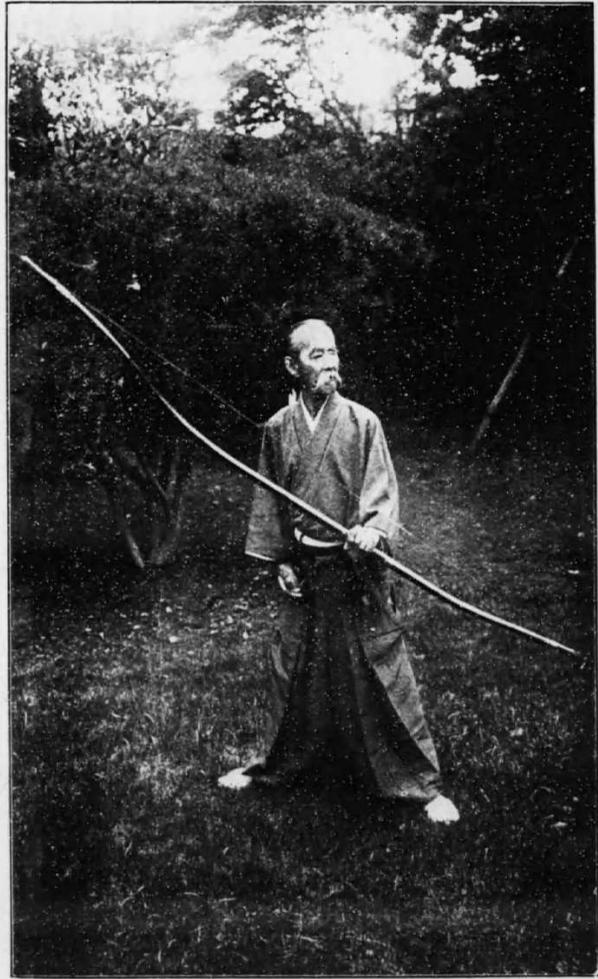




大日本弓道會々長
公爵二條基弘君



踏 足



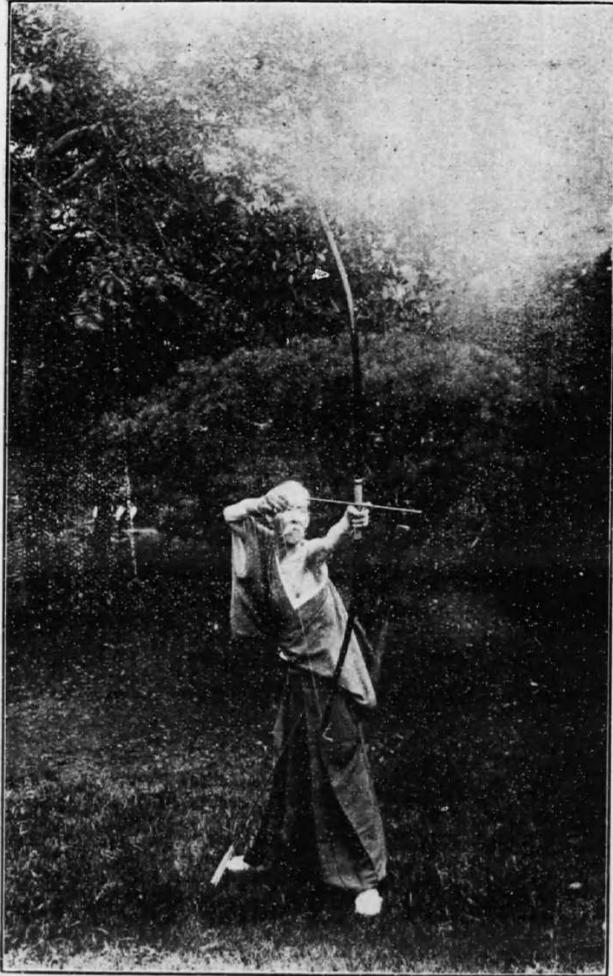
洞 造



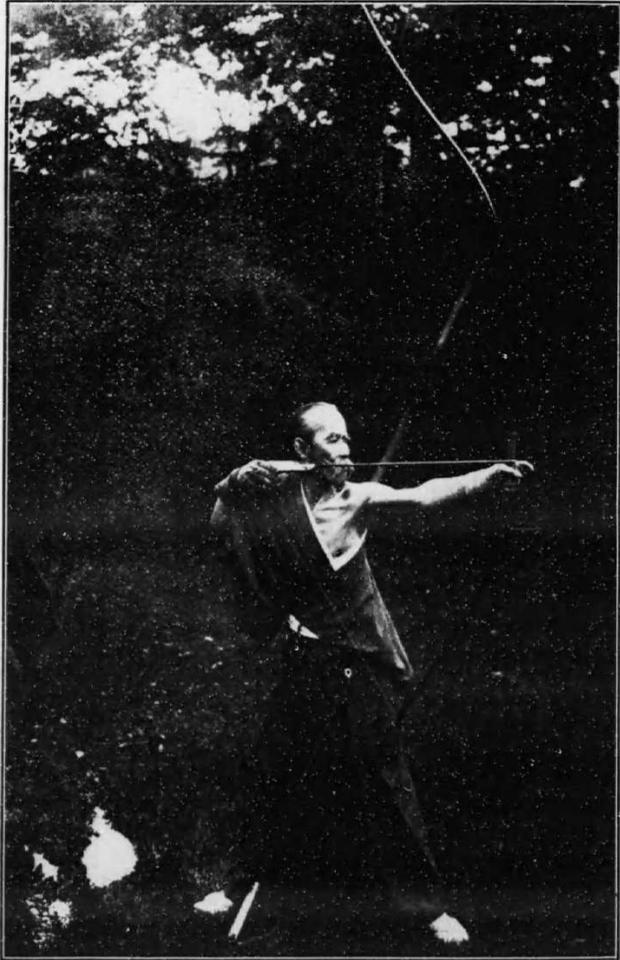
構 弓



起 打



取 引



會



離



(一其) 禮射前的



(二其) 禮射前的



(三其) 禮射前的



(四其) 禮射前的



(五其) 禮射前的



(六其) 禮射前的

507-120

本多利實先生講述

弓道講義

射術之

大講

12 6 5

内交

財團法人 大日本弓道會

弓道講義射術之部目次

第一編 總說	一
第一章 緒論	一
第二章 修習の順序	四
第一節 弓を學ぶに就きての心得	四
第二節 索引	七
第三節 卷藁	八
第四節 的	九
第三章 射術略説	一
第一節 足踏	一
第二節 胴造	二
第三節 弓構	三
第四節 打起	四
第五節 引取	五
第六節 會	六
第七節 離	七
第二編 七道概論	一〇
第一章 足踏	一〇
第一節 蜘蛛の規矩	二〇
第二節 扇の規矩	二二
第三節 闇夜の規矩	二四
第二章 胴造	二五
第一節 大日の規矩	二六
第二節 眞の鞍の規矩	二七
第三節 左右の妻肩上肩地紙に重ねよの口傳	二八
第三章 弓構	二九
第一節 弓構を體の中央にて爲すに就て	三〇
第二節 弓懷	三三
第三節 三つの規矩	三四
第四節 比人双の比の位	三五
第四章 打起	三五
第一節 會の弦道	三六
第二節 剛の弓懷	三七

第三節 比人双の人の位	三〇八	第一節 土體黃色中四角	五九
第五章 引取	三九	第二節 水體黑色北圓形	五九
第一節 烏兔の梯	四〇	第三節 木體青色東圓形	六〇
第二節 大三引け三分一	四一	第四節 火體赤色南三角	六〇
第三節 眞行草	四二	第五節 全體白色西半月	六一
第四節 中りに就て	四三	第三章 十二字六位	六一
第六章 會	四五	第一節 父母	六一
第七章 離	四七	第二節 君臣	六二
第一節 四部の離	四七	第三節 師弟	六三
第二節 鸚鵡の離	四八	第四節 鐵石	六四
第三節 雨露利の離	四八	第五節 老木晴嵐	六五
第三編 射術細論	五〇	第四章 筵布絹綾錦	六五
第一部 汎論	五〇	第一節 筵の段	六六
第一章 春夏秋冬の位	五一	第二節 布の段	六七
第一節 春の位	五一	第三節 絹の段	六七
第二節 夏の位	五二	第四節 綾の段	六八
第三節 秋の位	五二	第五節 錦の段	六九
第四節 冬の位	五七	第二部 本論	七〇
第二章 五輪碎	五八	第一章 足踏	七〇

第一節 蜘蛛の規矩	七〇	第二節 惠休善力	九六
第二節 闇夜の規矩	七三	第三節 淺深	九七
第三節 扇の規矩	七五	第四節 弦計	九九
第二章 胴造	七六	第六章 打起	九九
第一節 日月身	七六	第七章 引取	一〇一
第二節 五身	七七	第一節 肘力	一〇一
第三章 弓構	八二	第二節 引取の渾速	一〇四
第一節 黒指の規矩	八二	第三節 三心相引	一〇五
第二節 骨法に寄る弓立所	八三	第四節 三ツの強弱	一〇五
第四章 手の内	八四	第八章 會(狙ひ)	一〇六
第一節 五加	八五	第一節 雪の目附	一〇七
第二節 鶴の首	八七	第二節 一分三界	一〇九
第三節 卵中	八七	第三節 着己着界	一一〇
第四節 三毒	八八	第四節 狙ひの渾速	一一〇
第五節 骨法	八九	第五節 五部の詰	一一一
第六節 呼立	九〇	第六節 八方詰	一一二
第七節 定惠善	九〇	第九章 離	一一二
第五章 會(懸)	九二	第一節 總部の離	一一三
第一節 一文字、十文字	九三	第二節 四個の離	一一四

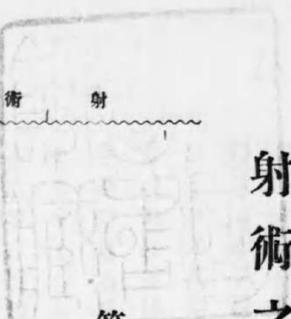
第三節 六凶の離	一六六
第三部 括論	一一九
第一章 五重十文字	一一〇
第二章 一騎當千	一一一
第三章 六道輪廻	一一四
第四章 草管勝殺	一二八
第五章 剛無理	一二九
第六章 弦の收り矢の分れ	一三〇
第七章 拍子	一三一
第八章 思無邪	一三二
第九章 經の段	一三二
第十章 八字灌頂	一三三
第十一章 二十五有	一三六
第十二章 法度五つ	一三七
第十三章 五緩	一三七
第十四章 十脈	一三八
第十五章 牛角療	一四三
第十六章 檜垣十文字	一四四
第十七章 一町三尺十段百手	一四五
第四編 遠的概論	一四七
第一章 緒論	一四七
第二章 遠的の間數	一四八
第三章 狙ひ	一五一
第一節 雲の狙ひ	一五二
第二節 申の頭	一五四
第三節 狙ひと的との關係	一五六
第四章 遠的の目的	一五七
第五章 射形	一五九
第一節 足踏	一五九
第二節 胴造	一六〇
第三節 弓構	一六〇
第四節 打起	一六一
第五節 引取	一六一
第六節 會	一六二
第七節 離	一六二
第五編 繰矢前	一六五
第一章 繰矢前の由來	一六五
第二章 足踏	一六六

第三章 胴造	一六七
第四章 弓構	一六九
第五章 打起	一六九
第六章 會	一七〇
第七章 離	一七一
第八章 繰矢前に關する歌	一七二
第九章 矢文	一七三
第十章 風位	一七四
第六編 指矢前	一七六
第一章 指矢の沿革	一七六
第二章 指矢の射法	一八〇
第一節 膝組	一八二
第二節 胴造	一八三
第三節 懸	一八三
第四節 手の裏	一八四
第五節 引取	一八五
第六節 伸合	一八六
第七節 離	一八六
第三章 小口前	一八七
第四章 芝射	一八九
第五章 指矢遠的	一九〇
第六章 折掛堂形	一九一

射術之部 目次終

射術之部

本多利實講述



第一編 總說

第一章 緒論

射 術 之 部

抑も弓術なるもの、之れが諸君も御承知の通り、弓は我國にとりては誠に太古の時
代より用ひられました武器の一つで御座いまして、年と共に進歩して参りました。
然る所維新前太平が大凡二三百年も續きましたから、自然と弓術も名義と形だけ
が残り、それが今の世に傳はつて参つたと申してよいので御座います。
之れ單に弓ばかりでなく、已に弓馬槍劔銃砲と申し、又柔術其他あらゆる技藝、技藝
と申せば色々あります、俗に十八藝とさへ申程ありますけれども、其中で最も誰
にも真似のなし易きは此射術であります、一體此射術が真似をなし易いと申しま
する譯は撃劔、柔術などと事かはり、初めより痛いとか、苦しいとか申すことが御座

いませぬ爲めかと思はれます、それに又今日西洋式の運動の流行盛なるにも拘はらず、弓術は運動として誠に結構なるものと認めらるゝは、獨り弓術大家若しくは醫師等専門家の説のみならず、唯の素人も唱ふる様な次第であります、實に弓は身體各部の運動としては極めて結構なる品でありますから、夫れ等も今日盛に行はるゝ理由の一つかと思はれます、故に當節は案外弓を採る人が多くなり、今後に於ても日に月に益々盛になることかと存じます、今射術を習ふに就て一言申しませう。

射術も前申す通り、二三百年来打ち續きし大平の爲めに、嘗ては中古先輩及び一流を立てし祖師等は順序を立て、學び易き様に仕組まれましたけれども、其大平につき、そういふことには餘り意を止めず、唯武士は武士の職として弓馬槍劍銃砲等を學ばねばならぬといふ事から、之を御役目的に手に採る様な始末でありました、されば其法則などを調べるものは、殆んど無いと云つても宜しい位で御座いました、それ故其頃の時代に、其術を子弟に傳授する者は、唯自分が先師より手眞似、足眞似によりて得たる所を傳ふるだけのことであつたので御座います、されば若し師なるものが、弟子より、此所は如何様な譯であらふかと質問を受けたとて、今日の如

射 術 之 部

射 術 之 部

くに其理由を一々説明しなかつたのであります、否其の師が説明が出来なかつたので御座います、其當時大平の時代のことを御話するは誠に耻かしいことではありませんが、道の爲めなら致し方も御座いませぬ。

只今申上ぐる通り其頃の藝術と申しまするは唯形のみとなりて、法則などには少しも無頓着なものでありました、それ故師弟ともに法則を探鑿し、之を研究して見様といふものは、一人もないと申して宜い位でありました、弟子は唯師より、目録とか、免許とか、指南とか、皆傳とかを得んことを望んで、之を修むるといふ始末なので御座います、階級さへ得らるればそれで満足する譯なのであります、其術の上の規矩とか法則とかいふものを穿鑿し様などといふ考は、持たなかつたのであります、之れも時勢の然らしむる所で致し方ないので御座います。

そこで今日に至れば其當時とは皆反對になりました、總て今日は諸事共に綿密なる事が流行であるから、此藝術の方も昔其儘といふ譯には参りませぬ。

併しながら、今日では何も弓を軍器として使用する譯ではないのであるから、古と今とは其目的も自然と相違は致して居るものゝ、苟も之を學ばんと思ふ人は、必ず只今の流行に従ふて其法則等は根ほり、葉ほりして其術を究めねばならぬのであ

るから、古の師弟の關係とは、全く雲泥の差を生じて居ります、それで偶々師につき
て習ふものは形だけでも教を受けてしまいますから宜しとするも、邊土鄙野にあり
て弓を引く人は多くは所謂我流の方の傳である、それで志あれども、折角の目的も
遂げ得られぬものも澤山あると聞き及びます、故に此講義録を發行してそふいふ
方々の便宜を謀ることと致しました。

第二章 修習の順序

第一節 弓を學ぶにつきての心得

先づ此弓術につきましては大體射形かたまりを習ひ來りしことは前申した様な次第では
ありますけれども、大古より傳來の技術ではあり、かたゞ、代々の天皇の御代に種
々様々の沿革を経て參りました、故に射禮とか、古實とか唱ふる、今日の所謂學問で
申せば、こふいふ分科もありますから追々には是等のことも知らなくてはなりま
せん、併しながらこれも一時には手をまはす譯には參りません、故に先づ弓
を射る技、即ち射術のみにつきて、師のなき片田合の方々にも十分御分りになる様
に、古人の究められた法則規定と私が取り調べました順序とを御話し申しませふ、

即ちこれから弓を射て見んとする人の心得の規矩かたまりにつきて御話致しませふ。
就て先づ弓を射て見様と志す人は、第一に心を正しくすること、御座います、心が
正しくなかつたなら、如何なる順序を踏まふが、如何に立派な法則によらふが、到底
思ふ様に射られるものではありません、されば心を正ふるといふことが第一、肝
要でありまして、それから一定の順序法則に據て稽古するときは、矢數のかゝるに
従ふて追々と熟達して參ります。

尤も弓術は心を正うることが肝要ではあるが、さればとて據り所即ち規則に従
ふて習はねば、變な恰好になり易きものであります、即ち我流でやり通そふとして
變な形をなし、所謂百鬼夜行の姿をなすのも之れが爲めであります。

そこでこれは悪口ではあります、私が當時弓を引く人のことを想像して見ます
るに、弓は名稱も上品ではあり、又古來よりの技術として高尚にも見え、且つ優美に
して雅致のある技であるからして、人の射るのを見、又は人よりの話を聞きて、僕も
試み様などゝて初むるものもありませふ、又衛生とか、運動とか申して、身體の健康
上より初むるものもあるべし、兎に角娯樂としてそれに運動かたゞ、するものが
多い様に思はれます。

すると其人は如何して之を稽古するかといふに唐突ありふれたる十五間若しくは三十間等の先きに的のあるのを人がするからといふて、すぐ其真似をするのが今日の普通であります。之れが抑の大なる間違だと思はれます。まだ姿勢も定らず形も出来ぬのに目的物に矢を中て様としたとて、的の方が中々承知致しません。之家屋の建築に譬ひて申せば、未だ土臺も据えぬ中にいきなり柱を立つるとか、屋根を葺くといふ様な譯で、外形のみの目に觸るゝ所だけを真似しやうといふのと同じ考なので御座います。

弓は何でも數を澤山に射て人のする真似をせねばならぬ、それにしても、正しき順序法則によらねば勞する割合に効果の少いのであります。然るに今日の人の稽古をするのを見るに、十人の九人までは、いきなり十五間、三十間等の先きにある目的物を睨んで弓を射るので、又中には少しは、さういふ風ではなく、正しき規則や方法によりてなさんとする人もありますが、それ等の人は、先づ以て多少名の知られたる師に付て習ふ氣にもなる人であり、其他は唯娛樂又は運動かたぐゝ致さうといふもので、十中の八九まで所謂我流で致して居る様に思はれます。前にも申す通りいきなり十五間等の目的に向つて弓を引くといふ事は第一番の

射 之 部

誤りでありまして、其爲めに直すことの出来ない所の癖が生じまして、其癖が終生つき纏ふといふ事になります。

第二節 素引

射 之 部

そこで先づ弓を引くには如何にせばよきかといふに、第一に素引することが順序であります。素引とは矢をかけず、鞆のみにて弓を引くのであります。鞆をかけたければ手が痛むから、鞆は是非かけます。弦を引つ張つては戻し、戻しては引つ張るのであります。さうして少し慣れて來れば矢をかけても邪魔にならなくなります。兎角矢をかけて引くのと矢をかけずに引くのととは大きに相違のあるものであります。其矢をかけたぬ前に唯弦ばかりを引つ張るのを素引と申します。素引の中に於て主として注意すべき箇條は足踏であります。先づ此足踏から始むるのではあります。すが、其足踏は如何なる目的を立てゝするか、どういふ規矩(曲尺ともいふ、法則といふに同じ)に合せてするが、是は追々と御話し申しますが、初めから正しく規矩に合せて致します。さうして出來るだけ後に申します規矩によつて致す考を以て、幾回となく致します。

そういふ風にするとちやんと全體の規矩に合ふ、全體の規矩に合ふた後に、矢をかけて引くことを習ひます、そふすると又前に習うた素引の姿勢がくづれる、又素引を習ふ、矢をかける又くづれる、斯くすること幾度も同じ様なことをすれば次第に體が定まるのであります。

私共が幼年よりして稽古を致すときは、規矩に合ふまでに素引ばかりして居りました、そののみに殆んど半年もかかりました、弓の規矩に合ふまで矢をかげずに其素引ばかりをして居たのであります。

そこで先づ數にて申せば大凡千五百か二千度もすれば、體も動搖せず、ちやんと形にはまつて參ります、それから矢をかけて引いて見ると、もとの通りにくづれる、又素引で直す、時には矢が頬にあたることもあり、つまり矢を番ひて引くのと素引とは大に具合が違ふから、之を素引のときと同様になるまで練習せねばなりません、それで矢をかけて引いても全く素引の通りに引ければ規矩にもはづれず、姿勢も自然出来るのであります。

第三節 卷藁

素引によつて姿勢も出来て仕舞つたならばそれから今度は卷藁にかゝるのであります、卷藁では矢を放つといふ事を稽古するのであります。

此卷藁に向つて矢を放すにしても、何所を如何して射やふかといふことを心に定め、其の所を覚えて、これまで習ふた形に従つて矢を放つのであります、數にして二三千本もかけると、矢を放つといふ形の大體を覺える様になります、それから的に向つて弓を引くといふのが本來の順序であります。

私共は家の職掌柄として、是非弓矢の道は學ばねばならぬ事になつて居りましたから、子供の時から只今申した様な順序を踏んで習つて參りましたが、實際素引や、卷藁は面白くもなく寧ろ迷惑のことでありましたことは、此老年に至つた今日でも能く記憶して居ります。

第四節 的

卷藁で矢を放つことを覚えてから、初めて的にかゝるのであります、つまり、恰好が出来れば矢を放つといふことを覚え、矢を放つといふ事が出来る様になつて初め目的を射させるのであります、目的を射させます様になると、今度は従前申した素

引や巻葉と異なり數をひたぶるかけます、そうすると先づ大抵弓を稽古したる恰好になりまして、諸事とも我流の風俗はありません。それから追々數のかゝるに従つて弓の力も増して參ります、大凡先づ弓の力から申しますと、五分五厘から薄六分にもなりますれば自然愉快に引ける様になり、己れにも善く引けたとか、悪かつたとかいふ判断も付いて參ります。斯様な順序で致すべきものを前にも申上ぐる通り、いきなり十五間とか三十間とかの的を射んとするは大なる間違であると思ひます、僅か人のするのを見たばかり的を射やうとしますから、矢が筈からはづれる、はづれでは、はめ、はめては、はづれるといふ風であります、尤も此節では中々器用になりまして、中仕掛の所を寧麻にて太き節たまを拵えて、矢のはづれぬ様にいたします、又矢の筈かけは夫でよいにしても、形も恰好も出来て居らぬのに矢を放つのでありますから、至極危険であります、矢は何所へ飛んで行くか知れませんが、それで市中の營業矢場と申す所では御案内の通り左右と上とに矢よけといふものを設けて、矢が隣家の方へ舞ひ込むのを防いで居ります、先づ是れが初めて弓を引くといふ順序で御座います。これより足踏、胴造、引取等の順序につきて其概略を御話し致しませう。

部 之 術 射

第三章 射術畧説

部 之 術 射

これより此一本の矢を射る順序と規矩とを御話し致しませう。この一本の矢を引くにつきての法則は已に中なる改良がありました、就中、日置彈正政次の定めたる法則は今日まで残りて廣く行はれて居る次第でありますから、先づ此人の工夫に成れる法則や順序を御話し致すこととしませう。此人は先づ七道といふ法則を立てたのであります、その七道と申すことは一に足踏、二に胴造、三に弓構、四に打起、五に引取、六に會會のことを流派によりて持の字を用ひますし又抱へとも申します、七に離れであります。之れにつけ加へて五味といふのがあります、五味とは第一が目附次が引込、次は抱へ、四は離及び延び合、五に見込であります、七道に五味を加ふると申すなれども、七道の方は姿勢の規矩を現に人の肉目より見て名つけた所で御座います、然るに五味の方は精神上の働きにつきて定めたる規定でありますから、目に見ゆる所の七道とは全く性質を異にして居ります、つまり一方は精神にありて他の方は外形にあるのであります、弓を學ぶものは初歩の中より精神を込めてすることが必要

なれば、又此五味を五法といひて之を鍛鍊することが肝要であります、そこで先づ目に見ゆる所の七道から説き初むることに致しませう。

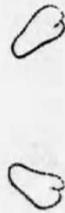
第一節 足踏

足踏とは目的即ちめあてに對して右向けをなし、左足をつけ、左足の五指の外方を目的なる的の中心に一直線になる様に體の位置を定め、右の足を左の足に従ひて、大指の内の爪角を右の足の大指の外かどと見くらべ、的の中心と、左足の五指の外かどと、右足の五指の爪かどと三點一直線になる様にいたします。



次に足の恰好は如何といふに、十軒の扇なれば之を五六軒開きたるとき其親骨の恰好を開閉の度合といたします、そこで之を扇の曲尺かかと申します。

扇六軒の開き具合



方の入れ所は兩足の裏を以てしかと地面に密着する様にふみつけます、地から離れぬ様な心持ちにて力を入れるれば、左右の膝は伸びて張れる様になります、そこで、よしんば頭を抑いて引き上げられても、其足踏のまゝ引き上げらるゝ様にし、其姿勢の崩れぬ様にするのが足踏の規則で御座います、さうすれば膝の折れ際、びんと張る様になると、自然と胴も引ッ張れて參ります。

第二節 胴造

足踏が出来ますれば胴造になります、胴造はどうして宜しきかといふに、前に定めたる足踏に於ける兩足の中央に下腹が落ちつく様にいたします、其やうにして臍の穴が兩足の真中を覗むといふ具合にすれば、良いのであります、そうして袴の腰板が背へひたりと附く様にすれば、獨りでに胸出でて左右の肩も落ちて參りま

第三節 弓構

弓構は一と通り古法を御話し致しましてから、現今のこと及び殊更東京向を御話

し致しましう、即ち最初に日置彈正政次の述べられたことを申し上げることに致しましう。

之れは弓の本弮を左の膝の凹みの所にあて、左手に弓を軽く持ち、其手は張らず、たるまず、ふはりと受けて居るのであります、そこで的を見ますると矢の根は的から大凡二尺位、左の方にあるので御座います。

そこで勝手(右手)はそれよりして取り掛け(指掛)と申して手を結ぶ順序となります、的を睨みまする所は弓と弦との真中に的を置き、そして少し左の肩を落す、別に落すといふにはあらねども右手の肩が上り勝になりますから、左手の肩は自然と少し落る氣味合になるのであります、此少し右肩が上りて左下りになりたる所が即弓構の姿勢であります、それよりして、取り掛けは其儘の處に致します、取り掛けが出来ますると的を判然と見ながら、手を左右とも同じ様に弓を持ち上げる順序となります、之を打起と申します。

第四節 打起

これより打起の曲尺のことを御話し致しましう、打起は只今申した、右手の取り

掛けを終りし後の、的を明かに見定めて、それから左右の拳は上り下りなき様にすらしと弓を起すのであります、即ち弓を持ち上げるのであります、弓を持ち上げるにつき、體までが浮き上つてはいけません、弓は上に左右の手と共に上り、體は下に落ちつく、即ち弓と體とは天地に分るゝ氣味合となるのであります、そこは兎角間違ひ易き所であり、弓手、右手の拳は高下なく水平にあらしめて靜かに弓を持ち上げるのが規則となつて居ります、弓の上がるに従ふて胴は分れて次第に沈み行くのであります、そして手は上る限り上げ、體は沈む限り沈むるといふことが規則であります、それから引取にかゝるのであります。

第五節 引取

引取は打起をした儘の胴體を崩さず、其なりにてそろ／＼と左右に引き取るののであります、先づ矢束(やつか)の長さのことをいふといふもので申さば三尺の矢束ならば其三分の一位引きて休む、いや休むのではない、一度此所にて中止するのであります、之を日置流で申しましうれば父母大三といふ所で御座います、そこで父母とは何かと申せば、弓手が父でありまして、勝手を母と申すので御座います、大三と申す、其

大は**大目**といひまして弓手が大事といふことを唱ふる名稱で御座います、三は矢束三尺のものならば一尺引きたる所にて一たび止める、其三分の一の三の字を取りて申すので御座います、若し三尺だけに左右の拳を開けば、體と足とのつり合が規矩に合ふや否やを此所で豫め見るのであります、それ故に押し大目、引け三分一と申して居ります、大事は弓手にある、そこで大目と申します、押し大目、引け三分一は日置の證書で御座います。

父母大三の規矩に合ふときは左右同じ力にて引くのであります、何所まで引くかといふに、**収り所**まで引くのであります、規矩にはまる所まで引き收めます。

第六節 會

引き收めますと、是から所謂**狙ひ**を定めます、これで弓の出来上りたる眞面目の形で御座います、其の眞面目の形の中に千種萬別ありますが、詳しくことは後に説明致しませう、そこで其の中に最大切なるは伸びと縮みで御座います、曲尺に合ひて引きたる伸びは容易に伸びるものではありません、うっかり引けば餘程引ける様ではあります、曲尺に合ひて引きたるときは右の手は一分でも伸びることは

出来ません、伸びる丈け伸びるのは宜しけれども縮むのは一分縮んでも誠に悪しきことであります、縮んだなれば折角の形も崩れ、諸事無にすることゝなりますから、餘程注意せねばなりません、故に伸びると申すことは中々六ヶ敷いことで御座います。

第七節 離

それから今度は離れになるのであります、離れは右手にあるに相違なき如く見えます、それが、實際弦の離れは右手の如くにして右手にあらす、押し大目、引け三分一につきて見ましても、離れは押手則ち左手にあるので御座います、其押手に従ふて勝手が離れるので御座います、そこで初めて番ひし矢は滞りなく離れるので御座います、離すにつきて何所で離すかといふが又疑問なのであります、一體離す前に拇指の腹に弦がかゝつて居ります、其拇指の頭を人差指と中指との二指四ツ鞞なれば薬指も添へて三指にておさいて弦を引き張つて來たのです、其拇指の腹の弦をあけてやらねばなりません、之をあけてやる、其あけ方に法則が御座います、其あけ方とは普通無我夢中であると申して居ります、唯あけてやるだけのものでありま

す、あけてやるにはどうして明けてやるか、向ふでこれ一倍の力で弓を押しやると同時に、右手の拇指を以て二指或は三指を拂ひて大指をはね上げる、そこで弦は自らぬける、矢も獨りでに飛んで行く、離につきて種々澤山の教がありますが之も追々と御話し申しませふ。

離につきて尙一言つけ加へて申上ぐれば、離れに關しては手の内といふものが、最も人の苦む所で御座います、離れは左の手の内の働きを右手が受けて致すのであります、之を日置が名けて鸚鵡の離と申しました、鸚鵡といふ鳥は御案内の通り美しい鳥ですが、之れが能く人の言ふことの眞似を致します、人が馬鹿といひばすぐ眞似をして馬鹿といひますが、それは己の心から起りてするのではなくて人の云ふことを意味も知らずに眞似るのであります、それと同じことで此離れと申すことも弦を離すのは右手が自分一己の考でするのではなくて、右手が弓手の使令に従ふて致すのであります、弓手の手の中から、弓の押し掛けから、押手が手本を示す、そこで右手は鸚鵡が人の眞似をすると同じ様に左手の眞似をするのであります、即ち押手を人間と譬ひたならば、右手は其眞似をする鸚鵡なので御座います、それ之を名けて鸚鵡の離れと申します、離れにも鸚鵡の離れの外に種々の名目が御座

部 之 術 射

います。例へば四部の離、雨露利の離等ありますが、歸する所は鸚鵡の離れを他の言葉で以て説明するに過ぎません、是も其詳しい所は編を改めて御話を致すことにしませふ。

それ丈けを覺えたならば一本の矢を離すことが出來ます。かやふに足踏から離まで別々に申しましたけれども、之を一々區別を立て、致すのでありません、此七つの方法は初めより終りまで連続してするのであります、併し未だ熟達せぬ中は能く一つ／＼注意して練習を重ねますれば、自然修業の積むに従つて此七つの方法は連続して運びがつくやうになります。

部 之 術 射

第二編 七道概論

前編に於て弓を學ぶにつきて其姿勢と順序とを御話し致しました、即ち順序とは七道のことで御座います、之れは日置彈正政次の定めました規則でありまして、其概略は諸君の御承知になりましたこと、存じます、つきては本編に於ては、其七道を一道毎に種々の名目がありますから、其名目につきて一應御話しいたすことにしませふ。

第一章 足踏

そこで足踏につきての名目は何かと申せば、一に蜘蛛くまづの規矩、二に扇あふぎの規矩、三に闇くら夜の規矩、この三つが足踏を致しまする順序の心得で御座います。

第一節 蜘蛛の規矩

何故に蜘蛛の規矩と申しまするかといふに、先づ此蜘蛛くまづなるものが、己の巢を作らんとする所の手段と、弓を射りまする人が、目的に向て一本の矢を離さんとするこ

とと誠に同じ譯合なので御座います、そこで蜘蛛の規矩と申す目錄を出した次第なので御座います。

なせ蜘蛛の規矩と申すかといふに蜘蛛は一體御案内の通り、全く巢の形のなき所に、己の住所なる巢を造らんが爲めに場所を見立て、先づその當時の東西南北の風向をはかり、そうして己の體から糸を引き出し、略、引き張らうとするに此の位の量があれば充分目的の場所まで届くだらふと思ふ程の糸を繰り出し、風の順に従ふて、糸が向ふの我が思ふた樹の枝か、何かに吹きつけられます、そして其糸が先きの樹の枝か何かへ吹きつけられて、一本の糸の橋がかゝりますと、それを足がゝりとして、傳はりて參つて、それから四方、六方若くは八方へ、あらかじめ大體の筋道を作りまする、そふして完全なる己が住居の巢を造り上げるので御座います。そこで弓を引きまするにも、初め目的とする所の物に向ひて、左足の大指の爪先が、目的物の真中と真直であるといふことを精神上で思ふ所を定め、足を踏み出し、それから右足をふみ開いて大凡この位にしたなら矢も的の中心に行くだるふとの見込をつけます、すると蜘蛛が恰も目當物に向て糸を、風によりて吹きつけると全く同じ意味なので御座います。

そこで之を蜘蛛の規矩と名つけまのすは夫れが爲と考へられます、それで目當をつける爲めに蜘蛛の規矩と申す名目をつけたので御座います、尙詳しきことは追々と述べることに致しませふ、此所では概略に止めて置きます。

第二節 扇の規矩

扇の規矩とは如何なることかは前編に於て大體申し置きましたから御承知のことと思ひます、前に申しました蜘蛛の規矩によりて、的と己の體との位置は定められたけれども、左右の足を踏み開くにはどの位に、どういふ恰好にしたなら宜しかといふ、其規定が扇の規矩で御座います、扇の規矩とは前にも申しました通り、十軒の扇ならば之を五六軒開きたるとき、其親骨の開き加減を以て極都合宜しとしてあります、次は足の大指の廣がり方ですが、足の左右の踏みはだかり方の恰好は、只今申しました扇の恰好程になるのが當然であると申ししてあります、それが爲めに弓術の隠語に扇の規矩と名をつけたので御座います、全く其恰好が宜しいのであります。

又足踏の幅は普通に申す所では、自分の引く矢束だけとしてあります、之れは世上

一般に申すことで、何流でもそふ申して居る様で御座います、併しながら最初に己の矢束だけの長さに定めましたのは、何流であるか未だ其邊の所までは私も調べ上げては居りません、之れも成程丁度扇の五六軒といふのと其意味全く同じことであります、印西派では己が肩幅だけに尙勝手の腕を曲げて、其曲げた腕の寸法を加ふれば、頃合ひになると申しして居ります、つまり所扇を六五軒開きたる恰好と同一に歸するので御座います。

そこで多くの流派では、足踏は外八文字に踏めと申しして居ります、併しながら八文字といふた丈けでは、外から見らるゝ場合には足踏の恰好に適ふが、自分が内から見た八文字では、足踏の恰好に適ひません、古くから八文字と申す言葉は傳書にも出て居りますが、八文字といふと、内八文字と外八文字とありて一寸誤解を生せぬとも限りません、されば八文字といふことは絶対に足踏の度に合ふとは申されません。

足踏は今までに申し上げた通りの幅、恰好に踏み開き、左右の足の裏がひたりと大地に何所となく一面の力を以て踏み伸ばす様に兩膝をはります、そふして張りつめると、膝はびんとする、後の服脛がびんとはる、たとへば頭を押えて曳き上げら

るれば體は上つても、足は全く其足踏をした通りで上げられて、兩方の足は夫れが爲めに狭く寄り寄らぬ様に致します、足全體に力がありますれば兩足は近寄りません平らに一面に足に力がはいらぬと足踏の幅が狭くなり、狭くならぬ様に首を持つて曳き上げられても足を開いたまゝ、曳き上げらるゝ様な氣味合でなくてはなりません。

第三節 闇夜の規矩

闇の夜の規矩とは何かと申すと、所謂闇夜に於ては目當といふものもなく、只聲柄とか、物音とかを聞き、射止めんとする目的は何れにあるかを聞き定めるので御座います、左様なときに足踏をするときは、物音によりて足踏をするので、姿が見えませんが、目で見えて足踏をすることが出来ません、故に物音を聞き、大體目的物の所在を考へて足踏をするより外はありません、之れ精神の働きのよりて定むる所の規矩で御座います、それ故に心の確かならざるものは少々惑ひます、心さへ確かに收まれば目的物は何れの邊とか、何程位の距離にあるかといふ抑へ所も御座います、實に東西南北も分らぬ眞の闇の夜に於ては、精神が餘程確かに定まつて居

らなければ、何所で物音がするかといふことが聞き取れませんまい。

闇の夜の曲尺といふことの起りは、思ふに獵師が山に行くときか、又は戦争のときと思はれます、一體闇夜又は闇夜でなくも草深き野山に於ては、自分が愛する犬を連れて行けば宜しと申します、夫れは何の爲めかといふに、御案内の通り、犬の耳は自由でありますから、犬は直ちに物音の方角に頭を向け、其物音が上であるか、下であるかに従つて其耳の向け方も異つて居ります、そこで其耳の向け方や恰好等を酌量して敵の所在を確めます、即ち犬の兩耳の中央を向ふの當物と心得て、犬の耳の規矩に足を踏み定めますといふ順序で致しますれば、例令闇の夜であつても足踏の形がとれます、闇の夜のときは犬をつれて行くと申すことが、傳書に載せてあります、實際戦争のときなどは、犬を連れて歩く譯には参りませんから、思ふに傳書に書き残したるは、所謂闇夜に山に獵に行くとき犬をつれて行きしたために、それが傳來して今に闇夜の規矩としてある次第で御座います。

以上は足踏につきての小目録で御座います、之れで足踏の大略は御分りの事と存じます。

第二章 胴造

第二編七道概論 第二章 射造 二六
 射造にも前に申しました足踏と同じ様に二三の小目録が御座います、其小目録と申しまするは一、大日の規矩、二、眞の鞍の規矩、三、左右の妻肩、上肩地紙に重ねよの口傳で御座います。

第一節 大日の曲尺

大日の曲尺と申すは佛家に近き語であります、尤も私共當流の師祖竹林坊如成は僧侶で御座いました、師祖の手に成れる弓術書の中には佛書に縁故のあるものも御座います、なれども流祖竹林坊の先々の師祖たる日置彈正も、既に言はれた言葉でありますから、竹林坊如成が佛書に基づきて名つけたのではないと思はれます、大日の曲尺を射造に對して申しますはどふいふ譯かといふに、御案内の通り大日と申すは今日の所謂太陽のことで、佛書で申す大日如來のことで御座います、大日如來と申しても、太陽と申しても、何れも偉大にして光明赫々たるものとして御座います、弓術書に於ても其意味を取りて附けた名稱と思はれます、一體弓術に於ては恐るゝといふことが第一の禁物で御座います、其道理で弓を射るに當つては射手は大日如來である様な心持ちで居らねばならぬといふことで御座います、當時

の御方は私共の壯年のときは事かはり、膽のすはり方が違ふ、俗に氣前が悪いと申しますが、平日一人にて弓を射るときは、度量も落ち附き、技も巧みに出来ませけれども、例へば儀式ばつた所とか、所謂晴の場所に出て致します場合には、餘り大事を取り過ぐるものから、十人が十人までが射そこなひをしたり、かたゝゝ出來が悪い御座います、つまりやりそこなひが多いのであります、それは氣前で自分の氣の臆する爲めに起るもので御座います、是等は平常から氣を鍊つて居つて、いざといふ場合にも氣後れのせぬ様にとめねばなりません。

そこで地球の世界に於て、有りとあらゆる萬物の中で何が最も恐るゝ所なきかと申せば、大日如來即太陽で御座います、それで弓を引く人は決して物に恐るゝなどいふ所から、此大日の曲尺といふことを此所で申すので御座います、即ち精神上に於て恐怖の念を去りて、大日如來の心持になり、臍下丹田に氣を練り、何物にも自分の體の動搖させられざる、どつしりしたる射を造れと申すことで御座います。

第二節 眞の鞍の曲尺

其恐るゝことなき動搖せぬ、どつしりした射は、どうして造るかと申せば、之れは一

寸話しが馬術の方には入りますが、馬に乗りますには御案内の通り、鞍は日本在來のと西洋式のと御座いますが、何れにしても鞍の中央と覺しき所に、悠然として尻を落ち附かせます、體は左右に確かと沈めて大日如來の心持にて落ち附かねばなりません、之れが即ち眞の鞍の曲尺で御座います、併しながら馬も御承知の通りの活物であつて、死物ではありませんから、色々に働きます、働くに従つて前が高くなつたり、後が高くなつたり致します、其馬の體の動搖につれて、我體も動く、其動く中にありて決して動かざる中央に居るので御座います、屈みながら體を鞍の中央に置かねばなりません、これが眞の鞍の曲尺で御座います。

第三節 左右の妻肩、上肩地紙に重ねよの口傳

上肩と申します所は、左右の肩の骨の突つ先を申します、それから一段だれて下つた所の、左右の手の骨の關節の下、一寸五分ほど下りました所を妻肩と申します、左右とも同じことで御座います。

上肩、妻肩地紙に重ねよと申します、其地紙とは扇のことで御座いまして、十軒の扇を五六軒開きたる足踏の形の上に、上肩妻肩を落ち附かせる様にせよと申すこと

で御座います、そふすれば、的前なれば後の脊髓は袴の腰板にひたりとつき、體は眞直になりて、胸廓は左右に開け、俗に申す水月みづづき（或は鳩尾と書く）は中央となり、兩方の肋は左右に開け、臍の穴が下を向き、左右の足の中央に向ひます、かく致せば馬にのりても鞍に構ひあれば落馬する様なことは御座いませぬ、誠に見て正しく、平らかに見えます。

つまり以上に申します三つの小目録の中の一つが缺けては、眞の胴造は出来ません、尙詳しいことは追々に申上げること致します。

第三章 弓構

弓構は足踏、胴造といふ動作に續いて致しまする所の弓を射るに就て、其弓の構へ方で御座います、そこで弓構にも前に足踏や胴造で述べましたと同じ様に三つの小目録が御座います、其小目録と申しますは一に弓懐ゆみかほ、二に三つの目附、三に比人ひびん、双の比の位で御座います、此三つの小目録が完全に行はるゝ様になりますれば、弓構は立派に成り立つて參ります。

第一節 弓構を體の中央にて爲すに就て

そこで弓構のことを申しますに就きては大きに此弓術書を調べて見ましても疑問の點があるので御座います、只今の東京人のなす弓構の仕方を見ましても頗る疑ひの起ることで御座います、既に私が東京帝國大學の弓術部に於て印刷しました弓術書にも詳しく書き記して置きましたが、總じて何事によらず、時節の流行といひ、沿革と申すことも御座いまして、其當時に適する姿、又は形と申すものが行はれます、ごふいふ譯で御座いまして、弓構に於ても當時東京人の射る弓は悉く自分の中央にとりて致します、之に反しまして、地方の御方とか、又は堅氣に傳來の弓術書を便りにして古風を守る人は悉く教の通り、づうつと弓を左手の方に差し延べ左手を曲げて弓構を致します、一體左手を曲げて弓構すべきが本當であつたが時の流行につれて變つて參りますのは自然の勢で御座います。

弓を前に構ふといふ原因は何から起れるかと申しますれば、之れは御案内もある通り、此弓構は騎射きしやより歩射ふしやに移りまして、次第で、御承知の通り、騎射は、鐙やぶに足をかけて居りますから左手の方にかゝりて矢を番ばんひまする譯に參りませんで、弓

部 之 術 射

部 之 術 射

は左右の鐙の膝に載せられませんが、そこで矢も體の前にて番ひ、弓構も此所で致しましたので御座います、詳しいことはお話し致すにも及びませんが、弓術の術につきて心得までに御話しいたしますが、此原因と申しまするは、小笠原流の射術より移つて參つて、今日の様となつた譯で御座います、それ故に東京の人は小笠原流になし來りしものを見て之を行ふものが多くなり、遂に之れが習慣となり、師たるものも其傳で教へ、體の前方の中央で矢も番ひ、弓構も、致すことゝなつて居るので御座います、けれども一體日置流竹林派に於ては體の中央では弓構を致しません、左手に手を延して弓構を致します。

唯今申す小笠原家へ歩射のことも騎射のことも八代將軍吉宗公が委託致しまして、旗下家人に之を傳導せよとの臺命ありまして、我れもくゝと小笠原家に追從致す様になりました、去りながら一體小笠原家にては弓術を術として學ばずして、禮射が小笠原家の持分であつたので御座います、私が考へまするに、小笠原に於てもづうつと以前は普通歩射に於ては左方にさし延べて矢を番へ、弓構も致したることゝ思ひます、之れ取りも直さず、實際に於て歩射をなすに當り敵に近づき、若くは戰場にて引く場合には、前方にて致すことは全體不都合の次第であります、之に

射 術 之 部

反して騎射にては是非前方にて矢を番ふべきものにて、それに小笠原は元來騎射が主にして、歩射は附けたりと申して宜しい位の傾きでありますから、騎射の形を何時となく慣れて仕舞つて、歩射に於ても前方の中央にする方が、勝手がよいと申して、歩射にても中央にて矢を番ふことになつたので、御座います、之れは從來の傳書により左手の方に伸してすると、前に向つて爲すとの違ひあるのみで別に小目録等には大した違ひはありません、之れは小目録に變化は及ぼしません、故に小目録を改める必要もありません、矢張り従前の小目録に習ふて致します。

又尙考へまするに前にて構ふることは要前（まへ）と申して、戦時或は實用上の弓構には適しません、どうも合點が行きません、之れは騎射から移つて參つたことは前に申した通りで、御座います、戦時に於ては是非左手に構ふべき筈と思ひます、若し左手に構ふとすれば弓にて槍や刀を受け拂ふことも出来ませう、未だ弓を放たぬ内に間近に敵が迫り來らぬとも限りません、今之を前にて構へ居れば左方にて構へ居る様に素早く受け刀する譯には參り兼ねます、されば要前には左方にて構へたるものと察するは誠に當然の話であると考へられます、中央に構へたものを又左に向き直して敵の刀槍を妨ぐといふ譯になると直ちに其弓を使はれませぬ、されば

射 術 之 部

前に構ふることは中古騎射から移つたもので、實地の用向の爲めではありません、唯形容式として専ら用ひられて今日の有様とはなつたことゝ存じます、私不肖には未だ何時頃からそふなつたかといふことは詳しく調べて御座いません、弓術に限らず、外の技術に於ても今日から見れば實地の應用には迂遠なものが住々ありませぬが、是等も詳しく調ふる機會を持ちませぬから御話し申しかねます。

第二節 弓 懷

弓構の中の一つの小目録でありますところの弓懷（ゆゑ）とは、矢を番ひてそれに取りかけを致しました、其左右の間は人體の懷の心持合になつて居ります、そこで之を弓懷と申します、弓術書にも弓懷（ゆゑ）を廣くせよと申して御座います、弓懷を廣くとは例へば懷の取り様はどふかといふに、先づ左手の手の内といふもの、其手の内も略ぼ整ふて、右手の取り掛けも出來て、弓を引くばかりになりませんでしたとき、懷を廣く大様に致しますれば、大きに外見も綺麗に見えますから、丸き物を懷（いだ）きし心持にて弓を構へよといふ意味なので、御座います、此弓懷は術の方には別に指したる必要といふものでは御座いません、唯弓を射る順序として又恰好即ち體裁として覺え置く

までのこと、餘り大切と申すほどのことではありません。

第三節 三つの規矩

三つの規矩とは何か、其目的たる目當物と、其目的につける左手の拳の大指とを睨み合ひ、それに右手の肩先と、此三つが揃ふ様にするのが三つの規矩の弓構で御座います。古の弓構は何流でも同様でありました。目置も無論斯く致しました。小笠原も矢張り古の構ひ方は斯く致したに相違ありません。然る所小笠原は八代將軍吉宗公の臺命により弓馬のことは小笠原家がすることになり、従て弓を射ることは騎射が多きもの故、其構ひ方は自ら前にて致す様になりました。これも別に肝要な動作と申すほどではありません。

第四節 比人双の比の位

比人双の比といふ字は、邊も作りも同じ形であります。左右の拳が對々になる様に甲乙なき様に構へよといふことであります。之を正面の方に構ふること即ち馬上にて構ふるの方から云ふときは、比の字の如く左右ともに上下なき様に水平にせ

よと云ふことで御座います。之れも唯弓を構ふる形容だけで、術としての關係は薄う御座います。構の恰好だけに止まります併しながら之れも射法の順序であります。従て打起及び引取をなす場合に大なる損が御座います。但し大切には相違なしと申すもの、こうせねば全く弓が引けぬといふ程大切なものでは御座いません。唯形容の方が主であると申すだけで御座います。

第四章 打 起

打起は弓術にとりて最も大事の所で御座います。本來の道理を考へて見ましても打起は實に大事で御座います。なせ大事であるかと申せば、つまり一本の矢を射りまする其基礎と申すのは此打起で御座います。之より弓を射るといふ實際の仕事に取りかゝるので御座います。唯今まで申し述べました所の足踏、胴造、弓構などは其弓を射るといふ豫備の動作に過ぎぬのであります。之れまでは土臺の据え付け方を申したので御座います。之れまでの三ヶ條は重に精神上の働きで御座いました。もとより姿勢と心氣の相伴ふて参りまして誠の動作が成り立つので御座いま

すが、今までの動作は左まで重要と認められぬのでありました、それで足踏から弓構までを過去身と申し、之れからを現在身と申します、現在とは打起してから引取狙ひ、離す所までを申します、打起にて小目録と申しまするは會の弦道剛の弓懐、猿臂の射、及び比人双の人の位で御座います。

第一節 會の弦道

會の弦道とは所謂右手の方のちやんと取掛けをして引き取る道筋を説きましたこと、御座います、會の弦道の會といふ字は一字兩様の意義を持つて居ります、即ち第一は大指の腹に弦のかゝることを會と申しますし、又第二には弓を引きしほりたる所も會と申します、此會の弦道に一文字と十文字との二た通りが御座います、一文字は的前に使ひまする弦道で御座います、十文字の方は中古から始まりました所の指矢前に使ひます、彼の三十三間堂の通し矢の射方の指矢には十文字の會を使ひました。

それでその會の一文字と申すことは、引き渡して肩に収まりますと腕の内にひねり込みました恰好で御座います、之を日の表と申します、之に對しまして會の十文

字を日の裏と申します、之れは會が平附になりまして、此方は至つて強い會口で御座います、それ故指矢前に都合宜しいので御座います、併しながら日の表、日の裏と申しますことは、唯今申します次第の通り、的前であるから日の表の會に致し、指矢前であるから日の裏と限る譯には參りません、其人々の天稟によることで御座います、又一體的前でも指矢前でも打起の所に於ては弦道の事は差して用のない様ではあります、會口のとりに様で十分の打起が出来ぬ事も御座います、そこで斯く申した次第で御座います。

第二節 剛の弓懐

剛と申すことは、つまり剛弱の剛でありまして古歌にも申す通り、
剛は父、會は母なり、矢は子なり、片思ひして子は育つまじ

剛とは凡て押手のこと、思召せば好いので御座います、そこで剛の弓懐とは弓を構ひましたる内懐のことで御座います、打起は左右ともに打起すと申すもの、其弓手の方の力が勝つ位に打起しませぬと弓手は勝手に負けることになり、其勝手は押手に従ふので御座います、弓懐と申すことは前に弓構の所で申しまし

た通りで、弓手馬手の恰好よく、左右の手の儘に打起せと申すことで御座います。

第三節 比人双の人の位

比人双の人の位と申す人といふ字は、へッ、ボツと申しまして、ノへといふ形で御座います。此心持にて左手も右手も同じく真直に、方も曲尺も同じ心にて打起すので御座います。さて打起につきまして弓を陸に上げるとか又天突地突など他流にては申しますが、日置では申しません。天突、地突と申すことは弓と體とが上下に分るゝことを申すので、弓は天を貫くばかりに打起し、弓が上るに従ふて體は浮かぶ氣になりたがる、それではいけません。弓と體とは上下に分れ、弓はすうと天を貫くばかりにし、體は下に確りと残る心持に致すので御座います。打起につれて體が延び上つてはなりません。つまりは弓と體とは上下に分るゝことを申すので御座います。

前々にも申す通り比人双といふ言葉は所々に用ひられます。之れは字形の通り大方左右同力に鈞合を取る爲めで御座いませう。小笠原流でも此言葉を用ひて、其弓術書の書目に載せて御座います。かたゞ、此言葉は凡ての弓術書に縁故ある爲め

に一般に能く使はれます。併し多くは同じ發音である所の美人相を書いてあります。竹林派では美人相とは申しません。

序ながら申しますが、美人相といひて美人の相であるといふことは何流にも用ひられた言葉であります。つまり美人相といふ言葉は如何にも美しき相合といふ所より弓術にも相應しきことゝして、助く貴重されたものと思はれます。比人双は流義により唯今申す如く美人相と書き、或は美人草と申しまして美しき形容語となつて居ります。

そこでこの打起は誠に其時に精神上の働きが外部の動作に移りますときでありますから、此時の心氣の扱ひが大切に御座います。判然とは知らざる距離にある。當物も心氣によりて大凡何間位といふとを心に定めて打起するのであります。即ち距離の遠近は打起の時に精神上に感じて決定さるのであります。それ故に打起は中々大切なる動作で御座います。

第五章 引 取

引取は流義によりては引分とも申しますが、日置の申し残されましたのは引取と

いふてあります、何時の頃から引分と申し始めましたか判然分りません、中古から始まつたものか、夫れとも其以前から申て居つたのか其程は存じません、引取と申す箇條は所謂打起してから次に致します動作で、其引取は向ふの弦を此方へ引き取るので御座います、引取にありて唯今述べようとする小目録は、鳥兔の梯大三引け三分の一で御座います。

第一節 鳥兔の梯

此鳥兔の梯と申します目録の譯は、之を漢學者に申させますと、何とか六ヶ敷いことを申しませふが、餘り感心致しません又左を日、右を月とする譯から起つたとも申す説も御座います、即ち太陽には鳥が住んで居り、月には兔が居ると申すこと、から、日月陰陽の調和に因んで斯く名つけたのでありませふ、兔に角左右の拳に就て、左を鳥、右を兔に譬へて、其梯となる所の矢は初め引き取る時分は、反り橋の様にならなくてはなりません、即ち中は平より少し高く致すのであります、中高に致しますれば、其形は反り橋の形になるのであります、中は上るといふよりも、寧ろ下り勝ちのものでありますから、初めは反り橋であつても、次第に引き收むるに従つ

て平らになつて参ります。

第二節 大三引け三分一

今一つある小目録は、大三引け三分一で御座います、大三と申すことは、づつと古くは申しましたが、中古は肘力と申しました、なせかと申しますれば、もと打起した弓でありますから、之を大凡矢束の三分の一たけの所まで引きて止めます、休むにあらず、一旦止めてそれから残りの三分の二を引きます、之を肘力と申しました、そこで大三とは大は大事なる所、三とは引け三分一の三で御座います、大三を分けて申しますれば、大目と引け三分一となり、押手の方の形が大事であるといふ所から大三と略語で申します。

三分一とは引け三分の一に致しまして、三分の二は收り所といたします、何の爲めに三分の一を引きて中止しますか、之れには大に理由のあることで御座います、又此所は至極大切な所なので御座います、なせ大切であるか、其大切な所と申します譯は、是より弓の成り立つ所であるからであります、そこで引け三分一といふものにして、此所まで引込めば、誠に姿勢も規矩も共に揃ふて居るかどうかを見る爲

第二編七道概論 第五章引取 四二

めに、一寸此所で其釣合を考ひ調べます、残るところはまだ二分ありますから、強弱を考へ、又過不及等の具合をも見ることが出来ます、恰好の良否、左右の拳の高下、肩の高下、足踏の力が連続しあるか、體にゆるみの生じたる箇所ありや否やなどを調べて、そこで凡ての點が完全であると我が内心に満足すれば後の二分を引き渡す、收まり所まで引きて其所に收れば夫れでちやんと一本の現在が出来ます、斯くして現在の姿が備はれば弓を引きたる全體が完備することになります。

第三節 眞行草

現在の姿勢が完備すると申すことには色々次第が御座います、弓には御承知の通り眞行草の三通り御座います、眞とは的前のことで、又遊弓とも申します、素より今日は扱置き古は弓は軍器の重具として戰場に缺くべからざるものでありました、されば其用向に適する様に其引き方、姿勢、形等も學びました、けれども、又平常は的を引きて中り外れを争ふて遊ぶ心持にて致しました、されば的前の事を遊弓とも申しました、即ち遊弓とは要前に對して名つけた者で御座います、又要前は臨機應變によりて場合を外れ、格に外れて格に入ると申しますが、遊弓の方は君子に至る

姿勢で御座いまして、美しく綺麗しにて中り外れを論じますが、要前になりますとそふ云ふ譯には參りません、的前は花々敷派手に射るといふ旨意に叶ふて居ります、次に行と申しまするは操、矢前或は矢踏みと申して成るべく遠くに唯一寸でも先きに遣るといふことを目的とする射法で御座います。

草と申すは慶長此方の指矢前のことをいひまして、形は異形でありますが矢に渡る強みを持たせ、勞れず達者に射る形を申します、即ち格をはつれて自由自在に引くと申すことで御座います、此三形の揃ふて射るものを上手と申します。

第四節 中りに就て

眞行草の三つの中での的前の眞が最も六ヶ敷う御座います、的前は精神の働きのやがましいのであります、弓なるものは七分は精神にありと申して宜しう御座います、弓矢は死物であつて之に活動の力を與ふるは射手にあるので御座いますから、射手たるものは精神を込めて致すべきは勿論のとで御座います、そうすれば中り外れも確かに豫知することも出来て、其積りで修業すれば追々には立派に射れる様になります、従つて中りも自然と多くなつて參ります、兎角初歩の中は中り外れ

を氣にし、射形を無視する傾があります、之れ弓を學ぶもの、最大なる缺點で御座います、所謂俗に申しまする空々寂々で引て中てるのと精神を込めて引いて中るとは、的に中る點に於ては同一では御座いますが、其間に非常の相違があると思ひます、私が能く中てる人の弓を考へて見ますると、初心の出來上りたての人の中りの方が、却て數をかけ精神を込めて練習したる人よりもよく中ります、これは初心の出來上りたての方は實は空にて唯調子に乗つて中て、居るので、骨も折れず、其中りは何故に中るか自分にも分らず、不思議に中ると思ふ、其位の程度で御座います、弓の位置の場合になりますと、やうやく一本の矢を大骨を折りて射りますれば、中りは雜作もないとしても、草臥れます、巧者になるほど草臥骨折が増します、されば競争などの場合になりますと、空に引く方は樂で疲れも來ませんから、正式に引く方の者は自然負けず、丁度五本の矢を引くのと一本の矢を引くのと釣合ふ位であります、二つには多少弓の趣味を解する人は、本當に射なければ決して中るものではありませんが、一方は拍子と意氣込とで中てる、俗に天狗になつて中々餘計に中ります、數のかゝつた巧者の人の負けずるのは普通當然の話して御座います、つまり一方は中てさいすれば宜しいといふに、他の方は善く弓を引かうといふ方

射 之 部

で、永い間には修業の積んだものには勝てません又弓の味も別であります、從つて骨の折れ方が違います。

第六章 會

これより六番目の會と申すことを御話し致しませふ、此所に一字合點の行かぬ事が御座います、唯普通に申します會は肩へ收まつた所と致して居りますが、日置では狙ふ内を申します、會は又持つとも抱いるとも申します。

會とは佛語に申す會者定離といふ意味を取りまして竹林で附けました言葉で御座います、これは前にも申して置きました通り、一字兩様の意味が御座います、即ち前に申しました會の弦道といふときの會と、又引き來りて收り所に至り目當物を狙ひ將に放さんとする現在の所も會と申します、竹林では持つといふことを嫌ひまして會と申します、佛語の會者定離即ち會ふものは離るゝ道理である、一旦引き來りては放れて元の姿に還るといふ意味を含ませたので御座います。

會を普通抱いるとか持つとか申しますが、持つにては唯持つて居る丈けの意味、抱いるも同様ではあるが、竹林でも抱いるといふことは申します、抱いるとは收まり

射 之 部

所まで引き来れば大事にせよといふ意味で御座います、人より大事な物を預つたならば大切に抱い込んで落さず取られぬ様に大事にして居ることで、引き收まれば耐えよと申すことで、物を抱いた心にて押えよといふことで御座います、持つには説明が不充分の様に思はれます、竹林派では抱いといふ言葉は使ひますが、持つといふことは嫌ひます。

此會までが現在身で御座います、此現在身の形といふことを弓術にては規矩かば喰ひ合ひのことと申しまして、規矩が正しく邪なことなく參らなければ障りが起るもので御座います、彼の人の臨終れんじゆうのときと、弓を將に放さんとするときとは甚だ能く似て居ります、心に邪念なく後に思ひ残すことなく放れ行くことは、恰も人が自然に眠るともなく往生を遂ぐる様なもので、所謂會者定離の例ひの如く惜む所なく放れ行くべき筈であります、此方に補ひをなし又正しからざる行あれば放れる所に障りを起します、されば己を正しうして骨法こっぽう規矩きこに違はない様にして置きますれば、期節が来ると同時に自然立派に離れて參ります、即ち佛法にて成佛ぶつじゆうと申す所で弓では的に中ると申すことで、中りは即ち成佛で御座ます、此事は射法輯要と申す本にも御座います、そうなる中らぬ事は殆んど無いと申して宜しい位で御座

部 之 術 射

います、されば現在身の規矩と申すことは弓を引き張り居る所の大切の場合であります、そこで之れが矢一本を射るに當つて現在の大事な所で、曲れる事の出來ぬ大事な所で御座います。

第七章 離

離れとは御案内の通り引き張れるものを放しやることで御座います、離れの箇條は中々多くあります、先づ此所には其重なるもの二三を申上ぐることに致しませふ、即ち四部しぶの離り又は紫部の離り、鸚鵡う、鶴かの離り、雨露利うろりの離り、今は之れだけを離れの小目録として申しませふ。

第一節 四部の離

四部の離とは四ヶ所にて同様に離るれば宜しいと申すことで御座います、四ヶ所とは所謂左手の拳、右手の拳、左肩、右肩のことを申します、此四ヶ所で同時に離るれば宜しと申します。

四部に言葉の通ふ紫部むらと申すことは趣意は變りありません、紫部と申すことは如

部 之 術 射

第 七 章 離
四八
何いふ譯かといふと、離れを勉強すれば次第に熟達して参ります、色で申しますれば白とか青とかいふものも熟して参りますれば紫色になります、其紫色なる高尙の離れ口を紫部の離れと申すので御座います。

第二節 鸚鵡の離

鸚鵡の離とは凡て鸚鵡が人の物云ふことを真似することに例へて申すことで、左手に應じた右手の離れでなければ眞の離れと申されません、外見では離れは勝手にのみある様に見えますが、實は離れは弓手にあるので御座います、之れは他流でも同様で御座います、離れは弓手がすることを右手が受けて致すので御座います、此事は嘗て申して置いた事で御座います。

第三節 雨露利の離

雨露利の離とは字義の通り、雨の雫しづくが追々に木或は草の葉に宿り、露の形となりて落つる具合を申します、俗に熟柿が獨りでに落つる様に似て居ると申しますが、竹林では雨露利の離れと申します、或る人は又無念無想の離れと申しますが、無念無

想では放されまますまい、要するに離れは四部の離といひ、鸚鵡の離といひ、雨露利の離といひ、皆滞りなく各部圓滿に離れて行く様に勉めたいのであります、尙其他の小目録の詳しきことは追々に述ぶることに致しませふ。

第三編 射術細論

第一部 汎論

前々編及び前編にて射術の概要を御話致しましたから、初歩の御方は之によりて七道の中の足踏から初めて胴造、弓構等を型の通りに致しましたならば、其稽古の積むに従つて次第に上達せらるゝことゝ存じます、此射術に限りません、何の技藝におきましても法則若くは形式といふものに據るべきことは勿論ではありませんが、其主とする所は練習にあります、鍛錬が肝要で御座います、射術に於ても一と通り矢の放ち方を覚えましたが、之からは幾千否幾萬幾千萬本となく澤山の矢數を引いて稽古を致さねばなりません、其矢數のかゝるに従ふて、上手にもなり弓の趣味といふものも自然に感して來ますのは勿論ではありませんが、又其練習をして居る間に故障といふものも起つて來ないとも限りません、其爲めに折角覺え込んで來た此弓を抛つものも數ある様に思はれます、そこで今茲に初心の者が弓を手にし初めてより其極秘を盡すまでの徑路は如何なる有様であるかといふことを、極分り易い様に私が名づけました春夏秋冬の位と申すことを御話し致し、次

に昔から傳ひ來りました言葉を取りまして之を説明致して見やうと思ひます

第一章 春夏秋冬の位

春夏秋冬の位と申すことは之までの弓術書には申しては御座いませぬ併し其意味を以ていふた言葉は色々御座いますが、何れも其意味が随分六ヶ敷く説明に困難でありますから、取敢ず極通俗に分り易き様に先づ此春夏秋冬の位として御話し致しませふ、それから追々六ヶ敷い方に移りませふ、

春夏秋冬の位とは初心のものが弓を習ひ始めてより其濫奥を極むるまでの階級即ち弓一代の位に名つたものでありまして之を時季に譬ひて一年を春夏秋冬の四季に分つた其四季に比較したので御座います、初歩より次第に一と通り射術に通じた丈けといふに止まらず、眞に成就せる最後の結果までを分けて申す言葉で御座います。

第一節 春の位

其最初の春は諸君も御承知の通り、萬木が追々芽を出し初め、草木其形を顯はす初

射 術 之 部

期で御座います、弓を射る人に就て申せば、初歩の人が其師より傳授を受けつゝ、習ひ覚えて、次第く目に目に見えて發達して参りますれば、萬木ともに陽氣につれて葉や蕾を生じ、追々と美しき綺麗な花を開くのと、同じ様で御座います、勿論美しき花を開きますのは、春とは限りません、草木の種類によりて夏咲く花も御座います、又秋になつて花の咲くものもありませふ、併しながら花の美しきものになります、ましては大概は櫻を初めとして春咲く花が一番綺麗でもあり、又陽氣でも御座います、又形も美しいのであります、弓に於きましても射習ひの中は先刻も申す通りに進歩も早く其出来ましたる所は、各自の持つて居ります天稟の骨格で致しますこと、病癖と申すものも生せず、氣分に關係も少くして極陽氣な綺麗な形で御座います、此射形の綺麗な形を取りまして萬木一時に花を開き、實に美事なる春の形容と比較して申したので御座います。

第二節 夏の位

夫れより段々弓に修業が積みますれば、修業が積むに従つて上達して参ります、それから精神と姿勢とは相伴はなければならぬ様になります、何事でもそうあるべ

射 術 之 部

き筈ではありますが、就中弓は精神が七分で姿勢が三分であると申します、こうなりますと先刻申した春は心氣の方が薄う御座います、殆んど姿勢専門と申して宜しい位で御座います、夫れ故に自然に美しいのであります、弓の中に於ても無意識ではあります、餘程中ります、然るに夫れより一段其所を通り越しまして、矢數もかゝつて参りますれば、病癖といふものも生じ易く、又精神の働きが盛になつて参りまして、姿勢と精神とが相伴はなければならぬ様になります、時候にすれば段々暑くなつて來ると同様で、萬事苦しくなつて参ります、弓を射るに於ても中々六ヶ敷なつて参ります、即ち以前の出来上りたての様な譯には参りません、之れが夏の季節でありまして、炎暑の苦に堪えられぬといふ様であります、草木の葉は繁茂すれども、根本を防禦せねば、兎角病癖のつき易き季節で御座います、又弓に於ても追々姿勢は調ふて参りますが、其姿勢と精神とが合體して射まされなければ、中りも少くなり、面白味も薄う御座います、之れは實際其程度までに技が進まなければ、分りませぬが、最初の中りは、俗に申すまぐれ中りで御座います、自分としても何の爲めに斯くも中るか、分らず、實に不思議と思ふ位で御座います、そこで矢數がかゝれば、尙一層中ると思ふのは當然の理では御座いますが、實際は左様で御座いま

第三編射術細論 第一部汎論 第一章春夏秋冬の位 五四

せん、段々と稽古が積むに従ひまして精神がは入つて参りまして、精神の方は姿勢よりは働が強くなつて参ります、精神の働が強くなるに従つて外れが多く、中りが少なくなり、そこで年數で申せば十年も修めました人は僅か三年位の人に負けます、中りの方から申せば實際負けて居ります、何故負けるかと申せば初心の人は別段骨も折らず、心配もせず師より習ひました形のみによりて引いて放ちますから中りが多いので御座います、つまり器械的に引いて放つので御座います、此方は寧ろ樂に引いて中ると申す方で御座います、然るに矢數も掛け修業が積むに従ひまして姿勢と精神が相伴はなければ承知致しません、又精神が姿勢に一致せねば中りまん、併しそれからの中りが本當の中りで御座います、篤と精神に感適して中る所の中りて御座います、重に姿勢のみによりて中る所謂空的とは非常の相違が御座います、其骨の折れ具合に於ても精神に姿勢を兼ねて引く方の者の疲れは、空的の方の骨折とは之を矢の數にて申せば四本と十本乃至は夫れ以上の違ひが御座います、斯る次第で空的に引く人の方が中りが多く、修業を幾らか積んだものが負けるといふ妙な現象になります、そうすると稽古を餘計にすると藝が下るのかといふ不審も一應起ります、さりながら能く／＼考いて見れば合點の行くこと

があり、唯射るといふ方から申せば弓の趣味は稍分つて参る頃でありますから、其合點は師が話すまでもなく自然會得致します、斯る次第で稽古をしたものが未熟の初心のものに負けぬといふことは決して珍しいことでは御座いません、素人が見ては何でも中らぬから技術も拙い様に思ひますが、之れは一向弓を知らぬ人の考いであるから、餘り氣にするには及びません、自分で修業すれば此邊の所は自然と御分りになります。

それで此所が最も大切な所で御座います、能く／＼修業を詰めて参りますれば宜しいのであります、矢數の六七萬もかゝれば合點の行くことで御座います、所が多くの人の失敗に終りますのは皆此所で御座います、弓にならずに仕舞ふのは此時季で御座います、此季節を辛棒して射通せば自分に心得た中りを會得致す様になります、之が弓で申す夏の位で御座います。

第三節 秋の位

それで又夏の位を凌ぎ通して幾分か勢を得て修業を積んで参りますれば再び中りも能く出ますが、人間の定數で年齢も積んで來るに従ひまして、身體も以前とは

第三編射術細論 第一部汎論 第一章春夏秋冬の位 五六

異つて参り體力も次第に衰ひて來ます、そこで弓の力も落ち、又矢束も自然に縮ま
ります、傾になります、それを苦にせず修業すれば、益々弓は熟して参ります、之れが
日中は苦熱堪え難かつた所の酷暑を凌ぎ、朝夕は冷氣であつて息がつける様にな
つたのと同じ道理で御座います、こうなればやつと息もつける形になります、又心
も大に安んじて修業が出來ます、此の修業が積みまして遂に麗しき形が出來て参
ります、併し段々と力も衰ひ従つて身體も剛くなりまして精神のみにて體が自由
にならなくなり、されば青年の時の如く思はしく活動することは出來ません、
けれども又修業といふは妙なもので御座います、若し時分の射口とは違ひ面白
い所を合點して参り、他より見ても、五時の射形の出來るもので御座います、即ち夏
より秋になり、また景色で御座います、夏は葉も繁茂して居りましたが、其葉は次
第に色ばみ、一葉散り二葉散り三葉、四葉と散り初め梢も追々枯れ、
御座います、弓を引く形も段々に衰へて來て姿勢も美事といふ點は缺けて参り
ます、秋の季節に於ても同様景色は見て派手なものでは御座いません、それより次
第に冬に移ります。

第四節 冬の位

春は青楓と申して青々した勢ひの隆なものも、秋の終りとなりますれば次第に紅
葉となり、追々寒さも身に染む様になり、夜風に誘はれ或は木枯に逢ひて散り行く
を見ますれば、一と際物淋しく感せられます、けれども又格別一層の味あるもので
御座います、弓術上の所謂紅葉重と申す所は此所で御座います、抑々紅葉重といふ
ことは紅葉の葉が散り、梢は葉もなく唯孤木ではありますが、精神上の働きに於て
は春花咲き若葉の生ずる時季とは異りまして、仕様は衰えても心の中は誠に確か
に極まつた姿で御座います、春から冬に至る弓一代の位につきて古歌が御座いま
す

春楓秋の梢ぞすさまじき、もみちがさねのあらし吹くなり

此歌は竹林坊如成以後に於て最も多くの人の例に引きました歌ではありますが、
日置から傳ひ來つたのかも知れませんが、なせと申せば竹林坊が確かに讀んだとい
ふことも傳ひてないからであります、此歌は誠に結構な歌には相違御座いません
が、一寸普通の人には其四季の區別が分りません、そこで私は拙い歌ではありま

すが、弓一代の四季の分る様に腰折れ歌ではありますが、此歌を読み換えまして次の如く致しました。

春風夏はしげりて秋もみち散り布く冬の心美し

これで四季のことは御分りにならふと思ひます、これからは是れまでの弓術書に御座います所謂春夏秋冬の位と同じ意味の五輪碎といふことを極ざつと御話し致しませふ。

第二章 五輪碎

部 之 術 射

五輪碎の此五輪といふことは佛書に申すことで、其實際の詳しいことは佛書を研究した上で御座いませんと分りませんから、詳しいことは佛書の方に譲りまして其大要だけを摘んで御話し致します。

五輪碎は昔から五段に分けて御座います、即ち一に土體黄色中四角、二に水體黑色北圓形、三に木體青色東圓形、四に火體赤色南三角、五に金體白色西半月、此五つで御座います。

第一節 土體黄色中四角

土體の土は大地でありまして土は中央にありて形四角にして其色は黄色としてあります、其大地の如くにどつしりと足踏を定めまして心ゆるがぬ様を申します、そこで中四角とは其形を申すことで弓構、胴造等に於てひづみなく又たるみなき今日の所謂直角と申すことで御座います、之れは弓を射まする極の初歩のことを申したので御座います。

第二節 水體黑色北圓形

前に申しました土體のことを心得て後は此水體に移るので御座います、水は北にありて形は圓く色は黒いとしてあります、つまり最初は形を一ツ〱に覚え込みますには其區切り〱に角が立ちますが、段々練習がつみ其覚えましたことを連續して致しますれば水の流るゝが如く自然と流暢に圓みもついて参ります、又色にして申せば次第に濃くなつて來て追々黒づんで参ります、そこで弓に就いての一段の進歩を水體黑色北圓形と申します、又我が身は水の體となつて弓の中に眞

丸まにはまり込みまして離るゝ場合には物の露半などの落つるが如くに如何にも名残なく離るゝことを申します。

第三節 木體青色東圓形

木は東にありて形は圓く色は青いとして御座います、これは水體の修業が得られてから春に至つて萬木の枝葉榮え、百花爛熳と申す位に麗はしき時季を申します、此時が元氣も最も盛んであつて技も美しく出來ます時季で御座います。

第四節 火體赤色南三角

火は南にありて形は三角であつて色は赤としてあります、即ち木體の美を心得て弓も段々熟して參りますれば懸かと弦との調和の宜しきことよりして、其離るゝ際には弦けむりの出る位になつたことを申します、即ち弓手と右手とが縮み、たるみなく十分延びまして離るゝ際には火の出る位の勢を持ちまして、餘程烈しき強い所を申します、此所が弓一代の強みのある所で御座います、此所に至りますると矢數といひ年數といひ十分の經驗を積んで成熟せる姿を申します。

第五節 金體白色西半月

金は西にありて色は白く形は半月の如しといふ意ではあるが、此事は前の極強き火體を覚えて後は離れも如何にも軽く、恰も錬り鍛えたる強き鋼鐵を折るが如く誠に冴えたる離れ口の味を申します、即ち強みがあると申しても、數のかゝつた柔かな點を持つて居ります、所謂弓一代の出來上つた其極點を申します。之れ等は竹林坊如成の申されたとてありまして意味は随分六ヶ敷う御座います、其趣意は初めに申した春夏秋冬の位と同じ様でありますから概畧御分りのことゝ思ひます、次は十二字五位と申すことを説明致しませふ。

第三章 十二字五位

十二字五位は前述の如く弓を射るにつきての階段であります、唯言葉を異にし方面を喚へて説明するまでの事で御座います、十二字五位とは父母、君、臣、師、弟、鐵、石、老、木、晴、嵐を申します、文字は丁度十二字ありまして位は五つで御座います、之れより此十二字五位につき其大要を説明致しませふ。

第一節 父母

父母等しければ子の成人速かなり、父母とは左手、右手のことを申します、而して子とは矢のことを申します、其左右の手が能く融和すれば其中にあります矢も達者に成長が出来まして、立派な働きをすることが出来ます、弓を射る方から申せば父は押手、母は勝手でありまして、押手勝手の釣合よく調ひまして、其方に勝り劣りがなく左右同じ位になりますれば子たる所の矢の働きは十分に出来ることで御座います、兎角左手、右手は強弱の生じ易きもので御座います、中々甘く参りません、そこで之を注意させる爲めに、父母等しければ子の成人速かなりと申しました次第で御座います。

第二節 君臣

君臣直なれば國豊なり、之は左右の拳の事について申したので御座います、即ち君は左手の拳で臣は右手の拳を申します、又國とは矢のことを申します、手の中が肝要であるぞと申すことであります、即ち君臣共に一國を治むる上につきて申せば

射

君や臣が正直にして曲れる所がなかつたならば、國家は大平無事にして人民も豊かになつて参る譯で御座います、従つて國勢も隆になつて参ります、弓に於ても押手勝手が釣合よく、少しも曲れる所が御座いませなければ、矢の離れも滞りなく出来る譯で御座います、之れは前に申しました父母の位と同じ様ではあります、少々違つて居ります、前のは弓構、打起から引取までの押手勝手の釣合の様を申しましたのですが、此方は引き收めたるときの懸合について申すことで、左右の拳が共に正しく引込みました其味を申したので御座います。

第三節 師弟

師弟相生すれば諸學長高す、師は弟子を憐み、弟子は師を敬ひ、互に信用を厚くして研究したならば、何學に限らず總べて進歩すべしといふ意味で御座います、そこで師は弓のことで、弟は身體のことを申します、師たる所の弓は餘り新弓でなく餘程手がけた弓であり、又弟子たる身體の方に於ても丸での初心でもなく、年頃のもの即稽古も盛んに致したものであつたならば、弓と體との釣合もよく取れ得る譯で御座います。

部

之

前に申し述べました二ヶ條は左右の手の釣合又は引き收めましたときの恰好、即ち左右の拳の釣合で御座いましたが、此師弟の方は弓と體との關係を申すことであります、例へば弓にして其人の體格に不相應でありましたならば、如何に熟練して居る射手にしましても、好結果を得ることは出来ません、又弓は缺點のなきものでありましても、身體が虚弱であつたならば、壯健な人の如くには十分の効果を得られぬ譯で御座います、されば弓は體に相應するものでなくてはならぬと申すこととで御座います、獨り弓ばかりでは御座いますまい、何業に於ても師は師たるの職分を盡し、弟子は師を敬ひて師弟相生するときは其業は追々昇達することは當然の理で御座います、之を弓と體との譬ひに引きましたのは深く味ふべきことで御座います。

第四節 鐵 石

鐵石相尅して火の出つること急なり、これは少し前に五輪碎の所で申しました火體赤色南三角といふのと同じ意味で御座います、實に鋭い強みのあることを申します、鐵と石とが磨擦しましたならば其結果鐵と石との間に火の出る勢を以て

離れて行く、矢勢の如何にも強いことを申します。

第五節 老木晴嵐

老木晴嵐紅葉散つて冷し、之れは前に一寸申しました紅葉重と同じ時季で御座います、前にも申す通り十二字五位は父母、君臣、師弟、鐵石、老木晴嵐まで初めより五段に分れて居りますが、之れは全く五輪碎と同じことであります、而して此老木晴嵐と申す第五段目は全體白色西半月の場合で御座います、何れも其終局の時季を申します、之を一年中の時季にて申せば冬は木枯の爲めに木の葉落ちて下に散り満ちて其美しき様は、恰も思ふが儘に弓も引けて精神上思ひ残す所なく離るゝ場合を申します。

之れで十二字五位の概略を申し終りました、詳しいことは最初に述べました春夏秋冬の位にありますから此所は極ざつと申したので、次に蕙布絹綾錦のことを申しませよ。

第四章 蕙布絹綾錦

蕙布絹綾錦と申すことは弓を稽古する間の階級につきて、初心のものが弓を引き習ふて次第に其濫與を極むるまでの位を五つに分けていふので御座います。

第一節 蕙の段

蕙はムシロといふ字で、御案内の通り縦横とも藁で織りました極粗糲なもので御座います、弓も其通りで習ひ初めは縦も横も荒き蕙の如く足踏、胴造を始め離れに至るまで、實に殺風景なもので御座います、去りながら品は蕙ではあるが其縦絲、横絲の亂れぬ所は矢張足踏、胴造等が其規矩に合ふて居ると同様で御座います、即ち形や姿勢だけをちやんと覺えたならば、矢數のかゝるに従つて段々に色艶も附いて參ります、唯初心に於ては此荒蕙と同様に足踏、胴造等の七道が誠に極規矩の確かなことを教ふるので御座います、斯して其人の天稟によりて規矩をはづさず、十分に教えたてます、此縦絲、横絲のことに就てはまだ、詳しく申せば限りもないことでありますけれども、そは後に述ぶること、致しませう、此蕙の段に於ては重に弓の規矩準繩を覺えるを主と致します、夫れよりは數を掛けて昇達いたします、初めより達者にはなれません。

第二節 布の段

布はヌノにて之れも縦横ともあやどりは變りありません、けれども布は蕙と違ひ絲目も細くあり、且又其縦絲、横絲とも綿を紡いで拵えたものであります、弓も其通りで最初引く準繩を覺えて、次第に數をかけたならば、段々夫れに色艶もつき、追々に體もしまりて達者になつて參り、其を習ふたといふ程度が分ります、此程度を布の位と申します、縦横のことを經緯とも申しますが、此事は蕙布ともに同様であります、經は總て精神上の働きを申し、緯は形、姿勢に當つて居ります、そこで此事を何所までも辨いて居らねばなりません、又弓の五段の位とは離れて別に經の段といふものがありますが、之れは縦の段と申すことで、凡て萬事たてぬきといふて、取り別け經が揃ふことが肝要で御座います、經の段に就ては追つて、詳しく述ぶることに致しませふ。

第三節 絹の段

絹はキヌにて最初は蕙、夫れから進歩して布、又一段進歩して絹となるので御座い

第三編射術細論 第一部汎論 第四章建布絹綾の 六八

ます、絹は御案内の通り、綿から作るのでもない、又藁を以て拵えるのでも御座いません、蠶と稱する蟲が造れる繭から取りました糸を織つたので御座います、されば布に對すれば無論立派で御座います、弓も其通りで、手數のかゝるに従つて體もしつかりし、弓の規矩もちやんと心得て、前の筵や布のあら／＼しい所は過ぎ去りて一とかとの織物となつた恰好で御座います、即ち其の稽古をしてやつと弓らしくなる場合で御座います、斯の如くして弓らしくなつた所は先づ三十年間の修業で申せば習ひ初めてから五六年も立つた所で、人前で引いても醜くない所で御座います、未だ氣癖もつかず其の病氣もなく、唯弓らしくなつた所を申します。

第四節 綾の段

綾はアヤと申して御承知の通り織物でも紋柄もんがらを布の中に織り込むとか、形を出すとかして絹よりは一層立派な織物で御座います。

弓も春夏秋冬の位の所にて申せし如くに、病といふものがありまして之をあやなすもので御座います、癖のつきました當座は之を防ぐ方もなく、癖のまゝであつて其癖を補つて居る程になれませんが、其まゝ引いて放す場合が多う御座います、其所

を凌ぎ／＼て修業を重ねますれば、癖のない時と同様に立ち戻り、即ち立派に取り直すことになり、それは修業の効で御座います、其病は自分で直します、そういふ病が生じましたなら、其直し方は師より教はるとするも、覺えることは自分にあつて直すは自分の力で致す様になります、そこで其をどうかこうか射こなす丈けになれたと申します、夫れから修業を重ねて参りますれば遂には錦の段になります。

第五節 錦の段

綿は御案内の通り矢張り織物と云ふ點に於ては前とは同ではありませんが、綾とは違ひ五色の粉飾こなしきをなし、又金銀の絲なども使つて織つたのも御座います、此上もなく美しき織物で御座います、弓にとりましては病も出、氣癖もありかた／＼之を修業によりて取り直し、見事に一本の矢を全ふして射ることになります、至極立派な射形が出来上りまして、見て居る者は勿論のこと、自分でも大に趣味を感じます、此段は前に述べました老木晴嵐や金體白色西半月と同様でありまして、修業の積んだ極點を申します、これまでが弓一代の段取即階級を申したので御座いま

す。

第二部 本論

第一章 足踏

第壹編及び第貳編に於て足踏の大體の事や、又之に關しました小目錄をも申して置きました、即ち蜘蛛の曲尺、闇の夜の曲尺並びに扇の曲尺のことを概略御話し致しましたから、今度は其足踏をなすにつきて、左右の受けの具合で矢の前後左右の何れに行くかといふことを説明しませふ、尤も矢の前後左右何れに行くといふことは足踏の仕方のみには限りませんが、今は唯足踏の仕方よりして起るべき點を、前に申しました小目錄につき、一層細密に御話し致しませふ。

第一節 蜘蛛の曲尺

蜘蛛の曲尺とは如何なることかといふことは前に申して置きましたから、御承知の事と思ひますが、此蜘蛛の曲尺の法則をはつれたならば如何なる結果を生ずるかといふことを御話し致すので御座います、但しは矢の正しく行かないのはどう

三六

いふ譯であるかといふことを説明して見やうと思ひます。

法則を違へて居る爲めに、矢が豫期した所に參りません、其理由を蜘蛛の曲尺だけにつきて申しませふ、先づ蜘蛛の曲尺は御承知の通り左足の中指の先を目當物の中央と思ふ所に踏み定め、之を定規として右足を踏み開き、左の足の中指と右足の中指とが對々になる様に踏みますのが蜘蛛の曲尺で御座います、所で追々修業を致しまする中には、其左右の足の居所が種々様々に變ることがあります、それに従つて矢は前後左右に出ることが往々あります、それを自分では何の原因でそのうであるか氣が附かずに、氣ばかり揉んで居ては中りは尙々少なう御座います、これは右足のはたらき具合によるものが中々大きいので御座います、即ち右足が前に出ますと、後に退きますとによりて、非常の相違が御座います、左足は唯目當物の的に付けるだけであるから、別段にかはり様は御座いません、的を見て體の定規に左足を踏み出すのでありますから、左足には別に異状は御座いません、前にも申す通り矢の前後に散りますのは足踏の悪しきためとのみは限りません、諸方に其原因はありますが、足踏だけにつきて申せば、矢の前後に出ますのは右足の前後することから起るので御座います。

そこで兎角矢の前に出ますのは右足の前に出過ぎるから起るので御座います、それはなせかと申せば、右足が前に出ますと、體は三角形の形となりまして、胴造りがひづみまます、それで勝手の働きが充分であつて、押手の方は力がぬけます、即ち勝手は強く押手は弱くなります、夫れが爲めに矢は前に出るので御座います。又之れとは正反對に、右足を後に置きますれば、矢は後に出ます、これはなせかと申せば、此場合には押手の方に多く力がいりまして、勝手が弱くなります、そこで左右の釣合がとれませんが、即ち受けかた差しかたになりまして、勝手の受ける所が延びます、かた／＼する故に、矢は後つきまます、そこで能く折り／＼そふいふ様な働きになりますから、自分で心つけて折り／＼見て正さなければなりません、うつかり足踏をして射ると往々そふいふことが起ります。

そこで又同様の理窟で足踏の廣狭によりて矢の働きが變ります、それは先づ少々遠き處を射ますときは、足を狭めて踏め、近くと思ひば足を廣めよといふことが法則で御座います、それが爲めに遠矢、指矢即ち七八十間内外もある所になりますと、一向足を常よりは、大凡三四寸もつばめて踏みます、そうすれば矢は差し目に出ます、夫れ故十五間の普通の的前でも知らず／＼左右の足が寄りて狭くなります

れば矢が差し目に出ることが分ります、又それとは正反對に足踏を廣くすれば、矢は落ち目に出ます、足を廣く踏みますれば、自然と體は下に沈む様になります、之とは反對に狭く踏めば體は浮きます、體が浮いたならば胴は自ら起きまして、射り能くになります、そこで矢は高目に出ると譯になるので御座います。斯の如くに矢の左右前後に出ますのは右足の踏み方の前後する爲めでありまして、矢の上下に出るのは足踏の廣狭によるといふことを心得て置くことが肝要で御座います、之れ等は矢張り蜘蛛が巢を作るときの苦心と同一の理由に基づくので御座います、そこで是等の法則として蜘蛛の曲尺といふ名稱をつけましたのは誠に適當のことと思はれます。

第二節 闇夜の規矩

闇の夜の規矩も足踏につきての法則でありまして、蜘蛛の規矩に於ては左足の定め方は一定して居つて、右足の位置の定め方を説明したので御座います、闇の夜の規矩では左右の足を何所にきめるか、其定め方を申すので御座います、一體闇の夜の規矩を應用しまする場合に於ては、目當物ははつきり肉眼にて見ることが出來

ませぬ時であつて、其物音を聞き、其目當物の所在を知るとか、又は何か聲によりて其目的を知るといふ様な譯で御座います、そこで又其大凡の間數も何程位あるかといふことを計つて足踏を定めます、夜分は犬を連れて行けといふことが射法輯要といふ本に出でありますが、矢張この足踏の定め方を知る爲めであり、犬を連れて行くといふことは戰場に於ては到底不可能のことであり、又射場に於ても同様に犬を連れ、といふ譯には參りません、されば闇夜の規矩は古昔狩獵をなす場合に用ひました法則の様に思はれます、犬を連れて野外に參ります、其犬は無論獵犬で御座います、古も狩獵には犬を使つたので御座います、闇の夜に於て又は闇の夜でなくとも、深き草叢等に於て、何か物音がしますれば、犬は御承知の獸類であり、まして、人の眼力よりは餘程遠く利くものであり、まして、夜中であつても其の物の所在を確めることが早いと申します、此邊のことは今日の學問上から研究しましたなら、何でもないことでありませぬが、古は唯經驗上から犬を利用することが調法として之を連れて行くことにしたことでありませぬ、又犬の左右の耳は中々鋭敏なものであります、犬ばかりではありませぬ、馬も同様であります、其耳を働かすことが頗る機敏なものであります、實際己れの聞きまする物音の方に

向けて耳を立て、其耳の穴を眞向に致しますことは馬も犬も同じことであります、其點は猫に於ては尙更感じが深い様に思はれます、かような次第で人の肉眼では見ることも出來ぬものや、闇の夜には何の音であるか、又は何所に居るか、分らぬものでも、獸類は之を確と見つけて物ありげの様を致します、即ち其目的物はどの位の遠さに居るかを定めます、之を標準として其物に對する見當を考ひて足踏を定めます、犬の耳はどの位に上げて居るかなどを考へて其遠近を知ることが出來ます、經驗の積むに従つて犬の耳の扱ひ方より、大凡此所だといふ見當がつきます、即ち耳と耳との間を的と見て、左の足を其目當物と定めた所に踏み出します、右の足は其準繩に従つて踏み開きます、斯の如く闇の夜には目當物の上下、遠近をはかる爲めに犬を連れて行けと申します、けれども常に射ます前の弓には不要なので御座います。

第三節 扇の規矩

足先きの開き具合を扇五六軒としたるは、若し之れより狭かつたならば兩膝に力を入れますと、足をひねり込む形になります、又開き過ぎますと、足を外にひねり出

す傾になります、兩方とも不自然でありまして、所謂無理な所が御座います、従つてこれが次の動作にまで關係を及ぼすことになり、そこで扇の規矩として足先の開き具合の法則を立てました次第で御座います。

扇の規矩に違ふたからとて、直接に矢所には關係致しません、されど胴造には重大な關係を持つて居ります、即ち射術の土臺たる足踏に無理がありますれば、自然胴造りも立派なもの、出來ぬのも當然の理で御座います。

第一章 胴 造

胴造の中にあります小目録として前に三つほど説明して置きました、即ち大日の規矩、眞の鞍の規矩、左右の妻肩、上肩、地紙に重ねよの口傳で御座いました、されば此所では大日の規矩とは同じ意味ではありますが言葉の變つて居ります、日月身と申すものを御話し致し、次に五身と申すことを説明致しませふ。

第一節 日月身

此日月身と申しまするは、前に申しました大日の規矩と同じことで日といひ、月と

いひ、此社會にありて日月ほど貴といものはありません、物事を恐れぬことから申しまして、日月は何物をも恐れ憚るといふことなく、世界の至る所に赫々たる光輝を放ちまして、人類を初め、草木禽獸までも養育するといふ任務を遂げ果して居ります、弓を射ります場合に於ても、他の胴造の規矩に従ひまして、態度を定め、形を作るべき事は勿論であります、之につけ加へて精神上に於ては只今申しました日月の心を以て胴造すべきことが肝要で御座います、即ち物に恐るゝといふ掛念もなく、心ゆたかに、澁り滯る所あつてはなりません、恐怖とか、喜怒哀樂とか申す過激なる精神状態の變化は、技術の進歩には非常の障害となるもので御座います。

第二節 五 身

五身も胴造の中の一つの小目録で御座います、體の形を文字通り五つの異つた有様に働かすことで御座います、即ち五身とは懸る身、退く身、俯す身、反る身、直なる身を申します。

直なる身の作り方は一番宜しきものではありませんが、目的物に遠近あり、又其射る所の場所にも高下ありまして、其最良である所の直なる身の胴造ばかりによる譯

には参りません、そこで此五身といふ法を設けました次第で御座います、今よりは等の區別に従ひまして順次説明致しませふ。

一 懸る身

懸る身とは目當物の方に身を寄せることで御座います、これはどういふ譯であるかといふに、手近な所を射るときとか、又は穴の中にある物を射ます時分には、體を眞直にして射る譯には参りません、そこで狙ふものに體を充分かけて射ます、つまり目的物に向つて居つても其物が手近な低き所とか、穴の中などにあるにも拘らず、向ふを曲げることにはせねば、引く姿が眞直になつて居りません、懸る身と申しても狙ふて居る目的物と己が體形との釣合はちやんと眞直になつて居るので御座います、體だけで申せばそれは大曲りに曲つて居ります、けれども總ての釣合は眞直なので御座います、若し體が何時も作りつけであつて手先ばかりで加減をするとなれば、それでは規矩は丸はづれであり、されば此場合に於ては胴を曲げて、狙ひ物と體との釣合を眞直にすることが懸る身の法則なので御座います。

二 退く身

懸る身の反對が退く身で御座います、退く身はづうつと體を後にひきます、之れは

射 術 之 部

低き所より高き所を狙ひます場合の胴造で御座います、懸る身とは誠に正反對と思へば宜しう御座います、即ち體を後に退くことが此場合の規矩に合ふので御座います、例へば、普通十五間の尺二の的を狙ふことが射手に最も好く適したものであります、夫れより遠くなり、又は近くなれば所謂此五身の法を巧に働かせねばなりません、懸る身によりて下を射る場合には足踏は常よりも少し廣めに致します、そうすれば體は自由になり易ふ御座います、之に反しまして高いものを射ます場合の退く身におきましては、少し普通の足踏よりはつぼめて致します、即ち體を起す形になります、そうすると體を退くに樂に出來ます、いさゝかたりとも、十五間から三十間といふ様に遠くなり、ときは體を少し起します、そうするには足踏を少し狭く致します、兎角三十間以上のものを射ます場合になりますと、矢は落ち氣味になります、そこで足踏を狭くして體を起して引くと申すことは、此理由によつたので御座います。

三 俯す身

俯す身とは弓を引く時分に體を其儘、正面より前に懸ることを申します、此俯す身は前に申しました所の懸る身、退く身とは大に相違致して居ります、體を俯します

第三編射術細論 第二部本論 第二章脚造 八〇

れば矢は後に出来ます、體を反らせば矢は前に出来ます、なせ體を俯せば矢は後に出るかといふに、前にかゝると體に弓のはまり方深く厚くなります、そこで自然左右の力の平均がとれぬ様になりまして、押手のきゝが強くなります、弓は普通は身體全部で受けて居りますものゝ前にかゝりますと押手のきゝの方が一層強くなります、それが爲め矢は後づきます、されば矢の前に出勝ちのときは俯す身によりて其加減をすることが出来ます。

四 反る身

俯す身の反對は反る身であり、體が後に退きますと、矢は前に出ます、矢の前に出るといふ譯は、俯す身とは正反對で、弓と體とが離れ離れになる傾になります、そこで自然に矢が前に出ます。

體が俯したり反りたりする爲めに、矢が後前に出るといふことを氣がつかず、どういふ譯でそうであるか知らぬと大なる損をいたします、日によりて矢が前づいたり、後づいたりすることのあるのは普通のことであり、其時に此事を心得て置て其心持で體を俯せたり、反らせたり加減をして、矢所を定めます、即ち矢が後へ後へと出ますときは、體を起して其矢所を直しますのも、其一法で御座います。

反り身になれば弓が體とはなれなく、になる傾がありまして、知らず病つく様になりますから、此邊も充分に注意せねばなりません。

俯す身と反る身と其中庸の加減を覺えて練習します中には、だん／＼矢所も正しい所にいたりします。

五 直なる身

矢の上下に出ますのは懸る身、退く身により、矢の前後に出ることは俯す身と反る身とによりて直すことが出来ますが、懸る身、退く身、俯す身、反る身の中庸は即ち直なる身であります。

十五間の尺二の的を引くには直なる身でなくてはなりません、此場合に於ては體を真直に立て、胴造を致しますと、丁度好き釣合になります、十五間といふものが、どういふ譯で丁度宜しきか、弓ばかりでなく砲術に於ても古昔は矢張十五間で稽古致しました、彼の火繩銃で射ます角場と申すのは十五間でございました、御承知の通り、弓箭の力と銃砲の力とは非常の懸隔あるにも拘はらず、即ち二三町の遠き所に參りまする鐵砲であつても十五間の角場で修練致したので、御座います、これは古來弓が十五間で稽古しましたから、慶長以來の渡り物であつた所の砲術も此

所で稽古するといふ單純な理由であつたか乃、至は鐵砲も練習には十五間を以て最も適當であると云ふ爲めか、其邊は又砲術の方の傳授もあること、思ひますが、私共には其詳細は存じません兎に角五身の法の中にて姿勢の最も立派なのは十五間の的を射まする直なる身で御座います。

第三章 弓 構

弓構の中で前に申しました小目録は弓懐、三つの規矩、比人双の比の位であります、また其他にあります小目録は墨指の規矩と骨法に寄る弓立所で御座います、よつて此所では此二つの小目録につきて説明致すことにします。

第一節 墨指の規矩

墨指の規矩とは大工が墨指を扱ふこと、同一の方法を申します、弓構をして射術にかゝりますに、其弓構が誠に大工が墨指を使ふのと一つことで御座います、即ち大工が墨繩をして木や板を切斷するは其切り口を眞直にする目的で致すので御座います、弓構に於ても的高下により、又距離の遠近によりて規矩に合せんとす

る爲めには、少々は相違致す所があります、さりながら弓構は申すまでもなく兩脇を張り、丸き物を抱く如くに致します、我が顔は弓と弦との間に相對する様に致します、之れが弓構の墨指の規矩で御座います。

第二節 骨法に寄る弓立所

人々の骨格によりまして弓構にも少々づゝの差が御座います、概して申せば人々の骨格によりて豊かに延びやかに致すべきであります、又前屈みの人と反り身の人によりてそれ、墨指の規矩の使ひ方を少し違へさせます、即ち反り身の骨格の人であれば弓の立て所を注意して、成るべく體に引き寄せて弓を抱え込みまして右近くにとりて構へ、兩脇を張りて圓き形に構へます、然るに體が自然に前屈みの人は手一杯に丸くはとるもの、體よりは弓を先きに突き出します、手をばなみ、より少し眞直に延ばします、なせかと申せば弓構をして打起をなす時分に少し屈み勝ちの人が丸くすると夫れなり縮んで仕舞ひまして、胸廓延びやかに延びません、故にこれは丸く抱きます恰好にして打起の節、兩手を充分延びます心持で致せば宜しう御座います、斯くすれば弓も豊かに上り、左右共に眞直に上ります、

第三編射術細論 第二部本論 第四章手の内 八四

骨法による弓立所の口傳とは此所を申すので御座います、つまり腕を延ばすと圓くするとの差があるので御座います、其人々の骨格に應じて、規矩に合ふ様に弓構を致します。

第四章 手の内

手の内のことを手の裏とも申しますが、手の内とは御案内の通り弓を左手で握る様を申します、此手の内は弓にとりては中々大事なこと、御座います、尤も弓は放れ口にあると申します、諺にも其離れ口が大事としてあります、其大事な離れ口は何によりて起るか、と申せば精神上にあることは勿論ではあります、若しも其の人の天稟の好き離れ口を持つて居つても、手の内が立派に出来て居りません、其れば其働きを全ふすることが出来ません、夫れ故に手の内と申すことは弓にとりて大層面倒なことで御座います、即ち手の内が主であつて之に従つて起る働きが離れ即ち分れて御座います、そこで手の内を充分吟味して其働きを完全ならしむることを勉めねばなりません。

第一節 五加

五加とは何かと申せば、普通に上押下押拳の入り過ぎ、拳の控への形、此四つが手の内の病癖でありまして、修業の中は色々と變化して参ります、之に其真中を加へて五つであります、能く初心の人には前の四つは起るべき癖でありまして、古來よりの傳書に載せて御座います、依て次に是等のことを尙一層詳しく申し上げませふ。

一 上押と下押

上押とは拇指と人差指との又が多くまくれ込みまして上を押す氣味合でありまして、小指や薬指の方は握る心が薄うなる形であります、そこで唯上にばかり押し込みます。

上押の反對が下押であります、下押は拇指と人差指との又が弓と離れまして、多くは小指や薬指の方がしまり、手の内の拳の方に餘計力が入り過ぎまして、握つて居る弓の下の方ばかり押しします。

上押と下押とは自然に其人々の骨格や生れつきによりまして備はるものであれ

第三編射術細論 第二部本論 第四章手の内 八六

ば其真中を押せと申して上押の性質の人に真中を押せと申し、或は下押の性質の人に真中を押せと申したならば、ことによると考へ違へを起すことがあります、其場合を研究して真中に適する様に致したならば手の内の法に叶ふのであります。

二 捻り過ぎと控へ過ぎ

弓を前に捻り過ぎますと遂には左手の脈所を弦で打ちます、又捻り過ぎる即ち入り過ぎますと、弓のはづみを握り殺して仕舞ひます、弓のはづみが附きませんと、弓返が鈍くなり、そこで弦で脈所を打つ始末となります。

捻り過ぎることの反対なのは控へ過ぎであります、必竟弓の内竹を拇指と人差指の又、真中に當て、押さなければならぬのに、それを控へ過ぎますと手が外にまぐれて手の内が充分に働かせません。

上押、下押、捻り過ぎるも、不足するも皆一つの病、或は其人の癖でもありますが、それでは手の内の働きの充分にとれません、されば此四つの中の中庸をとり、ます、そうすると弓の働きの軽く參りまして、はづみもつき、それで手の内が全具致します、此手の内の五つの仕方を加味して全きものを作り上げますから、之を五加と申します。

第二節 鵜の首

鵜の首とは左手の拇指の形をさして申します、弓を左手に握りまして拇指を其所の弓の角に結びます、なせ鵜の首といふ名稱をつけたかと申せば、御案内の通り鵜と申す鳥は水中に放して魚を捕らせます、其鵜が水中にある魚を呑まんとして、水中に潜り入る恰好の如くに、拇指の頭を下げて將に魚を呑まんとする通りに致します、若し之に反して拇指をそらして上向にしましたならば手の内が弱くなります、鵜の首とは拇指の恰好は如何にするかを教えたのであります。

第三節 卵 中

卵中は文字の通り卵の中といふ意味で御座います、卵の中とはどういふ譯かといふに、其弓を握る恰好はちやんと五加の法に適して取るときは、自然握りたる弓の手の内がすきて、恰も鳥の卵が入る位の隙がとれます、そこで卵中と申します、且つ又俗に弓の手の内で卵を握る具合は、之を堅くしめたならば壊して仕舞ひ、又緩く持てば取り落す憂があります、そこで壊しもせず、落しもせぬ所の具合の手の内の

第四節 三毒

三毒も手の内の小目録の一つであります、なせ三毒と申すかといふに、之れは所謂佛語の貪慾、瞋恚、愚痴から起つたものであります、之を左手の三指に當てまして、拇指が貪慾、薬指が瞋恚、小指が愚痴で御座います。

拇指を貪慾と申しますのは、つまり拇指は手の内に取つて大事なものであります、それ故に善きが上にも尙善き様にと俗に慾を貪はる傾になり易いのであります、唯善い様に取つて居れば夫れで結構であるのに、其上に尙と思ふから慾に陥るのであります、それ故に拇指を善く働かせようとして却つて害になります。

薬指を瞋恚と申すことはどういふ意味かといふに、拇指に充分力がついて居るものを尙其上にとすれば、自然薬指も其餘毒を受けて力を加へずとも善きに却つて要らぬ力を入れて弓の返りを抑へて仕舞ふことになりません。

小指を締めねば弓を取り落すなどとは、よく射手の申す言葉であります、成る程小指の締まらぬ爲めに弓を取り落すことは事實であるけれども、弓の落ちる第一

の原因は必竟別段何も異状なく、其人の射る位置よりいひば善く冴へて、はつみのあるときにあります、第二の原因はいざ放さんとするときに、放さんいや放すまいといふ二期になりて、其間髪を入れず離れて行くときに弓を取り落すことがあります、次に第三の原因と申しますのは引き張りて狙ふて、好く落ちつきて慥かと思ふ中にも危ぶむ所ありて放すときに、弓がはつめば又落ちることがあります、弓の形から申しますれば肥といひまして、弓と弦との間の幅が狭いと落すことがあります、それと申すも原因は矢張弓にはづみを餘計につける譯であるからです、それだけが弓を落す原因となるのであります、序であつたから弓を取り落す原因を一寸御話し致しました。

第五節 骨法

骨法も手の内の一ツの小目録で御座います、骨法とは其人の生れつきによりて手の内の變化する法則を申します、されば前に申しました五加といふこと、同じく其人に具せる骨格を利用して手の内を定むることであり、故に此所では別に詳しくは申しません。

第六節 呼立

呼立^{ひたつた}りも手の内の小目録でありまして、これは至つて手の内の好き形を申します。何故に好いのであるかといふに、此呼立りと申す名目の起りは誠に可笑^かしな話^わしから生じたので御座います、それは赤兒が今まで這^はふてのみ居つたのが、追々に生長するに従つて立つ様になります、其とき赤兒が近邊にある所の器物とか何かにつかまりて、寄りて立ちならひます、其握る手の内が其人に備はつた手の恰好で御座います、弓も赤兒の初めて立ちます際に物につかまらず、其握り方は無心であつて、慾もなく、何の考もなく握る様にするのが肝要としてあります、此赤兒が立ちならふときの物の握り方の通りに弓を握るは、第一の極備はつた手の内で御座います。

第七節 定惠善(三指口傳)

定惠善^{じやうゑぜん}は又三指口傳とも申します、定は拇指でありまして、惠は人差指善は中指のことを申します、拇指と中指とが弓の角々に當つて規則になれば、人差指は唯前に

差し出すのみであります、それから薬指と小指とは又中指に添へて同じ恰好に弓を握るといふに止まるもので御座います、弓を取るに唯中指一本で事は辨ずると申すことは、此所のことと御座います。

人差指を惠と申すことは、めぐむといふ字義の通りで別に深い意味は御座いません、中指は善と申しましたが、此善なる中指は手の内に取りては、其一指で働く極大切な指で御座います、されば之れに何か邪^{よこしま}な申し分でもありません、手の内は完全な働きをなすことが出来ません。

此事につきましては吉田流などでは之を紅葉^{あきば}重と申して居ります、此吉田流で紅葉重と申すのは、單に手の内ばかりを申すことで、其弓を握りました手の指が紅葉の切れ目^{きりめ}の如くに五指皆好く並ぶ様を申します、そこで之を爪揃^{つまぞり}と申して、三指の爪先が揃ふ様にして弓を取れと申すことで御座います、彼の素人弓引きの中の巧者の人などの好く申す言葉で、爪揃といふて居ります、之れは古き他流に於ては一二見たこともありませぬけれども、日置流竹林派に於ては爪揃などいふ言葉は一ヶ條も申しませぬ、尙一言申し加へて置くのは他流にて申す紅葉重は手の内に限りませぬが、日置流或は竹林派に於ては弓一代の位のこととありますから、其言

葉は同一であつても意味に於ては全然相違致して居ります。

第五章 會(懸)

此所では會とは勝手即ち右手のことを申します、此會と申す字は竹林派では他流と違つて兩様に用ひて居ります、即ち引き取つて離るゝ前の具合も會と申しますから、好く其區別を合點して其意味を取り違へぬ様にせねばなりません、一體他流でも會といふ文字は用ひて居ります、どうしても懸と申すより會と申した方が味ひが深ひ様に思はれます、日置流に於ても會といふ文字を多く用へる様になりましたのは慶長以來のことでありまして、日置の改良せられし形が今日に残りまして今の弓を引く姿となつたのであります、夫れ故に各流ともに勝手の掛け口に於ても此會の字を必ず用ひねばならぬと考へます、然るに雪荷派、道雪派、但しは印西派などでは決して掛け口の場合に會の字を用ひません、唯竹林派では會といふ字を弓を引きしほつて將に放さうとする所にも用ひ、又右手の掛け口の所にも用ひます、然るに前にも申す通り同じ日置流であつても派が違ひますれば會といふ字を二様に用ふれば誤解を生ずるとでも申す爲めか、掛け口には會を用ひません、そ

れは何故であるか、其邊の所は他流であるから、充分に調べが屆きません、かような譯で正統の日置は會を二様に用ひて居ります、ちと横道には入りましたが、會の字義について申して置かなければ他の弓書を御覽になると、會の字を一つの意義とのみ心得て居て大なる誤解を生ずる恐れがありますから、此所で申した次第であります、そうすれば會の字は前後の關係からして何れの意味であるか、直ちに其判斷がつくことになり、それで常に申す勝手を會といひましてカケと讀みま

第一節 一文字、十文字

此會に一文字と十文字とあります、一文字と申すことは掛け口の極の初歩であります、これは即ち拇指の腹に弦の當る具合が丁度一といふ字の恰好であるから左様申すのであります、十五間の尺二の的を射る所の三ツ鞆の柔帽子でしますのは此一文字が通常なのであります。

それから十文字は一文字に對する言葉で御座いまして、勝手の恰好が平附になり、即ち弦が拇指の腹に斜にかゝります方が十文字であります、一文字、十文字も

解しかたにより色々申します、即ち一文字は直角にかゝること、十文字は斜にかゝりますことでありますから之を日の表おもての裏うらとも申します、申すまでもなく日の表は一文字の方で日の裏は十文字の方で御座います、之を又弦つる搦とも申します、弦搦と申すことは指が弦にからまつて居るといふことで御座います。

一文字會といふことは十五間の的を引く時分に一文字に取り掛けをすることを申します、指矢會などは十文字の方で御座います、即ち日の裏が順序で御座います、一文字と申す方は少しひねりの恰好になります、十文字の方はひねらずして勝手を其儘肩に收むる形であります、所謂平附であります、一文字、十文字といふ代りにひねり附、平附と申したならば一層好く分りませふ。

一文字會は的を引く普通の掛け口でありまして、其鞆は柔帽子と申して、鞆の中に角や木を入れずして、三ッ指の鞆で御座います、之れが全くの的を引く鞆でありまして少しひねつた恰好で致します。

十文字會の方は四ッ鞆で御座います、當時は大抵四ッ鞆でありまして、三ッ鞆は唯初心者の射習ひに使ふ位に止つまで居ります、左様な譯でありますから、普く的を射るには四ッ鞆となりました、今四ッ鞆のことを烏渡御話くろわたし致しませふ。

射 術 之 部

彼の三十三間堂の通し矢を初めてから以來四ッ鞆を用ふる様になつたのであります、それまでは皆三ッ鞆だけで決して四ッ鞆は用ひませんでした、然るに三ッ鞆であつては中指と人差指の二指を重に働かせます、併し之れでは四ッ鞆の如くに充分力が入りません、且又矢數を澤山引きます中には手も痛んで參りますし、かたゝ、指矢前に於ては御案内の通り、一晝夜の中に一萬五六千本も矢數を引きます、強い弓にそう矢數をかけますから、力も充分入る様にし、且つ手も痛まぬ様にとの工夫からして、三指で引く鞆に尙一指添へて其力を借りて引くことになりました、即之れが四ッ鞆で御座います、そして弓は強くても拇指の腹の痛まぬ爲めに骨又は木を入れて造ることになりました、所謂此三十三間堂の通し矢は慶長此方のことでありましたから、四ッ鞆も其頃から起つたのであります、然るに吉田大藏大藏派の始祖が此四ッ鞆を用ひ始めたといふ説もありますが、それも判然致しません、兎に角三ッ鞆から四ッ鞆に移つたのは三指で引くよりも四指で引く方が力が餘計は入るからであつて、其樂指を中指に添へて引きますから、樂指のことを附け指と申します、それで附け指だけは他の異つた革を以て作ります、普通紫革で致します、蓋し紫革は花やかで高尚であるところから致したものと見えます、外見を飾る

爲めに附け指だけは紫革で致しました、今日に於ても附け指に紫革を用ふるものもありませんが、其革として同じ革で致す傾であります、此紫革は中古の習慣として用ひたのであります。

先づ一文字、十文字の會のことは此位に止めて置きませふ。

第二節 惠休善力

惠休善力と申しますは會の中の小目錄で御座います、之れは右手の方の指に名づけました唱ひであります、即ち惠とは拇指のことで、休は人差指、善は中指であります、力は薬指のことを申します、此四指を總稱して惠休善力と申します、なせ之を惠休善力と申すかといふに、之れは手の内に於て定惠善といふのと同じことで、其拇指たる惠はめぐむと申して、會は拇指の働き次第で善くも悪しくもなるものであります、次の休は人差指ですが、此人差指は直接用をなしません、つまり休んで居ると申して差支ありませんから、斯く名づけたものであります、四ツ鞆なれば善が中指であります、力が薬指に當りますが、若し三ツ鞆であつたなら中指だけを善力と申します、尙後に詳しく御話する機会があります、彼の手の内に於ける

定惠善といふこと、同じ意味であります、指に夫々の効力を持つて居るといふことを申すのであります。

第三節 淺 深

淺深と申しますのは會の拇指の腹に弦のかゝることの淺いと深いとの區別を申すので御座います、其淺くかけるのは三ツ鞆のときに重であります、深くかけるのは四ツ鞆であること勿論であります、斯く申した方が分り好くあります、三ツ鞆とは申しますが、彼の一具鞆となりますと淺深の中にも一層淺い掛け口で御座います、しからば淺會は何所にかけるか、拇指の腹の上の折れ目の所にかゝるのを法則と致して居ります、従つて三ツ鞆にしても柔帽子、或は中堅め、上堅めなど、申して、中に木も角も入れません、革から革を重ねて、矢張り柔かな鞆であります、三ツ鞆は革ばかりで製するのが普通であります、三ツ鞆に木や角を入れるのは後世のことでありまして、手の痛みを防ぐ爲めに致すのであります、これは本來の趣意には叶ひません。

射場始めの式とか其他正式の場所に於ては不漸四ツ鞆で引いて居る人でも柔帽

子の三ツ鞆か或は一具鞆をかけます、的前に於ては四ツ鞆で射るのは本來のものではありませんが、角入りの鞆にて的を射ることは舊法にはありません、今日は便宜上から起つて皆四ツ鞆で的を射ることゝなりました。

深會ふかぐいと申す方は唯今御話し致しました三ツ鞆の拇指の腹に弦を取ることに對して、尙一層深く拇指の根元までかゝることでもあります、之れは四ツ鞆にて致すことでもあります、四ツ鞆は御案内の通り抑々の起りは慶長以來のことでもあります、弓矢を以て戰場に臨んだ時分は唯今とは大に相違して居ります、日置の頃になりても四ツ鞆はありませんで、皆三ツ鞆でありました、其三ツ鞆も先刻御話ししました柔帽子でありました、其當時はどんなに力ある弓であつても柔帽子より外に鞆はなかつたのであります、四ツ鞆は三十三間堂で弓を引く時分から起つたのであつて、手の痛みや骨の折れることを防ぐといふ必要上から起つたのであります、夫れから以來は追々と四ツ鞆が多くなりまして、今では指矢、遠矢は無論のこと、的前を射るにも之を使ふ有様となつたのであります、元來は的前では四ツ鞆を使ふべきものにあらすとしてありました。

前にも申す通り三ツ鞆に於ては、拇指の中の節の折れ目を定規ていぎとしてありますが、

四ツ鞆に於ては其中の節の折れ目と拇指の附け根との間につきまます、それ故に此方は前に申しました淺會よりは二分五厘乃至三分ほど深くかゝります、之等を掛け口の方で申しましたならば第一節で申しました一文字、十文字であります。

第四節 弦 計

弦計つるはかりも會の中の一つの小目録であります、眞に弦ばかりで放るゝことを申します、弦計は掛け口に少しも思慮わたらず、従つて掛け口にさわつて放るゝことなく、唯弦ばかり放るゝことでもあります、弦と掛け口と矢との三つが結び合ひて、切つて放すに無心に離れねばなりません、何か異状ありて拇指の腹に障りて離るゝ機なきは、はりが出来れば、弦ばかりでなく、會も矢も之に觸れて、ずらりと離れて參りませぬ、弦ばかりでなければなりません、尙詳しきことは追つて御話しすることもありません。

第六章 打 起

打起は御承知の通り弓を引き易くする爲めに、上に弓を起すことを申します、打起

は流義によりて之を打上とも申します、併しながら竹林派では打上とは申しません、打起と申します、打起といふ方の流が多い様に思はれます、又古昔騎射を専らとしました時代には打上と申しました、それ故小笠原流では只今でも打上と申しません。

そこで打起に於ける小目録中、弦道、猿臂の射、剛の弓、懐比人、双の人の位等は最早説明致した事、存じまず、さればこゝでは残身といふことを御話し致しませふ。打起に於て残身といふことを心得ませんと、大きに後々までも關係を及ぼします、残身は打起に取りて肝要なもので御座います、然らば残身とは何であるかといふに、文字の通りに身を残すといふことで御座います、即ち打起にかゝると同時に體は下に沈み、弓はぶうつと浮き上る様に致します、弓は上げて身は下に残すといふこと、思ひば雜作もないことであります、けれども此事を能く御承知なく、打起と同時に體を持ち上げる様なことがあつては宜しく御座いません、體を浮かせる、自然精神も上に引き立てらるゝ氣分になりまして、落ち着いて動作をすることが出来ません、打起に於ては足踏に特に力を入れて、足の裏で確と大地を踏みつける氣合にして、引取の容易く出来る様に致します、つまり残身とは精神を落ち着け

て、臍下丹田に氣を收むる様にするといふの趣意で御座います。

第七章 引 取

引取は前に略ぼ説明しました小目録の通りに致せば好いのであります、之れも又打起と同様に流義によりて二様に申して居ります、即ち引取のことを引分と申す流義も御座います、引取は申すまでもなく、打起したる弓をば右手にて引き取る意味のことを申します、引分と申しましたならば打ち上げし弓をば左右相互に等しき力を以て兩方に引き分けることを申します、竹林派などでは引分と申す言葉は全く使ひません。

第一節 肘 力

肘力と申すものは普通唱ひて中力としてあります、これは引取にかゝりて半途で休みそれから引き込みます、そこで中力として間の力といふ意味に用ひましたこと、存じます、併し實際は中力とすべきものでなくて肘力とするのが本當で御座います。

肘力とは右手の肘ひじの方を申します、之れは嘗て御話し致して置きました所の大三といふことで御座います、大三とは各々の矢束の凡そ三分の一の所を掛け合として引きます、此三分の一の掛け合のところは左手の肘と、右手の肘との力が大層働きます、そこで此場合を肘力と申します、然るに人は多く肘の力の働いて居ることを氣がつかず、唯途中まで引いて止めて居るので、中力と申して居りますのは普通一般のことですが、實は左様ではありません、肘力であります。

なせ肘力と申す箇條を設けましたか、之れは必竟大三の規矩を見る爲めに附けた名で御座います、そこで肘力の方から申せば、左右の肘の力で矢束の三分一を引き、之れを持ち耐えて居ります、故に之を他より見ますれば、体む次第で御座います、一回止めるとは休息するのでは御座いません、總て身體中が規矩に合ふて居るか合はぬかといふことを見分けんが爲めに、此所で其釣合を見るので御座います。

肘力は今申す通り左手の肘と右手の肘とで矢束の三分の一だけを引くのでありますから、肘は二の腕の所で曲つて居ります、それで右手の拳は目の所までも參つて居りません、手首が丁度目の前にあります、左右の肘の力で一たび其所まで引いたならば、左右の拳の具合や、肩胸のはり方が曲尺に合ふて居るかどうか、足の裏が

部 之 術 射

地上にひたりと附いて居るかどうかなどを見ます、即ち總て曲尺にはまつて居るかどうかを見極めます、それが肘力の目的であります。

肘力といふことを古は大三と申しましたことは前に御話し致しました通りであります、大三とは押し大目、引け三分の一の略語で御座います、押し大目とは押手は大事であるから特別之に目を附けよ、即ち注意せよと申すことで御座います、又引け三分一とは三尺の矢束ならば、其三分の一だけを引いて、左右の肘の力で持つて居ることを申します、此時に後に申します所の五重十文字と申して、弓と矢、弓と手の裏掛の五指と、弦、胴の骨と、肩の骨、首の筋と、矢が正しく十文字になつて居るかどうかを調べます、其釣合に悪いところがありますれば、此所で直します、又此所が直すには一向差支を生じません、之れから先きに引込んでからでは中々直すことが出来ません、此所は普通の人の餘り注意せぬ所で御座いますが、中々肝要な所で御座います、此肘力に於て總ての規矩が確かに備はつたと見ましたならば、愈々引き込んで參るので御座います。

古い本では肘力とは申しませんが、大三とのみ申しました、竹林派の中目録では肘力と書いてあります、これは古書から抜粋して書き取りまして、分り易き様に致し

部 之 術 射

第二節 引取の遅速

引取に就ては他の流義では遅からず早からず引き取れと教えてあります、つまり遅きことも、早きことも宜しくないとしてあります、引き取りを遅く致しますれば己れの力も餘計に費し、氣もたるみかたぐ致しますから、引取は手まはしして早く引き取るのが利分で御座います、精神が盛なれば自然速かに引き取る様になり、竹林派では寧ろ之を好みます、尤も的前は御承知の通り花形と申す位でありまして、如何にもうるはしく致すべきこととしてあります、之を草木に譬ふれば、其の花の最も麗はしき所を的前の射形に對稱して花形と申します、嘗て的前、遠矢前、指矢前、のことを眞行草と申しましたが、其の眞なる的前に於ては射形の正しく立派に致すことから、餘り輕卒に引き取るも宜しく御座いませぬ、何れの技術に於ても精神の入らぬものは御座いませぬ、取り分け的前に於ては美しく立派に引いて收まるといふが趣意で御座います、勿論弓も中て物でありますから、中りも肝要には違ひ御座いませぬ、けれども、先づ弓の側から申せば、的前は既に射知要法にも

ある通りに、的前は技の矢と申して御座います、實際に於て弓術の技を見ますには、的前にて致すのが一番分り好いので御座います、それ故的前のことを眞の手前或は花形とも申すので御座います。

第三節 三心相引

そこで引取の箇條の中に三心相引と申すものが御座います、三心相引とは、何であるかといふに、先づ弓を引くに右手にて弦を引き、左手にて弓を押す、其左手と右手とを處分するものは精神であります、弓と弦とを左右に分けるに精神で相引する、つまり三ヶ所に心つけて引かなかつたならば、或は押し方強くなり過ぐるとか、或は引き方強くなり過ぐるとかいふ様に、左右の平均を失ふ恐れが御座います、されば引取に於ては三心相引といふ趣意にはつれて左右に強弱の差を生じてはならぬといふことであります。

第四節 三つの強弱

引取に又三つの強弱といふことが御座います、三つの強弱とは三ヶ所に強い所と

弱い所が生ずる故に、そこを能く辨へねばならぬといふことであります、三ヶ所の強弱とは即ち一に手の内の強弱、二に體の曲直、三に抱え惜みの強弱で御座います。

引き取る間に於て手の内に強かつたり弱かつたり、差の生せぬやうにし、又體の曲直に注意し、又抱え込んで惜むといふ念慮を去り、成るだけ強く、と思ふて引き取れば好いのであります、弱めになれば一つの災を醸すに至ります、強ければ不足は御座いませぬ、弱みある爲めに失敗を招ぐこと往々あります、これが三つ強弱であります。

第八章 會(狙ひ)

會は前にも申しました通り、引き込みて後、的中物に精神を載せて居ることを申します、即ち俗にいふ狙ふ眞最中を申します、尤も之を抱えとも申すものも御座います。

でこの抱えと申しても先づ普通單に抱えるでなくて、大事に抱えることであります、他の流義では抱え又持つと申すことを好く申します、つまり收まる中といふは

弓の最も大切な所で御座います、されば唯持つでは少々物足らぬ心地します、持つ中にも唯うつかり持つでなくて、己れの的中せんとする目的物をじつと見つめ、心に油断なくして離れの時機を待つて居るので御座います、されば會は單に狙ひと申すだけでも御座いませぬ、一般に弓を引く人は好く目的物を狙ふと申しますが、普通の狙ひと法則による狙ひとは大方相違が御座いますなせ違ふか、俗に狙ふといふて、あの的を狙ふて御覽といひますと、變な恰好をします、さればとて今日初歩の人に細かに申しても分りませぬ、唯的を好く狙ふてといひます、其狙ひ方即ち會は最も大事な所で御座います、勿論離れは手の内にあると申すもの、中りは狙ひの精疎にあるものであれば、彼の好く引けても的に中らぬなどいふことは、此會に於て精神の充分行き渡らぬ爲めであり、されば之れより少しく狙ひのことに就て申しませふ。

第一節 雪の目的

前に御話し致しました通り會に於ては、心の散らぬ様すると肝要であります、單に心の散らぬ様といふただけでは充分了解も出来難いこと、存じて、先づ雪の目附と

いふ題目を設けて之を説明するので御座います、然らば雪の目附とはどういふことかといふに、先づ冬日寒天に雪一面に降り頻りて地上亦白皚々として、見渡す限り物として白からざるものはないといふ時分に、今空高く降り來る無數の雪片の中より、我が思ふ所の一片の雪を見出し、之を熟視して假令地上積れる雪の間に落ちるも確かと其所在を見極むべきことを申します、的を狙ひますのも之れと同様でありまして、的として見れば、其何れの部分を見ても、的には違ありませんが、其中で一つ此處といふ目星を定めまして、之を見失はぬ様にすること、恰も無數の雪が天から地面に落ちるまでの間にありて、特に此雪片と思ふた雪の外、他の雪片には一向意を止めず、其雪片は如何に小さくあつても、其落ちたならば、白いものの中に白い小さいものが落ちた其場所まで判然見分ける位に致します、斯く申しますものゝ普通一般に斯く細かに注意の届かぬが人間の缺點で御座います、譬ひば四寸や五寸の的を射る場合には中らぬ迄も餘り遠くへ矢の散ることなく、此割合になると尺や尺二寸的になつたなら皆中もしますべき筈であります、所が實際は大に相違致して居ります、矢張り尺二の的の當りそうなものが存外はづれも多いのであります、之れ即ち雪の目附としての注意が足らぬ爲めなので御座います、即ち的

射 術 之 部

となるのと的一圓を見る故に、的が小さければ矢は込み、的が大きければそれだけに矢は遠くに散る、之れ的一圓を見る爲めに起ることであり、されば的の中の或一點を見て、此處が錐、揉みであると定め、他の部分には心をかけず、錐揉みの一點のみを狙ふべきもので御座います、そうすれば、的に比例した中りも出ます、是等は何れも實地の經驗によるべきことで、細かに申しました中りも出ません、唯其理窟だけを申して置きます、要するに、的の大小に關せず、其狙ふ所は唯一點と承知して精神上からして致せば好いので御座います、之れが狙ひ方の傳授で御座います、即ち法則で御座います。

第二一節 一分三界

これも雪の目附と同様に狙ひのことを申したもので御座います、一分三界とは一分に心を寄せて、決して三界に氣を配るなといふを申します、即ち一分とは極めて小さきことを申し、三界は極めて廣いことを申します、之れも佛教の語から來たことゝ存じます、されば假令一尺二寸に的にしても、其錐揉みの一點を見て、的全體を見るな、狙ひは真中だけにして、界にはまるなといふことで御座います、一尺二寸

射 術 之 部

の的だなと思ふて心をき大きくとり、又四寸、五寸の的だと思ふて其氣になるのは宜しくありません、一尺二寸でも、四寸でも、五寸でも真中といふのは唯一點であります、的の大小によりて真中に變りありません、されば真中の一分に目を附けて、決して其外圍の三界に心を奪はれてはならぬといふことで御座います。

第三節 着己着界

着己ちやくき着界ちやくがいも狙ひの中の一つの小目錄で御座います、着己とは己的につくといふことにして着界とは着己の反對的にはづれて界に着いて居ることを申します、着己といふことは六ヶ敷くて兎角着界の方になりたがるもの故、斯く申したので御座います、着己といふことを忘れず、界に着くといふことを忘るれば結構なのであります。

以上三ヶ條は皆狙ひに就て申したもので御座います、次に其狙ひの遅速につき一言述べて置きませふ。

第四節 狙ひの遅速

弓を總體引きしぼつて狙つて居る間と申しますものは、人によりて遅速が御座います、性質によりて調子の速い人も遅い人も御座います、されば之を一樣に申す譯には參りません、時計の時刻で測つて何分何秒で放すといふことは出来ません、氣合によつて放すのでありますから、機械的には參りません、調子といふものは其人の具合或は氣分の働きから起るものであるから、一樣に定めることは出来ません、そこで其抱えて居る間に長短があります、然らば何んの力を以て之を抱えて居るか之れから其事を申しませふ。

第五節 五部の詰

五部ごぶの詰つめとは何であるか、左右手、左右の肩と胸とを張り詰めて、堪えて居ります、五ヶ所に力を充分入れて持ち堪えて居ります、そこで之を五部の詰と申します、左手の拳と右手の拳とを張り、之を左肩と右肩とで受けて、之を胸で押し開くことを胸の詰と申します、又之を精神の詰とも申します、耐忍たいにんすることは精神であります、此處が精神を第一番に働かす所で御座います、精神が屈したならば五部の詰は皆瓦解して仕舞ます、次に八方詰といふことを申しませふ。

第六節 八方詰

五部の詰を尙叮嚀に申せば八方詰となり、八方詰は五部の詰の五ヶ所に三ヶ所を加へたものであります、即ち其三ヶ所とは足と腰と腹とであります。又八方詰とは四方八方といふ意味から考ひますれば、到る所隙間なく力の行き渡つて居ることを申します、即ち全身に力の張り詰つた様を申します、今其個所は何處といふて申せば、左右の足の附け根から裏まで力はまり、大地にひたりと附き、夫れから腰、腹、胸と左右の肩、拳までに氣配りして漏るゝ所のないのを八方詰と申します、八方詰の詳細は自他射學師弟問答に御座います。

第九章 離

離に於ける小目録として前に説明致しましたものは四部の離、鸚鵡の離、雨露利の離でありました、尙此外總部の離、四ヶの離、六ヶの離など御座います、今は是等のことにつきて説明致しませふ。

第一節 總部の離

總部の離とは名稱の通り、身體各部到る所で放す積りで致します、即ち局部を何處と定めず、十分の氣合を込めて放します、そこで分り易き爲めに總部の離と申します。

それで總部の離は多くは初歩の人の習ひたてのときに至すことであります、先づ漸く巻藁にとりかゝりて、成るべく離れを大きくくゝと申します、放す念慮といふものなく、力のあるかぎり充分勢をつけて放します、即ち放すといふ氣分のあるばかりで體の全部で放す意味であります、是れは到つて無心の離れであります、此離れ具合を續けてだんく、巧者になりて離れて參つたならば、それは最上等の離れであります。

然るところ矢數もかゝりて巧者になつて來れば此總部の離は出來得られなくなり、それはなせかと申せば、先づ離と申すことは弦のかゝつて居る拇指を會口からはづすから離れるのであります、そこで巧者になつて來ると拇指をはじく目的を設けて放す、初心の人はそういふことはなく、どうして放すかといふ念慮は毛

頭ないのであります、唯教ふる人の云はるゝに従つて放すのであつて、自分も意識せぬ位の離れてあります、されど巧者の離れに至りますと、工夫して放します、其工夫が即ち四部の離であります、四部の離の熟しましたものが紫部の離で御座います、四部の離のことは前に御話し致して置きました通り、左右の拳、左右の肩、四ヶ所で離るゝことを申します、併し總部の離でありますと無心無想で放すのでありまして、何處で放すといふことを定めてありません、斯く申せば總部の離と四部の離との間には何か相違がある様に思ひますが、其實變りはないのであります、總部の離は身體全部何處も異状なく離れ行くことであつて、四部の離に於ても四ヶ所で離るゝいふことは、體の何れにも故障なく離るゝことの趣意なのであります、唯初心者には大きくといふ處から總部の離と申し、稍矢數のかゝりしものには離れは何かといはゞ四部の離であるといふまでのことなのであります、されば歸する所は同一なのであります。

第二節 四個の離

離の仕方に四つの種類が御座います、即ち切る離、拂ふ離、肘先心なき離、拳の離、之れ

が四個の離れて御座います、弓術書には之を切拂別券と申して御座います、是より之等の概略を御話し致しませう。

一 切る離

切る離は好く中る離といふ意味を持つて居ります、單に何の念慮もなく切つて放すこととあります、而して其離れました拳の恰好を申しますれば、少し拇指を内にひねり込みました形になります。

二 拂ふ離

拂ふ離は當時俗に好く申す言葉でいへば、彼の送るゝと申すことであります、即ち拂ふといふのも送るといふのも言葉は異つて居りますが、意味は同じこととあります、拂ふといふ前に物があつて、之を掻き退けて拂ふ恰好であるから左様申します、送るといふも離れ行く矢の後を追ひかけて送るといふ意味に用ひたのであります。

三 肘先心なき離

肘先心なき離とは勝手の手は十分後に廻りませんで、手首だけで離るゝことを申します、唯手首だけで引いて来て、それで會口をあけて離す意味を申します、つまり

第三編射術細論 第二部本論 第九章離 一一六
肘に力は少しも入らぬものでありまして、手先きで引いて来て、結んだ指をちよつとあけて矢を放ちやるのであります、俗に賂的引或はちよんがけ又はちよいがけと申す弓の引き方であります。

四 拳の離

拳の離は何處で離るゝかといふに、唯拳に力味を持つて居るのみで、其會口を解くだけで、少しも離れといふ恰好はありません勢もなく、氣合もなく、唯口をあけて弦を返してやるだけであります、拳に力味を持つて居る所から拳の離と申します。

第三節 六凶の離

六凶の離とは退、寄、上、落、送、修羅を申します、此六つの離は何れも甚だ悪しき離れであります、今是等の離を一々大體御話し致しませふ。

一 退く離

退く離とは所謂離るゝときに體の退くことで、即ち前で離すことであります、離は元來は體にちやんとはまつて離るゝが順當であるのに、退く離は離るゝときに、體は後ろに逃げるのであります、そこで放した手は前に出ます、誠に宜しくない醜い

離で御座います。

二 寄る離

寄る離は戻る或はゆるむ等申す離れで御座います、離るとき勝手ゆるみて、引き張れる矢束が戻ることを申します、これも宜しくない離で御座います。

三 上る離

上る離は文字の通り、放したときの勝手に上ることを申します、離れた後の勝手は普通肩と對々になるべきものであります、肩先よりは餘程上る離で御座います、之れは稽古も碌にせず、自己流で引くものになまさか上る離があります。

四 落る離

離るゝとき勝手の落る離を申します、多くは弓と一所に落ちます、即ち弓手、馬手が對々位に下つきます、前にも申して置きました通り離れの手の收りは肩と對々に上るべきものを肩より下つて落ちますことを申します、此落る離は稍修業の積んだ人につきて申すことであります、彼の初心者に教ふるとき巻藁なり何なりを引かせるとき、成るべく大きくくんと申して離を大きく取らせませす、其時は左右の手は大抵下ります、併しそれと之れとは大に相違して居ります、あれは離を育てる爲

めに大きく取らせる、それが爲めに自然下る様になります、併し之れは落つる離とは申しません、離を大きく強みを附けてするには多少下らなくてはなりません、之を上げますと離れが弱くなり、そこで少々落ち方に致した方が肩と肩と對々に離るゝよりも強く離れます、故に初心者の養成には之を致させます、之を落つる離と見るべきものではありません。

五 送る離

送る離は寄る離と殆んど似て居ります、寄る離は引き込んで抱えて、射る間までは勝手に異状はないであります、放すときに矢を突き出します、之れが寄る離であります、此送る離の方は好く收まりて狙ふて居る中に鏃ヤヒが緩みだして他愛もなく放すこととあります、當時送ると申して居ることは意味が變つて居ります、當時は寄る離の方を送ると申して居るので御座います。

六 修羅の離

修羅シロの離とは唯六道の中の名を斯く借りたるだけであります、唯艶ツキもなく、味もなく、離は強くばかり致す離で御座います、之はつまり強張ツヨクといふ心持ちからして修羅といふ名稱をつけたもので御座いませふ。

射 術 之 部

六凶の離は六ツとも何れも宜しくない離でありますから、其中の一ツでも起つたならば早く之を直す工夫をせねばなりません、之を直すには彼の最初に申しました離の規矩に合ふやうに務め、又は師につきて直接教を受けられるなれば夫れに越しての良法は御座いません。

先づ離は此外申せば種々ありますが、大體之れで盡したことに存じます。

第三部 括 論

射 術 之 部

是れ迄に於て大凡七道のことを區別して御話致しました、即ち一本の矢を射るに就ては夫れ々順序のあること、之れを射るに就ての法則を別々に申し述べました、併しながら前にも申し上げて置いた通り、此七道は離ればなれに動作すべきものでなく、一連につながつて參るべきものであります、唯分り易き様に七道といふものに分解して、其七道に各小目録を置きまして詳しく御話しました次第で御座います、つまり是れ唯一本の矢を射るといふだけのこととありますから、之を御話するには必ず之を七道に分つて説明せねばならぬといふ譯でも御座いません、又他の方面から考へまして御話することも出来ませふ、そこで之れよりは括論

として七道全體を引きくるめての注意すべき、簡條を逐次御話し致すことにしませふ。

第一章 五重十文字

五重十文字のことは射知要法といふ本に出てあります、然らば此五重十文字とは何かと申せば、五ツの十文字を重ねたる個所を申します、弓を射るときは必ず此五ヶ所が十文字に合はねばならぬと申すことで御座います、其五ヶ所の十文字と申すは一には弓と矢の十文字、二には弓と手の裏の十文字、三には會の拇指の腹と弦との十文字、四には胴の骨(脊椎)と肩の骨との十文字、五には首の筋と矢との十文字を申します、

此五ヶ所の十文字がちやんと揃ふときは他の事は一々申すに及びません、なせかと申せば是等の十文字が揃へば他の規矩は曲ることは出来ないので御座います、それ故射知要法といふ本では五身七道といふ目錄の次の目錄として此五重十文字を書き載せて御座います、其次が父母の收りですが、此三ツのことを好く記憶して實行が出来たなれば、他のとは皆此の中に含蓄して居りますから、申さずとも好い

やうなもの、又名稱を心得て居りませんと、迷ひを起すことがありますから重複ながら他のことも申して、其働きを知り且つは曲尺合かみあを覺えるやうに致します、先づ五重十文字を好く御承知になれば初歩の方には略ぼ其形は備つたと申して宜しう御座います、それ故竹林派に於ては専らこのことに注意致します、それで彼の中學集と申す本にも其最初に於て總十文字など、申して述べて御座います、つまり此五重十文字が完全に備はつたならば射形の全部は之によつて整ふことゝなるのであります。

第二章 一騎當千

一騎當千とは字義の通りで申しますれば兵に譬へていふことで、一人にて千人に敵對するといふ程の不足なき豪傑武者のことで御座います、これは如何なる個所を申すかといふに押手のことを申すので御座います。

弓を射るには何れの個所が俊すばれて肝要であるかと申せば、之れは離れ口で御座います、そこが誰人と雖誠に大事にすること、御座います、離れ口が十分であつて少しの障りがなかつたならば的中せずといふことはありません、夫れ故離を大事に

するのは、尤の話で御座います、然れども此離の大切であることを知りて、其離のすばらしく好く出来たものは何であるかと、一步進んで考へて見るときは、無論精神にあると思ひます、其精神にあることに相違はありません、精神に極聊かの不都合もなく放すときは、分れば速かに参りませふ、併し精神は内部の働きであつて外形に現れませんから、人から見ても容易に知り得るものではありません、精神の働きの續いて離る大關係を持つて居りますものは、押手の業で御座います、そこで押手のことを一騎當千と申します、押手の業は弓全體から考へて見ますれば、勇士の最も俊れて強く、少しの缺點のなき武士の意味として一騎當千と名つけたので、御座います、押手の働きはどうしてそんなに大切であるか、押手即ち手の裏が完全に出ませんと夫れに相當する離れ口は生じません、精神は如何に確りして居つても本當の離と申すものは望まれませんが、我流即ち自分流義であつて何もかも存じませず、中てること一方です、所謂賭的引の場合で、單に調子だけを精神に覚え込んで好く中てるものが御座います、これは眞の離で放すのでは御座いません、弓の事柄を辨えて弓を射て見て一番六つかしく感じますのは、押手で御座います、氣分の善惡も押手の加減で起ること珍しくありません、押手が好かつたならば精神も之に

部 之 術 射

よりに助けらるゝことが屢々あります、手の内の六ヶ敷いと申すことは常に人のいふ諺で御座います、實に手の裏は大切でありまして、人の氣分を愉快にするも、又不愉快にするも、手の裏から起ります、手の裏が好かつたならば會口もそれに連れて好くなりまして、そこで充分働きのつきまします、夫れで總ての點が全く備はつて善き味ひが出来ます。

夫れに前にも申す通り、一向無茶苦茶の自己流で引く、何も心得ずに、唯射覺えて、精神たしかに練習したならば、どうかこうか中ります、をして夫れで満足します、併しながら弓を引く心得も多少知り、先師の教に残した言葉も幾分か聞き覚えましますと中々そういふことでは承知致しません、どこまでも本當の離でなくては満足致しません、其離は何處にあるかといひば、押手が使合を致すので御座います、勝手は押手に従つて弦を放す、そこで好き離が出来ます、夫れ故日置でも竹林でも此鸚鵡の離といふことを大切に致します、即ち鸚鵡が人の言語を眞似て物云ふ如くに、勝手は押手の働きの應じて完全な離が出来ます、押手が勝手を眞似るやうなことはあつてはなりません、實に押手は勝手に比較して大切に御座います、夫れ故父母といふ内にも押手を父とし、勝手を母と致します、これ程大切な押手でありながら、世間

部 之 術 射

の人はともすると離れ口を彼れ此れ申すときに、押手がどうといふことは申さず勝手に就てのみ彼れ此れ申します一體は離れ口の起りは押手にあるので御座います、そこで特に一騎當千などといふ名稱を附して其注意を促す譯なので御座います。

第三章 六道輪廻

弓も六道にはまつたならば何分上達が出来ぬといふ譬を申したので御座います。六道輪廻とは僧侶の申す佛語で御座います、然らば六道とは何かと申せば、地獄、餓鬼、畜生、修羅、人道、天道の六つを申します、此六つは能く僧侶の説教などに用ふる言葉で御座いまして、其例を取りて弓の癖や病に名つけたもので御座います、兎角弓は前々から申す通り精神が七分で形が三分であります、即ち精神の方を重に使ひます、従つて精神から起る病癖も多いので御座います、此六道輪廻は皆精神上の病を申したもので御座います、それ故之を悟つた上は之を未然に防ぎ、又は矯正せねばなりません。

一 地獄

地獄といふことを弓を射ることに就て申しましたのは、未だ巧者とはいはれぬ初心の内から、兎や角と自分の射形を氣にして迷ひ苦しみて安じて弓射ることの出来ぬ様を申します、誰でも自分の悪いといふとが知れるときは、彼方か此方かと考へ、彼れ此れと氣を揉みます、之れ佛語で申す六道輪廻の中の地獄であつて、常に迷ひ苦しむ人につきて申します、弓にしても同様で、碌々未だ修業も積まぬ中から射形などばかり迷ひ苦しむ人を戒むる爲めに設けましたのであります。

二 餓鬼

自分では立派な骨格を持ちながら、夫れを己れはさほどには思はずして、却つて自分には力のなき様子を、力相當よりは弱き弓でなければ引けぬ様を致すことを、此弓の方に於ける餓鬼と申します、即ち充分の力を持ちながら弱き弓を好み、何か高尚らしく申して修業に苦しむのであります、技術の修業が積まぬといふことは願みずして、唯自分の體力の足らざることをのみを思ひ悲み歎くを申します。

三 畜生

これは餓鬼とは異りて、自分の修業の積まぬを願みずして、無理に矢束などを引きたがり、頻りに上手を真似る風のあることを申します、つまり我が藝の未だ熟せ

第三編射術細論 第三部括論 第三章六道輪廻 一二六
 ざることは知らずして、唯に巧者の人の真似をする考にのみ心を注ぐことで、即ち貪る考のあることを畜生と申します。

四 修羅

彼の佛者の申す修羅と同様で一と口に申せは殺伐の有様を申します、即ち餓鬼とは反對で、自分の力にあまる弓を引きたがり、自分の力では届かぬ處へまでも矢を飛ばしたがることなどを申します、何れも心おだやかならぬ弓の病ではありますが、此の方は色々に氣を揉みまして、遂には怒り出すといふ様な氣味のある弓の病で御座います。

五 人道

人道とは餘り活氣もなく、心ゆる／＼して居て、凡て延びやかにのみ心得て居りまして、之れと確かな處なく愚圖々々して居ることを申します、矢數を多く引き修業を積んで早く達者にならうといふ心などは更にないことを申します、所謂優々閑々として唯弓を手にするといふばかりで、定りのつかぬ人を申します、物にあせらず、せまらず、寧ろ無頓着なものを申します。

斯様な譯では弓の成熟するあてもなく、結構なる弓の發達は見られません、唯優々

閑々と射る丈けに止ります、依て之に適當なる名の附け様もありませんから、假りに人道と申すので御座います、つまり形の上ばかりを真似て、精神をこめて法則を考へて之に據るといふ様なことは更にありません、之れも誠に悪しき病で御座います。

六 天道

天道とは至つてはや、すなほなものであります、之れは技は人道に似て居りますが、其精神は人道とは大きに異つて居ります、人道の方は唯弓を引くといふだけではありませんが、天道の方はそれに附け加へて、すべて延びやかになり過ぎて弱くなる氣味が御座います、且つ綺麗に射て見たいといふ念慮の離れぬことを申します、一つ好き強みのある冴えたる矢を放して見やうといふ考はなく、唯一心に美しく／＼とばかり思ひ煩ふことが天道の病で御座います。

以上は弓を習ふ間に起り易き病癰を佛語の六道に言葉借りて御話し致したもので御座います、即ち弓の射形に迷ふものは何時も氣分落ち付かず、斷えず益なき苦勞に心を惱まします、之を直すには次章に申します所の草管勝殺にて致します。

第四章 草菅勝穀

射 術 之 部

草菅を文字の通りに解釋致しますれば、くさやすげであります。此處では草菅といふを雜草即ち田畑の稻苗を害し荒す所の草を申します。此草は稻よりも生長早くして、採つてもくさ生いる、誠に厄介な草であります。されば常に抜いては捨て、抜いては捨て少しも油断なく此草の根を絶やす様に務めねばなりません。稻ともすると草菅の方が蔓延して大切の穀草を枯らして仕舞ふか或は枯れぬまでも瘠せ衰えて見る影もない様になります。そこで草菅穀に勝つと申します。弓に於ての病癖が即ち唯今申す草菅で御座います。此雜草の名も大抵御話し致しましたから、弓に就てそれが作物であるか、又は雜草であるかの見分けも附くことゝ存じます。そこで雜草を知つたならば、一日一刻も早く抜き去りまして、弓の成長に防げをさせぬ様に勉めねばなりません。且つまた手の届く限り念を入れて雜草の根までも掘り取る位に病癖の根治を計らねばなりません。六道の迷なる田畑のあらゆる雜草を取り盡さぬ限りは目的とする作物の種苗は満足に生ひ立つことが出来ません。若しや肥料を施すも其の爲めに却て雜草は益々繁殖して目的とす

射 術 之 部

る稻の方が反對に萎微する様な結果に立ち至らぬとも限りません。弓に於ても此雜草と同じ様に種々の病や癖の伴ふことは免れません。之を日々の修業の上に於て直して行かなければなりません。そうして休みなく稽古を續けたなれば其功に報ゆるだけの穀は實のるに相違ありません。

弓の修業は稻を作る様なものであります。思ふ様に引けぬは、射形の悪しき爲めばかりでもありません。又精神の扱ひにも限りません。重に此佛語の六道といふ病のあるが爲めで御座います。之を取り去るには、矢張り耕作をする様な具合に、迷ひの病を去り七道の曲尺を肥料として美事な味のある射形を作ること、御座います。

第五章 剛無理

剛無理と申すことは文字の通りで剛は強いことでありまして強いことには理なしと申します。弓は成る丈け強弱の中にも強きことを大切と致します。何處までも強く、其強きには何の分別もなくひたすら強きを嗜めと申します。強いことにはあき足らず強かれと申します。蓋し何れかと申せば弱い所のある爲めに往々病癖の生ずるものでありますから、強きを專一にせよと申すことで御座います。

第六章 弦の收り矢の分れ

弦の收りと申すことは胸に弦の附くことを申します、これは人によりて胸に弦のひたりと附く人と又弦を胸で確と受け止めることの出来ない人とあります、即ち名だけのものが御座います、つまり人々の恰好或は骨格の相違がありますから、一様にせよとは申されません、併し弦の收りは衣服を薄着せる時分には確かに胸に應へる位に附くのを宜しと致します。

この弦の收り所の確かであるとか確かでないことによりて、矢の前後するといふ損得が御座います、それで弦の收りは又大切で御座います、即ち矢の分れに關係致します、其人の性質や骨格によりて充分胸に弦のつく人とつかぬ人とありますから、それは其人の精神上で此處が弦の收り處であるなど感じ得たる處を標準とするより外に致し様はありません。

矢の分れとは一旦收まつた弦を放しやる時の矢の離れ具合を申します、俗に早氣と申す弓の病が御座います、これは己れは未だ放す積りはなく、弓を引き込んで参りますと、的にせき立てられて心にもなく離れて行くことを申します、之れは己れ

は尙持ち耐えて居たいと思ふても、己れとして之を抑えて置くことの出来ぬところの病で御座います、早氣では矢の分れは確かに参りません、矢は必ず左右に出ます

弦が氣分と共に收まりますれば矢は思ふた所に参ります、然るに弦が胸に付き足りませんと、矢は必ず後附きます、其反對に弦が胸に付き過ぎますと矢は前附きます、斯る次第でありますから弦の收り加減によりて矢の分れに大なる影響が御座います、此矢の分れに附屬した様な一ツの小目錄が一ツあります、即ち拍手で御座います。

第七章 拍子

拍子とは矢の分るゝ所の味ひを申します、これは一寸言葉で申しても分りません、つまり言葉にいひ表はすことが出来ません、これは弓を取りての上に自然と自分の修業が積んで参りますれば心に感じ知られます、筆紙に書きあらはして其拍子を説明致すことは出来ません、申さずとも自然に會得せらるゝことで御座います、茲には唯弦が胸に能く收まりて正しき會口から矢が分れて行くときの味ひと申

第八章 思無邪

之れも文字の通りで心に邪な考をもつなといふこと即ち利慾の念慮を去れと申すことで御座います、これはつまり胴造に關係して居ります、先つ胴の中筋を真直にして胴の真脇の中筋が的と十文字に當る様に致します、之を的介と申します、つまり的介とは的を真横のものとすれば脇は真脇を之に向けます、夫れで十文字の形になることで御座います、そこで的を胴にて此方に引き受けます、斯く造りました所の胴造は的を確かに引き受けまして一ツの氣合を付けます、そうすると自然精神の一ツの定めにあたります、其胴造を以て精神に邪な所なく誠意を旨とすることを思無邪と申します、之れは誠に精神上の教でありまして餘程面任で御座います、詳しく申せば限りありません。

第九章 經の段

經といふ字はタラスキと申すことで、之は汎論第四章にて申して置きました、絹又

は綾にせよ若くは錦にせよ此經といふことが大事で御座います、此所で經と申すことは規矩法則即ち七道の連続して一と筋に取り行ふとを申します、兎角修業の積むに従つて緯即精神が勝つて參つて、七道の骨法がやゝともすると萎縮し又は切れぐになり易いもので御座います、それ故茲に特別に經の段といふものを設けて、たてぬきを強くせよと申ことで御座います、精神にはたされず七道の規矩に従ふて練磨いたしたならば射形も大きく見えます、此經のたてぬきが備はつたならば射形は大きく綺麗にうるはしく見えます、經の段とは七道よく連続してとり行ふかたちでありまして之を織物のたてぬきに譬ひて申したので御座います

第十章 八字灌頂

八字灌頂とは受智修學、自師賢覺を申します、灌頂と申すことは頂き灌ぐといふことで之れも僧侶の申します佛語で御座います、これは何か天上に關することを申したものでなそうで御座います、あまり六ヶ敷ことは申しません、唯字義の上より此意味の大體を弓に就て申しませふ。

一 受

受は師より教を受けて學び始むる初學の時を申します、何人と雖初めより法則を知り居るものでは御座いません、それ故最初は他人の眞似によりて之を學び或は直接師の教を受けて其法則といふものを覚えなければなりません受と申すのは此初歩の時代を申します。

二 智

智は智恵と申すことで御座います、これはつまり七道なり何なりを師より受け傳はつて夫れに従つて修業致します、其修業致しまする中にも單に師より教はつたことばかりを器械的に練習して居つたばかりでは充分に發達する見込はありません、先つ師より教を受けたことを自分として會得しましたならば之について色々に勘考して自分として工夫を凝らします、こうなつて參ると賢愚の差別がついて來ます、師より受け傳つた其形を取り次ぐ丈けならば大抵の人は出來ませふ、併しながら其れでは味ひといふことも薄う御座います、そこで出來るだけ工夫して行かなければなりません。

三 修學

修學とは日々に修業をなし鍛鍊して參つたならば其中には自ら昇達して參りま

部 之 術 射

す、又修業の中には前に申しました様な癖の出ることも御座いませふ、即ち弓の病で御座います、此弓の病と申すものは誰でも必ず起るもので御座います、此病癖と申すものは又修業の一つとして必ずなくてはならぬもので御座います、此修業して行く間に病も癖も起らぬものとしたらば師より教を受けて僅か一二ヶ月にして所謂卒業することが出來ると申すもので御座います、處が實際は十年二十年は愚か三十年経つても上手と申すほどまでに至らぬものが御座います、之れは何の爲めかと申せば多くは病や癖があつて之を直し得られぬもので御座います、それ故此病癖を早く直さうとすれば是非師に就きて稽古せねばなりません、又自分としても出來る丈け修業しなくてはなりません、此病を直して行くのが弓にとりて何よりの能い修業で御座います。

四 自師

自師とは自ら師となることで御座います、これは申すまでも御座いませぬ、他より教を受けて習ふばかりでなく己れと道理を明らめて色々と穿鑿して師の言はざる處までも調べ覺えることで御座います、竹林派に於ては此自師と次にある賢覺とは非常に大切なものとして御座います、賢覺のことは追々と御話し致しますが、

部 之 術 射

之れ等は竹林派では灌頂の巻として別巻にして説明して御座います。

五 賢覺

賢覺とは固より賢く覺ること、修業して色々に工夫を疑らしてやつて參る中に確かにこれと覺ることで御座います。竹林派で申す紅葉重で御座います。受、智、修學、自師賢覺の八字の意味に従つて次第に修業して參つたならば曾て申した所の紅葉重の位に至るので御座います。即ち至れり盡せりと申すところで御座います。そこで灌頂と申す文字を加へた次第で御座います。

第十一章 二十五有

兎角佛教の言葉が多う御座いますが、二十五有と申すことも此佛教から取つた様に思はれます。弓術に於て二十五有と申すことは何かといへば彼の五身五ツと、五重十文字五ツと、筵布絹綾錦五ツと、五輪碎五ツ、それに十二字五位を加へて二十五有と申します。之れ等の詳細のことは前に申して置きました。此二十五有を以て修業しましたならば、直すべき所の形の標準のめやすといふものが立つて居りますから、大きに修業も致し易う御座います。されば此二十五有を心として日々修業しました

ならば儘かに立派に上達いたします。

第十二章 法度五つ

法度五つと申すことは一に中り、二に矢早、之れは俗に申す矢行きの早いことで御座います。分れ口の好いことを申します。つまり弓矢の掛け合ひ宜しくして早矢の人は其の一つの特長と申すべきものであります。それから他の人よりは進みが早う御座います。三に指矢即ち通し矢であります。通し矢とは例の京都の三十三間堂の堂前で射初めたのでありまして餘り高くても行かず、又弱くては無論先方に届きません。から、弓も相當の強さはなくてはなりません。又腕も達者であるべきことは申すまでもないことで御座います。四に遠矢、此方は指矢と異り上に際限は御座いません。唯一間でも先きに遣るといふことが遠矢本來の目的で御座います。そこで又遠矢を繰矢とも申す名目をつけて御座います。五に射形で御座います。射形と申せば七道の全く完備せることを申します。

第十三章 五 緩

兎角真直になつて居りません、片釣合なる恰好を申します。身とは誠にありの儘で其骨格のまゝを以て少しも教の通りにするといふことをせぬ故に、無論七道の規矩には合ひまん、つまり自儘の恰好を申します。

分と申すことは胴體が離れ、になつて居ることを申します、即ち腰より上は的にかゝつて居るのに、腰より下は後に退いて居るとか、若くは腰より上は的を退きて逃げて居りまして、腰より下が的にかゝつて居ること、即ち體の上と下とが分れて居ることを申します。

無性とは其恰好は別段に何と申すことではないが、又取り得もないことを申します。文字通り性質の無いこと、即ち名の附け様もない恰好を申します。

三病とは一に不數寄、二に緩み、三に早氣、此三つを申します、第一の不數寄とは俗に申す弓の嫌ひの人を申します、弓の嫌ひな人でありますれば何年かゝつて修業しました所で成就する筈は御座いませぬ、之れも弓の方から申して病氣の一つに數へて居ります。

第二には緩みであります、此緩みと申しますとは射術に取りまして最も不都合のことで御座います、なせ不都合であるかと申せば、御案内の通り弓は素より活潑

射 術 之 部

射 術 之 部

にして延びるといふことを重んじて居ります、今其反對に緩むのでありますから甚だ嫌ふべきことで御座います、そこで三病の一つに數ひて置くので御座います、緩むことは誠に治し難い病で御座います、之を治する方法とてないでは御座いませぬ、其人の天稟によるとか、又は精神骨格等の關係からして緩みは起り勝ちのもので御座います、延びることは難いのであります、直ちに緩みたるもので御座います、前に五緩といふことを申しましたが、五緩も緩みには相違ありません、五緩だけに止らず、總部何所となく、所謂精神上から之を退氣ひききと申します、兎角發達の氣分なく退歩するばかりの氣分のみで御座います、それ故弓にとりましては甚だ難病なので御座います。

第三には早氣で御座います、之れは御案内の通り十中の八九は氣分の早くなることを申します、即ち氣が急ぎ早立つもので御座います、全く氣分の早立つばかりで早氣の名目をつけました、つまり引取りにかゝつてやツと耳の邊を越すか越さぬ中に離れるので御座います、之は心のせきこむ爲めに落ち付きて引くことの出来ぬことで御座います、之は初心の人が晴れの場所へ出た時などに能く致すことで御座います、甚だ可笑な話で御座いますが極の早氣となりますると、所謂精神の病

射 術 之 部

五緩とは五つの緩みと申すことで、其個所は前に申しました五部の詰の個所で御座います。五部の詰の方は其五ヶ所を張り詰めることで御座いますが、五緩の方はそれとは反對に五ヶ所の中に何所かに緩みのあることを申します。即ち左右の肩と左右の腕と胸との中何れかに緩みのあることで御座います。之を詳しく申しますれば、一に押手の腕口で緩むことを剛の緩みと申します。二に會の肘で緩みます。これを會の緩みと申します。そこで肘でなく唯會の結びました所即ち取り掛けの緩みと申します。四に會の肩にて緩みます。これを右肩の緩みと申します。五に胸で緩みます。これを胸の緩みと申します。實際を申しますれば胸は緩むでなくて寧ろ胸の縮みで御座います。つまりは胸の力が緩んで抜けるから胸は縮むので御座います。兎に角此五ヶ所の緩みは誠に宜しくないことで御座います。

第十四章 十脈

十脈とは何であるかと申しますれば、冷熱浮中沈片身分無性三病を申します。是等は皆射形に於ける病に就て申すことで御座います。次に其大體を申しませふ。

射 術 之 部

冷とは總體に陽氣なく、筋骨つまりて活き／＼した所のない陰氣のこゝえひいたる射形を申します。此悪しき射形は射手の精神の持ち様にもよりまして次第に直すことが出来ませふ。
熱とは冷の反對で御座いまして、此方は靜かなる所なく、全身活氣を以て充たされ、陽氣勝にて火の將に燃え上らんとする位に盛なる射形を申します。之れも誠に宜しくない射形で御座います。
浮と申すことは氣が浮き／＼して居りまして、兎角落ち付て居らぬ形を申します。體がどつしり落付いて居りませんと、夫れに續いて色々の病癆の生じ易いので御座います。
中とは十脈の中で何とも名の附け様のない矢張宜しくない射形で御座います。之を精神上から申しますれば、半信半疑とでも申しませふか、縮りのない俗に申すだらしのない恰好を申します。
沈は形の沈むことを申しまして、凡て矢通りは下段に落ち、一向發達の形の見えません、誠に宜しくない恰好を申します。
片とは文字の通りで御座いまして、左の方にかたよるとか、右の方にかたよるとか、

射 術 之 部

兎角眞直になつて居りません、片釣合なる恰好を申します。身とは誠にありの儘で其骨格のまゝを以て少しも教の通りにするといふことをせぬ故に、無論七道の規矩には合ひまん、つまり自儘の恰好を申します。分と申すことは胴體が離れゝになつて居ることを申します、即ち腰より上は的にかゝつて居るのに、腰より下は後に退いて居るとか、若くは腰より上は的を退きて逃げて居りまして、腰より下が的にかゝつて居ること、即ち體の上と下とが分れて居ることを申します。無性とは其恰好は別段に何と申すことはないが、又取り得もないことを申します。文字通り性質の無いこと、即ち名の附け様もない恰好を申します。三病とは一に不數寄、二に緩み、三に早氣、此三つを申します、第一の不數寄とは俗に申す弓の嫌ひの人を申します、弓の嫌な人でありますれば何年かゝつて修業しました所で成就する筈は御座いませぬ、之れも弓の方から申して病氣の一つに數へて居ります。

第二には緩みでありますが、此緩みと申しますとは射術に取りまして最も不都合のこと、御座います、なせ不都合であるかと申せば、御案内の通り弓は素より活潑

射 術 之 部

にして延びるといふことを重んじて居ります、今其反對に緩むのでありますから甚だ嫌ふべきことで御座います、そこで三病の一つに數ひて置くので御座います、が、緩むことは誠に治し難い病で御座います、之を治する方法とてないでは御座いませぬが、其人の天稟によるとか、又は精神骨格等の關係からして緩みは起り勝ちのもので御座います、延びることは難いのであります、直ちに緩みたるもので御座います、前に五緩といふことを申しましたが、五緩も緩みには相違ありません、が、五緩だけに止らず、總部何所となく、所謂精神上から之を退氣ひききと申します、兎角發達の氣分なく退歩するばかりの氣分のみで御座います、それ故弓にとりましては甚だ難病なので御座います。

第三には早氣で御座います、之れは御案内の通り十中の八九は氣分の早くなることを申します、即ち氣が急ぎ早立つもので御座います、全く氣分の早立つばかりで早氣の名目をつけました、つまり引取りにかゝつてやツと耳の邊を越すか越さぬ中に離れるので御座います、之は心のせきこむ爲めに落ち付きて引くことの出来ぬことで御座います、之は初心の人が晴れの場所へ出た時などに能く致すことで御座います、甚だ可笑な話で御座います、が極の早氣となりますると、所謂精神の病

でありまして、其人はどの様なことがあつても放さずに居られないので御座います、例へて申しますれば、其早氣の人が今秘藏の金屏風を立て、置いて、之に向つて弓を引取りても決して矢を放してはならんと覺悟をきめても、いざ引取りますと放さずには居られません、弓矢を持ちまして引く心持になりますと矢の後をつけて放したくなるので御座います、斯様な人は既に幾人も目撃致しました、此早氣は弓にとりて又嫌ふべき一つの病で御座います。

早いといふと唯今申しました極の早氣と唱ふるものと又氣分の早たつものともありまして同じ様ではあります、意味は大に異つて居ります、此早氣の病はどうしても思ひ切つた治療をさせぬと直りません、兎角弓といふものは癖の出易いもので御座います、特に早氣などは大事々々と思ふ所から起るので御座います、理窟から申しますれば大事と思ふたならば、もつと抱かいて居りそうなもので御座います、事實はそれとは正反對で御座います、大事と思ふて引くときは常よりは調子は早くなり、十人の中九人までは皆左様で御座います、されば早氣の起つた人は之を治することを勉むると同時に、未だ之に侵されぬ人は充分の豫防をせねばなりません。

射術之部

射術之部

そこで此早氣の反對が持たれ即遅氣で御座います、持たれは精神で如何に放さんとしても中々放れぬので御座います、既に私が教を受けました師の悴の如きは持たれの甚だしいもので御座いました、弓は流石師匠の子息だけあつて立派ではあります、持たれて仕舞つて全く矢を放つことが出来ぬので御座います、放さんいや放すまいで遂に大汗になつて引き込んだなり歩み出します、そういふひどい病であつても終身それで射通しました、早世の方ではありましたが晩年には大分直つた様に思はれました、一時は中々の大病で御座いまして一問半、二問位歩き出して、放したい／＼で放し惜んで放すことが出来なかつたので御座いました。

遅氣と申すことは三病の中には御座いせんが、早氣の正反對でありますから、序に申して置きました、此遅氣は何から起るかと申しますれば、往々緩みの方から起つて參ります、遅氣は緩みから起ることが重であると私は考ひます、尤も放し惜みと申すことも遅氣の原因になることもあります。

第十五章 牛角療

これはつまり射形の修業につきて申します、獸醫が牛の角を治療すること即ち諺

第三編射術細論 第三部括論 第十六章檜垣十文字 一四四

に申します所の角を揉めて其牛を殺すといふ様な譯から名つけたもので御座います、弓の病を療治することも之れに好く似て居りまして、牛の角ばかりを氣にして其所を治して却て大切な牛を殺して仕舞ふと同様なことで、其悪い所を治すに先つ以て他の方面から治して行かなければならぬことが往々御座います、例へば勝手が弱いか又は押手が弱いからといふて之をのみ直そうとかゝると大事の射形が崩れるといふ様なことがあります、一ヶ所のみ直さんとして他にも悪い個所がありて其所が益々悪くなりて大なる禍を醸すことが往々あります、牛の角は好く直つても折角の牛の生命を失ふ様なことでは仕方が御座いませぬ、弓も例へば勝手が悪いとすれば何の爲めに悪いか、其悪いことは何所から起つて來て居るかを充分穿鑿して其所から直してかゝらなければなりません、是等のことは初心のものでは中々見分けがつきません、師たるものは能く／＼注意して見てやらねばなりません、餘程込み入つて居ります、押手の悪い所を勝手で直すことなどは珍しいことではありません、夫れ等は又申し上げる機會があらふと存じます。

第十六章 檜垣十文字

檜垣十文字とは何のことを申すかといふに、之れは狙ひ物のこと即ち目當物を見ることを申します、檜垣十文字は例へば縦に長いものはどう狙ふか、又横に長いものはどうといふ狙ひ方のことを申したもので御座います。

横に長い物でありますれば之れは其目的物と弓とは唯十文字になる様に弓を真直にして狙へば宜しいので御座います。

それから縦に長い物でありますると弓を真直に立て、居つたのでは其目的物は弓に隠れて見えなくなり、そこで此場合には弓と目的物とは檜垣を作る様に斜めにせねばなりません、つまり簡短に申しますと縦に長き物は弓を横にして狙ひ、横に長き物は弓を縦にして狙ふといふことで御座います、目當物が弓で隠るゝ様では不都合であるから斯く申しましたので御座います。

第十七章 一町三尺十段百手

此一町三尺十段百手と申しますことは竹林派の奥儀と申し來つたことで御座いました、何も奥儀と申す程のことではあるまいと考へられます。

然らば此一町三尺十段百手と申すことはどういふことを申すかといふに、初めに

第三編射術細論 第三部括論 第十七章 一町三尺十段百手 一四六

六間の所に三寸の的を懸けて十射致します、夫れからの三寸間数は六間延して又十射致します即ち十二間の所には六寸の的を懸けて十射致します、又三寸丈け的を大きくして九寸として六間延びました所の十八間で十射致します、斯く次第に的を三寸つゝ延して十段重ねますと終に三尺の的となり、夫れから間数は六間つゝ増して参りますれば十段目には六十間即ち一町となります、そこで一町の距離にては三尺の的を射る様に十段を重ね、一段毎に十射つゝ致しますれば百射になりますから之を略語で一町三尺十段百手と申したので御座います、此十段的に於て四分とか六分とかの中りを以て其優劣を定めます、即ち六分以上の中りある射手を上の射手と申し四分以上の中りを中の射手と申し夫れ以下を下の射手と申します、之れはつまり業の巧拙を知る爲めに設けましたことで別に六ヶ敷ことでは御座いませぬ、此事は本書第五卷の最終に載せて御座います。

第四編 遠的概論

第一章 緒 編

初編より今日までは重に的前の射術に就て其概略を御話し致しましたから、之れよりは先つ以て昨今流行である所の遠的のことを一と渡り御話し致しませぬ、射術は何流派と限りませぬ總て的前練り矢前指矢前の三つに分れて教えて御座います、夫れを真行草と申しますことは嘗て申して置いたことで御座います、扱これ迄述べ來りました所の的前即ち眞の射形に於きましては的を禮狀正しく射ますることが其趣意で御座います、其動作の正しきことは申すに及ばず、技も美事で御座いますから竹林派では此事を花形はながたと申して居ります、これは草木にとりて申しますれば其花を開いた至つて麗うるははしき所を申します、弓に於ても的前は其射形は立派に射るべきものとして御座います、即ち麗はしく美事にして順序も正しく其姿勢の少しも崩れて居らぬことが的前の技の矢で御座います、斯る次第で御座いますから、射術の巧拙を見るには最都合が宜しう御座います。

的前から少々變つた先つ其餘與と申す様なものが遠的で御座います、之れも先つ

的前と申して差支御座いませぬ、併しながら遠的になりますと少しつゝは普通の的前と違ふ所はありますが大した相違は御座いませぬ、遠的は之を前に申しました眞行草でいふて見ますれば眞につかず又行といふ程でもなく先づ眞と行との中間位と思へば差支は御座いますまい。

第一章 遠的の間數

遠的の的場の間數は別に一定しては居りません、十五間の的場、三十間の的場といふこと丈けは徳川幕府になりましたから自然に定まつて參りました、併し其以前は別に確とした定めはなかつた様に思はれます、御承知の通り要前は其間數を限るといふ譯には參りませぬ、即ち古昔軍器の重具として戦争に用ひられて居りました頃の軍射は素より間數は定まつて居らなかつたことゝ存じます、されば臨機應變に間數を定め、或は鍛錬の爲めに假りに適宜に定めたことゝ考へられます、斯く間數はきまつては居りませんでした、唯今では十五間は普通の前の間數として定つまた様に思はれます、三十間も前申す徳川幕府の頃から往々行ふ様な姿で御座います、中古までは間數と申しても唯今の如く六尺を一間として測つたので

は御座いませぬ、彼の延喜時代の的場の距離の如きは常尺の一丈を單位として計つたことゝ存じます、それで何丈或は何十丈と申したので御座います、即ち十四丈とか十五丈とか三十六丈など申しました、其以後になりましたは張り弓の長さを單位として計つたので御座います、これは弓を張つた儘弦を地面に當てゝ計るの御座います、其弓の長を一杖と申しました、古書にも三十六杖のうち云云又十八杖のうち云云といふことが見えました、それが近頃は何間と申すことになりました、そんな風に段々と沿革して今日の様となりました、今より少し前は三十間の距離にて大的と申して直徑五尺二寸の的を掛けて射しましたが、當時は多く三十五間で射る様になりました、それは大方古の何杖と申して計りました時代の考を借りて來て定めたことかと思はれます、即古昔的場は大的は三十六杖に打つとしてありましたが最後の一枚だけ手前に的を掛けることにしてありますから、射場からの場までは丁度三十五杖で御座います、即ち三十五杖が大的の距離で御座いました、それを唯今では杖を間に改めて三十五間と見たので御座いませぬ、三十五間と申すことは古書には見あたりませぬ、恐らくは三十六杖の中一枚あけて的をかけるから、つまり的までは三十五杖になる所から三十五間といふことも起つたこと

と存じます。

唯今用ひます弓は七尺三寸でありますから、之を張り立てますれば大凡七尺二寸若くは七尺一寸五分ありますから、三十五杖と申す方が三十五間よりも七間足らず延びてあります、即ち四十一間程御座います。

遠的と唱ひまして昨今は所々に催しがありますが、普通が三十五間であります、併し之れとても一定した譯では御座いませぬ、秋田青森邊でありますと常の練習に弓を引く所でも何れも五六十間乃至は七十間内外の所で致す所もあるそうであります、これが普通の射場の間數と思ふて居るそうです。

又或る所では的場の間數は十二間にきまつて居るかの如く思ふて居る所も御座います、これも一時場所の都合上とか其他何等かの事情の爲めに十二間にしたのが習慣となりて、終に法則の様になつたことゝ存じます、場所の長短によりて十間でも十一間でも的場として差支はないとしまして一體は十五間といふことゝ三十間と申すことは色々の本に出てあります、併し此十五間、三十間の定めは何によりてきめましたか、それは慥かに之れと申すことは見あたりませぬが、是れは古昔弓を以て間數を計るに十二杖と握下を以て、的前の普通の間數とし、二十五杖を

射 術 之 部

以て遠的の間數と致しましたのを、普通の間數に直せば丁度十五間と三十間との距離になりますから、其邊から起つたことゝ存じます。

又御案内の通り彼の鐵砲と申すものは遠見が自由に利きます、尤も今日の銃と昔のとは餘程變つては居りませぬが、砲術の稽古も矢張り十五間の場所で致しました、砲術では的場とは申しませぬ、角場かどばと申しました、これは偶々十五間の的場を角場に使ふたものか、其邊の所は能く存じませぬが、兎に角十五間の所で致したので御座います、唯今の銃の射撃でありますと櫓やぐらと申すものがありましてそれで距離の遠近を計ることになつて居るそうでありますから、大抵の遠い所では完全に狙ひを定めることが出来ませんが、古の鐵砲は唯摩割まわりと申すものがあるだけで、一方の狙ひを定めまする丈けでありますから、筒先が上りますれば夫れだけ拳が高くなる譯なので御座います、銃の如き火藥の力を借りて致しまするものでも、斯る有様で御座いますから、況んや人力のみで、五十間以上の遠的を狙ふとなりますれば色々工夫しなければなりません。

第三章 狙 ひ

射術で遠見と申しまして五十間以上になりますれば其狙ひ方は十五間や三十間の狙ひ方とは違ひます、人によりて狙ひ方を色々工夫しまして先方の的に丁度参る様に致します、例へば左手の腕に墨を付けて其所に的がつく様にして狙ふものも御座います、又拳附として左手の拳を上下して狙ひを定めると申す人もありますが、實際は拳が的より下なれば的も見えますからそんな事も出来ませふが、若し拳が的の上になりますと的は拳で隠れて見えませんと思ひます、それ故其拳附と申すことは當てになりません、これ等の工夫は射手が勝手に思ひ／＼に定めたことと思はれます、古い定め規則には腕に墨を付けたり、又は拳附などと申すことは一切御座いません。

第一節 雲の狙ひ

古から遠見の狙ひの秘傳として雲の狙ひと申すことが御座います、之れはどういふことかといふに、例へば雲とか山とか乃至は草木なり何なり向ふの的の方角にあるものを見て狙ひを定めます、如何に近距離に於ても的の錐揉に矢を向けたからとて矢は其所に行くものではありません、されば的の錐揉に中てるには是非と

も矢が其所に行く様に他の物即ち的の附近にあるものを狙はなければなりません、尙更遠見になりますと的の上にある所の雲とか木の枝とかを狙ふべきが當然で御座います。

弓は銃に比べますと力が甚だ弱いものであります、夫れ故拳を上げます、滅多に拳ばかりを上げたからとて矢は益々先きへ行くものではありませぬ、又何程遠方に的があるにしても的は見えなくては狙ひはつきませぬ、然るに拳を上げて前に申しました拳附で狙ふとしまして是れは拳に隠れて目的たる的が見えませぬ、夫れ故止むなく射る先は何間といふことを大凡精神で考へまして、的を能く見て真直の上此位の所に拳を置けば矢が的に届くといふより外はありますまい、つまり遠見の狙ひは遙か向ふにある雲とか山林の木何れの邊とかを目當にして狙ふより外はないので御座います、又だん／＼に述べます、縦矢の如くに矢さ十分遠方に届けばそれで好いといふことを主務とするものに致しましたも穴勝ち高くなるみすれば好いではありません、餘り高過ぎても遠方には行きませぬ、序でありますから縦矢の狙ひを此所に申して置きませふ。

第二節 申の頭

そこで昔しから繰矢の狙ひの傳授として大切な目録の一つに申の頭と申すのが御座います、唯申の頭だけでは何が何やら一向譯が分りません、之れは一體古の暦の時間に當てゝ名つけましたもので御座います、古は十二支を時間に配當致しまして子の時刻、丑の刻、寅の刻など、申しましたので御座います、又其申の刻と申しますは七ツともいひまして、昔は時刻を二様に申しました、正九ツといへば夜ならば午前零時頃を申し、晝ならば正午即ち午後零時を申します、そこで申の刻即ち七ツの時刻は今日では午後三時半頃から五時頃までを申します、それで申の頭でありますから、其時刻の初め頃であります、其時刻の日光の高さは稍西方に斜めに傾いて居ります、其日光の高さを標準として矢を放つたならば、矢は最も遠方に參るといふことを申すので御座います、今日は學問も開けて居りまして、斯様な漠とした標準を設ける必要も御座いますまい、唯三十五度とか四十度とか申せばそれでは一番分りが宜しいので御座います、併し昔はそんなことを申しても普通の人には分りませす、又此綱目は秘傳として御座いましたから容易に他言も許さず、旁々申

の頭など申した次第で御座います、夫れを今日の如く三十五度とか四十度とか申して仕舞つたならば餘り甘味かなさ過ぎます、兎に角其頃合が最も遠距離に適して居る狙ひで御座います、其精密なことは此頃の學問の方から調べた方が一層確かと存じます、唯今の申の頭は角度で申せば丁度四十五度に當る様に聞き及びます、四十五度が矢が最遠距離に行く極點で御座います、されば申の頭より矢が高かつたならば、高くばかり上つて勢を失つて落ちて仕舞ひ、又矢が之より低くかつたならば、まだ矢に勢のあるのに地を摩つて止つて仕舞ひます、そこで丁度申の頭の日光の位置の狙ひ即ち四十五度が、誠に弓一杯の力を矢に持たせて勢をつけます極點と致して居ります。

昔は申の頭を以て繰矢を射ます傳授と致しました、斯様な譯で狙ひの上げ下げを致すので御座いますから、五十間、七十間などの遠距離を射ますときは、無論弓の強弱にもよること、御座いますから、唯今申しました申の頭を越しませぬ都合に於て斟酌して狙ひを定めるより外はありません。

遠距離でありますと、到底的を見て狙ひを定める譯には參りません、夫れ故的の上にある雲とか又は向ふの森の木、枝などを狙ふて矢が的に行く様に致さねばな

第三節 狙ひと的との關係

距離の遠近によりて狙ひと的との關係より區別を立てまして、闇の夜、半月、有明など、申すことが御座います。今此事に就て少しく申しませふ。闇の夜といふは弓の力の割合には的が餘り遠方において的を見て狙ふては矢が的に達せぬ場合を申します。即ち的の上を狙ふ場合でありますから、五十間とか七十間とか申す時分に申します。

半月とは大凡的の半分だけ位を見て狙ふ場合であります。それ故此場合には最も狙ひが正確に參るので御座います。

有明は常の的前で致すことでありまして、的の全部が見えるのみならず、目附は的より下にある場合が多いのであります。

之れは狙ひ方の名稱につきての話で御座います。夫れで先づ遠的の目的の概略を御話し致せば尙一層分り宜しからんと存じますから申しませふ。

第四章 遠的の目的

射 術 之 部

以前とても往々遠見の試験を致されました。然れども之を普通の射術の如くに心得て致しましたのは此百年前後には御座いません。然るに近頃は遠見は中々流行致します。さりながら差矢即ち三十三間堂の通矢と申すものは今日は丸々御座いません。繰矢、差矢は絶てないと申して宜しい位で御座います。彼の三十三間堂と申すも實際は三十三間では御座いません。彼處の距離は一間が普通の二間に相當致して居りますから、六十六間何尺と申すので御座います。之れは堂の裏の椽の長さで御座います。其所で射ましたのは慶長以來の出來事で御座います。此事が流行致して參つてからは到る所に四十間、五十間等の催がありました。十五間の尺二寸とか、三十間の大的などは興味が薄いといふて、間數を遠くして競争をする様になつたものと思はれます。元來弓の間數と申しても何間何尺といふ本來の規定はないので御座います。強ひて古法を求めますれば、大凡十五間と三十間との間數は記されて御座います。之れが的前の間數としては丁度宜しいので御座います。十五間の距離に就ては前にも御話ししましたが、十五間は弓にとりて誠に規矩が眞直に合ひ

まして、的もはつきりと見えて頃合の間數なので御座います、銃砲の如き一町や二町は譯もなく届くものですら、不斷の練習は矢張十五間の所で致しましたのである、りますから、十五間は誠に適當の間數と申して宜しう御座います、然らば遠的は何の爲めに致すか、三十三間堂の通矢は何の爲めに致しましたかといふに、何れも皆一つの餘興として致したことから興つたに過ぎません、深き理由のあつて始めたのでは御座いませぬ。

そこで之を戰場に於ける要具として用ひられました際は如何かと申しますれば先つ弓を以て敵を攻めるとか或は防ぐとかに最も効果のあるのは七八間の所で御座います、此七八間の所で勝敗が決するので御座います、所謂防矢せきやといひまして達者に矢つぎ早に射る技を主とする場合が御座います、夫れくに又其特長を練磨する必要もあつたので御座います、又稀には七十間八十間の所を射る場合もないとは限りませんが、之れは餘り慥かな効のあつたものとも思はれません、兎に角唯今は四十間、五十間、七十間等の遠的が流行致しますから、此遠的の射形に於きまして普通の的前と異なる點を御話致しますせふ。

射 術 之 部

第五章 射 形

遠的と申しますれば古は三十間に定まつて居つた様でありましたが、當時は五十間、七十間乃至は百間位の所まで射る様なことゝなりました、さりながら、之れは全く繰矢の射形或は差矢の射形を真似るといふ譯には参りません、常の的前の通りにして唯其矢を的のある所まで届かせるといふ丈けであります、されば的前の射術を充分心得てさい居れば別に差支は御座いませぬ、即ち七道につき少しづつ注意して致せば宜しいので御座います、これから其注意すべき要點を申しませふ。

第一節 足 踏

足踏に就ては嘗て述べました法則によりまして五十間以上になりましたならば常よりは少し狭めて致します、左様一寸ほど狭く踏めば宜いので御座います、そして左足の指を少し内に踏み込む傾に致します、そうすれば體は意の儘に起して引くことが出来、其他は總て前に申しました規矩の通りに致します。

射 術 之 部

第二節 胴造

胴造は五十間となりますと常に射て居ります所の十五間乃至は三十間と異りまして、體をぶうつと起します、起すと申して伏すと反對の反るのは違ひます、即ち前後にするのと左右にするのとの區別が御座います、此所の起すといふことは的にかゝることの反對で上體を右方に傾ける氣味合に致します、之れは何の爲めに致すかといふに、間數の延びるに従つて左手の拳を上げねばなりません、そこで仰向けて胴を受ける爲めで御座います。

普通の十五間或は三十間でありますれば、眞直、眞平で宜しう御座いますが、五十間以上になりますと垂平よりは少しく左手を上げて射なければなりません、それ故足踏に於ては左の足を少しく大指を内の方に踏み込む心持にし、左右の脇腹の邊にて的を向きて少しく仰退けに致します、そうすれば次の弓構、打起等もそれに連れて總て左上りになりまして動作が致しよくなります。

第三節 弓構

弓構も少しく心持ち起きた方が見よくあります、即ち矢張り常に致しまするの前の通りよりは少しく弓を膝の邊より上に置く様に致します、普通よりは一、二寸程上げて本弮を受けて居ります、そうするのが遠見の恰好としては眞直の規矩に當ります。

第四節 打起

そこで足踏から初めて胴造、弓構まで左様に致しますれば其儘打起します、そうすると矢の根が上りて釣合がとれます、體は少し仰退いて受けて居ります。

第五節 引取

引取も常の通り引き取りますと矢の根の方が上に傾く釣合になります、去りながら引取は矢の根が上に向くと醜いものであります、引取は足踏、胴造等の恰好に従つて平らでも差支は御座いませぬ、鍬が上りました傾きとなるのが醜くなります、足踏や胴造に従つて其儘に引取り、恰も前的の心持ちにて比人双の位にて平らかに引取つたならば美事に立派に引き取れます、左右平均に平らに引取る方が宜し

と存じます、それで肩に収ります。

第六節 會

平らかに引き渡しますと恰度狙ひが五十間乃至百間の距離の所に矢が届く様になり、なす、そうして肩に収まれば特更に狙ひを求めずとも其所の間數の所に至る様になります、併し狙ひは豫め精神で定めて置きます、そうして足踏、胴造の時に於て其所に至らせる積りて其姿勢を取ります、そこで狙ふて居る中と申すは、常の的も遠的も違ひ御座いませぬ、其收りの勝手と申すも常より幾分か下りました所に於て釣合がとれます、之れは遠見の趣意で御座います。

第七節 離

離も嘗て述べました通りに致せば宜しいので御座います、別に遠見の離れと申すものは御座いませぬ、常に承知致して居る通りにすれば宜しいので御座います、其中でも普通の的前と幾分か違つて居るかと思ふ所は、的前は如何にも能く精神に收りて少しも動かすに十分落ち附いた中から離れるので御座います、之れが的前

の射形の根本で御座います、然るに五十間、七十間等の遠見になりますと離れ際に態と求めて味ひを附けて延びるのが肝要であるとして求めてする人があります、的前にては決して左様に致すべきものでは御座いませぬ、氣分で延び合ひをなし、精神上ですることを少しも外形に表はしませぬ、去りながら遠見になりますと、少しは目に見えても延び口の傾を持つても障りはないとしてあります。

そこで今一ツは放したる途端に五十間以上のことなれば、矢は大抵の強い弓であつても自然と其矢の行く先を追ひながら延びる心持になります、假令其矢が目に見えぬにしました所が、矢張り氣分で體を延して矢の後を追ふて行きます、さういふ風であるから射形も崩して仕舞ふのであります、五十間や七十間等は餘り致すべきものでは御座いませぬ、併し遠的は當時大に流行致します、それはどういふ譯かは存じませぬけれども、流行が盛なる故に、世間の人も五十間、七十間等の遠的はどうして射るかの質問も昨今中々多う御座います、それ故申して置くので御座います、實際十五間の的前に於て手に入つて樂に引けましたならば自然遠見に於ても左までの困難は無いので御座います、されば唯茲には其備忘として申して置きます。

尙一言附け加へて置くべきことは五十間、七十間乃至は百間の遠的となると次々に述べます所の繰矢、差矢と同様に普通の十五間の的前の弓矢にては到底其用をなすこと難いので御座います、腕前は如何に達者であつても、中々力づくでは参りません、弓具から夫れに相應するものを選びねばなりません、其弓具に關することは弓具の部に譲ることゝ致しませふ。

第五編 繰矢前

第一章 繰矢前の由來

是よりは繰矢前のことを話しませふ、一體是れも射術の中の一つの綱目でありま
すから、一と通り覚えて居る必要があります、先づ繰矢の大凡の歴史と申す程でも
ないが、どういふ譯で繰矢前、遠矢前と申す名稱を附けたか、之を心得置かぬと都合
の悪いことも御座いませふ、夫れ故此名稱の起りを一と渡り御話し致します。
繰矢前と今日申しますことは一體の起りの名は繰り遣るといふ意味でありま
して、御案内の通り一寸でも先きに矢の届く限り中りに關係なく、遠くへさい遣れ
ば繰矢の要用は済むので御座います、抑々繰矢は戰國の時に戰場にありて敵味方
の別なく此陣から彼の陣に通信をせんとする時に所謂矢文やぶらと申すものを矢に附
けて送るのが趣意で御座いました、矢文のことは軍物語に能く出て居ります、され
ば矢文の平常の稽古として此繰矢前の練習を致したので御座いました、要するに
一寸でも先に矢を届かせるといふのが繰矢前の目的で御座います、器械こそ變は
れと矢文は唯今の無線電信の役目を致させたもので御座います。

練矢の用法は斯の如くでありまして、練矢前も一種の射術には過ぎませんが、其趣は大に異つて居ります。中りを主とする技（的）前（的）とは同一視することは出来ません。夫れ故に常に射術を練磨する人でも練矢前となりますと、的を射るとは少しく思はくが變つて參ります。其變はる點は何かと申せば、此方は中りに關係なく少しでも先きに矢を送り遣るといふことであります。つまり矢勢を充分つけて遠くへ矢を飛ばすといふことが主眼でありまして、細かな中りは第二になつて居ります。矢に強みを持たせることが専門でありますから、自然的前の射術と相違する點が御座います。之れより其相違の點を順序を立て、練矢前の射法として説明しませふ。之れは矢張りの前の射法と同じく七道の順序を追ふて説明致した方が分り能からんと存じますから、的前の順序に従つて説明致しませふ。

第二章 足踏

弓を引くに就て先つ致すべき動作は練矢前に於ても的前と同様に足踏で御座います。而して練矢前の足踏が的前と相違して居ります。點は何處にあるかといふに其左右の足の開き具合は前に申しました扇の規矩の三四間開いた恰好で御座い

ますから、的前の足踏よりは大分に狭くなり、其狭めて足踏をする理由と申すは、胴を何處までも起して反らせんが爲めであり、然るに足踏を廣くすれば體は沈んで俯すことも反ることも出来ません。即ち足踏が廣ければ體を自由に動かすことが困難で御座います。そこで足を寄せて狭く踏み、胴の屈伸を容易に致します。夫れ故練矢前に於ては足踏の規矩をば扇を三四軒につばめた恰好を宜しと致します。

其他の規矩は總て的前の足踏の規矩と違ふ所は御座いませんが、改めて申すまでも御座いません。

第三章 胴造

胴造に於ては的前と異なる著しき所は、反り胴なので御座います。反り胴は練矢を射る一ツの法則となつて居ります。即ちづうつと反りて胴造を致します。之れと申すのは外ではありません。弓は引ける丈け強き弓を引き、矢束は引ける限り引くには、胴造は反り胴に致さねばなりません。反り胴にするといふ趣意は此所にあるので御座います。

的前と違ひて繰矢前に於ては引き取りて後に稍々狙ふて放すのでは御座いませぬ、的前の如くに致しますと矢に充分勢をつけて放すことは出来ません、つまり引取りて狙ふて居る間には左右の二の腕に疲れを生ずる恐れがありますから、其疲れの出ぬ元氣最も盛んなときに放します、されば矢に充分力を持って行きますから従つて目的の遠方にも達する譯で御座います、どちらかと申せば盛りの過ぎぬ未だ不充分と申す位の少し前方（まへ）の時分に放す加減に致しませんと存分の働きの出来兼ねます。

此繰矢前に於ける反り胴のことは秋田邊にて以前より行はれて居る繰矢前に於て實行されて居ります、今日の娯樂として繰矢を行ふ際にも、的前に於て中りを競争すると同様に一寸でも先きに行かせることを競技の主眼と致します、それで其時の射形は如何といふに、矢を放すと其儘其場に倒れると申すことであります、さうして見ると如何にも繰矢に於ては足踏を狭くして且又胴をば反り胴にして一杯に體にはまり切る前に放すものと見えます、そこで其儘體は後に倒れます、射放せば直ちに轉げる、射てから後に轉げるといふことは射法にある譯では御座いませぬ、胴造の自然の結果で御座います。

射 術 之 部

第四章 弓 構

弓構に於ても、的前の如くには嚴格に構ひませぬ、前述の胴造に相當する傾向を以て致します、つまり恰好には關係なく引き善き様に構ふるので御座います、若し弓構を、的前の如くに左の足の膝頭の所に本弦を當て、致すとすれば打起の際に動作が思ふ様に參りませぬ、それ故繰矢前の弓構は左右の足の間に弓の本弦を挟んで致します、さうすれば強いと思ふ位の弓でも十分力を加へて引くことが出来るので御座います。

第五章 打 起

起打に於ては、的前で致す様は體を沈めて弓を起すので御座いますが、繰矢前の打起に就てはそんなことには餘り頓着なく、又左右の拳の揃ふの何のといふ必要も御座いませぬ、唯引き能き様に弓を打起します、打起すと同時に又引き込んで參ります。

弓は成る丈け身寄りに致して射やる方へ體が出る様になります、彼の角兵衛獅子

射 術 之 部

が將に後に引、繰り返る様な有様になります、それ故的前の規矩とは大きに相違致して居ります。

緋矢前に於ては矢に少しも障らぬ様に引きませんと、矢が十分に働かせぬ、而して懸口が面倒なので御座います、夫れ故打起の時に懸口の所を注意して引き取らねばなりません、懸口はどちらかと申せば少し淺めに懸けた方が宜しき様に思はれます、一寸考ふれば強き弓を後に反りて引くのであるから、深く懸けたならば大丈夫の様に住じますが、夫れでは離るゝ時に矢が懸に觸るゝ恐れがあります。

前にも申す通り緋矢前に於ては打起すと同時に引取るのでありますから別に引取と申す箇條も設けて御座いませぬ、つまり打起すや否や全身の力を以て引取り其間少しの油斷なき様にするからであります、從て的前で申す肘力、押大目引け三分二など、申す目録も緋矢前には御座いませぬ。

第六章 會

會と申せば七道の中の最も大切な所でありますから、之れには萬端の口傳口訣もあり、又色々の名稱もつけて御座います、譬へば抱え、保つなどの如くであります、併

しながら緋矢前に於ては的前と違ふて遠く遣り得る限り遣るといふのが緋矢前の趣意でありますから、會の目録として別に擧げて御座いませぬ、前にも申す通り狙ふて居ると云ふ必要もなく唯矢に強みを持たせて放すのが主眼でありますから、持ち抱え過ぎることは取り分け宜しくないことで御座います。

第七章 離

今申す通りの前の如く保つとか持つとかいふて躊躇して居りますると盛なる氣合が衰えて參ります、夫れ故引き込みましたならば延びます、延びるにも手早く延びかゝりまして未だ十分ならざる所で放します、其位に疾速に運ばねばなりません。

緋矢前に會がないと申すのも、つまり技前わざまへと異りて單に矢を前に出すだけでは効はないのであります、充分遠方に走らせるのが趣意であるのです。

次に緋矢を射たる後の恰好は如何といふに、矢を射放したならば押手勝手の心得を、延びることが外形に見ゆる位にせねばなりません、收まるか收まらぬ位の勢の最も盛んなときに押し切つて放します、即ち左右の拳で兩方に強く放しますと夫

れで用は濟むので御座います、是れが練矢前の射法で御座います。

第八章 練矢前に關する歌

今此練矢前に關する七道を能く記憶し得らるゝ様にとて、俗歌に讀みましたものがありますから、茲に順序を追ふて申しませふ、元より正しき和歌として批評されては困りませぬ。

足踏 延び矢射る其足踏は兩足を寄せて膝節強く踏むべし

つくばつて遠矢射るにはかしこまり腰を能く据え足の間に

胴造 延び矢には腰より胴を強くそり腹をば前に突き出すべし

三つの曲尺重ねし曲尺の肩先を先の目當の身の曲尺にせよ

弓構 遠矢射る弓構は身の真ん中に構ふるものとかねて知るべし

弓構の内に風並考ひて吹き行く末の竹を目當てよ

打起 身の曲尺に顔を重ねて見向きつゝ腹にて反りて打起すべし

弓と身と打起すとき弓拳は肩より前に押當てゝ引け

懸口 如何程も強きを好め押せ力引くに心のあるはかけ口

勝手をば能く掛け止めて肘をつめ弓手は強味^{つゝ}身骨一心
引取つて抱の中の遠ければ絶ゆまず引いてかけて離れよ
生れつき十三東にあまるとも延びを知らずば九東十東

第九章 矢 文

斯の如く大凡の前と同様に七道と云ふ様な譯の規則を設けて練矢の稽古を致します、且又古は前申す通り軍用としては矢文^{やぶ}として多く行はれましたから、少しく矢文のことを下に述べませふ。

矢文と申すことは軍物語に能く出てゝあることですが、之れは文通を矢に附けて先方の敵なり味方なりの陣へ送ること、御座いました、其文の書き方に於ても彼の錦繪様のものを見ますと誠に可笑しなことが書いてあります、例へば普通の文通を矢の根の附いてある近邊即ち鏑矢、蓋目の根元に結び附けて射送る様などがあります、併しながら之れは一時の形容でありまして、實際斯ることでは射るときに脱けて仕舞ふとか、又は切れて仕舞ふとか、乃至は途中にて障礙の爲めに目的の先方に着くことは難いのでありますから、そんなことを致したかどうか疑問で御

座います。

此矢文を附けるには法則が御座います、例へば短筒にして濟むことは矢の筈に其用向を書き附けて送りました夫れが少し長いことになりますと、唯今の電信の受信紙の如き細き紙にべつたり書き附けて之を筈に巻き附け其紙の兩端をば糊にて附けて射て遣りました、そうすれば途中にて抜けて失せるといふ憂は少なかつたので御座います、其巻き方等も詳しく申せば限りありませんが、餘り必要もないことなれば申しません、唯大體はかうであつたといふことを知れば、それで満足して貰ひませう。

第十章 風 位

又繰矢を射るに就ては風が大なる關係を有して居ります、即追ひ風と申して矢の行くと同じ方向に風の吹くことも御座います、又向ひ風と申して矢の行く方向とは全く反對に風の吹くことも御座います、又横風と申して左右から吹く風も御座います、此左右から吹く所の横風が最も矢に障りを起します、向ひ風も餘り恐るゝに足りません、左からとか右からとか吹く風は甚しく矢に害を及ぼします、斯様な譯

六

で御座いますから、繰矢を射る際には豫め風の方向を能く調べて横風でありますれば成るべくは風の沈み加減の時を見計つて射る様にせねばなりません、十五間や三十間の所でありますれば風の害を受くべき範圍も極めて狭う御座います、繰矢でありますから、二三町の距離に矢を遣らうとするのです、されば少しの横風でも中々矢に故障を起します、以上にて先づ繰矢即遠矢の概略を終りました、之れより次編に於ては指矢の大體を説明することに致しませふ。

七

第六編 指矢前

第一章 指矢の沿革

射 術 之 部

指矢は如何にして射るべきかを説明する前に、先づ指矢の成り立ちに就て御話致して置きませふ、往古は一體指矢といふものは全く無かつたもので御座いました、軍事に關する書籍若くは昔の物語様のものを調べて見ましても弓に關する様々の事柄は載せてあります、去りながら唯今の指矢と申す様なことは一つも見當りません、前九年の役や、後三年の役の時代は軍器として最も弓矢の珍重されました、際でありましたが、其當時の繪巻物や書籍などにも現今申す様な指矢はありません、併しながら唯今の指矢前と稍類似せる射形のものには御座いましたが、之れは唯今の指矢とは少しく趣が異つて居りますから之を以て今日申す指矢と同一視することは出来ません。

先づ弓箭と申しますれば其頃は軍器と同一の意味を有して居つた位でありました、従つて戰場にありては此箭を防ぐ器械の必要もあるので御座います、之れが即ち楯と申すもので御座います、されば戰場に於ては弓矢を持つと同時に又一方に

射 術 之 部

は楯も用意致したので御座います、そこで開戦の際には兵士は皆其楯裏に控えて居つて弓に矢を番ひて所謂矢づき早に射たので御座います、彼の軍物語にも、指し詰め引き詰めさんぐに射云云といふ言葉もあります、現今の兵器で申せば速射砲の如き有様で一分間に何射といふ程も早技を以て射たことゝ存じます、そこで指し詰め引き詰め射ることを指矢遠矢に射ると申しました、之れは蓋し左手の拳を敵にさしつけて右手を身寄へづんぐ引き詰めて無闇に射る故に之を指矢とも申し、遠い所に敵が居れば、彼の敵を是非打ち止めんとて射ることを遠矢に掛けて射るとも申します、此遠矢と申すことは唯今の練矢とは全然異つて居ります、即ち其指し詰め引き詰め射る場合に間數の少し延びました所をば遠矢にかけて射ると申します、夫れ故此所で申す遠矢は練矢とは違ふので御座います、先づ之れが古の指矢と申す名稱とすれば之れ位のこと御座います、外に指矢なるものは無かつたので御座います。

今日申す如き指矢前といふ一種の射形の定まつて來たのは先づ慶長の頃からで御座います、つまり弓の射法に從來のものゝ外に尙一つ新たに出來たものと考へたならば差支ないので御座います、何の爲めに此指矢前なるものが起つたかとい

ふに、單に弓術の一つの餘興として起つたに過ぎぬので御座います、遊びの爲めに起つたと申して宜しう御座います、其頃の武士の遊びの一つで御座いました、又其起りを申せば、今も現にある彼の京都の三十三間堂の側に青塚と申す所が御座います、其近傍の斯道熱心の人は常に此青塚に参りまして遠矢即ち繰矢の競射を致して居つたと申すことで御座います、繰矢で御座いますから一間でも先へ先へと競ふて射て居りました、夫れが段々盛になりまして、或時一人の發議者がありまして曰はるゝには、毎日此所に來て少しでも先きに矢を遣ることを競ふて居るが、之れは上に限りのない所で致すのでありますから、興も少い譯である、就ては幸ひ此所には三十三間堂があるが、此堂の裏の軒の下へ行つて射て見ても如何といふ、戯れ半分から指矢といふものが起つたと申すことで御座います、夫れから一人が賛成し、二人となり三人となり、段々と之を射て見ようといふ人が殖えて参つたことゝ存じます、之れが抑、堂の射始めでありました、それで之れが公けに一般に致させることになりましたのが慶長十九年正月十九日でありました、其時最も優れたる射手は淺岡平兵衛と申すもので、之れは竹林派の弟子で御座いましたが、堂に昇りて堂の裏の椽の軒のある所で射ました、之れが公然の三十三間堂の指矢前の

射 術 之 部

射手としての嚆矢で御座いました、其時の通り矢は五十九本あつたと申します、其射ました數は何本ありましたか、其事は傳へて御座いません。

其後は堂帳と申しまして通り矢の中り附けのことを悉く明細に記した矢數帳がありました、之を印刷して希望者に販賣致して居りました、唯今でも三十三間堂はありますが其中り帳を齧ぐ所は御座いません、其中り帳には公然と射た人は皆記載して置いたので御座います、慶長十九年以來明治の前天保の年號位までは折り折り此堂に昇りて射た人がありました。

其頃晴れの場所としては三十三間堂に昇りて指矢を射たので御座いますが、常の練習は到る所で致したので御座います、即ち小口前、芝射、指矢遠的等で練習致したので御座います、此指矢に就ては太平の世に於て幕府にても獎勵致しました爲めに、最初は戯れの一時の娛みとして起つたものが遂に世間の人は軍用前と誤解して居る人が大層ありました。

彼の勸進的等に於て引く弓は其頃は極めて弱きものを用ひて居ました、今日で申すチョンがけ弓も同様のものでありました、それでありましたから、弓と申しても軍用にはならない位で御座いました、従つて夫れ等の弓は間數遠き三十三間堂の指

射 術 之 部

矢前などには役に立ちません、此遠距離の所を強き弓を以て矢つぎ早に射る所を見れば、殆んど軍用の如くに見えませふ、其爲めに自然と人も信じ、話に聞きても左様心得たものが多いので御座いました、其實一種の楽しみから起つたことで戦争の目的で致すのではなかつたことで御座います、然るに立派な先生方でも指矢前を軍用前の如くに心得て居るものもあつたので御座います。

矢數で申せば一晝夜に一萬以上も引きましても疲勞せぬ位に達者に引きましたならば如何にも堂前指矢前は戦争の役に立ちそうに思はれますが、實際はこんな引き方では戦争の役には立たぬので御座います。

指矢前は右様でありまして諸藩の士が多く致しました、併し之を旗下の武士が弱弓にて的前を引くに比べたならば幾分か軍用になるかは知れません。先づ之れ丈が指矢の縁起で御座います、之から其射法の概要を説明致しませう。

第二章 指矢の射法

前に申す通り指矢は遊興の爲めに起つたものでありましたが、遂に世間の人は却て指矢を以て軍弓の下稽古の如くに思ひ誤る様になりました、之れ又太平の餘弊

の然らしむる所で、的前に比して幾分か強みのあつた爲めと存じます、兎に角之れが始まりましてから、日子を経るに従つて追々と盛になり、遂に弓術の一つの技藝と心得る様になりました、故に其射法を研究するのも出来て参りました、而して今日に至りては的前と異なる一種の射法を發明する様になりました、無論其骨子の大體は的前に似寄の所もありますが、著しく異なる點も少く御座いませぬ、今よりの前に於ける七道と同じ順序に其射法を説明致しませふ、即ち第一が膝組之れは的前で申す足踏と同様で御座います、第二が胴造、第三手の裏之れが又的前と異つて居ります、第四懸第五になりますと引込即ち的前の引取で御座います、そこで又繰矢と同様に指矢にも會といふこと即ち保つ、抱えと申すことは御座いませぬ、第六が延び合となりまして第七は離で御座います、此七つを以て一本の矢を放すことが出来るので御座います、之れより此七つを順次説明致しませふ。

此七道を説く前に其射形にかゝる準備を一寸申して置かなければなりません、即ち射場に臨みましたならば先づ身仕度をなして置くので御座います、即ち第一に左右の肩肌を脱きます、的前の如く左肩のみ肌を脱いだ丈では充分に動作が出来ませんから、諸肌を脱くので御座います、夫れから弦走と申すものを掛けます、弦走

のことを胸革とも申します、此弦走といふのは弓を引き込みました際に多くは胸に弦が觸れ数多く引く中には輕我をする恐れが御座いますから、革にて作りたるものを胸に當てるので御座います、之れは左の脇の下から後に紐を廻し右の肩と脇の下にて吊りて結びます、尤も其人々の骨法によりまして弦が胸まで收まらぬ人もあります、其人は弦走には及びませんが、又弦走には肩革或は肩當と申すものが附いて居ります、之れも革にて拵えまして右肩の勝手が收まりて其拳の觸るゝ所に當つるもので御座います、之れは右脇の下にて紐にて止めて置きます、尙此事は弓具の部にて申しませふ。

夫れより押手及び勝手ともに鞆をさします、此鞆も普通の鞆と異つて右手の鞆は角入の四ツ鞆であるが上に如何なる強弓にても手の痛まぬ様に極めて堅く出来て居ります、左手の鞆も腕の草臥ぬ様に手首だけでなく殆んど肱の邊までの長さにして紐にて巻きます。

第一節 膝組

先指矢を射るには腰掛に腰を掛けて體の据りを定めます、その腰掛の寸法等は弓

具の部にて申しませふ、指矢を射ますには此腰掛の半分よりは少し前の方に腰をかけるので御座います、そうしませんと後まで一杯に腰をかけますと腰の据りが宜しく御座いませぬ、夫れから膝組にかゝるので御座います、膝組は的の前にて申せば足踏に當ります、先つ腰掛に腰を据えて體の位置を定めましたならば此膝組を致します、膝組は俗に申す胡床こしどでありまして左の足は下になり、右の足は上になる様に致します、そうして左の膝頭は少し下る様に組むので御座います。

第二節 胴造

胴造は膝組の中央に胴を眞直ぐに据えまして、脊中の骨も曲がらぬ様にし、下腹を張りまして少し前にかゝる氣味にし、臍下に氣を收め、左の肩を少し落し右肩を少し上げる心持に致します、即左肩と右肩とは七分三分の釣合を持つ位に致します、此胴造が出来ましたならば弓を左の膝頭の先きに立てまして、矢をば右の膝の上に筈の所がある様にして置きます、矢は普通十本を一時に揃えて置きます。

第三節 懸

矢を番ひますには、右手の小指で羽根の所を引つ掛けて取りまして番ふるので御座います、其番ひ方も二種あります即ち捻掛ひねりかけと引掛ひきかけとで御座います、捻掛と申すことは筈を番ふるときに右手の大指と人差指、中指の三指にて筈を捻り廻して弦に番ふので御座います、引掛とは筈を引きつけて掛けること即ち弦にかゝるまでは何回でも筈を引いて試みます。

弓に矢を番ひましたならば其筈の下に勝手の大指をば筈に觸れぬ様に筋違すぢがひひ下に深く當てまして、大指の根に充分力を用ひ、夫れより薬指、中指、人差指と指先を軽く大指に懸けるので御座います、特に腕首を眞直にしましたなれば懸口は自然と大筋違になるもので御座います。

第四節 手の裏

手の裏は弓の弣の内角を左手の大指の根の所にあてまして、中指をば大指の腹に添へ、薬指、小指に力を入れずして、手の内は深からず又淺からず中邊に致しまして、一文字に柔かに取るのであります、人差指の屈伸は其意に任せて差支ありません。

第五節 引 取

手の裏が出来たならば引心にかゝります、指矢前に於ては打起して後に引取るのではありません、引取るにつれておのつから打起すので御座います、押手勝手ともに取掛けをしました時の形を違へずに勝手は弦を廣からず、狭からず、弦道を眞直にとりまして、押手に於ては今まで七分に備えておきました肩をば其儘にして、手の内は締めずして、又勢もつけずに弓なり弦なりを違へずに、又左右の拳に高下なく、ゆらりと打起しましてふわりと引くに随つて押手に力を添へ、勝手に六分引き押手に四分程押すと心得て、勝手は高めに左の肩へ早く引き取るので御座います、手先にて引くのではありません、必ず腕にて引かなくてはなりません、此時押手は中筋にて一文字に取りました所の手の内が弓を引くに従ひまして自然と鱗形となるので御座います、そこで懸の拳は低きも、高きも、又引き過ぎましたのも、控へたのも、何れも悪う御座いますから、其所を注意して右の肩の骨の繼ぎ目の上に大指の中の節が収まる位に致さなければなりません、腕は張りましたのも悪う御座いますれば、又下りたるも宜しくありません、つまり肩の後の平骨即ち雁金骨の下へ

詰るのを宜しと致します。

第六節 伸合

前に申しました如くに勝手高に右の肩へ早く引取りまして脛をば平骨の下へ詰るに従ひまして七分に備へて居りました左の肩臂を押手へ六分勝手に四分と申す位に伸び合ふので御座います、引取の場合には勝手に六分、押手へ四分でありましたが此伸合に於ては反對となるので御座います、即ち押手が六分で勝手に四分の働きをなします。

第七節 離

伸合ふて左の手先が未だ收まらぬ内に勝手に肘をば平骨の下に詰るに従ひまして押手より伸び詰りますれば勝手に拳は引取りました儘にて動かずに肩と一所に胸より開けまして、七分に備ひました所の左の肩臂は肩の後より力起りまして肩から手先まで十分になります、此際は押手の大指の根元に注意しなくてはなりません、左右の肩は胸と共に左右に開けまして、其身の矢束は弓の木中まで満ち來

りまして無思無爲にして矢は自然に離れます、矢が離れてから後は其儘押手を引き取り矢を番ふること前の通りに致して射るので御座います、斯くして十本でも二十本でも、射終るまで膝組、胴造を緩めず矢一本〳〵油断なく射なくてはなりません。

是れが指矢前射法の概要で御座います、之より小口前、芝射等に就て注意すべき要點を御話し致します。

第三章 小口前

小口前或は射込を射ますには先づ小口前を一箇中墨にしまして身通りよりも少し前に受け、身仕度を爲し、腰掛に腰を据え、膝組をなし、棒矢節根十本を膝に置きまして、弓の握草に天鼠を曳き、胴造を定め矢を番ひまして會、手の裏、引取は前に述べました法則に依つて致します、次に伸合となります、此伸合は矢束が弓の木中の所まで來て矢の離るゝ所の限度を能く味ひまして、其骨節の喰ひ合ひを頓と心身に悟り得て矢を解すので御座います、夫れより又矢を番ひて同様にし十本とも皆終りましたならば又其矢を集めて膝に置きまして又前の如く致します、斯くして數

十本乃至は數百本にても數の多きを善しとします、之れ即ち素引で御座います、之を毎日稽古致しまして其骨法を覚えましてから矢を放すので御座います。愈々小口前を射るといふ段になりますと、小口前に向ひて左の方に矢取を置きます、此矢取は腰を掛けて居りまして射ました矢を一本宛抜き取るので御座います、初心の中は十本、後には二三十本乃至は五十本にても七十本にても射終りましたならば矢取は根の方を持つて筈の方を射手の弓手の上に出します、そこで射手は左手に弓を持つたなり右の手にて矢を取り膝に置きまして又前の如く射るので御座います。

射 之 部

矢は水走(みづしり)水落(みづおち)に矢先高に引き渡しまして小口前の真中を射るので御座います、斯くして矢數のかゝるに従つて力も附いて参りますから、初めは弱き弓でも次第に強き弓が引ける様になりますから、順次に強き弓と取り替えて射るので御座います。

初心の中は胴造より取掛け、引き取り、伸び合ひに至りまして、其身の矢束が弓の木中まで來ますのを篤と見て矢を放しまして、一本宛靜かに射試み、熟練して参りますれば胴造より取掛け、引き取り、伸び合ひ、離と一貫して引取るや否や其儘離るゝ様

射 之 部

に見ゆれども引き取り、伸び合ひの骨法連續して根合の味も其中に籠りて居ります、矢は自然に離れて参りますれば弦音も冴え、弓返りは鋭くなく、弓は小廻りに鈍形(にぶ)形(かたち)違はず、ほつとりと返りまして拳は少しも動きません、恰も竹の筒の中を弓が廻るやうになります。

又勝手の拳は肩のクツクツ骨の上下前後なく真直に離れます、離れて後の拳はどうであつても關しません、之れには小口前にても芝射でありまして、射初めと射納めには素引を致して矢の離るゝ限りの味ひや骨法を能く心身に覚えまして射前にかゝり、或は射納めするので御座います、斯く致しましたならば早氣と申すことも又輕はづみと申すものも附きません、そこで射形大抵熟しましたならば芝射にかゝるので御座います、芝射を致しませんければ弓力も出ません、又矢行きの具合や矢のしの加減も知ることが出来ません。

第四章 芝 射

芝射に於きましては弓は小口前よりも少し強いのを御座います、宜しう御座います、されば弓は何張となく次第に分の厚きものを用意して置く必要があります、矢も

太からざるものを成るべく澤山用意して置けば好いので御座います。そこで場所は曠原或は海濱などの廣い所でなくては不便で御座います。そして成るべく石や瓦などの無い所を撰ばねばなりません。先づ射前から四五十間先きに長さは四五尺程の採配を身通に立てまして、其採配の頭を矢が過る様に射るので御座います。矢を放して仕舞つたならば其儘弓手を引きまして矢を番ひ、姿勢や骨法の違はぬやうにして射ます。骨法が正しかつたならば放つた矢も上下若くは前後などに出ることなく真直に參るもので御座います。芝射に於ては輕はつみつき、又は早氣などの出勝のもので御座いますから、離るゝ際に當つては輕々しく手の先ばかりで致すのでなく、誠にどつしりと重みをつけて致さねばなりません。所謂弓の底を射んことを心に懸けて稽古するのが肝要で御座います。此芝射に熟練しましたならば指矢遠的を射習ふを宜しと致します。

第五章 指矢遠的

之れは遠的と申しましても唯今流行致して居ります。大的とは相違致して居ります。的は布或は紙で作ります。縦は五尺横二尺にて幟の形を致して居ります。其上と

兩側には乳を附けまして之に竹を通して建てるので御座います。此的の上より五寸下に直径八寸の輪を書きます。距離は矢張四十間にして射ます。之を射ます矢は野指矢と申して堂矢の形をしてあつて唯繼いで無いばかりで御座います。射形は無論坐射で御座います。狙ひは的の輪の中央を專一として稽古致せば宜しう御座います。

第六章 折掛堂形

折掛堂形は堂射と少しも變り御座いません。又之を區別を立て折掛と堂形とに分けて稽古することもありますから、別々に説明致しませふ。折掛と申しますのは射場より卅間先に堂の椽幅に竹を二本立てまして其竹に間見の高さに繩を張ります。間見とは椽の天井を斜になつて居ります所の椽で御座います。此所が矢の膨む極度として練習致します。即ち最初には矢は低く出て、此竹の立てある折掛の所にて矢はのして芝を縫ふが如く矢の行くを好しと致します。堂形の方に於きましては射場と矢先迄の所を全く平らに致します。矢先とは矢の行くべき所なれば即ち堂の長さに相當致しますから六十四間餘あります。又射場

と矢先とには板を敷きます、此矢先の端には堀を拵えまして低くして置きます、つまり之れも堂の椽に似せる爲めで御座います、又射場と折掛のある所即ち三十間の所で此所を閤門と申します、此閤門の所と矢倉との三ヶ所には屋根を拵えます、矢倉即ち矢先の側方に矢の通否を検査する所として土屏或は石垣を築きまして矢除と致します。

射 術 之 部

此折掛堂形は全然堂矢を以て射て試験致します、但し折掛を射る際には閤見の繩張の所を主眼として矢を放し、矢の飛び行く先きへまで見送つては宜しく御座いません、堂形を射ます際には閤門の所を眼度と定めまして夫れより先き矢の通るか通らぬかを見送るのも宜しく御座いません、つまり本堂に昇りましても其癖の出易きものであるからで御座います、折掛に於ては閤見の繩張の所、堂形に於ては閤門の所に心を置いて骨法や姿勢を違はぬやうに射習ひまして、射放すと其儘弓手を引き寄せ矢を番ひまして次の矢を放します。

此等の稽古に熟達せば堂に昇つて射ても差支ない様になります、之れで指矢前の概略を終ります。

射 術 之 部 終

本多利實先生講述

弓道講義

射禮之部

財團法人
大日本弓道會

弓道講義射禮之部目次

第一章 總說	一	第十四章 騎射の三つ物	六六
第二章 卷蕤射禮	三	第十五章 歩射の三つ物	七二
第三章 的前射禮	九	第十六章 各種の的	七七
第四章 大的射禮	二〇		
第五章 立射禮	二一		
第六章 四本射禮	二七		
第七章 射初式	三五		
第八章 挾物	三七		
第九章 胴結の式	四四		
第十章 弓始禮法	五四		
第十一章 射場始式	六二		
第十二章 大射式	六三		
第十三章 射禮の服裝	六五		

射禮之部目次終

射禮之部

本多利實講述

第一章 總說

之より射禮のことを一と渡り御話し致しませふ抑射禮は射術に伴ふ當然の法則で御座います、總て物あれば則ありで、動作あれば悉く禮備はるは自然の道理で御座います、されば弓を採りて人の前に出づるに當つて禮讓を重んずる式といふものがあります、之を射禮と申します。

射禮は之を又射手の言葉で申しますとタイハイといひます、なせタイハイと申すかといふに漢字で體配といひます、即ち體を配るといふことで、體を配るでは如何にも殺氣を含みまして、軍陣にありては兎も角、貴人紳士の居らるゝ面前にて體配などと申しては何か貴人紳士に對して威力を振ふ様にも思はれて禮を失するかの掛念けねんもありかた、以前嘗て徳川政府の命令で弓術の禮式に於ては體配は平

假名で「たいはい」と書くことになりました併し常に行ふて居る射術にした所で何時も平假名でのみ「たいはい」と書くことすれば此禮式の取扱に不便も多く且つ漢字で書くことを得ずとすれば誤解の掛念も少く御座いません今日から見れば如何に高貴の人の前を憚るか唯當時の状態を想像するに過ぎません兎に角舊幕府の諸士に命令して弓の禮式は體配といふべき場合には平假名で「たいはい」と書くと申し附けたので御座いますそれ故其當時の弓書には體配は皆平假名で書いて御座います

射 禮 之 部

唯今申す次第で弓を引き習ふものが何か弓術に關する催しをするとか又は貴高人の前に出で、弓を引くときは必ず射禮をせねばなりませんそこで此射禮を習ひ覺える必要も御座いますそれ故一と渡り極普通にして手輕のことを御話し致しませふ

射禮と單に一口に申せば夫れ迄で御座いますが併し之れにも澤山品數が御座いました中々一様には申されません例へば茶の湯の人が手前の手續をする様なものです此射禮の極初歩と申しますのは先づ卷藁射禮と的前射禮で御座います此二つの射禮を豫め覺えて居りますれば見物人に對しても大した無禮もせず

みます故に卷藁射禮と的前射禮との概略を極ザツと御話し致しませふ

第二章 卷藁射禮

射 禮 之 部

卷藁射禮に於ても弓と矢を持つて出ること普通の話でありますが又其弓と矢とを持つて出る有様が一つの射禮で御座いますそして之れが又抑々の基本で御座いますそれには左の手に弓を採り右の手に矢を一手二本持ちます禮式に於ては的前に限らず卷藁前にも甲矢乙矢甲矢乙矢を兄矢弟矢とも書くの二本を必ず持つて出ますそこで先づ卷藁を射て御覽に供しますには左手に弓を採り右手に矢を二本採り弓も矢も夫れ／＼兩方の袂の下に入れて出ます卷藁の大凡二間半或は二間手前まで出て貴人の方に向つて默禮を爲し夫れより卷藁に向き直り左の足から三步左右左と三足前に進みますそうすると卷藁の前大凡一間位の所に出来ますそこで止り其儘下に座はると申しても座敷に座はる様でなく左右の手を下に下ける(膝にある)夫れよりして右の膝の所に左の膝が來る様に向を換える丁度貴人の居らるゝ所に眞向になり申す其時は左の膝をつき右の膝を上げます大凡弓を置きます膝は常に立てると申し召せば好いので御座います今は左

部 之 禮 射

の方にある弓を右の方に取るなれば右の膝を立てるので御座います、そこで夫れより右の手を出し左手の持つ弓を體の正面に持ち來り矢摺籐の籐竹の上の節の所を右手の三指^{おひさし}、人差指^{ひとさし}、中指^{ななめ}で抑へます、そうして左手を撫で下げ、手下と申す弓のふくらがる所に手を添ひて右手と一所に弓を的なり、卷葉なりに向けて右の膝頭の所に置きます、而してそれから左手で左の袖を抑へます、抑ふるには拇指を袖の折り目の筋に當て、残りの四指をば袖の表に顯はして抑ひます、而して袖をば右の袖の下の邊に一邊返す、返してすぐに卷葉を見ながら袖を向ふに指します、それよりして前に返した通りに又折り返して左の手の肌を脱く段取を致します、肌を脱きますするには左手を襟の合せ目から出さぬ中に左手をぶつと右の脇下の方まで差し入れて左手の出しよき様にし、而して左の肌を全く脱きます、肌をぬきますと直ちに片々の左の袖を其左手で抑へて袂の先を袴の紐或は帯に夾みます、これは弓を引くときに袂が邪魔になりて、袂を弓であほることを防ぐ爲めで御座います、夫れよりして右の手に持つ弓を持つた儘右を斜めに真向きに持出す、其途端に左手にて握^{にぎ}を抑へ右の手を放します、そうする途端に弓は左の膝頭に本弰^{ほんけん}が附く様に致します、膝の先の地に下^{した}はこが附く様に致します、右手の矢はそれと同時に

部 之 禮 射

に右の膝の角へ右手の拇指の脊の當る様に致します、弓と矢とを左右の手に分けて一度卷葉を見ます、而して右手の矢を少し手の内にてくつろげまして、甲矢、乙矢を見分けます、而して其見分けを間違はぬ様にして弓を越して右手の三指^{おひさし}、人差指^{ひとさし}、中指^{ななめ}で下の弦を抑へ、ぐるりと弓を廻しながら真中に置きます、置くとすぐに右手の二本の矢の中の甲矢を番ひます、即ち弦を矢筈にはめます、そうすると他の一本の乙矢は打違ひに矢尻を此方へ向けて左手の中指で下の乙矢を抑へます、此方の弦の所へ乙矢の射附^{やちづ}の節の當る丈けにします、それから一度一寸^{いっすん}右の脇の下の所に右手を結んだなり附けます、夫よりして乙矢と甲矢と打違ひたるを右の手に持ち添へて其儘立ち上ります、足は一束につきまます、そこで其一足を卷葉を見ながら左の足の足踏の目當を附けて踏み出し、踏み止めてそれに従ふて右の足を出して足踏の恰好を作ります、夫れよりして弓を前に取り常に構へる如くに弓構を致します、それから今の射附の節の矢の矢尻を右手の小指、薬指にて引き乙矢を抜きます、それは先づ本矧^{ほんかき}の所を左手の指の所まで引き右の手を放し、又^{のなか}筈中の節の所を右手に取りて夫れを抜き取りて下に伏せて置きます、そこで甲矢は弦にかゝれる儘矢の根は的に向ひます、而して右の手をば左の脇腹の所に當て

部 之 禮 射

がひ氣分を丹田ニに收むる氣合を致します、即ち精神を鎮めます、夫れから顔を振り向けて卷藁を見ます、又元の通り向き直つて頭を正面に致し、そこで取掛けを致します、取掛けと申すことは番へた矢筈を右の手に取ることをいひます、凡て矢筈を右手に取ることを取掛けと申します、取掛けをしてから胴造、弓構、打起、引取、會、離れと射術の部にて御話しした運びに致します、射放して仕舞つたなら今度は左右の手を縮めて乙矢を右手の小指薬指にて取り下に座します、弓は弓返りした儘弦は卷藁の方を向きます、それで最前甲矢を射るとき致した通り右手の手下の所へ弦を取り三指で之を眞向に直します、夫れから乙矢を番ひます筈を弦にかけます、それから筈を右手の三指で抑へ一束に立ちます、一束に立つてから左足を踏み出します、卷藁の方は一旦見て知つては居るが左足を踏み出すとき左足を卷藁の眞中と見比べて踏み出します、踏み止まると其時右の足を踏み開き足踏の恰好を作ります、夫れよりして射ることは甲矢の通りで御座います。

矢の射所は何所かといひますと、甲矢は卷藁の中央より少し上を射まして、乙矢は中央より少し下の方を射ります、譬へ卷藁と申しましても射損ひも無いとも限りませんから思ふた所へ矢の行かぬことも有りませふ、唯其積りで甲矢は中央

部 之 禮 射

より少し上、乙矢は中央より少し下と思ふて射れば宜しいので御座います。

乙矢を射放して仕舞つたなら左右の手を縮めて元の通り下に座ります、夫れより己れが正面に弓を斜にして右手を出し甲矢を射る通りに籐竹の矢摺籐の上を三指にて持ちまして右の膝の先きに立てます、左手は空手になりますから前方の懐へ深く差し入れ左の肩を少し落とす、懐が廣くなりますから、夫れより左手の脇ひだりを入れますれば自然と左手が袖の中に入ります、それなり袖を通して手を差し出します、右手を持つて居る弓の矢摺籐の所まで下げ卷藁の方に向を變え、左の膝の上に弓を置き左の手に握を取り、座りながら右の膝を附け左の膝を上げます、そうして弓を下に置きますと弦は外に弓は内にあります、矢を番ひたときは矢の根は貴人の方に向けることは無禮であります、矢を番ひませぬときは弦を貴人の方に向けることは無禮としてありますから、其際左手で向を直します、此邊は高位の人に無禮をせぬ爲めに袖を入れてから斯くして弓の向を換えることゝしてあります、即ち弦は内に弓は外にあることゝなる恰好で御座います、夫れから左右の手は左右の脇腹につきました儘一束に立ちます、之れから卷藁に射りまし

た矢を抜く順序であります、先づ左から踏み出し前に進みまして大凡矢筈の一尺か一尺五寸の所で止ります、止まると少し體を左斜めにしまして三足にて左右左と小足に卷葉に近寄ります、寄りましたならば甲矢から抜くので御座います、其抜き方は左手の拇指と人差指との叉へ甲矢を挟みて其手を卷葉に當て右手は矢の羽中の節の所を束きに握りましてそして矢の筈中の節の所まで引き出し、右の手を放し又夫れより少し下りし所のおつとりの節即ち袖摺或は筈中の節の所を右手にて押へて抜き切ります、抜いて仕舞つたならば手の内へ矢尻を取りまして、又其手で甲矢を抜いたと同様の手順で乙矢を抜きます、即ち先づ左手の拇指と人差指との叉へ乙矢を挟んで右手では甲矢を持ちながら乙矢の羽中の節を束きに取り引き出します、それから又おつとりの節の所の邊を握りて抜き取ります、抜き取つたならば甲矢と一所に根を揃へて持ち直します。

夫れよりは前とは全く反對に右の方に少し斜めに右左右と三步正面の元の所に後戻りします、一時此所に猶豫しまして右より足數何足とは限りません、前の元の所に退きます、即ち先きに弓を置いた所に戻るものであります、其儘其所に座します、坐しましたならば、左の手で弓の弦を押えて弦を向ふに向け弓を手前にする恰好

第三章 的前射禮

にし握を左手にて取りて袂の下に入れます、之れと同時に矢も右の袂の下に入れます、夫れから三足に右左右と右から下ります、下りますと元の通り座りまして貴人の正面に體を向けて禮を致します、禮を致しまして左廻りに弓と矢を持つたなり下ります、之れが卷葉射禮の概略で御座います。

前に卷葉射禮の概略を御話し致しました、之を詳しく話しませば限りもないことで御座いますから、之は元より初歩の人が一寸弓を射て見ようといふ時の爲めに御話し申した丈で、貴高人より一本拜見といふて所望されたとき唯無禮のなきだけのことに極ざつとした射禮で御座います、夫れに卷葉は御承知の通り、射術を修業する器械であつて其稽古の爲のもので御座います、それ故的を引きますのが普通であります、されば初心のものも直ちに的を引くといふが當時一般の風で御座います、夫れ故的前の射禮を心得て置きませんと甚だ不都合なことになります、そこで的前の射禮も卷葉射禮に準じて極あらましの取り扱ひを御話致します、弓の構へ方や弓矢を左右の手に持つことなどは卷葉射禮に少しも違ひは御座いま

せん、唯的となりますと無論一人ですることもありますが、此時は一人で濟むとして、的となると何か會ごととか催しとかで大勢で射る場合が多う御座います、其時は己れは己だけといふて勝手に引く譯には參りません、前に立つ人と後に立つ人との區別や順序を定めて共同一致して致さねばなりません、それで其標準は大抵其一行に立つ人の大前おほまへのもの 習ふて致せば宜しう御座います。

そこで先づ的前の射禮に於ても弓は左の手に持ち矢は右の手に持つといふ構へ方は前に述べました卷藁射禮の通りで御座います、それで三人なり五人なり、射する場所の廣狭によりて人数に制限は御座いません、射られる限りは何人でも立つて差支御座いません、大體は一回五人とか三人とか立つた其大前おほまへの通りに倣ふて射れば好しと心得べきもの、又大前と大後おほちとは一寸した相違が御座います、夫れ故之れも心得て置かぬと大に狼狽することが御座います、それ丈けが的と卷藁と相違する點で御座います。

的前は卷藁前と殆んど同様とは申すもの、順序などに少しつゝ變る所がありますから、其あら／＼しき所は一應くだ／＼しけれども初めより御話し致しませふ、先づ的を射るには大前から大後まで假りに五人ほどの人数と致して御話し致し

ませふ。

先づ一寸した弓術の催しとか、喜びことの祝宴に弓を引くといふ場合には主人公も奮發して平日の稽古とは違ひ、何かの裝飾もするといふのが普通の人情で御座います、夫れ故常よりも嚴格に取り繕ひて射禮も正しく行ふといふ次第であります。

的前の射禮に於ては最初に大前から段々に繰り出して其席につきます、又射禮が終りまして退くときは大後から致します、之れが的と卷藁との違ふ所で御座います、扱大前が自分の席に進み的に向つて直立しますと第二番目の人が出て其席につきます、第三番目、第四番目と順次着席して最後に第五番目の人大後と申します之れは弓術のみにていふ言葉で御座います、が出て席に着きます、夫れで五人出揃ふときは悉く的を真向に睨む、五人の中第二、三、四番目までの三人は一向に大前の様にすれば好いので別に心得て置くことも御座いません、唯大前と大後とは心得て居ることがなければ大にまごつくことがあります、五人立ち列んだと思ふ頃大前は大後の方に向ひ顔を左に斜めに向けて大後まで立ち並んだかどうかを見、大後は又反對に右に向ひて大前と顔を見合ひて宜しい揃ふたといふ合圖を致しま

す、それが濟むと顔を正面に向け直す、其途端に左の足から踏み出し、射口が板の間の足から三足下り、尤も場合によりて必ずしも三足とは限りません、此事は的の遠近、射る場所の廣狹等によりて一定しません、之れは豫め主人公よりして打合せありますこと、御座います、五足でも七足でも其足數は一定して居りません、斯くして皆退きて弓を射る所に連りて立つたまゝ、的を見ます、退きて、大前が止り、第二番目、第三、四、五番目の大後か退りて止まれば、其儘下に座して、的に向ひます、其時左の膝を上げ、右の膝を附けます、大前は勝手(右手)を膝頭に附くまで下します、他のものも皆其通りに致します、右手を下げる合圖に右の膝を立て、左の膝を下げるながら、左に受けて向を換えます、そうして大前が弓を自分の體の中央に斜に出しますと他のものも一所に揃ふ様に皆斜めに弓を前に出します、それから直ちに右の手を出して、卷藁射禮の通り、右手の三指で籐竹(矢摺籐)の上の節を取り、右の膝の角に置きます、其時左手は弓の手下に添ひて、卷藁射禮のときの如く、右の膝の向ふに置きます、夫れより左手を放す途端に、其手を左の袖の内、袖口を押へて指をば、袖口の中で揃え、拇指にて上の折り目の端の所を押へ、残りの四指では内

射 禮 之 部

射 禮 之 部

を押え、夫れなり、我胸の中頃まで折り返します、丁度袖の紋が見物人の眞向に向く恰好に致します、夫れより手を其儘づつとのに差し附けます、其押へて居る拇指の先を的の中心と思ふ所に袖をさします、又前の如くに一度袖を返して體につけま、す、そうして其左手を袂に入れて、つるげて肌を脱ぎ、好い様に致します、つまり左肩を下、右肩を上げる様に致しますと、脱ぎよくなり、夫れから手を差し出して、今や左の手の肱が離れやうとする所まで出します、其所で一度ためらいまして、大前から大後まで皆仕度の出來るまで待つて居ます、即ち肱が袖を離れるか、離れぬかのとき猶豫して、そこで宜しいといふとき一度に肌をすうと脱ぎます、肌を脱ぐとすぐに右手を後に廻しながら、脱ぎたる袂の先を押へて、袴に押し込みます、それは何の爲めかといふに、弓は必ず山野若くは廣き場所にてするが普通であり、ますから、風の當りも強く爲めに袖が過つて弓と弦との間に入らぬとも限りません、其様な失錯もあれば充分なる用意をなし、風が當つても袖が自分の前の方に吹き寄せられぬ様にと、挟むのであります、其挟むに上から下へするか、但しは、下から上に挟むのが順序かといふに、之れは何れでも宜しう御座います、其人の都合のよき様にすれば好いのであります。

そこで右に取りました弓を自分の體の中央に持ち、斜めに持つてすぐ左の手で握りを押へます、それから左の膝に弓の本弦をつけます、其時弓の弦は的の方にありて弓は右の方にあります、それから右の手を延べて弦の手下より少し下れる所を三指で押えて正面にぐるりと廻して持つて參ります、それから矢を番ふ場合となります。

そこで右の手の矢を手の中で少し二本とも開きます、細かく申せば二寸五分乃至三寸ほど廣げて甲矢、乙矢の見分け易き様に致します、それから弓へ外の方から右手を廻して唯今の様にして見分けた甲矢の方を先に左の手の人差指と中指との間に押えて筈の所までこき出して、そうして筈を番ひます、それからすぐに右の手を逆に返せば乙矢の矢の根は右に向き、矢筈は的の方に向ひます、これは左の手の中指で押へて矢を二本番ひた恰好で御座います、乙矢をこき出して射附の節と弦とが恰好する様にさし込みます、そうして始め番ひました甲矢と逆さの乙矢と二本を右手の三指で押えて、甲矢の筈が弦からとれぬ様、又乙矢を落す過失なき様に三指で押へて立ちます、立つにも大前から立ちますが、順次に立つのではありません、五人は皆大前と同一に立ちます、そこで立ちます所で、流義によりて矢は番ひま

した儘右手は下弦を持つて立つもあり、又二本の矢とも右手の三指で持ちながら立つのと二様あります、之れは流義によるけれども自分にこうするとして自分のみの流義に従ふてすることはせず、皆大前に準じて致すべきで御座います、そこで一同立ちて大前が左の足を踏み出して、的の中央を狙ひ、左足の踏み方を定めます、ときに他の四人も共に同じ様に見て左足を踏み出します、そうして此邊が的の中央であると考をつけたとき、左の足を規則として教の通り右足を開きます、立つときも五人揃ふて立ち、足踏をなすときも左足のときは左足、右足のときは右足と皆揃ふ様に踏み出し、自分だけ誰にもかまはず自分の恰好に踏む様なことはせず、左のときは左ばかり、五足、右足を開くときは右足ばかり、五足とも一度に開く様にするを最上と致します、之れは的前射禮の要點で御座います、それから乙矢の板附を右手の三指で持ち、本矧の所まで弓の角へ引き出しまして一時止まります、それで乙矢は筈中の節が取れる所まで出ますから、其筈中の節を右手の三指で持ち、筈まで抜き取ります、其矢は下に置くとも、或は袴の膝に立て掛くるも適宜ではあります、射禮には下に置くことを好いと致します。

それより大前は取り懸けをして射前に掛ります、射前にかゝりて射終りますると

元の通りに矢の所に兩足を右から引き寄せ左を引き束になりて下に座ります、
うして乙矢の筈を右手にとり己れの右の方に引き廻し根の所が取れる所まで廻
します、其根を取りて甲矢を番ふ如くにして番ひます、此乙矢を番ふのを見る合圖
に第二番目の人が其大前の通りにする。

之れは一寸申し添へて置きますが御互に前の人が打起に掛らんとするとき、次の
人は其左右の手を縮めて我が胸部に當て前の人の妨げにならぬ様に、弓矢を左右
の手の儘胸につけて前の人の射るに觸はらぬ様に致します、之は次々の人も皆其
通りに致せば好いのであります、尤も次の如く致せば宜しいのであります、即ち大
前の人が一本射ますると其矢を下にとりて其儘弓は左手に持ちまして矢は右手
の袂の下に廻し元の席に退りて待ちます、此退るといふことは竹林派の射禮の仕
方でありますが、當時集會や催し等の時に、各流派の會しましたときは後に退く人
もあれば、又中には不案内の人もありて退かぬ人もあるといふ風であるから、當時
は甲矢を射ると前に申す通り乙矢の筈を取りて番ひて其所に待つといふこと何
流も致すこととあります、竹林派に於ては後に退きて待つて居ります、即ち是れは
私の方の竹林派の流れの射禮であります、尙竹林派の射禮の方を申せば甲矢を射

れば乙矢は出て來たときの恰好と同じく袂の下に入れて出て來た所まで歸りま
す、それから左の膝を立て右の膝をつき、兩手は左右の腰の邊にあります、當時普通
の射禮になりますと之れは大抵射た儘其席に座りて其場所て矢を番ひます。

此後に退くといふことは大に因縁のあることであります、これは慶長元和の頃辻
的勸進まことかんじんの等が流行しました時の射禮であります、當時の射禮とは少しく變つて居
ります、其頃は射終るときは元の所に退くことになつて居りました、竹林派も恐ら
くは其様を我が流の射禮として用ひ來れるものと考へます、唯今の様に甲矢を射
て其場所て乙矢を取り、片膝上げて之を番ふことは徳川幕府が武術を引き立てた
とき、そういふ風になつたことと思ひます、斯の如きことは心得にもなり、且又不審
の起り易い箇條でもありますから一寸話して置きます。

それより先づ五人残らず此順序で甲矢を射りて後に退きます、然る所大後に限
りて前のものが各なせる様には致しません、然らば大後に立つ人の心得て置くこ
は如何いふとかといふに、大後は甲矢を射て仕舞ふと、其下に座し、そうして乙矢の
矢筈も前の通り引き、右の手に其矢を持ち、退かずに其場につくばつたなり右の片
膝を上げたまゝ、右の手に矢を握りて根の方を右の膝頭に當る様に斜めに立て、弓

をば左の手で持つたまゝ、弦を的の方に向けて左の膝頭に置いて首を垂れて居ります、それを大前が見て大前が立ち、従つて他のものが皆同様に立ち揃ひます、夫れから前に甲矢を射る時の通り、左の足から踏み出して射る所まで前と同じ足數で參ります、それから右向に向き直りて元の如く座します、矢張り弓を左の膝の頭に置き矢を右の膝頭に立て、右手の三指で弦の手下より下の所をぐるりと引き廻し、體の正面に持つて參ります、大前から大後まで皆揃ふ様に致します、射禮は揃ふことが肝要であります、それから矢を番ひます、其番ひ方は甲矢の通りに致します、大前が立つ用意をしますときに、皆一同に立つ仕度してそれより立ちます、そして射ることは大前から始め、甲矢を射る通りにし、大後まで射ります、大前は射終れば前に申した通り元出て來た場所に歸りて待つて居ります、其仕様は矢を射放したる儘弓をば體の中央に斜めに持ちて屈みます、それから左の膝頭に弓を立て右の三指で外竹の矢摺籬の節を持ちまして右の膝先に移します、左手はすぐに袂を取り、途端に右の襟に左の手をさし込みます、左の脇を入れるに左手を右に入れ、右の脇を入れるに左手をさし込みます、左の脇が越した位まで左手をさし入れると、獨りてに左の襟があきます、そこで容易に左手が左の袖の中に通ります、脇

を左に入れて手を延ばして袖先に出します、袖先まで手が出たらば右手の弓を體の中央に斜めに出し、握を左手にとり、左手に取る途端に右手で左の袖の袂を抑え、弓は左の脇の下にかゝえ、左方にぐるりと廻り膝を立て、そうして右の手にて内の方の襟を取りて之を正し、次に左の首根の襟を取りて衣紋を直します、手をぬきたる途端に左の襟をとりて衣紋をつくらひます、そうして前の襟先を右手で押えて、せく様にすると、縮ります、襟が縮りますと、左手は弓を持った儘、左右の手を腰の邊にあて、其儘づつと立ちます、そうして退きます、又、そうして残れるものゝ射終るのを待つて居ります、そこで大後までづうつと同様に後に退きます、そこで兩膝をつきて一同左右の手を下す、的を見て其儘黙禮して揃ふて立ちます、立ちますと大後から退きます、最後に大前が退きます。

是れであらかたの的前の射禮は済みました、當時は一度に四本の矢を射りますが、一體は二本を射るべきであります、併し四本矢を射るといふことは可なり古き事ではあります、弓は一手といふて二本に限り、四本矢なれば二本づつを境として、最初二本をば立ちて射り、後の二本はつくばいと申して左の膝をつき、右の足を立て、左の膝頭と右の踵とが立つて射るときの足踏の割合になります、之れが四

本射禮の趣意であります。舊幕府時代の四本矢は唯今申す通り二本は立ち、残り二本はつくばいにて射ります。今日は四本ながら並に立ちて射ります。此四本射るといふことは前の例に倣ふべきものが、何時しか矢數のみ四本にて其式は略されたので御座いませぬ。四本射禮のことは追つて申しませぬ。先づ的前の射禮はそれ丈けて終りました。此射禮を一と渡り心得て居りますれば集會とか催とかに出ても差支へることはありません。射禮の極初步と申しますことは是れだけで御座います。

第四章 大的射禮

此大的射禮と申しましても別段的射禮と大した變りは御座いませぬ。只尺二の的前でいたす射禮と、此三十間もの、大的の射禮との違ひは矢をつがへてから乙矢を抜く時間に變りあるだけで御座います。それで其相違の點は何れかと申せば、的前射禮にて申しました如くに、尺二の的前射禮に於ては先づ甲矢をつがひて後乙矢を之に打つ違ひに致し、それから其儘甲矢の筈の所を乙矢ともに持つて立ちまして、愈々射かゝるまで乙矢を添へて持つて居ります。此時初めて乙矢を抜きと

りて下に置くのであります。但、大的の射禮になりますと、甲矢をつがへて乙矢を打つ違ひにすることまでは、的前と同様で御座います。さて大前の人か射るとなるときに、即ち之れから立ち上らうとする少し前に、逆さに打ち込んである乙矢を皆同一抜き取つて下に置きます。それからつがへてある甲矢の筈を右手の三指で押えて立ちます。五人なら五人、七人なら七人が皆同一に之を致します。即ち乙矢は下に居る時分に抜き取りて下に置くのであります。それから同時に立つのであります。それだけの、的前射禮と大的の射禮との區別で御座います。甲矢を射てしまへば下に居りて先きに置いた乙矢を拾ひまして番ひます。其他の前後の動作は十五間の尺二の射禮と少しも違ひありません。左様な譯でありますから詳しく申し上げるにも及びませぬ。

第五章 立射禮

是れまで申した卷藁射禮、的前射禮及び大的射禮等は皆式場或は高貴の人の面前で致します。射禮であります。又同輩の人同志で普通稽古致す場合に於ても一定の法によりませぬ。猥りに射りますと、混雜を來たすばかりでなく、誠に無作法に

なりますから、一つの規則を拵えて射ることに致します、これが即ち立射禮で御座います。

此立射禮は目的が前申した様な次第でありますから、極粗雑な射禮で御座います。的の前や大的の射禮とはとんと違ひます、實に無造作な射禮でありまして、順序といひ、足取の遣ひ方といひ、又弓矢の扱ひといひ居射禮と丸々違ひます、此立射禮は常に立つてのみ動作するに反し、的前射禮は居して動作することもありますから、的前射禮を此立射禮に對して居射禮と申すのであります。



圖一 第 禮 射

此立射禮に於ても、最初射手が五人なり、七人なり立ち並ぶ所は居射禮と同様であります、そこで皆一同揃ふとなると、夫れから大前から一所に出ます、即ち左足から踏み出して左右左と三足出ます、其三足目の左足を踏み附けました傍に右足を引き寄せて東になり、それから又一同揃ふた所を見て第一圖(1)の如く左足を斜めに指先を外に十分開く様にして踏み出します、其の途端に腰に構へてある所の弓を左手が下る限り十分下げます、それから又右の足を外に斜めに向けて踏み出します、即ち(2)の位

置に置きます、夫れから體を右に廻しながら、三足目の左足を(3)の位置に右足に並べて踏みつけます、其れと同時に弓の本弮をかへしまして、末弮が體につく様に致し、上ほこを體につけて弓を廻します、それよりのを見まして左の足を足踏の教への通り踏み出しまして、的の中央と覺しき所に大指の爪先を定めまして、それで足踏の曲尺の通りに踏み定めます、それよりして右の手で弓を斜めに正面に差し出しまして、烏打の内の節の所を右手の三指でとりまして、左手を放して右足の膝の向ふに立てます、此時弦は的の方に向ひて居る形になります、それより一同が斯く致しましたと見ましたときに肌を脱ぐのであります、其脱ぎ方は、卷藁射禮や、的前射禮の所で申し上げた通りで御座います、矢張り粗忽のなき様に袂の先を帶或は袴の紐にはさみます、それから右手に持つて居ります弓を前に受け取りましたときと反對に左手に移すために體の正面に差し出しまして、左手を以て握を取りまして右手を放します、それから、右の手を出して弦を外から取りまして正面に持つて参りまして、弓の本弮を左足の膝に立てます、そこで右手にては甲矢、乙矢を持つたまゝ右の腰より少し下の邊に置きまして、手の中で甲矢、乙矢を廣げて其の區別を見定めますのは前に述べました通りで御座います、それから弓の本弮を左の

膝頭から放しまして其の儘弓を體の正面に持ち出し、其所で甲矢をつがひます、乙矢は右の手に持つて居ります、其儘右の手で甲矢の筈を抑へまして又左の膝頭の所に弓の本弭を附けて、皆一同其動作のなし終るまで待つて居ります、そして大前から順次に甲矢を射まして己れの順番の來るまで居ります、射終りましたならば的中れば音が聞えます、其音を聽いて後に弓倒を致します、立射禮に於ては弓倒しすることを忘れてはなりません、此弓倒しと申すことは弓を左手で持つて居ります儘正面の方に斜めに倒しまして弓の末弭で射場の椽板を軽く音させます、つまり三拍子と申しまして、初めに矢を放ちましたときの弦音と、的に矢が中りました音と、弓倒しの音とが緩急なく調子好く其間隔の揃ふ様に致します、即ちツン、ドン、トンと申す様な具合に致します、此邊が立射禮が居射禮と異つて居ります要點で御座います。

是れは餘計なことでありますが、此弓倒と申すことは古くから禮式を行ひます時分に必ず致しました様に思はれます、中古までは一本を引き終ります毎に弓倒しをしまして、又射て仕舞た後の思ひ入れを致しました、然るところ中古以來小的を引く様になりましてからは、矢を放つて仕舞へばそれで一本は終るのであるから、

何もそんなことをする必要もないとて、廢して仕舞つたので御座います、それで立射禮だけに其形を存しまして、立射禮に於ける禮式の一部として弓倒しを存して參つた様に思はれます、そこで今日行ひます立射禮には一同必弓倒しを致しません、されば立射禮に於ては弓倒しすることを必ず失念してはなりません、弓倒しをなし、それから乙矢を番ふ順序となります、乙矢のことを俗に取り矢と申しますが、これは立射禮で申す言葉で御座います、なぜ取り矢と申すかといふに、立射禮に於ては乙矢は常に右手に持つて居ります、即ち乙矢は射て仕舞ふまで右手に持つて持つて居りますから、之を取り矢と申します、乙矢は弓倒しと同時に右の脇の下にかい込みます、それから弓を起して斜めに正面に持ち來りまして、本弭を左の膝にあて、乙矢を番ふのであります、乙矢を番ふのは甲矢と同じことであり、番ひましたならば後の人の射終りて前の人が甲矢を射ると同様に射るのを待つて居ります、自分の順番になりまして射終りましたならば又弓倒しをなし、夫れから弓を起しまして右手で鳥打の節の所を抑いて左手を放しまして弓を立て、弓の本弭を右足の前方一尺五寸程前に立て、右足から進みて其爪先を弓の本弭の所につけ、それから左足を其所に寄せまして東に立つ形になります、それから帶又は

袴に挟んで置き置きました袂を抜き取りまして、前に申しましたと同様にして肌を入れます、肌を入れてから内襟外襟をなほしまして左肩の袖の折り目を居射禮のときの通りにあつかひます、それから一體は居射禮ならばすぐに左に向きなほりながら弓を左の脇の下にかいこむのであります、立射禮に於ては夫れを致しません、其まゝ的を側面に見て退きます、即ち先づ右足から斜めに後に引きます、今度は其斜めの右足に並べて左足を退きまして、東になります、左の足を退くとき、弓の末弭を的に向け、本弭を體につけます、斯く致しますれば後に居る人にもさはらずに退かれます、右足から三足下りまして次の左足は小足に退きて東になる形になります、其所で又的を見まして後に立つて居る射手にはかまはず、退くのであります、それで大後だけが射て仕舞へば前に一足進むことは致しません、射ました場所て動作を致します、それは前の人は皆順々に退いて居りませんから、誰れの邪魔にならんと申す氣遣は御座いません、そこで其射ました儘の所で體配をして退きます、是れて立射禮は濟みました。

居射禮と立射禮とは斯くの通りの相違が御座います、つまり前に申しましたが立射禮は唯澤山の射手が致す時分に唯亂雜にならぬ様に斯く順序正しく致すとい

ふ丈けの略禮を申します、然る所が却つて彼の射場初め、矢開き等の立派な所で致す射禮は居射禮よりも立射禮の方が古より行はれて居ります、どういふ譯でそうであるかといふに、一體居射禮は彼の斯道中興の祖師日置彈正が定めました射禮でありまして、士農工商の別なく射禮の式は皆此形に致すべきものとせられました、そこで勸進的とか辻的とか申すものを射る場合にも此居射禮で致しました、且又祖師が地方々々を修業して廻つて歩きました所で行ふた禮式が今尙其遺物として残つて居るのであると思はれます、古昔鎌倉足利時代の射場初めや、矢開きの式は多くは立射禮であつたものが、今日まで残り傳つて参つたことと思はれます、これよりは挟み物、草鹿、圓物等の射禮を追々に御話し致しませふ、併し其話しの中に於ても立射禮が射禮の重なるものになつてあることが御考へ付きになります、して見れば居射禮は十五間の射場に於て尺二の的を射るときに、日置彈正が之を定めて今日まで行ひ來つたものと思はれます。

第六章 四本射禮

是れまでに卷葉射禮、的前射禮、立射禮等の概略を御話し致しましたから、此所には

四本射禮と申すことを申しませふ、之で普通の射禮は大抵濟む譯で御座います。四本射禮も立射禮も同様に一つの略禮で御座います、此射禮に於ては四本持つて出るの御座います、其中の二本即ち一手だけは前に申しました前射禮と同様の法則で致しまして他の二本は跪居くわいこと申す射形で致します、普通は前に申しました通り二本づゝ持つて出て射終つたなら又元の所に歸り再び二本持つて出て射ります、そこで二本を一手と申す次第で御座います、斯くして十射なり五十射なり百射なり致します、されば十射なれば五回立たなければなりません、百射なれば五十回になります、左様な譯で御座いますから百射もするには中々の時間を要します、然るに四本の射禮になりますと一時に四本持つて出ますから餘程時間も省ける様に思はれます、是等の點も四本射禮が廣く行はれる理由の一つかと存じます、四本射禮は何時頃から起つたかといふに、之れは徳川幕府以來のことと御座います、それ以前には曾て御座いませぬ、それ以前は前に述べました通り四本なり八本なり十本なりを射るのに一手かぎりを持つて出て居射禮なり立射禮の體配をして其數だけを射終ります、然るに四本射禮に於ては最初から四本持つて出て前の二本即ち一手だけは常に行ふ射禮の通り立つて致します、それから後の二本は

射 禮 之 部

跪居くわいこと申す射禮で射ります。

跪居と申すことは文字の通り立たずに左の膝頭をつきて右の膝を立て、ぐつと開いて、右足の踵かかとと膝とそれから左足が足踏の規矩に合ふ様に致すことで御座います。

跪居を射禮として取り行ふたことは前申す通り徳川幕府以來のことと御座いませぬ、之を射法としては古くから行はれた様に思はれます、一體弓を戦場の要具として貴重さるゝ頃は此跪居の射法を行ふ場合は往々あつたので御座いませぬ、彼の船中、船中と申しても今日の如き戦鬪艦其他の船の如くに水上にありても其動搖を感じぬものは特別であります、古昔は船と申せば何れも波のまにゝ動搖するものでありますから、到底物に取り附くか何かでなければ立つての動作は出来兼ねます、されば其當時は海戦うみいくさをするには跪居でなくては弓は引けぬのであつたことゝ存じます、又木の枝の繁り合ふて居る下などから物を射とめる場合などには立つて普通の射形で致す譯には參りませぬ、矢張り跪居でせねばなりません、特に戰場に於て立て居ては敵の目標となる憂がありますから、跪居は其當時は餘程必要な射法であつたに相違なかつたので御座いませぬ。

射 禮 之 部

又中古になりましては彼の日置彈正が斯道の普及を謀らんが爲めに諸方を遊歴して歩かれた際に例の勸進的等の興行を致されました其時に於ても普通に弓を射るときは常の通り立つて射たので御座いました。之が十日とか十五日とか續いて愈々射上げの日(射終りの日)になりますと置的ちやくと申して五寸、八寸等の的を掛けて置いて射たので御座いました。其後置的の大きさは更に大きくなりました。つまり中りが多くありませんと趣味も薄う御座いますから尺と尺二などの的を掛けて射る様になりました。なぜ斯様な射かたをしたのかと申すと、平常は立つてのみ射ますから立つて射ることは慣れて居るから大抵は中るといふ道理であります。が、跪居の方は稀れに射ることで御座いますから、餘程達者の腕前を持つて居る人でなくては旨く参りません。元來は勸進的の興行は十日或は十五日間續いて致すことで、其射上げの日に技わざの儘かなることを知らする爲めに此置的を掛けるので御座います。即ち跪居によりて後の二本を射るので御座います。置的を跪居で射るといふ目的は斯様な次第で御座います。そこで中古明應年間前後に的を跪居で射る法式の起つたのは以上の原因に基いたかと思はれます。前にも申しました通り軍中にふきましては止むなく跪居で射る場合が往々御座

射 禮 之 部

射 禮 之 部

います。即ち機に臨み變に應じて跪居の形によりて射なければなりませんから、弓が軍器として重きを置かるゝ間は平常から跪居も充分心得置くべき筈で御座います。そこで勸進的を興行しました場合には射上げの日に於ては跪居の形を以て射て以て其技の優すぐれて居ることを知らるゝ方便と致したので御座いませふ。其跪居で射ますのは四本の中の二本だけを射るので御座います。其法式を概略御話し致しませふ。それでは是れは四本の矢を持つて出ます。そうして初めの二本は通常的前の射體の通り並々の法式で射ります。唯四本持つて出る丈けに少しづつ、相違の點が御座います。其所だけを申しませふ。之を最初から述べますとくたくしく長くありませんから便宜を計つて相違の件々ざんざんを述べませふ。取り敢へず四本の矢を持つて出ます。其出ます仕方即ち足取り等の規矩は總て的前射禮の通りで御座います。先づ並んで出る所まで出て又弓を引く所まで退きますと、的を左の眞脇に見る様に向を換えながら左膝をつき、右膝を立てます。それから右手に持ちました矢四本の甲矢、乙矢を見分けて、其儘正面の所に四本とも下に置きます。其甲矢、乙矢の見分けがつかますから、其中から甲矢、乙矢の二本の筈を拾

以まして、摘みて後に引き廻して根の所を持ち換えます、それから甲矢乙矢を見分ける爲め羽の方を開き、そして弓に番ふこと等は何れも、前射禮と同様で御座います、残りの二本の矢は常に下にあります。

甲矢を番ひてから乙矢を打ち違ひに筈が的に向く様にすること等何れも變りありません、それから二本持ちました儘東に立ち、的を見て左足から踏み出し次に右足を踏み開きて足踏の法則に従ふて足踏を致します、一列皆揃ふたならば射形にかゝります、即ち乙矢の根を取りまして之を抜き取り下に置き射ます、次々の人は大前の射形にかゝるときに乙矢を抜き射ます、各々の射る番に當つたときに抜くのではありません、それで一本の甲矢を射ましたなら下に居りて乙矢の筈を右手で摘んで引き廻し、根の所を持ち番ひます、大後の一人を残す外は悉く同様に甲矢を射て仕舞ひますと下に居ます、大前が立つまでは立ちません、なぜそうするかといふに之れは射禮の目的からするのでなく、上者の檢分を確かにするといふ方面から致すことになつたので御座います、即ち徳川幕府時代には諸士の子息が皆藝術の檢分を受けまして、其中の宜しきものを拔擢しまして番入を云ひつけて士分を取りたてます、其檢分を容易にする爲めに皆下に居ります番入とは徳川

時代に諸士の子息を勤人に拔擢する爲め武藝一と通りを檢分したので御座いました、射術も其時取り行ひました、其射禮が四本射禮でありました、現今は四本とも皆此形式で致します、さりながら之れは私にすること、公の式では御座いませぬ、其起りはと申せば四本射禮の前半だけを見ても、公の式では御座いませぬ、そこで大後の者まで射て乙矢を番ふたのを見て大前が立ちて甲矢の通り乙矢を射ります、後の二番目三番目等に居る人は何れも自分の番に當つたときに其射る人だけが立つので御座います、外の人は皆下に居ります、之れは前にも申す通り、其の射形の見える爲めて御座います、大後が射終つたと思ふ頃、大前が脇から大後の方を見て、其射終つたのを見済して立ちます、他の人は立ちませぬ、乙矢は甲矢の通り一人一人射る人だけ立つて射ります、そこで最初の一手は射て仕舞ひます、それから下にある二本の矢は甲矢乙矢とも一所に右手の三指で筈の所を抑えて右の脇にぶうつと引き寄せます、即ち取り好き様に體の近くに引きます、そして右手で二本を取りて脇の下に搔い込むこと、甲矢乙矢を見分けること、番ひること等は前に申しました通りで御座います、次に左の膝を付きます、そうして右の膝を立て、其途端に之を右に開きまして足踏の恰好を作ります、即ち左の膝の節と右の

膝と踵とが足踏の形をなす様に致すので御座います、丁度上圖の如く致します、そ

こで右足の踵と左足の膝が對々する位になります。

それで弓は矢張り立つてする時と同様に左足の凹みの所に置きますが、之れは左の膝より少し上に本弰を置きます、即ち並々て致す時分よりは少し上げて置きます。

扱其構ひが出来て後に乙矢を抜きます、其抜き様は別に變り御座いませぬ、それから弓構打起等を致して射ります、但しは常の通りで御座います、但し



射禮 第二居 圖

此射禮は他の射禮と大層違つて居る點が御座います、之れ迄は大前が甲矢を射て

後に次々の人が甲矢を射、甲矢を皆射終つてから又大前から乙矢の射形にかゝるのであります、此射禮に於ては大前から皆一人で甲矢乙矢を二本續けて射ります、そうして大前が射終りますと次々のものも同様に二本續けて射拂つて仕舞ひます、射拂ふて仕舞ひますと弓を納め、肌を入れますことは別に變りは御座いませぬ、大前から初め大後まで其通り射終り體配が濟んで一列になつて揃ふたならば默禮して大後から退きます、之れ亦的前射禮と毛頭相違は御座いませぬ、之れが四本射禮の法式で御座います。

第七章 射初式

射初式にも色々御座います、唯今述べますことは個人の斯道熱心なるものが新年になりて初めて弓を引く時の儀式を申します。

昔は陽曆でなく陰曆ばかりであつたので御座います、此陰曆には射初式をなすに宜しき方角が書いて御座いました、曆の改正があつて陽曆を専ら用ふる様になりました、そこで陽曆のことを新曆陰曆のことを舊曆と申します、此陽曆は伊勢大神宮にて發行しますから、伊勢曆と申します、伊勢曆には方角のことなどは更に

御座いません、併しながら今日でも舊曆を追ふて新曆と相並べて造つたものには古の通り方角等のことも書いて御座います、但し之れは伊勢で造るのでは御座いません、此曆には十干十二支は勿論のこと種々の事をなすに宜しき方角と、悪しき方角とが書いて御座います、そこで弓始めはわうばんの方宜しとして御座います、此わうばんと申す方角は年々に變つて參るもので御座いますが昔は一個人の射初式は無論のこと、朝廷を始め鎌倉、室町等に於ても公然此方角で致しましたことが歴史に残つて居ります、徳川幕府時代になりましても享保以來は盛に行はれた様に思はれます、併し夫れ等の儀式は中々面倒で御座いまして、其當時の裝束を着て致したので御座います、是等は追々と御話し致しませふが、とても一個人の射禮の様な譯には參りません。

先づ新年になりまして初めて弓を引かうとする場合には矢を一手持つてわうばんの方に向つて矢を放ちます、之れは式と申して別に變つた様式のあることでは御座いません、古式のある譯では御座いません、的場のない人は巻藁を使ひます、南なり東なりわうばんの方角に矢先を向けて二本引きます、之れは近頃の法式で御座います、之れとて公式では御座いません、私の式で御座います、的場であつても巻

藁であつても弓道から申す限りは變りありません、但し巻藁では普通矢聲を掛けてイーヤと申しますが射初式のとくに限つては矢聲はかけません、弓倒は致します、此弓倒は甲矢、乙矢ともに致します、其點が普通のと相違して居ります、他は同様であります。

又自分の住居に的場を設けてある方や或は廣き邸宅を持つて居らるゝ方は必ずしも巻藁とは限りません、的を射ります之れも普通の通りの射法で宜しいので御座います、但し的場になりますとわうばんの方に向つて築くといふ譯には參りません、何時も方角は同じ事で御座います、夫れ故成るべくは巻藁として後に的を引くといふ様にすれば宜しう御座います。

尙古昔の新年の射初式は段々御話し致しませふが初歩の人の弓始めは此位で差支ありません。

第八章 挾物

當時の射禮の多くは鎌倉室町時代に行はれたことを其儘取り行ふことでありますが、古は射禮でも何でも無い普通に弓を引くことが唯今は射禮として其通り致す

ものが多く御座います、先づ其中の一つが挾物（はさぶたもの）で御座います。此挾物の抑々の起りと申すものは何か物を串に挟んで目當といふものを拵えて之を射るといふことでありますから何を挾んでも宜しい譯で御座います、昔は何人に限らず大抵の人は懐紙（ふし）即ちたゝうがみ（疊紙）と申すものを唯今で申す鼻紙入に必ず紙を用意致して居りました、今の人でも身嗜（みたくま）のよき人は鼻紙位は用意して居りますが、兎角不用意の方が多う御座いますして十人に一人も斯る用意をして居るものは見受けぬ位と存じます、況んや學生たちは勿論のとて御座います、先づ古風の人でなくば此用意はして御座いませぬ様に見受けられます、其昔足利の末頃までは殿中に出仕するものは必ず懐紙を持つて居るべきもので御座いました、之れは何の紙かといふに杉原紙と申して唯今では餘り見受けませんが、殆んど糊入（か）と能く似て居ります、其杉原紙を四つに疊んで懐中に入れてあります、其當時は何人にかゝはらず、殿中に出仕するものは墨紙（すみか）を所持いたしました、其墨紙を的として射術に於て用ふることゝなりました、それが挾物の起りて御座います。挾物に四半と申すものがあります、又九半と申すものも御座いますが、九半は小さな的と見たなれば宜しいので御座います、四半と申すのは墨紙を四つ折にししま

射 禮 之 部

た儘を的として掛けたので御座います、九半も同様で九つに折り或は切つたものを申します。

串に挟み着的として射るものは皆挾物で差支なからうと思ひますが、中古は唯今の如く矢場など、申すものはありません、廣地に於て多く墨紙を的にかけて射たので御座います、慶長此方は的の品がらも大凡定まつて唯今申す挾物などの名稱も起つて來たので御座います。

射 禮 之 部

之れが唯今申す挾物の原因で御座います、挾物は單に墨紙ばかりでなく、達者に引けるものはもつと小さきものも拵えて射ることもあります、例へば芝生であるとか、畑中であるとすれば其近邊に咲いて居る其時々の花を挾んで掛けるとか、乃至は草木の葉を掛けることもあり、此節のこととてありますれば、芋の葉をかけるとか何とか、單に目當限りのもので御座います。

彼の練磨の積んだ方であり、申すれば、即ち今日で申す御天狗様でありますれば、己れが差して居る帯刀或は脇差の筈を挾んで掛けて射たと申す程の盛な射手もあつた様に思はれます。

又古い物語に出て居りました所の彼の十五間の的場に針を下げて射たといふこ

ともあります、私が考へて見まするに十五間も先に針を下げたなら餘程目の達者なものでも恐らく見えはせぬかと思ひます、近眼老眼などでは勿論のこと御座います、針を下げて狙ひをつけて射るといふことは中てることに達者のものを申すこととて下げ針と申す言葉は今に残つて居ります。

前申す通り普通は時の花等を扱物と致しますが又時としては沓を立て、之を射ることが御座いました、沓と申しますれば現今の如き西洋式の靴では御座いません、日本古來の沓で御座います、此沓を立てたこともあつた様に思ひます。

射 禮 之 部

是等の的の類を穿鑿しやうと思ふならば正徳年中頃の弓術書を調べて見たならば能く分ります、従つて決みまする種類も載せてあります、多くは室町時代の扱物は懷紙と扇で御座いました、懷紙と扇とは何處に行く時でも持つて居たからで御座います、それ故普通扱み物と申したならば此二品に限つたので御座いました。昔濱邊などで犬追物、笠懸、徒弓等の催のあつた際餘興として唯今で申す競射などを致します、其時に勝負せんとて掛けたものが所謂扱物にして或は貝又は鱧の類の大きな貝をかけた、即ち貝を掛け花を掛け乃至は芋の葉或は露の葉を掛けたものであります。

射 禮 之 部

扱み物の掛け方には法があります、其掛け方と申しましても他では御座いませぬ、凡て品物の方を向つて右に斜めに高く、軸或は柄の方は向つて左にすることが法則で御座います、彼の物語にある所の下げ針の如きのは無論斯道に堪能のものでなくては射られぬ所では御座います、之れは糸を上から下げるのであります、杭に挿すのでは御座いませぬ、吊るすのであります、別に下げ針をかける器械はない様に思はれます、花や葉も同様に莖とか枝といふものは向つて左に花や葉は向つて右に斜めに置きます、是等のことも中古以來定まつて來たことで御座います。彼の那須與市が軍扇、即ち日の丸の扇を射た話は誰も御承知のこと、存じますが、あれは玉寄姫が日の丸の扇を立て、源氏の軍に向つて發射を挑んだのであります、扇の真中には日の丸を畫いた扇を開いて居るのでありますから、與市も其日の丸を射ることは恐れ多いことであるから扇の要を射たとしてあります、こゝにいふことは好くあることで與市も幸ひ要に矢が參つたから大に面目を施した次第で御座います、實際は要を狙つて其所へ中つたのかどうか夫れは疑問であります、去りながら日の丸を畫いた扇又は半月などの扇は扱物としては成るべく避け

の故事は講談師などが尙一層弓の達者なることを稱揚する爲めに色々と附けたりをして話すので御座います、與市の眞似をして飛んだ失錯でもせぬ様に注意した方が善からふと思ひます。

挾物も現今から見れば射禮の一つでありますが、昔一定の場的場がなかつた頃は此挾物を射ることが、現今の的を射るのと少しも趣は變らないので御座いました、先づ唯今から考へて見ますると鎌倉足利時代は今日の如き射場と申すものが御座いませぬ、それとも餘程高貴の人、例へば將軍などの城内であつたならば常設の射場もありましたらうが、其他は機に臨んで設けた一時的のものであつたに相違御座いませぬ、毎々御話しますが彼の日置彈正次が斯道の衰微せるを歎かれ修業旁々諸國を巡遊せられたる砌此處に一ヶ月、彼處に半ヶ月と假りの的場を取立て其土地の射手だちを集めて自分と一所になつて勸進的の勝負を争ふたので御座います、其射場も其時限りでありまして永世不朽のものではなかつたので御座いました、其時の的は何であつたかと申せば即ち挾物が的であつたので御座います、又鎌倉室町時代には多く流鏑馬、笠懸、犬追物などを致して之を騎射の三つものとしてありましたが、之れは春の日の十分永いときの餘興として色々思考された

射 禮 之 部

射

禮

之

部

ものと存じます、鎌倉では先づ由比が濱邊などで絶えず催された様で御座います、濱邊で御座いますから、的となるどころの挾み物も多く海産物の類で致しました、此例は今日から申せば一つの射禮であります、其時は之れが常に射る射法でありまして別に式或は射禮としては御座いませぬ、常の射術の様が之れであつたので御座います、併し今日から申しますれば一つの射禮に當つて居ります。

其射形の順序と申しても前に御話しました普通の射禮と大體變りはありません、弓矢の扱ひも同様にして差支は御座いませぬ、足の出かたも後世二足とか三足とか、五足とか法則を立てたものもありますが、之れは勝手に定めましたこととて、其人の便宜に立てた教で御座います、されば之を今のと違へて行ふまでのことも御座いませぬ、唯其頃は悉く禮式と申すものは御座いませぬ、常の通りに射る様が現今でいふ禮式であります、其射様で一つ注意せねばならぬことは、取り矢と申して乙矢を常に右手の薬指と小指で持つて甲矢を射ることと御座います、其頃は弓を引くには取り矢は常に致したので御座います、これはなぜかと申せば唯今の如き射場で致すのでなくて大抵野原などでするのでありますから、地面に水の溜まつて居ることもありませう、又何かそゝうをしないと限りませぬから、是非乙矢は甲

矢を番ひたならば右手の薬指と小指とて矢の根の板突いたを握るのであります、唯今の人の多くは取矢などをするを何となく窮屈に射悪い様に感じ、又は之を取落す様なことがあります、無難作に参りませんが致しつづけますと別に何とも感じませんので御座います、挟み物は無論立射禮で致すので御座います、外に挾物と申す射禮は御座いませぬ、鎌倉、足利の頃致した順序等が今日の射禮となつて之を又體配とも申すとは前にも述べたことで御座います、今一ツ挾物で失念してならぬことは弓倒ゆがで御座います、弓倒も其當時の習慣であつたので御座います、其外のこととは別に變りは御座いませぬ。

第九章 胴結の式

之れまでは普通射禮の極概略を御話し致しました、之れよりは古式の中の誠に簡略なものを順次御話し致そふと存じます、就ては先づ胴結たゝまひの式から申し上げることに致しませう。

胴結と申すのは現今で申す巻藁まきわらのことで御座います、此巻藁射禮の初歩のことは夙に御承知のことと御座います、此巻藁なるものは古くから御座いましたと見え

まして、鎌倉時代から巻藁の製法や其射禮等は御座いました。

そこで普通の巻藁射禮は既に終りましたから、此處では古來の巻藁の拵たてえ方や其射禮のことを御話し致しませう、現今の巻藁と古の巻藁とは其拵え方が餘程違つて居ります、現今行はるゝ所のものは木製の桶の様なものゝ中に藁を堅く詰めて其小口を射るので御座います、然るに古の巻藁は左様な拵え方では御座いませぬ、名稱も巻藁とは申しませぬ、胴結と申しました、材料は巻藁と同じく、稻の穂をこいた藁で御座います、其藁を束たばねて拵えたもので御座います、其結び方も後々になりましては色々いろくと法式を立てまして結び目の間は何寸とか、之を巻くには五巻にするとか七巻にするとか申しまして事柄が密になりまして夫れが法式となつた次第で御座います、然るに鎌倉、足利の時代に於てはそんな制現は御座いませぬ様に思はれます、悉く近世になりまして種々の法則を設けたので御座います、先づ其頃致しました胴結の太さは普通の藁束を十束寄せましたのを十五把ひほど合せて、真中まなかを一ヶ所結びまして、夫れから上下各一ヶ所即ち都合三ヶ所結びました、そうしてその繩の結び目と結び目との間を射るので御座います、其射る處は其人の丈の長短によりて違があります、即ち丈高き人は中と上との結び目の間を射

まして、丈の低き人或は子供などは中と下との結び目の間を射るので御座います、唯今の巻藁でありますると其人々の丈の高下により巻藁を上げ下げして其按梅をとらねばなりませんから、餘程此點は不便が御座います、即ち銘々に異つた巻藁が入用の譯になります、然るに胴結でありますると一ツのものを何人でも使用する事が出来るから此點は至極調法で御座います、即ち己れの丈に適當の所を射られますから別段に幾つも胴結を作る必要は御座いません、然るに今の巻藁でありますると、少くも臺だけを幾つも拵えて置きまして大人の稽古するときと、子供の稽古する時とを區別せねばなりません、之れが胴結と巻藁と相違の一要點で御座います。

そこで胴結の射禮は尙更唯今の巻藁射禮とは大いに相違して御座います、其當時の所謂胴結の射禮なるものは誠に無難作なもので御座いました、先づ最初に弓矢を胴結に立てかけます、胴結の真中に立てかけます、即ち矢は、鏃を上に筈は下にしまして一手二本置きます。

夫れそり射前にかゝるときには出て来て此弓矢をとります、普通の稽古でありますれば委細かまはず、づん／＼胴結に向つて引きますことは古今ともに變り御座

いませんが射禮でありますと貴人紳士の居らるゝ前で致すことで御座います、それですから先づ弓矢を胴結に立てかけまして其席に戻りますと貴人に對し一禮致します、それから懐中に入れてあります所の鞆を取り出しまして此鞆をさします、鞆は本當はさすと申します、之を附けるとか、はめるとか申す人が御座いますが、是れは間違つて居ります、さすと申さなくてはいけません、それから射前にかゝるので御座います、又其時貴人に對し默禮しましたならば其儘巻藁の方に少し向を變へまして、持參致して居ります所の懐紙と扇とを取り出して、それは自分の坐して居る右の方に置きます、此際は一般ならば敷皮を用ひます、敷皮を用ひたしましてしたならば其敷皮の下に懐紙と扇とを重ねて置く様に致します、此事は射場始或は射初式るときに多く致すことで御座います、併し之れは常の服裝で弓を引く場合にしても昔の侍なるものは不斷扇と懐紙とは用意致して居りました、之を放したことは御座いません、そこで若し事に觸れ、場合に臨みて高貴の人などに所望されたときは此手順で致します。

去りながら單獨にて稽古を致します場合には今日の巻藁前と同様で御座います、一個人の練習の爲めに致すときは別にそんなに改まつて致す必要は御座いま

射 禮 之 部

せん唯此所ては其改まつて致すところの射禮を一と渡り御話し致します。胴結に向を換えまして身仕度をしましたなら東に立ちまして弓矢のある所まで進みます。夫れから膝をつきまして弓を先きに取ります。其弓を取る様と申しますのは先づ左の手にて弓の握を取りまして、右手はそれに添へて、それより一尺五六寸乃至は二尺位上の方の外竹の上のところ、右手を添へてそれなり我身に添へて、左の膝にかけまして、それから矢を取ります。矢は左の手にて筒中の節の所を持ち、右手にて鎌やじりをとり其儘右の袂の下に搔い込みます。即ち矢の筈を甲矢乙矢ともに二本取つて引きまして自分の近處ちかに引き寄せます。そうして鎌やじりを揃えます。即ち矢の根は木鋒きぼと申しまして其根を右の手に二本とも持ち添へて右の袂の下に搔い込むことは之れまで申しました射禮の通りて御座います。同時に左右の腰の上の邊に弓矢を搔い込むので御座います。

そこで夫れからと申すのは右の足から後に踏み出して退るので御座います。最初出て來た所まで退ります。胴結は一間中墨ちゆうまと申します。一體此一間中墨と申すことは胴結のある所から足踏の兩足の間のところまでは一間あるべきことを申します。即ち胴結から東になつて立て居る處まで一間ありまして、それから左足を踏み

射 禮 之 部

出しますればそれだけ一間の内に、は入る譯になるので御座います。それとも先づ大凡の所で御座いますから遠いと思ひば適當と思ふ所まで進みまして、又近いと思へば少し加減して後の方に足踏をしまして其場所に應じまして都合を見計らひます。

一間中墨の間數をとり、弓矢を兩脇に搔い込みて退きまして、胴結の方に向つて立ちます。若し距離が延びて居ると思ひましたなら前に申す如くに二歩なり三步なり乃至は五歩なり時宜に應じて一間中墨を計りまして、其儘普通の射禮の如くに兩膝をつきまして右に體を廻し、見物して居る人に對しては正面に、胴結を定規に體の位置を定めます。其時すぐに右手に弓をとります。其様は右手の三指さんさし、人指指、中指で弓を押えてすぐに袖をさすことは現今の射禮であります。其當時は袖をささず、に其儘肌を脱ぎましたから、そう致します。服装と申しても現時の服装とは異つて居りまして、常に着て居りますものが今で申す裝束で御座います。尙更袖の改め方を嚴重に致さねばなりません。即ち袖の袂の先は是非腰に挟まねばなりません。其邊のさばきが濟みますと、左手に弓を移すことは今日普通に行ふ通りて御座います。即ち弓を斜めに面前に指し出します。それから左手で弓を取りま

第九章 胴結の式 五〇

す、それから右手にては右の膝頭の所に甲矢乙矢の二本を持ちました儘甲矢乙矢を見分けます爲めに掌の中で少し開けます、それより左手に持つて居ります所の弓の絃を右手の三指或は二指で手下の邊と思ふ所を持ちまして體の中央になる様に引き廻します、そして矢を番ひます、此邊は別に變り御座いませぬ、但し乙矢は逆に打ち込むべきもので御座います、此事は前にも御話し致し置きましたかと存じますが、彼の勸進的等を致します際、即ち日置氏が諸國を修業して歩かれたときの様も同じことで矢張り乙矢を打ち違ひました、之れは何の爲めかと申しますれば、其原因と申しますのは彼の取り矢を致しますのに都合宜しき爲めと、二つには己れの矢が足下にありますと過つて弓を落したり、又は足で蹴たり致します、乃至は物に觸るゝといふ様な過のなき様に手に添へ逆に打ち込みます、其打ち込みました矢を右手の小指と薬指との二指で矢の根を取りまして乙矢を抜きます、之を取り矢といふ景色にしてちやんと持つて甲矢の筈は絃と共に押えて自分の射番の來るのを待つて居ります、現今は乙矢は打ち込んだまゝ自分の順番の來るのを待つて居るので御座います、自己の射番に當りましたときに本矧ほんきりまで引き出しまして乙矢を抜きとるので御座いますが昔しは乙矢は即ち取り矢で御座いまして

取つて待つて居りました、さりながら今御話し致しますのは一個人で致すこととて御座いますれば、他の人の射るのを待つといふ譯ではありませぬから一人でするときはづんづ致して宜しいので御座います、それから足踏にかゝります、足踏の致し方は今日のとは大に相違致して居ります、古昔は弓は多くは要前、軍要前即ち戰弓せんきうで御座いました、そこで足踏の取り方に於ても重に實地の應用に適する様にして御座いました、且又

射 禮 第 三 圖



胴結を射すのも目的は軍要前の練習で御座いますから、足踏に於ても色々致して修業したので御座います、されば今日此胴結の式を行ふとしても別に異つた足踏をするには及びませぬ、但し純粹の古式をと

の注文でもありません、例へば鎌倉時代室町時代といふ區別は立てれば立ちます、さりながら

ら其頃は多くは足踏は矢張り眞行草と申して丁字形、八文字、押振おしびの三通りの仕方があつた様に思はれます、唯今の射術は日置彈正の工夫によりて改良されたもので御座います、夫れが今日に至るまで残り傳はつたので御座います、古昔に廻りまして斯様なことを調べて見ましたならば其邊は明瞭となることゝ存じます、兎に角其頃の常の稽古は眞行草の三つを取り混せて行つたことゝ存じます、從つて胴結に於て其通り致した様に思はれます、唯今巻藁前や的前で致すのとは大に趣が異つて居るので御座います、軍弓の實用的の練習をしたに相違御座いませぬ、去りながら胴結の射禮は丁字形に足踏をするのが通例としてあります。

足踏は以上申す通りであります、それから胴造、弓構に至りますが軍弓の弓構のことは嘗て第一號の射術之部に辯じて置きましたから、其所を御覽になれば大凡のことは御了解になりませう、併しながら、其射様いまで古風を真似るとなると中々六ヶ敷なりましたから、唯其順序だけを會得されたならば他は今様にするも差支ないことゝ存じます、古とても鎌倉時代と室町時代では又相違のある様な譯で御座います、打起にしましても同様のことで、古は一般に打上げと申して居りました。それで一本を射ますればすぐに弓倒しを致します、古は要前即ち軍弓では弓倒し

射 禮 之 部

射 禮 之 部

は致しませんことが普通であります、又禮式のときには必ず弓倒しを致します、弓倒しに就ては別に之と申す法則は御座いませぬ、弓倒しとは弓を伏せることで、規則と申したならば末頭が體の中央に收まる位に弓を倒します、其時左右の手の拳は兩側の腰の上の邊に收まります、それが先づ規則で御座います、それなり弓を起しながら膝をつきますと甲矢を番ひました時と同様にして乙矢を番ひます。甲矢、乙矢ともに射て仕舞ひますと弓倒しをして、それから弓を左の膝頭へ置く途端にしやがみます、即ち下に座します、下に座すると申しましても右の膝を上げ左の膝をつくの御座います、夫れから右の手に左の弓を移します、之れも現今の射禮の通りに致します。

それから腰に挟んで置きました袂の先きを抜きとりまして、袖を返し肌を入れます、肌を入れますと、そこで直ちに襟袖を直してそうして其儘弓を打ち込みます、ことは今のと同じことで相違は御座いませぬ、それから胴結に向つてちやんと内襟外襟を直して右の手を放します、それから其儘弓を下に置きます、置きますと弦は内になります、從て弓は外になります、そこで弦を持ちまして弓を返します、之れは丁度貴人に對して弓を向けることに當りますから、弦の方を外に弓を内にするの

て御座います、即ち貴人の方から他の方に弓を射ることになるので御座います、先づ之を禮式として御座います、それから東に立ちまして胴結に向つて進んで行くことは普通の卷藁射禮の通りで御座います、胴結に近づきましたならば胴結の左の方に避けて矢の抜き善い様に致します、そうして甲乙の矢を抜きます、此甲矢乙の卷藁射禮と相違御座いません、そこで又元出て來た所まで退きます、ここでも唯今持ちて再び返して弓を取りましてそれから其儘東に立ち元の弓矢のありし所に進み、其弓矢を胴結に立てかけて後退して戻り驟をばづし貴人に向つて默禮して退きます、之れが胴結の式の概略です。

第十章 弓始禮法

先きに胴結のことを御話致しました、之れは最も古い所の射禮で御座います、今回は弓始禮法と申すことを御話致しませう、之れは皆弓を引かれる人は何れも一月に弓を射初めるときの禮式として致すので御座います、去りながら弓始と申せば既に鎌倉、足利時代或は近くは徳川時代とも行はれたこと、御座います、之れは十

人とか、八人とか申す人数で致すので御座います、つまり此弓始は年の始めに於て武人が抑、武道を稽古する手始めの式で御座います、一番先きに致されたので御座います。

去りながら幕府で致しまする弓始と申しますのは、都合もあるものと見えまして必ずしも其年の初めに致すとは限りては居りません、二月とか三月などに致すことも御座います、それ故此射禮は一月にすべきものとは定まつて居る譯では御座いません、それでも尙弓始禮法として御座います、又個人的に斯道の熱心者のする弓始禮法でありますれば、之れは一月の始めに取り行ふべきものゝ様に思はれます。

弓始禮法をなすに於ても射場の遠近もあり、ますれば銘々其所に應じて致すべきことは勿論で御座います、又射手の中に、皆夫々の射場を持つて居るとも限りません、廣い邸内であつても改めて射場を築いてない所もあります、それ故先づ大凡向ふに弓始禮法を行ふ爲めに塙を更に設けます、それは誠に假りに設けるものでありますから、砂や土を積み上げるといふのでなくて、壘を横に二壘建てまして塙と致します、其射場との遠近は大方弓を七杖、五杖若くは三杖とか申す様に總て半數

に取ります、何故に半敷に取るかと申しますれば、之れは御案内の通り支那では昔から行はれました、説で御座いまして、調敷ちゆうしきは陰でありまして半敷は陽に當ると申して居ります、そこで其陽を貴ぶといふ意味から射場と堀との距離を半敷に取る次第で御座います。

次に弓立ゆみたちを設けます、弓立は弓を射る所に設けて置きます、それから敷塚かづかと申すものを拵えます、敷塚とは土と砂とを等分にしよく混ぜて高さ一尺二寸にして杉形すぎがたの恰好に築くものです、此敷塚に關することは奉射ほうしや的に於ける際に詳しく申しませふが、此奉射的と申すことは神前などにて弓を射て、之を其神社に奉納するときの式で御座います、其致し様は此弓始禮法に於ても其奉射的と同様に敷塚を設けて體配を致すので御座います、或は又自分一人だけでする時分には座敷の廣い所などでは座敷で致すことも御座います、座敷で致すときは其敷塚は設けるには及びません、敷塚のあると同じ考にて、即ち外でするのと同様に致します。

座敷の中にて弓始禮法を致しますとすれば、向ふの弓除ゆみぞりには矢張り疊を致します、そうして其廻りは幕様のものにて取り繕つくろひを致します、又的皮あてかわと申すものを附けます、之れは何かと申すと、之れは木綿布を縦に布形ぬまがたに五幅なり七幅なりに致しま

射 禮 之 部

して、之を以て疊二疊を覆ふて隠れて見えぬ様に致します、之を張りますには柱に結びますとか又は竹を建て、致します。

的皮の拵え方を掻かいつまんで御話致しますれば、彼の草鹿くさしか或は圓物まろもののときに用ひますものと同じ様に致します、即ち布皮を五枚なり七枚なり縫ぬひて一間若くは一間半位の幅のものを作り、其寸法等につきては別に定まつた法則とては御座いません。

次に之に掛けます所の的ですが、的に就ては前に狹物のことを御話し致しました、が、之れには本式なれば八寸或は四寸の匏掛かたかけで御座います、匏掛と申すのは表を綺麗に削つて匏かたをかけた板で御座います、之を串に挟んで立てます、其串に致します竹は常に用ひます所の的の串と同じ物で差支御座いませぬ、只的なれば之を堀に横にさすなれども、此時は地上に立てますので、高さは地面より大凡六寸或は五寸位に致します、之れも別に斯くせねばならぬといふ法則はないので御座います、其人の好みによりて多少の高低はあつても差支御座いませぬ、それで之が座敷なれば下にさすべき梓あざを置きます、そして其梓にさしこみます、外なれば地面の上に其儘さします。

射 禮 之 部

其方角は何れに向つてするかといふに、嘗て射初式の所にて申しました通りわうばんの方にて致すのが普通で御座います、さりながら其方角は不案内の方も現時は多いので御座いませふ、そういう場合には東或は南に向つて致すことが本式として御座います、又若し都合上止むなく西或は北に向つて致さねばならぬといふ時分には、其矢落の向ふに東の字を書きて貼り置くべしとは故實で御座います、昔しは斯ることを故實として八釜敷實行致したので御座います、今日であつて見ますれば、方角はそんなに六ヶ敷申すには及びますまい、唯東或は南に向つて致せば宜しいので御座います。

それからの掛換える役人が入用で御座います、弓を射て矢が鉋掛にあたりますれば、鉋掛はすぐに碎けます、そこで新たにかけ換へます、此役を勤めます者は以前は中間などの致しましたもので御座います、中間と申せば武家の奴僕で御座いました、唯今で申さば先づ書生と申すものが其適役かと存じます、時勢の變遷でありますから當然そうなります、何れにしても袴ははきて居ります。

此弓始禮法は一人ですることもあります、又懇親の人とする場合が多う御座いませふ、若し他人とする場合となりますれば三人若くは五人といふ如き半数で

射 禮 之 部

射 禮 之 部

するのでなくて、二人、四人といふ様な調數で致します、半数は陽であつて調數は陰であります、此場合には其陰の數なる所の四人、六人、八人等の調數で致します、先づ六人なり八人なりで戶外で致しますのが當然であることは前にも申しましたが、熱心の人であれば何か年の初めに式を以て致すことで御座います、されば並並の禮射でも宜しう御座います、特別に此弓始禮法で致すことゝしますれば、多人數で射るにしまして二人づゝ出て致すので御座います、其矢數は豫め定めて置きます、一人が二本宛持ちまして二人出ますから一度に四本射ることゝなりませふ、そこで四本射ることを二人二度弓と申し、十本を射ますことなれば二人五度弓と申します。

それで私で射ますことなれば、常の射禮の通りにして宜しう御座いますが、二人以上となりませふと少し違ひます、之れより二人以上でする場合のことを説明致しませふ。

若し平常の服装で致すとすれば居射禮でしますが、若し裝束を附けますと、其時の射禮は中々面倒になります、さればそれは能くくの熱心者でなければ出来ませふ、今其概略を説明致しますれば、二人で立ちますときに其一人を前弓と申し、他の

者を後弓うしろまと申します、射場に出ます際には前弓も後弓も同じことと唯足どり丈けが異つて居ります。

射手は悉く射場と的場の間の兩側に並んで坐して居ります、射場には數塚が二つあります、即ち前弓の分と後弓の分とて御座います、而して後弓の數塚は前弓の數塚よりも弓丈け前に出てありますからのには少し近い譯で御座います、前弓、後弓が立ちまして數塚の所に參りますと、前弓は數塚を左から三分一ほど廻ります、後弓は數塚の右の少し手前で止まります。

そこで之れより射法にかゝります、先づ數塚には前弓と後弓とは斜めに向き合になつて居ります、即ち前弓、後弓ともに數塚に向つてかゝんで弓の末弭を數塚に載せ、裝束の紐捌きを致します、即ち胸紐の處置を致します、多くは鎌倉室町時代の服裝で御座いますから、直垂、水干等で御座います、元より水干も狩衣も直垂も何れも胸紐が御座います、而して水干と直垂とは少しく胸紐の捌き方が違ひます、さりながら煩しう御座いますから一々申し上げません、唯其概略を申します。

紐捌と申すことは、先づ胸の左右の紐を解きて、左の紐は背を越して後にとり、右の紐は其儘三卷に巻きまして袴に挟みます、其扱ひ方は餘程密で御座いますから、夫

れは略します、夫れより前弓後弓は互に見合ひながら立ちます、前弓は元より逆になつて居りますから、又五足だけ數塚を三分一ほど廻つて的を左に見て止ります、後弓は五足なり三足なり矢張り出て、前弓に近寄る、前弓が斯く數塚を廻りて左の足を踏み出しまして、的に向つて足踏を致しますと同時に後弓も同じく足踏を致します。

足踏が済みますと左の手に所持せる弓を右の手に移して常の射禮の通りに致します、即ち前弓後弓とも肌を脱ぎます、それから烏帽子を冠りて居りますから、其烏帽子の紐は左の頬の所に結びてあります、其紐を左の明き手で上から下へとこきます、右の頬も同様に致します、之れは體配をする際に何か弦などが紐にさはりて、そゝうをせぬ爲めに致すので御座います、之れは前弓、後弓とも同様に致します、それから立射禮の時の如く弓を正面に右手で斜めに持ち出します、即ち右手で鳥打の節の邊を取りまして、弓を斜めに差し出して左にとり、それから左の膝頭の所に本弭を立て、右手に持つ矢は右の脇腹にあて、甲矢、乙矢を見分けます、これらは常の射禮に異ならず、それから射ますのは矢張り常の通りに致します、唯裝束を着けて居りますから、其手順だけが常の射禮よりは増すだけであり、それで前弓

も後弓も交番に一手射ます、それから退きますことも常の通りで御座います、唯前弓は又元の數塚の所まで右から廻りて五足にて戻ります、後弓はそれと同じに五足或は三足にて退りて以前居りました數塚の所に至りましてかしまります、此所で裝束の紐を締め直しまして元出て來たのとは反對に退きます。矢が的に中りましたときは的を立てる役は的を立て替へます、的立の足取り等は定めありません、的の散りました層は拾ひ集めて、袂にして元控へて居りました所に戻ります、元居りし所と申すのは射手の的に向ひました後の方で(即ち左の方)御座います。

先づ之れだけが弓始禮法で御座います、之れは古の式で一月すること御座いますれば、貴人ならば必ず裝束をつけます、今日では袴かほし若くは肩衣などを着けてすれば宜しう御座います、袴や肩衣であれば今日平常服の羽織を脱ぎたる袴の儘と大なる差は御座いませんから、其捌き方は不斷のと同様で御座います。

第十一章 射場始式

射場始式と申すことは誰も承知せることなれども、之れは射術の式として最重要

のもので御座います、歩射としては第一等の禮式で御座います、夫れ故往古より鎌倉室町時代を経て徳川時代に至りましても、甚だ之を重んじて居りました、従つて歩射の中でも最も禮法のくだしきもので御座います、又最も完備して居るもので御座います、夫れ故斯様な講義の中には到底述べ盡すことは出来ません、之を明細に申しましたならば之れ丈けでも大冊子のものとなり、故に茲には唯射場始式と申すものは重要なものであること、又大切なものであるといふことを申す丈けに止めて置きます、何れ後日雜誌等にて申し述べる機会があらんと存じます、尙一言申して置くことは多くの射禮は大抵此射場始式に基いて致すこととて御座います。

第十二章 大射式

扱之まで御話し致しました所は先づ以て極初歩の人も心得置かなくてはならぬ事でありました、尙此等の事の外に古く行はれられた射禮の式と申すものが澤山御座います、去りながら之を一々詳しく説明致して居りましたならば到底一年二年の講義丈けでは不充分のこと、存じます、さればとて其古式は如何なるもので

あるか、せめて其名稱だけ位でも知り置くのは必要なことと思ひますから、夫等の式の大要を述ぶることゝ致します。併し其式其ものゝ行ひ方は略しますから其積りにて御承知になりたいのです。

そこで先づ禮法として行はれました第一は大射式で御座います。之れは未だ武將の世とならぬ以前即ち王政の時代に於て、宮中にて毎年行はれました射禮の根本で御座います。大射式と申す名目は支那の古い時代に大射として行はれました。其姿を傳來しまして、我國に於ても宮中即ち内裏に於て行はせられましたもので御座います。今日から見ますれば歴史の始りでありました所の立國史と申す本の中にも大射式のことがありまして、弓としての射禮の根本なので御座います。

されば此射禮は往古よりありますことと巨細は中々入り込んでありまして色々變遷も致して居りますから之を詳しく申しましたならば、とても小冊子では書き盡されません。唯其姿は後々に繼續して居りましたので御座います。唯今の西京の是れまでの天皇陛下の御住居の當時紫宸殿の側の長押に弓を掛ける場所があります。十五張乃至二十張位掛けらるゝ様に列り抜いてありました。之れは往古から大射式を行ふとき使ひました場所と思ひます。

射禮之部

此大射式は何れで行はせられたかといふに、安福殿と清涼殿との間で行はせられました様に存じます。毎年此所で致されたので御座います。

大射式にも賭弓のりやみ、兵部手番射殘等の種類が御座いました。大射式の的はどうとか、堀はどうとか申すことは略します。唯此所では大射式は射禮の嚆矢であるといふことゝ、禁中にて行はれたものであるといふ丈けに止めて置きます。

第十三章 射禮の服裝

往古より代々沿革を經まして武將が政體を取る様になりました。からは射禮は一層詳密になりました。鎌倉時代のことは東鏡とうきやうといふ本などに詳しく書き載せて御座いますから、調べますのに誠に便利になりました。

鎌倉時代に於ける重なる射禮は弓始禮法で御座いました。此事は前に述べて置きましたから、此所では申しません。唯服裝のことは申せば六人なり、十人なりが皆其當時出仕の服裝で御座いました。一人々々に異つて居りました。之れより足利室町を経て織豊時代になりました。は其射禮も行つたにしても、まち／＼でありました。そこで徳川の時代になりました。は八代將軍吉宗公の思召により射場始の式

射禮之部

其他凡ての射禮の古式を調べまして之を復興せられました其時よりは服装は皆一様になりました徳川の末までは此有様で致しました中頃の足利室町の時代に於ては各自異なる出仕の服装で致したこともあれば又一様に定めて致したことも御座いました之れといふ定りは御座いませんでした其頃致したのは何れも大的即ち直径五尺二寸の的で御座いました。

第十四章 騎射の三つ物

それから射禮に騎射と歩射とあります騎射は馬に跨りて技をする射禮でありまして歩射は馬を用ひませんで徒歩にて弓を射る式で御座います。

騎射の三つ物と申して流鏑馬、笠懸、犬追物といふものが御座います此等の圖は當時の繪巻物や掛物等に能くあります是等は重に鎌倉時代から足利頃に行はれましたもので御座います然るに或弓術書などには中世犬追物は中絶したかの如く書き記したのも御座います併し之れは時の將軍が戌の年とか何とかの關係のために犬を射るといふことは見合せることゝしたなどが中止の原因でありましたと存じまず中絶といふ譯ではなかつたことゝ存じます、そういふことで犬追

物は中頃少しく絶えたこともあつたことゝ存じます。

一 流鏑馬

流鏑馬とはどういふことかといふに、之を漢字に當てまして流鏑馬としたのは馬に乗りて鏑矢を射流すといふ意味から出たことゝ思はれます之れ日本の言葉でやぶさめと申します、之れは時の將軍とか或は高貴の子息の誕生した場合、若くは未だ出産せざるとき平産を祈る爲めに致すことゝ御座います、つまりは小兒の出生及び成長を神に誓願する式で御座います、此流鏑馬に限りては矢の製作も並々の騎射の矢とは異つて居ります、鏑の尖端に雁股かりまたを附けます、それを流鏑馬に用ひます、唯今俗に申す箆の體の矢で御座います。

流鏑馬を射ますに上げ鞭と申すことゝ、上げ扇と申すことが御座います、上げ扇と申すことは射る前に馬を追ひ出して持つて居ります扇を開きて馳せながら遠く投り上げて之を第一の矢で射ますことを申します。

上げ鞭と申します方は的を三個所にかけて置きまして、之を射る前に鞭を上げて馬を走らせ、そうして第一の矢を以て第一の的を射、順々に次々の的を射て參ることゝ御座います、此騎射のことは小笠原家に於て八代將軍吉宗公の台命によりて

取り調べてあることなれば其詳細なることは今日にても書き残りあるかとも思はれます、尤も其時は古きを尋ねて適當の改良を加へられたものに相違ありませんから、小笠原に傳はれるものが必ずしも古式を其儘とは申し兼ねます、之等は今後熱心者の研究を要する所で御座います、私も多少は調べて置きますが、今此に述ぶるの餘地がありませんから唯流鏑馬の名稱の説明だけに止めて置きます。

二 笠懸

笠懸も騎射の式の一つであることは前申す通りであります、笠懸の起りに就ては色々の説が御座います、先づ一寸俗説に近いこととありますが、或時數多の射手共が馬上で頼朝公の御供を致しまして、鎌倉の由井濱に越されましたとき、供奉しました各のものは皆綾蘭笠を冠りまして、装束を着て居りました、其時一人の冠つて居りました綾蘭笠が過つて風に落ちて飛ばされ遙か向ふに轉けて行きますのを頼朝公が御覽なされまして、戯れに彼の笠を射よとの台命を下されました、そこで供奉して居つたものが競ふて簾に負ふて居りました矢で射たと申すことで御座います、之れが笠懸の始めてあるとして何れの弓術書にも出てあります、果して然るや否やは今日は慥かむるに由なきことで御座います。

射 之 禮 部

笠懸には大笠懸、小笠懸の二た通り御座います、又七夕笠懸などの名稱を載せた書もあり、之れ恐くは七月頃の季節に行ふた爲めに後世其名を附けたこと、存じます、詳しいことは何書にも出て居りません。

前に申しました流鏑馬に於ては的を三つ一と馬場の中に懸けますが、笠懸の方は一ヶ所に丈あるのみであります、又流鏑馬に於ては駆歩と申して馬を走らせながら射ります、馬乗の方では之を駆と申して馬の前足後足が一時に地に着く様に走らせる際に射ます、笠懸に於ては野歩と申して野原を行く馬の自然の歩み方をさせる際に射ます、此野歩を馬乗の方で跑と申します、當時陸軍の馬の足取りは皆跑で御座います、駆歩、野歩は馬に備つた自然の歩み方で御座います、大平の頃盛に馬術を研究しました馬の足使ひは騎手の巧拙によりて其足取を拵えます、常に騎りますにも野歩を忌みます、其方の通言で拍子、上足などは人造の足取りであります、乗り込むとき馬の知らざる足使ひであります、昔馬術の練習に於ては跑を嫌ひまして、兎角巧者な拍子、上足等を致させました、序に馬のことを一寸申しました、専ら騎射をするには馬術も多少は心得て居る必要が御座います。

射 之 禮 部

三 犬追物

犬追物は騎射の中で一番實用的のものであつたことゝ存じます、又犬追物の式となりますと中々面倒で御座いまして、流鏑馬や笠懸の類では御座いませぬ、第一犬追物は場所からして他の射法と異つて居ります、先づ場所は四角に取りまして其周囲には垣根を圍らします、其場所にも寸法が御座います、之を詳しく申せば中々長くなりますから略します、又垣根の中には大繩小繩を引き廻します、只今で申せば井戸繩の如きものを二重丸く廻しますから、形は丁度大的の霞の様であつて的は三重であるが、之れは二重であるといふ丈けて御座います、其繩の中に砂を敷きまして繩の見ゆる位に致して置きます。

射手は通例三十六騎で御座います、之を上中下三等に分けて、上手、中手、下手と申します、何れも各組十二騎宛で御座います、此十二騎なる一組の人数が小繩の周圍に能き恰好に中央に向つて馬を据えます、弓には犬射、藁目と申す矢を番ひて待つて居ります、元より騎射のことで御座いますから、外の矢は皆腰に指して御座います、其所へ犬放と申すものがありまして、犬を引き連れて參つて其場所の中央に引き入れて犬の繩を切りて放します、そこで十二騎の射手は悉く其犬を目がけて射ります、十二人は皆直ちに射ますけれども、必ず射當てるとは限りません、外れる

部 之 禮 射

こともあります、又かすることもありません、そうすると犬は馬と馬との隙間を狙つて逃げ出します、十二騎の射手は此犬を逐ふて四方垣根で圍らしてある此場所の中で射て走ります、又其中り外れを検査する役が御座います、即ち檢見及び呼次で御座います、之れが中々六つかしい役目で御座います。

其騎手の装束は直垂で御座います、頭には十鳥帽子といふのを冠ります、射ります順と申すのは先づ上手の一組が致します、次に中手下手となります、其組が済みますと一つの犬追物は終る譯で御座います。

そこで犬の數は何程位かといふに最初に五十頭とか百頭とか定めをつけて射るので御座います、之を三組に分けて射るので御座います。

前にも申す通り犬追物の式は非常に綿密でありまして、其上に矢の中り外れに就き色々の次第が御座います、中り所にも定まつた矢所が十二ヶ所御座います、之に就ても後日詳細に述べる機會を得たいと存じて居ります、此犬追物の最も盛んであつたのは足利時代で御座いました、舊幕府に於ても之を行ふたのは誠に近代で御座います。

犬追物は騎射の中でも最も實用に適して居るもので御座いますから、騎射を専務

部 之 禮 射

と致して居ります所の小笠原平兵衛の家の方で致さなければならぬ筈で御座います。然るに騎射の小笠原の方では致しませんで、却て步射を主として居ります所の小笠原縫之助の方でのみ致します。夫れは色々原因はありませぬが、兎に角步射の小笠原の方が其邊の取り調べが充分能く届いて居つたと申さなければなりません。

犬追物は現在私が壯年の時親の弟子共が之を行ふのを見たこともあり、旁々之を調べて置きました。徳川時代でも再興しましたのは天保十四五年頃と存じます。夫れまでは更に行はなかつた様に思はれます。

犬追物は多く、鹿兒島で致しましたから、故義故實等も鹿兒島には多く残つて居ると申すことです。將軍家に於ても折々島津家に照臨あつて之を御覽なされたので、御座います。曾つて王子村に於て島津家の人が台命によりて之を行ひ御上覽に供しましたのは恐らく最近の物で御座いませぬ。

第十五章 步射の三つ物

是より步射の三つ物を御話致しませぬ。步射の三つものとは大的草鹿圓物おほきくさしかづまゝのこと

を申します。今順次其概略を次に説明致しませぬ。

一 草 鹿

之れは往古よりあつたものでは御座いませぬ。鎌倉時代より初まつたものの様に思はれます。彼の頼朝時代より富士の牧狩と申して富士は狩場の重なるものとして今日に至るも尙人々の記憶に残つて居ること御座います。頼朝公は總ての武事に心を置かれまして、兎角今日の練兵に類することを頻りに行はせられたので、御座います。そこで重に荒野に於て好んで狩を致されましたので御座います。且又武士の平日の演習の爲めにとて牧狩を奨励されたので御座います。

そこで諸君も御承知の通り其頃は騎馬が重であつて步射などと申すことは極稀であつたので御座います。步射はつまり騎射の附けたりと申して宜しき位で御座います。步射で致すにしても騎射或は狩の稽古として致されたので御座います。かくて草鹿なるものが起つたので御座います。草鹿とは荒野に住める鹿と申す意味でありまして、鹿の形を作りまして一つの式となつたので御座います。其餘風が今日に残つて居りました。一つの式となつたので御座います。草鹿は步射の第一の式で御座います。鎌倉時代に始まりて室町時代にも其例を追

ふて致しました、夫れが又遂に徳川幕府の世までも用ひられました。
草鹿は鹿の四足を去りましたものを作りまして大的を掛ける様な體裁で致しま
す、唯今世に行はれて居ります弓術書などを見ますと、丸て四足を附けたものも
御座います、去りながら古は四足を附けませんものが普通で御座いました、首と胴
だけでありますから、時としては鹿が走れる形に取ることも出来、又萱野
の草深き所に息んで居る形に取ることも出来、然るに或る弓術書を見ますれ
ば随分不詮索のものもあります、此草鹿に四足をつけて書いてあるのが三四現在
見えます、一體は鎌倉時代から此方四足のないのが本式で御座います、又形容では
ありませふが、角のある草鹿を稀に見ますが、之れも亦鎌倉足利時代には御座いま
せん。

此草鹿を射る間数は當時は専ら十五間の場所て致します、先づ草鹿を釣る場所を
拵えます、夫れは當時の大的を釣ると同様で御座います、唯草鹿の作り方は四方と
も二本の綱で釣ります、綱と申しても之れは木綿の白と黒と紺とを三つ繕りにし
たものであります、唯今の幕の紐と同じ様なもので御座います。

草鹿は鹿を縦に半分にした形でありまして之を革で作り後には繪板を貼つてあ

射 之 部

射 之 部

ります、其革は幾分か圓みを附けてありますから、端の方に矢が中りますと滑つて
向ふの矢止めに参加ります、矢は中つても飛び返らなくては中りになりません、矢は
一手神頭と申す矢で射ります、草鹿は能き中り所てなければ矢は返りません、矢が
滑つて慢幕、矢止めの布に打つかつたのは假令鹿に中つても中りと致しません、之
れが常に射る尺二寸の的とは相違して居ります、御座います。

次に之を射るには如何なる様で致すかといふに、之れは當時弓を引く様と同じで
宜しう御座います、即ち前に申しました所の立射禮で致します、立射禮は中々簡略
なものであります、鎌倉足利時代から徳川時代に至るまで古風の弓矢の禮式
は皆此立射禮で致したので御座います、彼の居射禮等は毎々御話致しますが、日置
彈正が行ひ初められたもので御座います、立射禮として古のと今のは少しは相
違の點もありますが大體は同様で御座います、後に述べます所の圓物、圓的に於て
も同じこととて御座います、的の種類は變りまして、其射禮は變りません、勿論之も
本當の式として致すなれば裝束を着けて敷皮を使ひます、そうなる中々面倒に
なりまして小冊にて述べ盡すことは出来ませんから略します。

二 圓 物

之れは唯圓形のものでありますから、斯く名つけたもので御座います、之も革で作りました先づ形は球を眞二つに割りました恰好で御座います、大さは先づ八寸位であります、併し之れも中高になつて居りますから中り所が好くありませんと矢は飛び返りません、實際の中り所は四五寸位で御座います、夫れ以上の所に中れば矢は皆滑つて布革に中ります、故に眞の中りでは御座いません。

其他の要點は別に草鹿と變り御座いません、草鹿の時にも同様で御座いますが、何れも矢代を振りて射手の順を定めます、矢代ふりのことも餘程面倒になつて居りますから略します、何れ詳しく話しをする時機があらうと存じます。

三 關 的

之れは別に變つた的では御座いません、不斷稽古を致します一尺二寸の的を申します、今日では手のかゝらぬ様に中央に星と申して圓く墨で塗ります、又此星を書けば的は大きく見えて射好くなり、併しながら關的となり、必ず三つ輪を書きます、即ち的の中の場所により一の黒、二の黒、三の黒と申し又一の白、二の白、三の白と申す名を附けて御座います。

矢は常に用ふる所の的矢で御座います、其他弓矢の扱ひ等は何れも草鹿、圓物と同

様であります、別に變りは御座いません、的が變る度に毎に禮式までが變るのでは御座いません、間敷とて勿論十五間て致しますことは唯今と同様で御座います、尤も古は草鹿にせよ、圓物にせよ、此の關的にせよ、皆弓丈にて測りまして十二杖と握下丈にて致したので御座います、之れを今の間敷に直して十五間と致しました。

之れで歩射の三つ物は概略済みましたから之よりは各種の的に就て之も極く簡略に申します。

第十六章 各種の的

一 奉射的

奉射的も歩射の一つで御座います、奉射的も流鏑馬と同様に其時の將軍家などに於て子孫の誕生しました時、其他目出度ことを祝する場合には行ふものにて、其信仰さるゝ神社即ち産土神の境内等にて弓を射て中りの的を其神社に奉納する式で御座います、それで之を奉射的と申します。

二 三三九

三三九と申すことは一體は的の大きさに就て名つけましたもので、普通は折板一枚を的とすべきを縦横各三つに切りまして九枚の的にして懸けます、そこで三々が九枚の的となることからして斯く名つけたもので御座います、されば餘程小さなものとなります、大抵は四半と申して八寸四方のものを十文字に四枚に切り懸けます、之れが四寸四方のもので御座いますから、三三九の的は二寸六分四方位のものであります、中りの多い巧者の人の競射には此三三九の的をかけて射たので御座います、此三三九は嘗て九半と申したのと同じで御座います。

三 百手的

百手的とは一體は矢數のことて一手を二本とすれば百手であるから二百本を射るべき意義に解されますが、之れは百手と申すもの、矢數百本を射ることて御座います、されば百矢的或は百本的といふ方が理義に叶ひます、併し改める必要もありません、唯今能く致します百射も矢數に於ては百手的に相違ありませんが、之れには別に式があります、先づ射場始の式など、多分の違ひは御座いません、兎に角式を行ひながら、百本即ち五十手を引くのでありますから、時間が餘程かゝります、只百本だけを一人にて引くなれば一時間もかゝれば済ませふが短日にて

數人も集りて致さうとなると中々容易のことでは御座いません。

四 小串の會

小串の會といふことは矢張り尺二寸的或は小的を引く時と同様であります、別に一ヶ條を設けるまでも御座いません、人數は調でも半でも差支ありません、只式として用ひますものは圓座で御座います、圓座と申しますのは中古人が山野に出まして席座するとき用ひましたもので藁で作ります、此圓座に竹串を挿して矢の中り外れの數取りを致します、其仕方はくゞしければ例によりて略します。

五 亂日的的

亂日的的は古の弓術書にあります、餘り射禮と稱する程のものでは御座いません、射形は並的的を射ると同様で御座います、唯亂日的的となると源平藤橘の如き系圖正しき人を撰びまして射たもので御座います、左程に重んずべき禮法では御座いません、夫れ故此處には唯名稱だけを擧ぐるに止めて置きます。

一寸序に申しますが此亂日的的や、置的、勸進的、辻的は皆弓術中興の祖日置彈正が諸國を修業せられて歩かれた際に出來たものであります、大古からあつたものでは御座いません。

六 置 的

置的と申しますのは普通射馴れた場所でない、態と射悪い所への的を掛けて置きまして射させることを申します、並々の所に掛けたる的を射るのは常に致して居りますから珍しく御座いませぬ、夫れ故稀れには意外の所に意外の的を掛けて競射するのも興あることとて御座います、之れが即ち置的で御座います。

七 勸 進 的

勸進的の起りは矢張り日置彈正が諸國を遍歴せらるゝ時に始まつたもので御座います、其勸進的の名稱は彼の勸進相撲と同様な譯から生じたので御座います、一體勸進と申す言葉は僧侶などが佛道に關したることに就きまして、俗人を勸めて寄附をなさしむることの意味で御座います、そこで又勸化など申します。

勸進的は先づ或國に参りました際、其地に於て射道に熱心なる人々が日置彈正を招待しまして其爲めに十日なり十五日間なり其所で射術の興行を致しましたことから起つたので御座います。

勸進的のことは各流派の弓術書に出て居りますが、何れも日置彈正から始まつたといふことに於ては皆一致して居ります。

射 禮 之 部

射 禮 之 部

今其射様の概略を申しませぬ、先づ其土地の弓を手にするものを數へて二十人あるとせば十人宛二組に分けまして宛も相撲を取らせる様に競射をさせます、それで其色々の法式と申しましても鎌倉、足利の時分の公けのものに依つたのではなくて日置が自分に工夫せられましたものに依つて面白く致しました、其頃は今日と異つて博奕の如きものも法律で八釜しく御座いませぬから、物なども賭けて致したことも、思はれます、之れが面白さに其土地の弓の引けるものは皆集まつて勸進的を引く傾になつたので御座います。

日置彈正は弓を後世までも繼續せんとの趣意で種々の工夫をして益々射手を殖すことに骨を折られたので御座います、今日諸流派に於て致します射禮も日置彈正の工夫せられたのを少しづつ變化して参つたもので御座います、古代からの射禮では御座いませぬ、兎に角日置彈正は一方に射禮を正すと同時に他の方面に於ては面白く弓を引かせて見せて一人でも我が道に引き込まんとの手段を盡されたので御座います、其目的の爲めに諸國を遍歴して勸進的の興行を致させたので御座います、勸進的の競射に於ては互に物品若くは金錢を出し合ひまして勝てば取り、負ければ取られて損をするといふ様な殆んど博奕の如きもので御座います。

た、之れを又當時の人は皆好んだものと見えます、勸進的といふ大體は之れだけで御座います。

八 辻 的

辻的は勸進的に對すると些々たるもので御座います、名稱の通り辻々にて行はれました、輕き催して御座います、之れは二三人の射手さいあれば、直に辻的の趣向が出来るので御座います、勸進的も辻的も其内容に於ては違ひは御座いません、唯大小の區別あるだけで御座います、勸進的となりますと多くの弓書にも出てありまして、今に其形が残つて御座います、即ち其頃の大名とか又は寄進の主人等が見物に來られました、従つて見物人の棧敷なども出來て中々大袈裟なもので御座いました、又、掟がましき公札等も立てまして之れ／＼の條目を破つて怪我をした人があつても責任がないと申しました、併し之れは古昔の風でありまして、傳授でも何でもないので、或る流派などは仰山にも傳授であるかの様に申して居るものもあります、勸進的、辻的は各流派に残つて居りますが、私のものでありまして、公に致す所の射場始や大射式の如きものでは御座いません、十中の九までは皆日置の改良せられましたものを少しづつ變化して各流の射禮と致したので御座います、大分横

道に入りましたが、辻的は勸進的を縮小したものと見れば、差支御座いません。

九 谷 向 的

谷向的は極古き弓術書に出て居ります、其書には仁徳天皇の時に、高麗の國から鐵の盾を献上されました、其盾を弓を以て射貫きましたのが、武内宿禰で御座います、そこで之を盾宿禰と申されました、之れが谷向的の起りて御座います、併し今日其儀式とか申すものは残つて居りません、唯古の本に載せてあるから申したまて、御座います。

明治天皇の御製にも

鐵の射し人もあるものを、つらぬき透せ大和心を

十 責 的

責的は日置彈正以來大に盛んになつたもので御座います、人数は別に定めはありません、鳥目を賭けてする所謂賭的で御座いますから、正しきものでは御座いません、去りながら鎌倉、室町の時代には之を年中行事の中に加へて置かれましたから、其當時は餘程重ぜられたものと思はれます、其後日置彈正の頃になりましては彼の弓の追々に衰微するを嘆かれました、之を繼續せん爲めに、姿勢即ち射形を一方

に於て嚴格ならしむると同時に、他方には中りの方を主として之に賞品若くは金鐘を授與することゝ致しました。要するに一種の餘興に過ぎませんけれども世人に弓術に於ける趣味を知らしめ、依て斯道に心を寄せしむる方便と致したものと思はれます。されば之は正しき禮法とせずして戯れに致したものであります。

十一 押 的

押的は大射式の簡單なものと見れば差支ないのであります。初め矢代等を振りて射手の順位を定めて普通に致すよりも丁寧にします。大射式では舞樂も致します。が之れは致しません。唯射手の中で負けましたものには罰杯を賜はり酒を飲ませます。之れは古儀をとりて明應年間以來輕便を旨として弓を射る一ツの餘興として設けたもので御座います。勝負が済めば後に勝つた人には歌を歌はせ、負けた人には酒を飲ませます。其組分をするに包み串と申すものがあります。包み串とは射手の數を陰陽に分けますのに、陰の串と陽の串とを拵えて置いて之を紙に包み、只今の籤を抽く様なもので、夫れを銘々のものが一人一人に抽きて、組を運に任せて拵えます。夫れでありますから、中りの如何或は射前の巧拙には依らずに、盲當に定めるので御座います。つまり包串とは陰陽に分ける丈けのことで御座います。

十二 三ツ的

三ツ的には寸法色々あります。併し三ツ的は一ツの戯れから興つたもので御座いますから、それは其時の射手の好みに應じて致して差支なきことにて、元より之れ之れの寸法にせねばならぬといふ定めは御座いません。但し餘り不都合な寸法違ひのものではなければ宜しう御座います。そこで先づ一尺二寸的は常に射るものであれば之を一ツ用ふるとせば次に八寸的など適當で御座いませふ。兎角八といふ字は昔から數の上に於て貴重されて居りました。其何故であるか、數の方の道のことは存じません。其次が五寸が宜しいので御座いませう。尤も小さきものとすれば三寸、四寸位を用ふるも宜しいのです。此邊の的に何處の矢場にもありふれたものでありますから、差支は御座いますまい。此三ツ的を重ねて懸けます。其重ね方は今はまち／＼になつて居りますが、之れは前に八寸を懸け、其後に尺二寸的を懸け、八寸と尺二寸との間の上に五寸を懸けるのが普通で御座います。之れも後に申す金的と同様に以前にはないことであります。毎々申す日置彈正が勸進的辻的を致さるゝときの餘興として起つたもので御座います。即ち一週間なり二週間なり致して愈々射上げの時に置的、三ツ的、金的などを殊更に工夫し

て射たので御座いました、其頃銀的といふものもありました、今日は又此三ツ的を利用して其的の中りによりて點數を附することもありますが、即ち五寸、八寸、尺二寸の順に天地人の的として天は七點、地は六點、人は三點等として一手若くは四本を合して其點數の多少によりて勝負を決することも御座います、寧ろ唯今では此方法にて勝負をするのが三ツ的の主たる目的となつて居ると存じます。

十三 金の

金的もの一種類に過ぎません、之れも前に申す通り口置以來の出來事て御座います、それ以來金の射様、中り外れ等の取り扱ひは追々と密になりました。

そこで今日の金の扱ひは一手即ち二本を以て射ますのに甲矢の方を貴重致します、従つて乙矢は第二義になつて居ります、然る所以前の所では甲矢よりも乙矢を重じたので御座いました、それと申しますのは誰人も同様に甲矢を射る場合には、未だ中り外れの決着の儘かならざるときでありますから、甲矢には左ほど重きを置きません、併しながら乙矢は前に射ました甲矢の加減によりて中りの信念も深くなり、且又甲矢を中てたる場合であるとすれば尙更乙矢までも中てざれば其甲矢の信用も怪まるべきこととなり、種々の煩惱慾心起り、精神の作用が勝つて居

りますから、常に射るよりは餘程射悪う御座います、夫れ故に甲矢より乙矢を重ずべきは勿論のことであります、従て甲矢、乙矢に優劣を附する場合となれば甲矢にあらざして乙矢を勝れりとするが至當と存じます、斯る譯よりして私壯年の時代には乙矢を貴重致しました、其例は唯私に定めたものでは御座いませぬ、徳川幕府の時に於ては公然の定めて御座いました、其當時に於ても博奕といふとを嚴禁してありまして、彼の博奕と同様の賭的引も法律の禁ずる所て御座いました、然るに此東京の芝に唯一ヶ所賭的引を許された所が御座いました、此所では所謂天下晴れての場所でありますから、同じ鳥目を賭けて弓を引くにしても、此所て致すならば何人の咎を受けませぬ、故に時には並々の人でも中りの多き人は手續を求めて競射に出かけました、其所で間違が出來たとて一向公の制裁は受けなかつたので御座います、此賭的場に於ては一手二本を射ますことが定めてあります、中り外れには専門の鳥目をかけて致す中にも、甲矢の中りと乙矢の中りとでは賭物の量が違つて居ります、鳥目の數を錢とはいはずして山と申し一山、二山などと申し又はふちなどの異名を附けて居りました、甲矢には餘り重きを置きませんで乙矢には甲矢の二倍若しくは三四倍もの鳥目をかけて致したことは事實なので御座いま

第十六シ 各種の的
す。

故に金的の如きも甲矢よりも乙矢を重ずることゝしてありました。然る所昨今集會等にて致す模様を見ますと、反對に甲矢を重ずることゝなりて、乙矢の中りは甲矢の中りの次位に落つる有様であります。之れ其人數や矢數の都合上の爲め方便に定めたことであつて甲矢、乙矢其ものゝ價値によりて區別したのではないことと存じます。

其時々、定めによりて甲矢、乙矢の優劣及び順位等も出席順にするとか、又は矢代を振りて定めます、或は各自の名を記したる札を拵え置きて其札によりて順位を定めて引くこともありませふ、古は多く出席順になつて居りました。

射禮之部終

本多利實先生講述

弓道講義

弓具之部

財團法人 大日本弓道會

弓術講義錄弓具之部目次

第一章 總說	一	第四章 關弦	三二
第二章 弓	二	第五節 雁金法	三三
第一節 弓の長さ	二	第五章 鞞	三四
第二節 弓の構造	四	第一節 鞞の模様	三七
第三節 弓の各部	六	第二節 鞞の各部	三七
第三章 矢	一三	第三節 三ツ鞞	三九
第一節 筈	一三	第四節 四ツ鞞	四〇
第二節 羽	二二	第五節 一具鞞	四一
第三節 根	二四	第六節 鞞	四二
第四節 節	二五	第七節 押手鞞	四三
第四章 弦	二六	第六章 弓の附屬品	四四
第一節 弦の各部	二六	第一節 張固	四五
第二節 並弦	三〇	第二節 弦枕	四七
第三節 耒弦	三一	第三節 弓卷	四八

第四節 霧除	五二	第五節 腰掛	九二
第五節 弓刷油	五五		
第七章 矢の附屬品	五六		
第一節 矯木	五六		
第二節 箬挽	六〇		
第三節 矢筒	六二		
第四節 矢袋	六五		
第八章 弦に關する用具	六六		
第一節 弦袋	六七		
第二節 弦卷	六八		
第九章 仕掛箱	七〇		
第十章 指矢前に要すの弓具	七八		
第一節 弓	七八		
第二節 指矢	八三		
第三節 靱	八九		
第四節 弦走	九二		

弓具之部目次終

弓具之部

本多利實講述

第一章 總說

弓 具 之 部

射法を練磨すれば次第に上達し、遂に斯道の上手ともなり、名人とも歌はれませふ、併しながら技術が如何ほど出来ても、其器械のことも一と通り心得て居りますのと、心得て居りませぬとは修業の上に大なる損得があること、考へられます、それ故に之より弓矢をはじめ、之に附屬せる器具の概略を御話することに致します。又御修業中にも東京の如き大都會に住むのでなくて所謂邊地田舎に居らるゝ人も、御學びの場合でありますれば、矢なり、弓なりが損失したとき、丸々人手を以てすることは、不自由でもありますこと、考られます、それ故に弓を引く人は、弓の善惡を見分ますことは勿論のこと、多少の破損は自分で直す心得でなければ、差支も少くなくないと存じ爰に此編を設けた次第なので御座います。

第二章 弓

第一節 弓の長さ

そこで弓から申しますれば、弓は御案内の通り、長さは七尺五寸あるべきもので御座いましたが、段々沿革を経て参りました今日用ひまする弓は、矢張り七尺五寸の寸法から起つて居ります。此七尺五寸といふ寸法は何時の頃より起りましたか、蓋し弓の長さは往古よりして七尺五寸とは申しましたが、それは只今の如く尺で計つて作つたものではありませんから、自然延び縮みがあつた様に思はれます。特に戦場に用ひましたものは、表面上は七尺五寸と申しても、其人の手の長短によりて、延び縮みかあつたのです。なせそうかと申すと、これは各、の手を以て計つたからで御座います。それで此計り方を己が手計と申します。之れは己の手で以て計るといふ意味で御座います。手を一束ににぎり之に左右を重ねたるを一尺と申します。されば、丈の高き人の一尺は割合に長く、丈の低き人の一尺は短いので御座います。そふ云ふ譯でありますから、曲尺にて計りて見れば長いのもあり、短いのも御座います。斯様に各自の身の丈けに比べました七尺五寸を以て弓の長さとして致しましたの

弓之部

弓之部

は、兩手をにぎりて重ねたのを一尺として計つたので御座います。然るに中古大凡元龜天正以前にて足利の初の頃より全く物を計る尺にて計ることになりまして、其頃より七尺五寸を以て弓の寸法と致しました。慶長の頃になりました。この指矢と申しまして、京都の三十三間堂の後の椽で、向ふまで射通すことを初めてより、今の弓の七尺三寸になりました。そこで七尺五寸であるものが、なせ七尺三寸に改つたかといふに、當時豊臣秀吉公の養子であつた所の秀次公が、射術に熱心な人でありました。其時平人どもの中、弓を心がけて樂むものが例の三十三間堂に至り、之を射通すことが流行で御座いました。そこで秀次公もやはり、弓矢の事は好きでありましたから、其所に臨まれて、指矢を、其透し矢を試されました。高貴の人は高貴の人だけに、力あひ其他、平人の弓を取るものに較べまして、劣る所があると見えまして、どうも十分向ふまで届きません。幾本試みましても一本も通り矢が御座いけません。そこで斯道に熱心な位の人で御座いますから、非常に之を残念がり、拙であると申して、當時の上手と申され、斯道に詳しといはるゝ人に質問して、どうかして一本通して見たいが、其方法はあるまいかといはるゝと、其者が答ふるには、はこをつめたなら、矢勢も強くなりて矢飛び

部 之 具 弓

が宜しう御座いまいしようといふに、成る程それで通る様になりました其ほこをつめれば矢が通ると申すことは誰れが考いたのか、確と分りませんが、それから七尺五寸のものを七尺三寸に改むる事になりました、即ち在來のものを二寸だけきりました、これは上と下とで二寸を、上と下とでつめたのです、即ち弓の恰好につれて握りより上は長く、握りより下は短き割合に應じて、切つたのでありました、それよりは弓の長さは全く七尺三寸となりました、之れが七尺五寸のものが七尺三寸になりました、沿革で御座いまして、秀次公もそれよりといふものは三十三間堂に參つても射通すことが出来たと申すことで御座います、その中七尺三寸のものが又何時ともなく、只今の所の七尺二寸八分前後のものも出来て參つた次第で御座います、所謂ほこつまりと申して、ほこの長短が御座います、併しきまりは七尺三寸が弓の長さとしてあります。

第二節 弓の構造

弓は現在御承知の通り、木竹を合せて造りましたものであります、それ故に其木竹のよしあしによりて、弓の調子に善悪が御座います、弓の調子と申すことは至極大

部 之 具 弓

切の事で御座います、されば調子の善き弓とは如何なることを申すかと問はれたならば、之を口に申されませんでもなければ、御自分で用ひて見て、使ひ心のよき弓は調子よく、使ひ心の悪しき弓は調子が悪ひなど、自分で會得せらるゝこと、御座います、一言に調子の善い弓と申すは、沓^{くさ}え形のあるので、反對に沓^{くさ}えの鈍い弓は調子の悪い弓として御座います、之等は弓を射て見て、段々に見分けることが出来て參ります、獨りてに自覺致します。

木竹は元より天然物でありまして、氣候により、地質によりて生成したるものでありますから、木竹それ自身に自然の強弱が御座います、又同一の地味の所に生長したものにしましても、寒暖の差によりて、日向であるとか、日蔭であるとかによりて、夫れ々、一つの調子が備はつて御座います、或は木竹は宜しいにした所で之を合はせて造る所の細工人の巧拙によることは無論の話で御座います。

見渡す現在の通り、弓は内外が竹でありまして、真中にヒゴ^こ(心)が御座います、ヒゴと申すことは中の中の心といふことで、此ヒゴは木であつて、其左右が竹で御座います、故に弓を扱ふ人は知りて居りますが、弓を横に切りて見るときは、五側になりて居ります。

ヒゴのことも心得の爲めに少し御話して置きますが、當時より小百年以前まではヒゴは竹ばかりで三重にして御座いましたが、之れは弓がさえも強く、矢の走りも宜しう御座いましたが、それでは最初に弓を射込むとき、損じること多く、射手からは苦情がありますので、少しは牙えは鈍くも、滞りなく用ひらるゝものを好む傾となりまして、損すればそれ丈けのもので繕ひと申す譯には行きませんから、損せぬ様に木を、即ち三本のヒゴの中一本木を夾むことにして大そう柔かになりました、それからといふものは損じも少くなりました、併し巧者の人は今でも更に弓うちを注文して、三本ヒゴのもの、即ち三枚とも竹のばかりで打たせます、其かはりアラムラと申して、アラムラをさせるとき損じ易う御座います、故に至つて巧者の人ではなくば三本ヒゴの弓は滅多に作らせません、通常の弓、即ち有り來りのものは用ひても損じが少くあります、これが大凡弓の成立であります、其他木につきて申せば、モクがどうか申すこともありますが、其等のことは後日逐つて申しませふ、併し弓を研究して居らるゝ間には自然弓の善惡位は分つて参ります。

第三節 弓の各部

弓 之 具 部

これから、弓を扱ふ名處なまところ持つべき場所等を御話し致しませふ、之れも極めて概略に止めて詳しきことは追々に御話しいたしませう。

弓 之 具 部

弓を射ると申しても取扱ひ方や名處を知りませぬと、弓を學んでも其味ひが薄う御座います、又他より見らるゝも、此人は素人であるとか、唯ひたすら、中りのみを専らとするかけの引きと申されます、悪くいひば博奕人と同一視されますことになり、故に射手は射手たるの位置を保つことが肝要で御座います、それには弓の名處や、其扱ひ方等を一通り知つて居る必要が御座います、されば今之につき概略御話し致しませふ。

弓は前にも御話し致した通り木竹を合して造つたものでありますから、氣候の寒暖により、或は矢數をかけるに従ふて、形恰好も崩れ勝のもので御座います、故にそれを一々弓師にかけるといふことは手數のみならず、中々不自由を感ずること、御座います、されば大抵のことは、射手自ら爲すべき筈で御座います、之も追々に詳しい直し方を御話しませふ、唯形の悪くなりたることは、自己にて直すべきであります、形の悪くなつたと申す中にも、木竹の離れたとか、折れたとかいふときは、自分では初歩の中は到底力の及ぶ所ではありません、そふいふことを直しますは弓道

に入つて居る場合に追々に昇達の上のことで御座います。

弓は御案内の通り古代より各國にありふれた器械であります。就中日本は特更に各國の弓に比して發達致して居る様に思はれます。従て其利用の方も各國に較べて進歩致して居ります。現在日本にある所の支那弓や朝鮮弓などを初め握りは弓の中央にあります。勿論日本の弓にしても、太古の弓は握は中央にありましたが、其以後古くより握りは中央より一握り下と致しました。之れ支那朝鮮等各國の弓に比して一段と進歩して居る次第で御座います。握りを中央より下に定めましたのは何時の頃より誰れが致しましたか、古書にもない様に思はれます。握りを中央より下に定めたる理由は、申すまでもなく、矢飛びを付ける爲めで御座います。握りを下げて射れば、矢が中ほどに至りてのす力を持ちます。當時の所謂理學上から申せば何でもない事か知りませんが、古之を定めまするのには餘程の經驗の結果と思はれます。恐らく單に弓を射るだけの方では其邊のことは不案内でありませう。唯實際にそふであると信するのみです。握りが中央にあると、下にあるとは矢送り、矢行きが違ふ、何等の理窟かは分りません。實驗の結果によりて、斯く變つて參つたのであります。之れ丈けでも日本の弓と各國の弓とは大なる相違を生じて御座

部 之 具 弓

います。

弓を扱ふことは、射すして唯持ち歩くとか、座敷の中にてするとかの場合に於ては三指にて持つことを法則と致します。三指と申しても、右手の大指、人差指、中指の三指で御座います。故に之より追々御話しますが、三指の外にては弓は持つことはありません。

當りの中の弓術會の催などを見ますれば、目的が衛生とか、運動とかにあることなれば尤もではあります。多くは射禮の真似をするにしても、丸づかみ、三指でせずして諸手つかみに致します。稽古と射禮とは差はあるにしても、常々其心掛けにて致されたいのであります。弓の諸手つかみは眞の師を取りて習はざる證據と申し、宜しう御座います。

常に矢場なら矢場に出るにしても、握りより大凡五六寸上の所を持ち、弦は上或は下にして持ち出るので御座います。それから略禮にしても、禮式であれば殊更であります。握りより四五寸上をもち、右手で弦を下にして、矢は四本持つなり、五本持つなり、薬指と小指とで持ち、弓を下げて出るが法則で御座います。それから射場に向つて、唯射る、矢つけとか何とかをするも、又一寸射禮の略式をするにしても右

部 之 具 弓

部 之 具 弓

手から左手に移すまでは、右手の三指で持つと限つて居ります、弓を引くとき左手に移すまでは、悉く右手ばかりで致します、之に反して軍陣でありますれば右手では弓を取扱はず、左手でのみするが軍禮と致します、左に取ることは平常は無禮としてありますが、軍陣では丸で諸事とも平常とは反對になることが通例であります、弓に就ても同様なのであります、それで射禮にしても弦を肩に向くことは無禮でありまして、弦は常に外に向くことを禮としてありますが、之に反對するは戰場にある場合で御座います、戦時と平時とは丸で表裏反對になつて居ります、以上は弓の取り扱の概略で御座います、之よりは弓の名所を御話致しませふ、弓の名所とは先づ弭ひであり、弣かとは弦輪かのかゝる所にて上弣と下弣とあります、又本末の區別もありません、上が末弣で、下が本弣であります、弦輪の直下を關板せきと申します、關板にも上の關板と下の關板とあります、併し末の關板、本の關板とは申しませぬ、なせ關板といふか、内竹と關板と界になりて反りを十分につける、弓を造るとき反りをつけて戻らぬ様に關き止めるといふ事から起つたのであります、之れがなかつたら、矢を數本もかけたなら、弓が丸くなり、爲めに反りも消え失せる、矢飛びが鈍る、そこで弓に十分反りをつけて、之れが戻らぬ様に

部 之 具 弓

此板を付ける、それで關板と申します、關板のことを額木とも申します、額木とは繪馬の額の如く木竹の上下に關板を入れ、額の形になります、故に普通關板を額木と申します、今では射手も弓師も關板ともいひ、又上の額木、下の額木とも申して居りますから、其ことも心得て居るが宜しう御座います、關板より下一尺四五寸の所を姫反ひめさかと申します、なせ姫ざりと申すかといふに、弓は大抵分に合せてあります、此所は上ほそく全體に對しやさしき所であり、ますから、そふ申します、上も下も同様であります、上の姫ざりと申します、それから其次の大凡五寸下りたる所を鳥打とりうちといふ、うちといふノもありと申します、なせ鳥打と申すかといふに、古富士の牧狩、其他田獵の盛に流行であり、さした時に、伏鳥ふせどり、翔鳥はりどりと申して、地上に居る鳥を射るとき、又は空中を飛ぶ鳥を射る場合に、射つけられて終らぬものは、羽をばさくささせながら、矢を背ふて逃れやうとする、之を其弓で打ち殺す、其弓の打ち場所が丁度只今申す所が適當であるから、此所を鳥打と名づけたので御座います、其下の矢すり藤と鳥打との間を藁目叩わらめと申します、なせ藁目叩といふかといふに、馬上にありて藁目の矢を弓と同時に持ち、馬を走らする場合に、馬の走るに連れて、

體動き藁目が弓の此箇所をかたく叩きます、そこで此名をつけましたので御座います。
 藁目叩から下は矢摺籐であります、矢を射りまするとき、矢が弓をすります、矢がすれても弓に痕のつかぬ様に籐を爰に巻きつけます。
 其下が握であります、それから下の總名を手下と申します、手下の下の所は姫反關板といふこと前に述べたると同じことであります。



弓の内外の竹の節は一定して居ります、即ち其節數は内竹は六節、外竹は七節で都合十三節御座います、それで或る弓術書などには之を十三物に象りて名づけたものも御座います、併し之れは何の要もないことでもあります。

内竹の上から四つ目の節と矢摺籐の節とは握の定まる所の節で御座います、又外竹の節は内竹の節の間々にある様になつて居ります、それで力あいも平均に宜し

く參るのであります。

弓の名所は之れだけが古來よりの申來りであります、其他種々の名稱を附けて居るものもあるけれども皆後に附けた名で、弓師などが商賣上勝手につけた名が、偶々射手の方に移つたのもあります、詳しく御話しすれば中々盡きませんが、以上の名稱の大略を御承知になりますれば、他は後日に譲るとして次は矢につきて御話し致しませふ。

第三章 矢

第一節 筥

矢と申すことは、いふまでもなく弓矢の矢でありまして、射やるといふことから變化して參つた言葉で御座います、之れは竹が主で御座います、つまり多くは篠竹で御座います、今日矢竹と申す人がありますが、矢竹と申す竹があるのではありません、篠竹の一種にして矢に造るに適當な、強き、堅きものを見つけたから、之を矢竹と申すので御座います。

煙管の籬字竹は矢張り矢竹と同じ種類のもので御座います、矢にするには夫れ夫れの定めがありました、節が合はぬとか、長さが足らぬとか申して、矢には不十分な

のを羅宇竹に致します、されば矢竹も羅宇竹も其の性質に至つては異なることは御座いません。

此矢竹は山にも野にも生ひ立つもので御座いますが、多くは海邊の山近き所の竹が宜いとしてあります、古くから善き矢竹は高野^{かつや}と申して、紀州の高野山の所に生じましたのを第一と致します、乍併日本國中、矢竹は悉く何所のもので用ゐられます、取り分け紀州高野山附近より切り出した筈を第一等としてあります、此頃でなく、幕府時代に於ては、高野の竹ばかりでは到底需要を満すことが出来ませぬから、所々に生長する竹を取り寄せて矢に致しました、上總、下總は海邊であるから竹も宜しう御座いまして、上總、下總、又は野州、籬なども名が聞えて居ります、普通の矢即ち數^{かず}矢になりますと、何所の産でも間に合ひます。

そこで竹は御案内の通り春より初夏にかけて生成するものでありますが、籬にはウキス、籬、カタウキスと申す區別が御座います、何によりて區別するかと申せば、今年から三年目にて切り製しますのが普通のウキス、籬で、カタウキスと申す方は二年目の八九月頃に切るのを申します、之れは竹も若ふ御座いまして、幾分か柔かた御座います、ウキスとはうき／＼する軽いといふ意味でありませぬ、水につけても

部 之 具 弓

部 之 具 弓

浮かぶといふ意味で御座います、其外只ウキス、籬といふものが御座います、それは春から初夏にかけて生長して、未だ十分竹とならぬものを其年の八九月に切りて造るものにて、干せば皺が寄る位の極めて若きもので、矢^や文と申して、四五町も届かせ様とする位の、至つて軽い若竹で御座います、若竹と申して眞の竹でない、十分の竹となつて居りませんもの、切りて拵えます、遠距離に遣らふとする矢は之で仕立てるので御座います、之れが矢竹の抑々の根本で御座います、それから之を製作して一本の矢となります。

矢にも幾種類も御座います、けれども初心のもの、取り敢えず弓を射るに覺て置くべきことは、的矢が第一で御座います、的矢と申しても、只の的矢と申せば必ず十五間位の所を射る矢のことを申します、之れは中古大凡百四五十年この方の唱ひ方の様に思ひます。

的矢に二種類御座います、すべての矢と申せば即ち近距離の十五間位の所を射りまする矢のことで、三十間乃至三十五間位からは大的矢と申して一種其形様も違つて居ります。

先づ矢にする籬といひまして、矢にすれば最早竹とは申しませぬ、矢と定めまする

と、竹と申さずして、篋と申します。

其矢の恰好に概略三段御座います、其三段の恰好と申しますのは、杉形（杉）一文字、麥つば（麥）の言ひ訛りであり、何によりてかゝる名をつけたかと申せば、皆夫れ（夫）の形に其名をつけたもので御座います。

一、杉形

十五間位の的矢では杉形がとくで御座います、杉形は筈の方は細く、先も細く、杉の生ひ立ちの形に似て居るからしてつけた名前（名）で御座います。

二、一文字

次は一文字ですが、一文字は横に書いた一の字と同じく筈が杉形の反對で太く、先きがだん／＼細くなつて居ります、之を一文字と申します。

三、麥つば

夫れから麥つばですが、之れは筈の方の太さと根の方の太さとは同様で、中央が少し太くなつて居ります、之れは矢の走りが大層早う御座います、篋の恰好は此三段で作ります。

篋にも色々種類がありまして、火色と申して之れが的矢の抑々の品で御座いまし

部 之 具 弓

て、普通の的矢はこのひいろと申すのを使ひます、又少し好事家といはるゝ人はサワシ篋といふものを使ひます、又今日では巧者とか派手とか、何でも珍しき事が流行でありまして、節影（たぶら）等其他色々のものをも的矢に用ふるものも御座います、先づ最初にこの火色と、サワシ篋に就て述べて置きます、其他は追々に説明致します。

一、火色

火色とは何かと申すと、火色とは火を穴の形につみ、其火の中に篋を往復させて曲りを直しますから、自然篋がこげる、こけた其色合からして火色といふ名をつけたので御座います、火の中を通しては曲りを直し、色も附けかた／＼上下となく、一樣のこげ色になります、この火色は普通の篋で御座います。

二、サワシ篋

次がサワシ篋です、サワシ篋と申すは、大きに火色とは反對で、矯めるには矢張り火の中を通して矯めるのではあります、曲りさい直れば、色などは構ひませぬ、それから夫れを沼の如き泥深き所に附けて置きます、それを一年乃至二年もつけて置きます、併し折り／＼出しては洗ひ、一年半もつけて置きますと十分色がつきま

部 之 具 弓

す、其色は黒色で御座います、其色がつけば上げて洗ひて影乾しに致します、日光に觸るれば裂れるから御座います、水氣がなくなる迄にも日數がかかります、蓋し永き月日の間、泥の中に附けて置きますから、急には水分が取れません、夫れて風通しの宜しき日影を選んで影乾しにするので御座います、そふすると次第に水氣がぬけて參ります、水氣がぬけますと火をくゞらせて又曲りを直します、斯くして製し上げたる籠をサワシ籠と申します、サワシ籠は晒らし籠の言ひ誤りかも知れません、泥へ附けひたして晒して造りますから、晒し籠と申すべきでありませぬ、それ丈けが的矢の籠になる竹の拵え方で御座います、火色とサワシ籠とは的矢に致しまする普通の籠で御座います。

三、拭い籠

又戰場にて用ひまするには拭籠といふものを用ひます、火を入れませんで、漆でぬぐひます、漆を數回引きて拭ひます極ザツとしたものでも五六回は漆をかけます、少し丁寧なものになりますと十五六回乃至二十回も漆を引きます、漆を引きては拭ひ、又乾けば漆を引きて拭ひますのであります、一回に拭ふのでは御座いませぬ、當時拭ひ籠を注文したならば、中々高價なものになります、斯の如くして拵え上げ

ますから拭ひ籠は雨露にあたるも矯めの戻らぬこと、漆を引きてありますから、竹に蟲の生ぜぬことも、古は實用上として貴重された其一つの理由で御座います、かたゞ、軍事に使ひまする征矢は、平常に使ひませぬから、之を城塞或は兵庫に貯へて置くので御座います、永い間のことであれば、自然濕氣を受けることがあろうとも、矯はくるはず蟲乾しせんでも蟲もつかぬので御座います、併し拭籠は今の的矢としては矢行も鈍く、從て具合も宜しく御座いませぬ。

四、節影

次に節影のことを御話し申しませぬ、御承知の通り節影の籠は節元は濃く漆がつきまして、模様物の言葉を借りて申せばボカシと申して、先に至るに従つて色が薄くなりまして遂に消えて分からなくなります、之れか節影の籠の色で御座います、何故に名目を節影とつけたかと申しますると、最前から申す通り、節を影にする爲めに漆で拭ふので御座います、斯様に拭ひまするは又何の爲めかと申しますと、酷暑の時とか、又光線を強く受けます時には日裂れの憂ひが御座います、天日に曝すときは裂れの生じ易いもので御座います、而して其多くは節から裂れますから、節を日光に當らぬ様にする、節を影にすることから、斯かる名目の出来た次第で御

座います、其節を隠くす爲めに、段々先き／＼をボカシの如く次第に薄くなりてはつきり見えぬ位までに塗ります、實際は節にさい漆が濃くかゝれば用は足りるのであるけれども、今日の太平の世になつて見ますると、節影といふ名は存してあります、其節影を造る目的を忘れ、形容のみ多くなり、寧ろ節影は裝飾矢として造らるゝ様になりました、本來は節を影にするは裂れを防ぎます目的であり、ボカシにする趣意ではありません、今日となりては節影を造る眞の趣意といふものは失はれて仕舞ひました、節影は必ずしも今日見る如くにボカシにすべきものではありません、節を強く塗りて拭ひ残しましたのがボカシに見ゆるのであります、節影は御案内の通り見掛けの立派な所から、今日の所謂上等の矢は大抵節影に塗る傾が御座います、併しながら成り立ちから申しますれば、節を漆で隠し日光の裂れを防ぐ趣意は何矢と限るべきものではあります、日光を受けても矢に損じを來たさぬ様にするには漆で覆へば宜しう御座います、けれども他の篋と違ひ、節影は綺麗でありますから、式場に用ふる矢は節影を多く用ふる傾きになつて居ります、併し節影に限ると思ふは間違ひで御座います。

征矢を初め、的矢其他何矢にせよ漆をかけて成るべく立派にするには節影を用ひ

部 之 具 弓

ます、併しながら正式に節影にせねばならぬといふ必要はありません、唯今では的矢に於ても高貴の人の前に出づる場合若くは晴れの場所、引く場合に十分立派に装ふときは、的矢にても節影を塗らして遣ふ様になりました、併しながら節影は前に御話し致しました火色に較べますれば、大層遣り悪う御座います、射悪い矢で御座います、何故に射悪いかと申しますれば、一體弓矢の調子は射た上でなければ分りませんが、漆を掛ければ、汗をを抑へ鈍くなるものであります、それ故に調子の好い走りの好い矢は漆の附かない方が宜しう御座います、けれども軍中にありては雨露の脈も出来ませず、矢を地上に擲ちて置くこともありかた／＼、濕氣を防ぐことが肝要で御座います、そこで軍中では塗篋を使ひますが、的を引く矢には漆篋は賞美すべきものではありません、的を射まするは必竟花形又は手際弓と申して、手際を見せて射ることが、的を引く目的で御座います、之に反しまして、要前に於ては姿勢の巧拙は論ぜず、其用を足せば宜しいので御座います、それ故一向に姿勢や調子等には關係致しません、仕太い弓矢を使ひます、それは反對に、的前になりますると、手際弓であつて姿勢は花形でなければならぬ、例へば草木で申しまして、も草木の美しい所は花を開いた所で御座います、弓も其美しい所は、的前にありと申

部 之 具 弓

して宜しう御座います。
さて先々に御話し致しました筈のことはこれで火色を始め、サツシ筈、拭筈、節影の四種につき概略御話し申しました、詳しく申せば其他にも五色の矢杯もあります、蓋し是等は後人の細工に成るもので御座いまして、實用の上よりでなくて、寧ろ太平無事の世になりて形容式を専ら使ふ世柄となりましてからといふものは、色々綺麗なものが出来ました。

第二節 羽

羽は鳥の羽が普通であります、一枚の羽の其片方を附けます、丸竹即ち前に申し述べました所の筈に、此羽を割りて三方へ附けます、夫れが的矢の普通のもので御座います、羽と申しましても、鷺の羽は第一等としてあります、又鷺にも色々ありますが、此邊の所は初歩の御方には分り悪う御座いますから、極あら／＼申し上げませふ。

鷺に大鳥、小鳥と申すものがあります、大鳥には尾羽が十四枚あります、小鳥と申す方には尾羽が十二枚御座います、先づ矢羽としては是等の尾の羽が最上で御座い

ます、其雜羽と申して何羽でも決して矢の羽には差支ありません、併し鷺の尾羽の如くに走りが速かに、且綺麗なのは御座いませぬ、されば古より鷺の尾羽を以て第一等としてあります、夫れより下りて鷹、白鳥、花鳥、鷺、雉の類が御座います、今日では模造の羽なども澤山出来て居ります、又品の好くないものになると七面鳥の羽なども用ひてあります、最下等のまであります、と、鶴の羽を用ひたのも御座い

ますが、之れは至つて値段も安う御座います。
羽を附けまするに三ツ羽、四ツ羽の二タ通り御座います、併しながら的矢には三ツ羽であつて大抵四ツ羽は用ひませぬ、四ツ羽の矢は的を射るには用はありません、それ故四ツ羽のことは此所には深く申しませぬ。

羽には表裏が御座いまして、矢の根を左に見て羽の表が外の方に裏が内になる様に附けた矢は甲矢、兎矢又は早矢といふと申します、此矢が走るときには外に向つて廻りながら行きます、即ち右廻りになつて飛んで参ります、之に反して羽の表が内に裏が外の方に附きました矢は乙矢、又は弟矢と申します、此矢は走るときは、内に向つて廻りながら行きます、即ち左廻りになつて飛んで参ります。

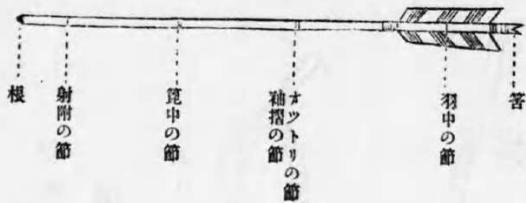
羽を矢に附けることをばハグと申します、ハグといふ字は矧と書きまして、矧に本

第三章 矢
二四
矧まはと末矧まはとあります、本矧とは羽の莖の元の方を絲或は麻で巻くことを申します、末矧とは筈はずに近き方を絲或麻で巻くことを申します、末矧の上に筈はず巻と申すものがありまして之も絲或麻で巻きます、筈はずは現今でこそハヅと申しますが以前は蠖むし首くびと申しました、なぜ蠖首むしくびと申すかといふに、一體蠖むしといふ蟲むしがあります、之れは能く飛ぶ蟲むしであります、筈はずは此蠖むしの首くびに似て居る所から、蠖首むしくびと申しました。

第三節 根

根には色々あります、征矢せい即ち戰場の時に人を射る矢の根でありますれば、柳葉やなぎは雁かり又、突つり及およびわたくり等其恰好によりて種々の名稱が御座います、是等は、軍陣に向つて必要な矢の根で御座います、今の遊弓の花形に用ふる矢の根はいたつきと申します、いたつきと申す起りは何かといふに、矢を射て、矢取人が之を運ぶとき、其の矢を矢籠やちかご其他の入れ物に入れて運びます、其矢籠なるものは底が板にて出来て居ります、其底に矢が當ります、矢の根で板をつきます、それ故古い言葉で板突いたつきと申します、延喜式えんぎしきのときに繼木つぎぎの大板突おほいたつき、小板突こいたつき等の言葉が御座いました、所謂唯今の運送器うんそうきに使ふもの、底に板が附いて居りまして矢の根が其底板にあたる、そこで此矢

(圖 二 第 具 弓)



第三章 矢

の根を板突と申し來つたので御座います、當時矢師などは、いたつきと申して居ります、實はいたつきと申すべきであります、文字を漢字に當てはめて書けば行鏑ぎやうと申します、併し唯今では板附と書きます、これで根のことにつきて一と通りお話し致しました、これから矢の節につきて御話し致しませふ。

第四節 節

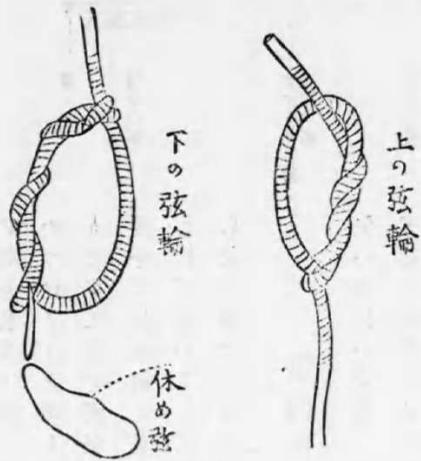
矢の節は一寸考へて、普通の人は大抵四節と申しますが、實は五節で御座います、五節ではあります、筈はずには四節だけしか見えませんが、それ故人は四節と申しますが、筈はずは矢張り竹の節で作りまますから之も加へて五節になります、即ち第一の節は筈はずであります、第二の節は羽中の節、第三の節はあつとりの節、又袖摺そでずりの節、第四の節は筈中の節と申します、それから板突いたつきに近き終りの節を射附いっつけの節と申します。

これで弓矢の大凡は済みました、之れより弓になくて叶はぬ弦のことに就て御話
し致しませよ。

第四章 弦

第一節 弦の各部

(圖 三 第 具 弓)



弦は御案内の通り麻をよりに拵めるので御座います、一體弦の中の名稱は弓の上下の銚すい又は弦しんを吊るといふ意味から起つたのであります、弦と弓との間を肥いと申します、弦の大體は末弭へ拵める方を上の弦輪しんりんと申し、下の方の本弭に拵める方を下の弦輪と申します、
そこで弦を拵める輪を造りますには其所に仕掛しかけと申すものを拵えます、

之を上下ともに拵えます、仕掛と申すものは弦の上に一層太き麻を巻き、其上に又絹或は羽二重の切を巻きます、そうして其上等に拵める弦輪を作るには外から内にとること三度にして圓き輪を作ります、之れ末弭にはめる上の弦輪で御座います。

本弭に拵める下の弦輪を作るには外から内へ三巻まくなれども、少しかはる所があります、何所が變るかといふに、上の弦輪は一度折り返して唯三巻まくなれども、下の弦輪の方は一つ巻いたのをあべこべに取りて三巻まきます、即ち十文字にかけてましてそれから外から内に三つとりまします、そうすると出来まします、又上弦になき所のものが下弦にあります、即ち休め弦であります、之れは麻の極細き紐を下弦輪につけます、弦休めとも弓書に書いてあります、休め弦といふも弦休めといふも義理は同一で御座います。

それから中關なかかんですが、中關とは丁度矢の掛る所であります、一體弦輪の所を上關、下關と申します、之に對して之を中關と申します、中關は握の所にあります、先づ大體弦の中央であります、此中關は唯今では射手が銘々に拵えます、弦師から豫て作りて來るものもあります、併しながら弓の長短によりて中關にも上下ある故に、少し巧

者になつた射手は悉く弦師の拵えたのを迷惑がりて、射手自ら加減して自分で拵えます。中關の上の所まで麻でまきます。矢の筈がかゝる所に露又はさぐりと申す玉を附けるものもあります。御案内の通り筈の掛け方が上下になるに従つて矢行きも下上になります。それ故に其筈掛を一定する必要が御座います。そこで晝間引くこととありますならば何所と定めて筈掛を見覚えても居られませぬが、夜中とか事急ぐ場合に於ては巨細に其見當を定めて、確實に其所に筈を掛けることが出来ませぬことがあります。それ故に損ひも多しといふ様な次第になります。そこで此玉を設ける方が都合よしとしてあります。其玉に支へられて筈は夫れより上に滑らずしますから、陣中又は眞の闇の夜などに於ても玉の下に矢筈を掛ければ何時も正確な所に掛る様になります。此玉は草木の葉に露を宿して丸くなりて居る如く見ゆる所から、露とも申します。又闇夜に於ても此玉さえあれば筈掛を間違ふことはありません。即ち筈の掛け所をさぐり當てゝ筈を掛ける所から、さぐりとも申します。之れは弓を引く人の是非に心得て唯今の様にするのが極便利で御座います。

以前私共の幼年の頃は弦師は無論澤山ありましたけれども、弦はこうして拵える

弓 之 部

弓 之 部

のである、といふて各自に指し覺ゆべきものであるとしてありまして、大抵は自分で指して使ふたものであります。往古二三百年以前には弦師と稱する職人は澤山はありませぬ。さりながら弦を作るものは極往古からありまして繪巻物などにも職人が弦をさして居るのが見えます。又歌合せにも弦をさして弦桶に皆貯ひ云々といふことが御座います。又弓を削るもの、即今日の弓師が臚を出して働いて居ることがあります。それを大袈裟に素襖を着烏帽子を冠りて弦をさす様などが書いたものもあります。之れは重に土佐繪にあることで、今でも此土佐家の繪を見て、まさか丸々やそでもあるまい、俗に繪そら言といふことがあるが、そうでもあるまいなど、いふ位であります。

兎に角弦師は往古からあつたらしう御座います。弦ばかりでない、弓を削るに付いても射手がしたことも事實であります。そこで射手村といふがあります。そこでは職人でないところの射手が皆弓を削つたのであります。そふすると弓の位置も高く、射手が自分から削るのであるから、自分が十分に鍛錬の上でひらをするのであります。中々巧みに削ります。そこで射手村と申す位で、泥んや弦の如きになると時々刻々に失れ行くものなれば、之れを人手でのみするといふは不便の地などに

ありては古は到底出来ぬことであります、それ故自分が大抵製造したのであります、古くは弦師はありながら、自分でするのは執心の人は當然のこと、思ふて居りました、少なくとも自分で使ふ丈の弦は自分で造るとしてありました、まだ弦のことも詳しく御話すれば中々餘程かゝりますから之れも大體にして置きます。

先づ弦の名所と申しては唯今申しました通り、上の弦輪、下の弦輪、やすめ弦、中關、中關とは上關、下關に對していふ言葉でありますであります。

第二節 並 弦

並の弦は御案内の通り麻を縫りまして、其上に脂じ即ち天鼠てんそといふものを引きます、天鼠は松の脂で作ります、此天鼠を布いて麻を縫り水にひたし、丸竹の弓にはりて水こきといふものを致します、即ち水をつけて其上を幾度も幾度も上から下へこきます、決して下から上にこいてはなりません、なぜかと申せば下から上へこいたならば麻の縫り口が逆立ち、縫目から切れる様などになります、それで上から下へ上から下へと數度こきます、邊數のかゝる程、弦は丈夫に出来、今日渡世として

弦を製造するものはまさか丈夫と申しても素人がする様に手間をかけては商賣にならぬから、大抵で止めますが、實は暇でもありて自分の弦を作る場合には、數回となく水こきをすれば好いのです、水も或は汲み立ての桶の清水とは限りません、水でさいあれば何でも宜しう御座います、一體は白水米をとぎたる水水ですれば宜しいのです、白水なれば乾上つてから眞白になつて上品に見えます、並の清水では普通の麻の色の通りの艶であります。

第三節 煮 弦

又煮弦にといふものがあります、當時は餘り使ひません、しかし巧者の人は今でも使つて居ます、只今でも注文すれば出来得るもので御座います、煮弦は並の弦と違つて餘程持ちも宜しう御座います、一體煮弦を使ふといふ趣意は並の弦に較べて丈夫であるからであります、煮弦を用ふるに就ては別に法式としては御座いません、目的は唯持ちを能くする爲めて御座います、なぜ煮れば弦は丈夫になるか、弦を煮れば縫りました麻の中まで天鼠がよく染み込みます、無論水こきしながら、天日に乾しても中まで通るには通りませんが、煮た程には能く染みませぬ、そこで煮た弦の方

は強い譯次にて御座います、併し煮弦は餘り人が好みません、なぜかと申せば扱ひが如何にも不便である、それは並の弦よりも粘り氣が多いのであります、並の弦もべとつきますが、併し尙煮弦は中々べとつき方がひどいのであります、そこで着用せる衣服などに附着するといふ譯なので、自然煮弦を嫌ふ傾になります、加之煮弦は外見は誠に赤みを帯びて居りますから、見様も宜しく御座いません、かたゞ、いたしますから、並の弦を自然好む様な次第になります。

弦には此の外關弦、雁金弦等の種類が御座いますから、今其の概略を御話し致します。

第四節 關 弦

關弦と申しますのはこれは、軍弓に用ひました弦で御座います、關弦の製造法は如何と申せば、先づ普通の弦の通に拵え上げまして、其上に麻絲又は絹絲を巻きつけまして、下の麻がほうけぬ様に關きとめます、それから其上を黒漆で塗ります、なぜそうするかといふに永らく陣中に居ますれば、色々の物が之にさはるともあり、又雨露のかゝることもありませふ、之を防ぐ爲めには是非かうせねばなりません、

これは管に的を射るときとは違ひます、一大事の戰爭中に、弦の切れる様なことがあつては不都合であるからであります、それで大丈夫にして、滅多に弦の切れる憂れなき様に致すので御座います。

第五節 雁金弦

雁金弦と申せば何か雁といふ鳥に縁故のある様に聞えますが、其の實何等の縁故も御座いません、大凡の所を想像しまするに、假張弦と申すものが、説つて雁金弦と申す様になつたのかと思はれます、其譯と申すのは、弓打の方から御話しせねば分りません、東京から申せば上方ですが、西京即ち京都及び其近傍には、弓打ちが中々多くあります、弓打ち營業として弓を打ち出しまして、諸國へ送り出します、はける所へは何所でも出します、就中東京などへは餘程多く參る様に思はれます、其出す弓をば三十六張を一捆ひとつかみとし、ばりと申して、大まとめにして出します、其縛り方は別に六ヶ敷い事は御座いません、唯脂あぶらの離れぬ様に竹が生ひ立つとき、筈はずから落つる所の竹の皮を以て一ツ／＼之を覆ひまして、繩を以て上を荒く巻き、三十六張を一捆として東京なり、何所なりへ送ります、其送り出しました弓は、只今用ひて

弓 之 部

屠る様な形ではありません。上下の弭も切つて居らず、尤て弭なしの弓であります。此弭なしの弓をば弓師の手で弭を切り、それから之れを臺張だいばうと申して、弓を張る臺があります。其臺に張ります。中々初めは恐しく反りが高くて、手で張ることは叶ひません。最早六分五六厘もある弓は二三人がかりであつても、大抵の力のある男には張りきれません。そこで器械で致します。即ち臺張にかけるのであります。臺張ならば一人でも樂にはれます。其ときかける弦が假張弦であります。別に矢を射る爲めに張るのではなく、弦を張つて形や恰好を直して仕立てるのであります。此假張弦を普通に雁金弦と申すので御座います。此雁金弦は並々の弦とは違ひまして、弦輪を拵えます。三巻に巻いて拵えることは出来ません。弦輪になる所をちよいと曲けまして折り返し、全體の弦を麻の細糸でぎり／＼とまきつめるのであります。斯くする爲めに拵えた弦を始めて切りたる弭にはめて張りて弓を仕立てます。之れ雁金弦の概略で御座います。

第五章 鞞

之より鞞のことに就て御話し致しませぬ。抑、鞞は往古はなかつたものと思はれま

弓 之 部

す。極古い所の鞞は見も聞きも致しません。大古は御承知の通り、弓矢を以て自然其時代の食ひ料たる所の鳥や獸を捕ふる道具と致し、又當時は戦争に用ふる唯一の武器であつたとは儘かて御座います。此鞞だけは往古はなかつた様に思はれません。古い由緒のある神社佛閣等には古い所の弓矢は往々見受けますが、鞞は見當りません。大方弓矢の出来は歴史上にもある通り、往古即ち神代からあつたとは判然たるもので、其名目なども古歌其他にも載せて御座います。然るに鞞のとは更に申して御座いません。従つて此鞞なるものは何時の頃から用ひ初めましたか。確と分りません。吉部秘訓鈔といふ本に或る鞞の形が出て居ります。それが先づ私の存じて居ります古いものであります。筒様な次第で鞞といふものは古代に於ては御座いません。けれども鞞くわといふものは御座いました。百は現今鞞を指すが如くに、弓を射るときは必ず鞞を指したので御座います。鞞は矢張り革で造りましたもので、取りも直さず一種の鞞で御座います。併しながら鞞は左手につけたのであります。から、現今の如く右手が痛まぬ様に指す鞞とは其目的が左と右とに於て全然異つて居ります。即ち鞞は左手の脈所を打たぬ爲めに指すのが其目的でありました。太古の鞞は左手の脈所に指し、右手は素手で引いたのであります。

之を考へて見ましても、古代は弓返する様な引き方ではなかつたのです、矢一本を射る度に弦で左手の脈所を打つたものと思はれます、そこで鞞といふものを發明して指す様になりました、それが追々と變化して參つて、後には鞞は弦を之に觸れしめて音をさせる爲めに指す様になつたかと思はれます。

鞞の起りは何時の頃からであるかは分らぬにしても、鞞の發明ありし後のことたることは明かて御座います、鞞には古いものはあります、が鞞には餘り古いものは御座いません、只今現在ある鞞の最も古いと申すのは頼朝公の鞞で御座います、夫れより古いものは集古十種といふ本にもありません。

そこで鞞の要用と申すは手を痛めません爲めに指すものであります、支那では之を決拾と申しました、そして此決拾は左右の手に指す様になつて居ります、日本でも鏡下の鞞と申しましたものは左右とも五本指のものであります、所謂手袋であります、今日の如き鞞は古い所には頓と見當りません、之れが鞞の沿革の概略で御座います、之れより現今の鞞のことを御話し致しませよ、終りに鞞のことも簡単に説明致しませよ。

部 之 具 弓

第一節 鞞の模様

鞞は之を造り初むる頃より鹿の革にて造りましたものと見えて、此道に於ては鹿の革のことを眞革と申します、鞞を製作しますには最初革を燻べて模様を出します、又各人の紋所を其表に出します、武田、小笠原の古實書に無紋の鞞のことが載せて御座います、無紋とは燻べて模様などを出さぬ純粹に晒した白革を申します、革を燻べて模様や色を附けることは武田、小笠原の弓術書や弓馬三冊といふ本にあります。

第二節 鞞の各部

今度は鞞の名所を一寸申しませよ、其鞞の拇指にはめる所を帽子と申します、之れは形が帽子に似て居る所から申すのであります、就中拇指の恰好と申すものが人が装束を着け帽子を冠りしときの形に似て居ります。

帽子の下にある革を控革と申します、帽子と控革との境にかかりを取ります、控革と地革との境にもかかりを取ります、かゝりの名目は表かかり、裏かかり、蛇籠

部 之 具 弓

(河の岸に石を入れて積み置ける籠)の三通りあります、何流でも此かゝりをつけま
す、表かゝり丈けを用ふる流義があります、裏かゝりは根元を高く致しますが表か
がりは平にべたにかゝるのであります、蛇籠或は籠目(は籠の目の恰好にかゝるの
であります)。

弓 具 之 部

それから鞆には紐が附きます、其紐は手の脈所の上に幾巻きも巻いて結んで止め
ます、一體は共革を使ひます、併し共革よりは紫革の方が目立ちもし又高尙であり
ますから、紐には當時は紫革を附ける様になりました、これは百年此方のことで御
座います、左様な譯で御座いますから、紐は紫革に限るなど、思ふのは間違で御座
います、併しながら又流義によりましては修業の積んだといふ(し)に師より紫紐を
許すといふことを聞き及びましたが、目置や竹林では其事は御座いませぬ。
紐は元は一方に穴をあけて通して締めたのでありましたが、今日では裏に共革を
以てわなをつけて之に其紐を通して結びます、既に年齢も苦く、盛に稽古するとき
に新調せるものゝとを想像するに折角綺麗に出来た鞆に穴をあけるのは惜いと
いふ考から起つたことゝ存じます、私共は習慣でもありますが、穴をあけて紐を通
さなければ締りが悪い様に感じます。

第三節 三ツ鞆

弓 具 之 部

次に三ツ鞆の帽子に就て御話し致します、帽子は弓の弦をかけて引く所であり
ます、それが爲めに柔帽子と申すものに於ても、弦の當る所だけ革は四重、五重に張
りかけて手の痛まぬ様に致します、他の所は一重にして手の屈伸を自由に致しま
す、併しながら日數も多く修業が積むにつれて達者になります、達者になれば弓も
自然強いのを引く様になります、そうなれば帽子の指の腹も中堅めと申して前の
よりはもつと堅く致します、革を糊で貼り、又其上に革を貼り七八回若くは十回も
致します、そうすれば大分堅くなり、少々強い弓でも痛む様なことはあり
ませぬ、數の餘程かゝつた人の用ふる鞆は此中堅めが適して居ります、それから一
段上になりますと角入りとなります、角入りは鹿角を拇指の恰好によく穴を明
けまして其上に帽子形に皮を二三枚貼りかけます、之れは心が角でありますから、
如何に強い弓を引いても痛む様なことはありません、それから角入りになります
と拇指の腹に弦道を設けます、此弦道をつけることは三ツ鞆であつても四鞆と同
様に慶長以來の出来事で御座います、これは彼の指矢前即堂前が始まりましたか

らの出来事で御座います、夫れ以前にはなかつたことで御座います、夫れ以前は弓を引くといへば單に的を射るに止まつて居つたのであるからであります。

第四節 四ツ鞆

そこで今の四ツ鞆は指矢を射る爲めに起つたものでありまして、三ツ鞆に藥指を添へて造つたものであります、四ツ鞆に於ては藥指のことを附指つひさしと申します、元來は的を射る鞆は三ツ鞆であるのです、此三ツ鞆に藥指を添へて附けました、それ故に藥指のことを附指といふ名目をつけたので御座います。

これは百四五十年以前からのことで御座います、附指は普通紫革で造ります、即ち他の三指の革とは異りたるものであります、鞆の革は鹿の革を燻べて形かたちを置きます、色は狐色とか鼠色とかにして色々の模様のもので造ります、附指とて必ずしも異つた革を用ひるといふ法則はないのであります、併し之れも彼の紐と同様に他流では修業の階級として師より紫革を許すとしてある流派もあるそうです。

そこで三ツ鞆と四ツ鞆との區別は何の爲めに起つたかといふに、指矢を射るに當つては矢數も澤山引き、且弓も強きものを引くことからして三指よりも四指の方

弓 之 具 部

が力も充分に入り易く、従つて疲れも少ないと申すこと、即ち實用上より生じたのが此四ツ鞆で御座います。

第五節 一具鞆

一具鞆いちぐとは左右の手に附けるもので、所謂手袋で御座います、左手の方は全然手袋に紐をつけたのであります、右手の方は拇指の腹に一二枚革を貼つてあります、これは單に弓を引くときに用ふるのみならず、昔し軍人が刀鎗を手にする場合に於ても此一具鞆を用ひたのであります、頼朝公の鞆は話にも聞きかたゞし、しましたから懇意な或る華族に依頼して、それに紹介を頼んで拜見しました、只今申したものと相違はありませぬ、唯相違の點は頼朝公は高位の人でもあり、殊に家柄もよし且つは大將軍でありましたから、鞆の裏がついてありました、只今は一具鞆には裏はありません、頼朝公のばかりは當時から羽二重の如き極薄き柔かな切れの裏が附いて居りました、尤も其裏は無地で濃鼠こほらねの如きものでありまして、最早年數ものでありますから、薄く、にきれてありました、表の革は鹿の革で薄く、結構なもので御座いました、薄い革は手の屈伸が自由であります、形は只今で申す鶉革うすで御座

弓 之 具 部

いました、先づ頼朝公のが今世に存する最も古きもので御座います、して見れば此頃より一具鞆が始まつたらしいのです。

第六節 鞆

弓 具 之 部

鞆は鞆に大きな關係を持つて居りますから此所に概略御話し致しませふ。鞆は之も鹿の革で造りました、之は既に古社などに現在寶物となつて居ります、或は之を殊に御神體として八幡宮を勧請しました社も御座います、鞆は左手の脈所を打たぬ爲めに指したものでありました、されば今の弓術に對して考へますれば、太古の人などは愚な引き方をしたもの、様に考へられます、弓を引けば弦は必ず脈所にあたります、それが度々重りますると其所が痛みます、其痛みを避ける爲めに指したものであります、鞆と鞆とは左と右と昔しと今との違ひであります、古は弓返りなどはありません、弓は引つ張つて放すだけでありました、矢を飛ばすのみでありました、それ故弓手の脈所をひどく打つたのであります。

萬葉集に鞆の音すなり云々といふことが出てあります、鞆には弦が當つて音がしたものと見えます、そこで鞆には全く鹿の皮を以て造りました、そして毛の方を内

にして、毛のない方を表にして造りましたから、一寸只今玩弄物の風船玉の如くに弦があたれば音がしたのでありませふ、又熊の皮で造つたのも古社に残つてあります、が之れは極めて稀れてあります、普通鞆は鹿の皮で造りました。

第七節 押手鞆

弓 具 之 部

これまでに概略ではありますが、弓矢弦等に續き鞆のことを御話し致しました、此所にまた一つ押手鞆といふものがあります。

當時では左手には必ず押手鞆を指して弓を引きますが、實際の前に於ては右手に三ツ鞆を指してのみ射るとして武田、小笠原の弓書に載せてあります、一具鞆にしまして、的を射るときは右手のみでありました、それ故幕府時代に於て御上覧のときに出で射るときは必ず押手鞆をさへせません、三ツ鞆或は四ツ鞆で射るとは差支ないとしてあります、押手鞆は不斷弓を射るとき使ふもので、式場に於ては無禮としてあります、押手鞆は弓を押す手にさすものなれば、斯く名づけたものであります、これも普通の鞆と同様の鹿皮の一重革で作ります、其目的は申すまでもなく、弓手の痛まぬ爲めて御座います。

第六章 弓の附屬品

是迄に弓具として重なるもの即ち弓矢鞞弦等に就てお話致しました、是等は弓を引くには必ず無くてならぬもので御座います、又之等に附屬せる種々の品物が御座います、此附屬品も場合によりては必要には相違ありませんが、何も之等が無くては弓が引けぬと申すほどのものでは御座いませぬ併しながら昔吾々壯年の時代には必要であつたが、今日では全く必要を感じないものも御座います、なぜかと申せば例へば弓の直し方に就て申しても職人の方が器用になりまして、射手が手をかけずとも濟むものがあるから、御座います、さりながら一應心得までには其あらましのものを御話し致します、御話ししたからとて何も今日用ひなさいと申すのでは御座いませぬ、唯名目と其用法だけを心得て居れば宜しいと申すまでにとて御座います。

就きては最初弓に於ける附屬品を申しませふ、弓は今日の所では御案内の通り薩摩國で出来るものが多く用ひられます、之れ即ち薩摩弓と申す物で御座います、薩摩弓がなぜ今日そんなに多く使用せらるゝかといふに、彼の木竹を合せて弓の形

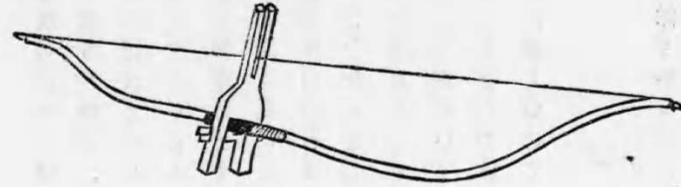
弓 具 之 部

にせる所のにべと申すものが上方かみ即ち京都近傍のものと薩摩地方のものとは相違して居ると申すことで、薩摩で用ひまするにべは夏も冬も同じとてあります、が、上方の使ひまするにべは夏は柔かく冬は堅くなり、之でつけた弓は夏になり、冬になるとぐらゝして弦を張つて置けません、之に反して薩摩弓は夏も冬も同じとて御座いますから、之を暑寒弓あつちやまと申して、廣く用ひられて居ります、上方弓は唯今申す通り夏になるとにべ口が柔ぎますから弓に狂くるが生じ易う御座います、そこで此薩摩弓の行はれぬ際は塗木ぬき弓と申しまして、漆で塗つた弓を用ひました、即ち此木竹を合せました弓は秋から冬春にかけて氣候の宜しきときに用ひまして、塗木弓をば夏用ふると致しました、そうして、其頃の弓は唯今の弓と違ひて狂くるが早いので御座いました、なぜかと申せば、其頃は弓師の方でも餘り形癖もつけずに打ち放しましたばかりの弓をば、其儘射手が直ちに用ふるのであります、狂くるふことが夥しいのであります、そこで之を豫防する器械の必要があります。

第一節 張 固

矢數の餘りかゝらぬ弓は柔がてありまして、殊に木竹の弓は兎角弦をかけると弓

圖四第具弓
張固掛たける圖



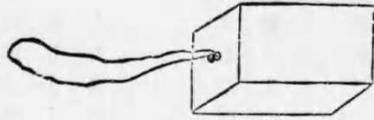
第六章 弓の附屬品

四六

が左右にかしぎまして弦を張つて置かれませんが、弦を張ればすぐに反ります。そこで此弦の反らぬ様に其癖をつける器械があります。之を張固と申します。此張固は普通は厚朴（厚）で作ります。厚さ一寸位の板で製しまして之れに弓の握と弦とがはいる様にしまして、握の所は動かぬ様に楔（くさ）をかけます。弦を張れば直に反る様な弓は此張固を用ひまして弦の座りを能く固めてぐらつかぬ様に致します。それで此名稱を張固と附けた次第で御座います。柔かな弓は弦を張ると同時に之を張固を掛けて二日なり三日なり其儘置きます。夫れでも尙ぐらつくときは一週間とか三週間とか其儘置きます。そうすれば自然張り癖がつきます。先づ二週間も置きますれば大抵の柔かな弓は固まります。

然るに當時の弓はそういふものは殆んど無いと申して宜しう御座いますから、此張固といふ器械のあるのを承

圖五第具弓
枕 弦



知せぬ人もあります。現今の人は張固を使はねばならぬ様な弓は好くない弓として手に入れません。弓が柔くて始末にならぬものは張固を用ふる外はありません。其實張固で固める位の弓は調子が宜しいので御座います。普通ならば大抵三日間ほど張りつめて置けば弓は固ります。又張固ばかりで行かぬ弓があります。即ち其弓の握りは真直でも上強がぐらつとかいふものもあります。元來弓は木竹を合せて作るものでありますから、其木竹の性質や打ち方によりてはそういふ弓も珍しく御座いません。此場合には他の器械を用ふる必要が御座います。

第二節 弦 枕

弦枕は上圖の如き長さ一寸幅大凡八分位のものであります。厚さは五分位より一寸、一寸五分、二寸以下まで二つ三つを拵えて置いた方が宜しう御座います。

之れは櫻の木又は樺の木等の如き堅木で拵えた方が宜しう御座います。之れは弓の上強の少し下の籐の所にはめて弦の動から様にして二本

の紐で結んで置きます。弓によつて厚さ五分のもの或は一吋一寸五分等のものはめます。弦固を挟み其上に弦枕を致しましたならば如何に柔かな弓でも大文夫しつかり致します。此頃は多く弦をはづして置きますが、古は張弓で置く場合が多くありました。其時は張固をかけて置いたので御座います。

第三節 弓 卷

以上申しました張固、弦枕は弓の形をつけるに要する器具で御座います。是れよりは弓の運搬若くは保存に關しまする要具の概略を申し上げることに致しませふ。そこで先づ第一に弓卷ゆまきに就て説明致しませふ。

弓卷は當時皆さんが何れも御用ひになりませす品で御座います。弓を扱ふには是非なくてならぬもので御座いますから、一と渡り御話し致しませふ。

弓卷の要たるや、必竟弓を輕我させぬ爲め又は之を持ち運ぶに當りまして、朝早くでありますれば霧とか露とかのかゝらぬ爲め、乃至は炎天の時でありませすれば直接日光を受けぬ様に弓に此弓卷を巻いて持ち運び致します。時によると小雨位降りすま時分でも之を巻いて居りますればなにがしか其害を避けるとも出来る次

第であります。そこで至極便利のものとして大抵の人は皆之を用ひて居ります。弓卷は唯便利な極重寶な品であるから用ふるので御座います。此弓袋は大分古き時代から用ひられと申すものを用ふべき筈なので御座います。此弓袋は大分古き時代から用ひられた様に思はれます。眞の弓袋となりませすと、其製法が中々六ヶ敷むつかけ御座います。色々の飾りも致しますれば又其寸法等も定まつて居ります。其紋所もんじよとか何とか申して随分八釜敷やつかみなつて居ります。之れはつまり古實家の取り調ぶべき範圍で御座います。吾々が唯今申上ぐる限りでは御座いませせん。且又弓袋は今日の時勢から考へて見ますると極めて不便でありまして現今用ふべき品では御座いませせん。古代から申し來りまして弓袋であつたならば、之れに弓を入れて運ぶとしても大きに荷厄介ごうがいになりまして、誠に不便なもので御座います。されば是等の品は普通は今日用ふべきものでは御座いませせん。

今日弓袋と申して弓卷と同様の扱ひを致すのが御座います。之れは單に物を入れる袋と同じ様なもので御座いまして、前に申しました所謂弓袋とは同じ名稱であります。全く形も品柄も違つて居ります。古の弓袋と比較しますれば之れも一種の弓卷と申して差支ない位のもので御座います。

兎に角無造作にして輕便なのは此弓巻で御座います、夫れ故に弓巻は今日専ら用ひられて居ります、今日用ひて居ります所の弓巻は木綿布で製造致します、普通は一重でありますが、又裏を附けたものも少く御座いません、元より前申しました通り、目的は霧や霏を除け日光を遮り、若くは物に強く觸れても傷をつけぬ爲の物で御座いますから、裏附の物でありますれば尙更宜しいので御座います、木綿布一、幅の儘縦に二に折りますれば表裏に使はれます、そうすれば幅も可なり廣う御座いますから、扱ひには至極宜しく御座います、一體は弓巻を作りますには並幅の木綿布を縦に三に裂きましてそれを弓巻の幅として用ひます、斯く致しますれば前に申しました様に表裏の弓巻一本だけの品を以て三本の弓巻を得る譯に成ります、弓巻の長さは曲尺にて一丈以内でありまして、其上の末弭の入る方をば劔形に合せて縫ひ込みます、之を縫ひますのは二寸乃至三寸位で夫れ以下は一枚布ならば其儘縁をとる位にします、又表裏二重のものならば、裕のまゝで置きます、地質は生木綿でするか、又は無地の紺、勝虫、菖蒲形などを使ひますが、當時は餘り凝つたものを見受けません、古來武器に専用されました模様は殆んど見當りません、弓巻を弓に巻きます仕方は、先づ劔形の袋になつて居る所に弓の末弭を差し込み

弓之部

まして鳥打の邊で一と巻き巻きまして、又握る所で一と巻き、握下では巻きませんで本弭まで其儘に致して包んで參ります、本弭の所で左右合せて振つて之を弓に結びつけます。

唯今の弓袋と申しますのは木綿布でありまして休め弓のはいる位の大きさの上から下までづうつと縫ひました袋で御座いますから、之れに弓を入れました恰好は弓巻と大した相違は御座いません、併し之れは張り弓には使はれません、弓巻でありますれば張り弓にも休め弓にも兩様に使はれますから餘程便利で御座います、是等は無論其時々に応じて其品柄も種類も變ずるもので御座います。

弓袋のことは現今の場合別に必要と申すほどのことは御座いませんが、又古代の風俗を真似ることでもないとも限りませんから、一寸一言申し上げて置きます、其詳しいことは折がありましたら述べることに致しませふ、古の弓袋は張りました弓を入れるもので御座いますから、幅も中々大きくあります、地質には黒革錦革錦革とは燻べて彩色した綺麗な革で御座います、之れは有職家の用ひましたもので御座います、赤革等の三種位のものを用ひまして、之に飾りをつけます、之を結びます紐も黒革などであります、夫れでありますから、今日の時勢から考へて見ます、

弓之部

ば随分仰山で手億劫で御座います、それに又弓袋は武田家と小笠原家とは其製法に相違が御座います、先づ小笠原では淺黄色が此家の定めとして御座いました、然るに武田家では柿色、鐵色を用ひました、そして夫れに五ヶ所に自分の家の紋を附けました、古の弓袋は幅が廣う御座いますから張り弓でも休め弓でも何れにも用ひられました。

第四節 霧除

霧除も矢張り弓巻と同様弓の運搬に際し必要な品で御座います、古吾々が頻りに稽古します時分は通常の人は皆此霧除を遣ひました、其頃は弓を引く位の人は外に出るときは何れも従者を連れて参ります、併し現今は時勢も變りまして弓は實用上に於て認められずして、寧ろ運動若くは娛樂の器具に過ぎぬ様になりましたから外に出て弓を引く場合にも従者を連れて行くといふ方は極めて稀れて御座います、古従者に弓を持たせて外出する場合には大抵弓をば此霧除にて覆ふて参つたもので御座いましたが、唯今であれば殆んど霧除も入りません、霧除は澤山弓を持参する場合に用ふるもので御座います、勿論當時の弓巻にて一張づゝ巻きて

あれこれを縛りて動かぬ様にして持てば出来ぬではありませんが、それでは随分煩はしいことで御座います、霧除なれば其憂は御座いませぬ、多きは七八張乃至は十張位までも一時に持つことが出来ます、其弓にして又張り放しのものでも差支ありません、古の有様は今日の青年には御承知ないかと存じますから心得までに概略御話し致しませよ。

従者を連れて外出するものは必ず従者に弓を霧除に包んで之を持参致させます、尤も其頃でも一個で参るものは當時の様と變りありません、従者でも連れ参る位の方は弓も少くも四五張は持つて参りますから、先づ一張毎に弓巻なり弓袋なりに入れたものを又まとめて之を霧除に包みまして持たせませぬ、霧除は名稱の通り霧若くは小雨などがかゝつても一向差支ない様に仕向して出来て居ります、それに又私共の壯年の時分は夏は必ず塗弓を用ひまして、白木弓を用ふるものは全く御座いませぬ、つまり其頃は薩摩弓と申すものが至つて少う御座いました、皆京弓ばかりと申して差支ない位で御座いました、それ故冬は白木弓、夏は塗弓と定まつた様なもので御座いました、それでも雨や霧でもかゝりますと傷む場合が多う御座いました、薩摩弓であれば少し位雨にかゝつても傷めませんが、京弓は扱ひが悪

いとすぐに傷みます、そこで充分の豫防をするので御座いました。霧除は一重なるものもありますが、大抵は裕に致します、之れも弓巻と同様に木綿で製します、先づ木綿幅を二布合せて縫ひます、其縫目が丁度弓の外竹の所になる形に致します、之も弓巻と同様に上の方を袋の形に縫ひまして、それより下は唯二幅の布の儘に致しまして後に二箇所即ち鳥打の邊と握りの手下の邊を結ぶ爲めの紐を背につけます、之れも其長さは八九尺にして本弭の所で折り返す様にしてあります、折り返してから又其布の端を結びます。

此霧除に弓を包みますには最初一張を外竹が霧除の縫目に當る様にして、次に其左右に一張宛重ね、次第に六張なり八張なりを右と左に重ねて包みます。

此霧除は往古はなかつたかと思はれます、其譯は何の書を見ましても霧除といふ名稱は見當りません、古は彼の弓袋のみであつたと存じます、想像では御座います、霧除の出來ましたのは、享保以來のものと思はれます、度々御話し致しますが、徳川八代將軍は世間一般の人が太平の弊を受けて懦弱に流れましたのを歎かれまして、武術上のことは獨り弓ばかりでは御座いませぬ、總ての武器の世話を焼かれて、太平の惡弊を矯正することに勉められました、弓も其時分には鎌倉室町時代の

部 之 具 弓

古式を探鑿し、其當時の射初式其他の諸氏を復興されました、其結果現今書に残る所の古式の多くは其頃行はれたもの、様に思はれます、従つて此頃から古式とか射禮とかいふて起つたきのも少く御座いませぬ、兎に角其頃から總ての武術の形式が一層八ヶ間數なりました、其砌よりして弓巻、霧除等も生じて參つたこと、考ひます、其以前は弓を包む器物としては弓袋だけであつたので御座います。

第五節 弓胴油

弓胴油は豪雨の時などに霧除及び弓巻等位では到底凌げない時分に用ふるもので御座います、所謂弓胴油も普通の胴油と其目的用法等に於ては變りありません、弓胴油は霧除の入る位の大きさのもので作りまして、其大體の形に於ても霧除と似て御座います、唯變ります所は弓胴油となりますと、二ツの袋でありまして、弓の握の所で繼ぐ様になつて居ます、其繼ぎ方と申しますは先づ弓の本弭の方を下の袋に入れて後に末弭の方を別の袋に入れまして下の袋を上のを袋で覆ふ様に致します、其上下の合ふ所は即ち握の邊で御座います、先づ二三寸位合ふ様に致します、そうすれば弓を立て、持つて歩く際に上から流れて來る雨水は下の袋に傳はつ

部 之 具 弓

て流れ落ちて仕舞ひます、決して弓には通りません、其上下を合せました所は鞋こしらで止めます、之れは普通の胴油の鞋と變りは御座いません、即ち上下離れぬ様に附けます、上に二ヶ所、下に二ヶ所、都合四ヶ所、止めます。

弓胴油は雨天の時にのみ用ふるものでありますから、其持ち運びに便なる様に下の袋の本弭から一尺位の處の下になる方を少し綻はらばしてあります、之れは從者が此處から手を入れて霧除の上を抱えて肩に掛けて持つて歩行するので御座います、弓は斜めに立て、歩きます、かたゞ、平は下にたれて仕舞ふ様に上下の袋を注意して覆ふて御座います。

又弓胴油には上の袋に其左右へ一つ宛紋を附けるのが普通で御座います、是等は其業務の人にさせれば譯もないこと、御座います、先づ弓胴油は此位にして置きませふ。

第七章 矢の附屬品

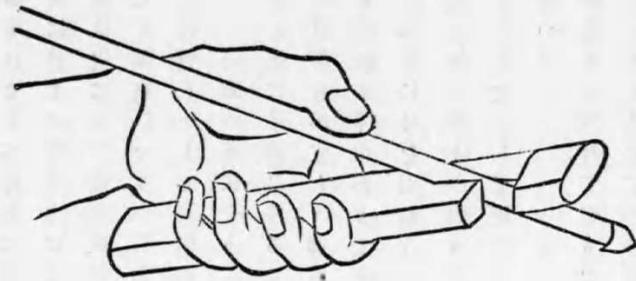
第一節 矯木

矢は御案内の通り初め矢師から新調して参ります、其當座は誠に狂ひもない好い

もので御座いますが、此矢に仕立てます竹は元來真直なものではありません、其生長の際に日光の受け方によりて左に傾くとか右に傾くとかして居りますから、兎角一度は火にかけ矯め直さなければなりません、そうして矯め直して真直して作つた矢で御座いますから、雨にでも濡れるとか乃至は濕氣しづけの續きましたときには自然矢に製した上でも何時となく元の曲りの出るもので御座います、其時には據り所なく矢師の所にやりて其曲りを矯め直させます、併しながら其都度、矯めにやると遂に手遣ひすることが御座います、夫れ故矯めも大凡自分で致すことが出来れば都合が宜しう御座います、先づ東京の如き大都會でありますれば、弓師も矢師も鞆師も澤山ありますから、用を缺くことが御座いません、併し邊土でありますれば本當に弓を引かうといふ方は之を矯め直す器械を備ひて置く必要があります、尤も矢も少々の曲りは別に差支が御座いませぬが、大きな曲りになりますと是非とも之を直して使はなければなりません、之を直す器械と申しますのは矯木かたで御座います。

そこで此矯木は厚朴こうぼくで作りましたものが宜しう御座います、尤も職人でありますれば柔かな木や堅木で作つた種々な矯木の必要もあります、即ち柔かな竹を矯め

部 之 具 弓

圖 六 第 具 矯
木 矯

るには柔木の矯木を用ひまして、堅い質の悪い竹を直すには堅木の矯木を用ひます、併し素人は唯厚朴の矯木一本で澤山で御座います。其厚朴を長さ六七寸に丸く切りまして先きの方に切りかけを作りまして、上と下とを反対に竹の少しはまる様に溝をつけて作り、矢を直すには其矢の曲れる所を矯木の隅に當て、矯木の下を手で素直に押えて直します。矢を直しますに少し位の曲りなれば矯木ばかりで澤山で御座います、或は目で見まして素手でも聊かなら直りますが、素手では思ふ様では御座いませぬから矯木を使ひます、此矢を矯め直すに唯矯めますと竹の模様によりては竹がくじけ裂れることが御座います、そういふ場合には之を火にあぶりて温度を竹に持たせまし

部 之 具 弓

て直しますと心易く直ります、それ故素人でも火をかけて矯るのが順序で御座います、併し温度のかけ様は中々六つヶ敷御座います、矢師でありますと炭を火鉢或は多く摺鉢を用ひます、の中に竈のやうに積み、並の火鉢は灰が充分縁の邊までありませぬから困ります、普通の火鉢なら灰が七八分目位があたりまいです、矢の職方になりますと、遠火では利きが遅いから灰を摺鉢一杯に入れて其灰の上に炭を積み、穴を行き貫けに炭の中にあけます、炭全體が火になります、そうして火氣が充分であつて、炭がなくなつてから使ひます、即ち火氣の半ばより少し前かたの頃より使ひます、其時から矢竹をくゞらせて温度をかけて矯め直します、併し油断をすると矢竹を焦す恐れがあります、之れ等の仕方は職人のするとでありますから、素人が之を真似る譯には參りませぬ、素人でもありますれば先づ普通の火鉢に火を起して其火の上を籠を通してあぶります、それでも馴れませぬと矢をこがしますから炭から八分か一寸位離して矢の一所に火のあたらない様に場所を換えて一體に暖めます、そうして矯木で矯めると、抵の曲りは直ります、斯く火をかけて柔かにして矯めますと其箇所だけは直るとしまして、又濕氣を受けますと自然の曲りが出たがるもので御座います、又其曲りを直し／＼すると時とすると其

個所は直つても他の所に曲りが移ることが御座います、又其所を直して行く、遂には其曲りが羽中に移る様になりますと、仕事か面倒になります、素人には直すことが出来なくなり、即ちこうなりますと、羽中であるから、此所をあぶることも出来ません、且又矯木にかけることも少々六ヶ敷なり、されば成るだけ矯める際には其曲りが羽中に来ない様にすることが肝要で御座います、之れが矢を矯めるにつきての最も注意すべき要點で御座います、此注意を怠るがために、やがては曲りを羽中の所に出す傾きが御座います、射手としては筈の方の曲りは直すことは出来ませんが、羽中であれば仕様がありません、羽根を矧げ換えるより外に仕様がありません、そんなことは一寸出来兼ねます、それ故矯める際に能く注意して曲りの羽中に移つて来ぬ様に致さねばなりません。

第二節 筈挽

筈挽は申すまでもなく矢の筈を拵へるのに使ふものであります、矢師は必ず筈挽を數本用意して居りまして、筈の大小等適當の場合に之を使用致します、筈挽は中調法なもので御座いまして、聊か筈を損じました時など、或は弦にかけて具合の

悪い場合などには筈挽にて筈を深くする等のときは小刀などで致すよりも筈挽で致した方が儘かに出来、又筈の中へ筈を傷めた其屑などの入つたときにも弦が之に支えられてはまらぬことがあります、其時にも筈挽で直せば雜作もよいこととあります。

去りながら筈挽まで所持する人は餘程の熱心者で御座います、矯木筈挽等を持つ人は能々、熱心者に相違御座いませぬ、矢の矧ぎをする志の人は筈挽を持つて居ります、又一と通り射術に達して居るものでも持たぬものも御座います、筈挽は矯木と同様に一挺あればそれで大抵間に合ひます、其使用法を嗜めば中々調法なもので御座います。

筈挽も一種の鋸には相違御座いませぬ、併しながら普通の鋸とは大いに其趣を異にして居ります、普通の鋸でありますれば前に引けば切れるのであります、此方は向ふに押して切るので御座います、即ち鋸の齒が反對に前に向つて立て、向ふに向けて立て、あります、そこで之を突き出して筈を切るので御座います、其筈を切ります際には高さ一尺か一尺五寸位の臺に筈をあてがへて狙ひて眞直に筈挽を突き出します、筈を挽き切るにあらずして突き切るの御座います。

箬挽の厚さは大凡一分五厘位の厚みのあるもので、唯箬を截る一方に使ひます。普通の鋸で申しますれば彼の丸挽マキヅと申して物を丸く截る箬が御座います。箬挽の大きさは先づ此丸挽位のもので御座います。唯齒があべこべに附いて居るだけで御座います。之れは先づ刃物屋にあるべき様なれども餘り賣れ口の宜しき品でもありませんから、大抵の刃物屋には無いかも知れませんが、矢師に聞けば何所に賣つて居るかゞすぐに分りませふ。

箬挽は矢の箬に故障の起つたときに繕ひをなすに都合の宜しいもので御座います。箬は此鋸で挽きましたばかりでは、跡が如何にも荒れて居りますから、尖端の鋭い小刀で其跡を繰りて滑かに致します。それで箬は立派に出来上ります。されば此箬挽も小刀と共に仕掛箱に用意致して置きますれば中々調法致します。

第三節 矢 筒

矢筒ヤヅは極古い頃からある品で御座います。そこで鎌倉時代には盛んに用ひた様に思はれます。さりながら當時残つて居ります所の古いものは足利時代のもので御座います。此時代の物は往々見受けれます。足利時代に於ては矢を入れる器物として

は矢筒ばかりを用ひた様に思ひます。小笠原の弓法の書にも弓始めの行列の際に矢筒のかたげ方や持ち様等が出て居ります。其頃は矢を持ち運びますには矢筒を用ひたものと思はれます。然るに夫れよりして矢袋などといふものも出て來ました。

矢筒は張拔或は竹の節を抜いて拵えるのも御座います。又御案内の通り此頃は亞鉛板テフ鐵葉テフで作つたのも御座います。つまり色々な材料を以て作りますが、其使用は皆同様で御座います。唯品によりますと目方も重いのもあり、又は持ち運びに不便なものも御座います。尤も古昔の如く之等の弓具は從者に持たせたならば不便といふことに事を缺くことはないと思ひます。併しながら今日の如くに多くは自ら持ち運ぶには目方も少く、持ち善い様に作る必要が御座います。それ故に古から張拔の矢筒が多う御座います。今日でも是れが流行します。

矢筒も他の品と同様に段々贅澤になりまして、今日では色々銘々に工夫クワフして作られます。矢の羽の觸るゝ所はふくらまして、筥ハコの方を細くして拵クワえたものも御座います。古昔は嘗て斯んな矢筒は見受けませんが、小笠原の弓術の道具の圖を見ましても矢筒は張拔でありまして、之を黒塗に致し、之に持主の定紋をつけたもので御

座います、古は皆黒塗と思はれます、近頃は卷繪などが流行しますが、之等は何れも贅澤で御座いまして物數奇に致すものと申さなければなりません、以前はそういふ様な華美な風は御座いせんてした、何れも銘々の家の紋を附けまして、自分の物といふことを定めて置きました。

そこで先づ古く室町時代には切り抜き或は繰り抜きと申すものが御座いました、之れは中をば唯今の張抜と同じ様に致しましたので御座います、今はとんと見當りません、矢筒と申しますれば澤山ありますが、づうつと以前のは殆んど御座いません、以前のは無骨で不便のもので御座います、今各自が持參する矢筒としては其製作は軽く持ち善き様に致します、従つて自然古とは相違いたします、又古の矢筒には悉く金物の環をつけました、環は先づ矢筒の蓋の上の中央に一ツ、筒の上の方より七八寸下の兩側に二ツつけまして、之に紐を通し蓋の脱ける様に致し、そして之に鞆の紐を結びまして、若黨又は中間に持ち運びをさせたもので、御座いました、射初式の行列の際に中間にかつがせて持たせることは武田小笠原でも致したので御座います、然るに今日の矢筒は主として實用的と裝飾的とよりして製作するので御座いますから、古の所謂形式的であるとは相違して居るのは無論のこと

とて御座います、其今日の矢筒の様に變化して來たのは何時の頃よりであつたか分りませんが、唯古の矢筒と今の矢筒とを比較して極ざつと御話致しました丈でございます、要するに矢筒の効用は雨露を凌ぎ、又矢を其儘持つよりも纏めて都合よく持つことが出来るといふまでのことで御座います。

第四節 矢袋

矢袋は矢筒から變化したもので御座います、矢張矢を持ち運ぶ器械で御座います、一體當時の矢袋と申しますのは矢を運ぶときに矢を袋に入れて運ぶので御座います、古とても同様では御座います、併し以前は仕掛弓と申しまして、其弓には必ず矢袋を添へたもので御座います、唯今は即ち不斷用ふる弓に矢袋を附けますが、之れも古の形式を去りて實用を重ずる次第で御座います、一體矢袋は仕掛弓といふがありて之に取り附けたもので御座います。

矢袋も弓袋の如く多くは木綿布を合せまして、作つた長い袋で御座います、其長さも各自の矢束の長さに應じて拵えます、即ち羽だけが袋から出る位で本矧の所ま

て入る様に致します。矢袋は元より古はなかつたものでありましたが、享保あたりから起つたもので御座います。故に矢袋に關する故實等は御座いません。唯便利を旨として後世出來たもので御座います。矢袋の紐のつけ方も以前と今とは相違して居ります。以前は仕掛弓に附けたのでありますから、矢張夫れに應ずる様に出來て居りましたが、今のは單に自分の持ち弓につけるのでありますから、其附け方も簡單で御座います。之れとても法式のあるものでは御座いませんから略します。

第八章 弦に關する用具

弦は當時は弦（弦師）が輪にして一本々々に區別をつけて三ヶ所縛り五指（指）だけを一と結びとして置きます。之れが普通の稽古弓の弦で御座います。此弦を常の稽古に使用するものを貯へて置きます。皆一本一本に區別が附いて居りますから、其儘仕掛箱の中に入れて切れたならば、新規のものと取り替ふるのが普通であります。が、仕掛箱の外に弦を貯ふる器具として弦巻、弦袋といふが御座います。そこで先づ弦袋のことから御話し致します。

第一節 弦袋

古は多くは弦袋を用ひました。之れは彼の新羅三郎義光なる八幡太郎義家の弟が往時前九年後三年の役のあつた當時でありましたが、一つの古事が御座います。弦袋は弦を貯ふる器具として最も古いもので御座いました。そしてづつと以前は官物であつたことゝ考へられます。其形は鏡袋の如きもので御座いました。以前弦袋がなぜ官物であつたかといふに彼の右衛門府の用ふる弦袋は藍色の革で作る。左衛門府にて用ふる弦袋は白色の革で拵へました。さうであります。そこで左衛門府と右衛門府との區別は弦袋の白色と藍色とによりて知ることが出來た。さうして御座います。そこで新羅三郎義光の勤めましたのは右衛門府の方で御座います。それ故新羅三郎義光は藍色の弦袋を預かつて居つたので御座います。そこで兄義家が奥州征伐に於て其軍兎角敗北であるといふことを京師にて聞きまして、屢々兄の援兵に出掛けたいといふことを朝廷に願ひました。然るに義光は後世武田、小笠原家の始祖とも申さるべき弓馬の達人で御座いますから、朝廷にては惜がつて暇を賜はりません。然れども兄の敗戦の報が頻りに參るもので御座いますから、是

非兄を援けたいといふて許可なきに出立することゝなりました、そこで彼の賜りて預つて居ります弦袋は官物でありますから、私用に供する譯には參りません、依て之を右衛門府の長押に懸け置いて奥州指して出立したと申すことで御座います、此事は源平盛衰記か何かにもあつたかと存じます。

此弦袋は官府に仕ひて居ります人は皆革製の弦袋を所持致しましたが、皆政府から賜はつて居りましたもので御座いました。

此弦袋に入れます弦は今日弦指が一本々々に縛つて參る儘の物を弦袋に入れたので御座います、そして之を腰に附けたので御座います。

弦袋は弦巻から申せば不便のもので御座いますが、戰場に臨む場合に用ひました弦は嘗て申した如く普通の弦とは異つて居りますから、刀鎗にて切らるる場合の外は容易に切れるものでは御座いませぬ、數千本の矢數をかけても差支ないので御座います、それ故滅多に換弦を要することはなかつたので御座います。

第二節 弦 卷

弦卷は大抵籐を編んで作り、或は鞆革たづねで製したのも御座いました、弦巻も昔

から箆へらに附けるもあり又人の好みによりて一様では御座いませぬ、差添さそへ即ち脇差の鑰かぎに附ける者も御座いました。

弦巻に弦を巻きますには弦指が弦を縛られる糸を切り捨て、長き儘のものにし、其巻くときは本弭から巻き初め末弭を巻き收めに致します、末弭の弦輪は少し見ゆる位に出して巻きます、用ひて居ります弦の切れました時は附けて置く弦巻を取はず、末弭の弦輪を引き出しますと巻いた弦はほぐれ出ますから、すぐに張り換えが出来ます。

弦巻を製する所は昔は彼の東海道の水口と申す所で御座いまして、菅笠、行李を以て名物となつて居ります、當時は弦袋は廢れて用ふるものは御座いませぬが、弦巻は能く用ひられてあります、併し唯今は水口でばかり出来るとは限りませぬ、到る所で製造して居ります。

弦巻を使用するに就て唯今の有様で申せば、新しい弦は事に依ると指し口などから切れることが御座います、弦は五十本乃至百本も射りますれば馴れて幾分か柔かになりますから、此少し矢數をかけました弦をば、はづして弦巻に巻いて置きます、そうして現在引いて居る弦が斷れるとすぐに夫れを弦巻からほぐして掛けま

す、さすれば調子にも變りなく萬事都合宜敷御座います、之を弦袋でありますれば一本一本とちてある糸を切り掛けるので御座いますから億劫で御座います、併し弦袋も仕掛箱の代りに使ふのは面白い工夫で御座いまして、私も弦袋を仕掛袋として使ふて居ります。

一體は弦袋も弦巻も戦場の具で御座います、軍弓に用ゆる器械で御座います、それを今日平常用ひますのは便宜上から致すので御座います、何時とはなしに常に用ふることもなつたので御座います。

第九章 仕掛箱

古昔は戰場に於ては前述の弦袋、弦巻を用ひましたが、平常は仕掛箱を用ひて居りました、仕掛箱と申す意味は弦の中關を仕掛すべき道具を入れた箱と申すことで御座います、普通の弦は好めば格別でありますが並々の弦師は弦の中關は致しません、唯上下の弦輪だけを致して御座います、なぜ中關をしてあらぬか、之れは其人の好みがありまして太きを好む人あり、又細きを好しとする人も御座います、銘銘の癖といふものがあつて中關のあるのを却て迷惑がる者もありますから、御

座います、夫れ故之れまでの弦師は中關は拵えてなかつたので御座います、然る所今日の弦は多くは中關をして御座います、尤も弦師として大體弓の長短及び筈の淺深、廣狹等は心得て居りますから、大凡此位といふ頃合で致して御座います、併し之れも又詳しくなりますと、法則等もありまして、筈上は何分、筈下は何分とか、又中關を製するに就て其中關の長短等も工夫し、人によりては露といふ玉を拵へるものもあり、露があれば調法なもので御座います、下から筈を箠めてこき上げると露につかへて、筈は其所と定まつてあります、何本でも同じ掛合で御座います、されば矢の中りを争ふ場合に於ては餘程關係致します、露を一名さぐりとも申します、さぐりとは筈を掛くべき所をさぐり當てるといふ意味で御座います、即ちさぐりの玉は太くなつて居りますから、筈は此所に止まつて夫れより上には上りません、斯る譯で御座いますから、少し巧者なものになりますと中關のある弦を嫌ひます、自分の好む様に中關を致します、そこで以前は弦の中關のないのが普通で御座いました。

次に弦のさぐりの玉です、此弦に延び縮みがないものであれば初め拵へたものが断れるまで用ひられますが、中々左様なものでは御座いません、使用して居る間に

は幾分か延びるもので御座います、そうすれば之を附け直さなければなりません、又弓は規則として其寸法は定まつて居りますが、弓の内竹、外竹の都合或は弓打の寸法の取り様によりて二三分乃至五分は違ふのも御座います、斯る相違のある弓に並々の長さの弦をかける譯には参りません、上弦の所で伸縮致させるとか、下弦で加減せねばなりません、其時々に応じて又中關の仕掛所も變つて参ります、従つて前に致しました中仕掛は役に立たなくなることが御座います、そこで是非之等の仕掛をなすべき器具を入る所の仕掛箱の必要で御座います。

仕掛箱は元來は長さ八寸、幅六寸、高さ一寸八分位の箱でありまして、心は木箱で御座いますが、之を内外とも革を以て貼り附けまして蓋と申しては別に御座いません、夫れ故其口の方の革は長くして置きまして左右、上下から折り返して紐で結ぶ様になつて居ります、其折り返して丁度上になる所の革には定紋を着けるのが昔の定りでありました。

そこで仕掛箱の中には如何なるものが備ふべきかと申せば、主なる要具としては天鼠革、天鼠棒、小刀、道寶口、入櫛で御座います。

一 天鼠革

弓 具 之 部

天鼠革には大小色々御座いまして、其寸法等に於ては定めは御座いません、併し昔軍中に用ひました天鼠革は寸法が定まつて居りました、又之を保護する所の覆革フキカまでもありました、此覆革は天鼠革から落ちぬ様に糸或は革紐で堅く無難作に結びてありました、軍中に於ては天鼠革は弓具に使用するばかりでなく種々の用便として調法でありました、恰も座上に於ける糊の如きもので御座います、夫れ故弓を持たぬ人でも陣中に於ては所持致したので御座います、即ち之れと彼れとを繼ぎ合せるには此天鼠を用ひました、されば陣中に於ては何人も之を用意して適宜の所に縛り附けて持つて居りました。

此天鼠と申す脂アブは松の脂を油で煉りて拵へます、夫れ故之を懐中にでも致しますれば柔かになりまして蕩ウツけ出して周りに粘りつく恐れが御座いますから、之に覆ひをして腰の邊に附けて置くので御座います、唯今普通天鼠を貯ひますには平たき革に入れ之を二つに折りまして所持致します、之は中關を拵へます第一の道具で御座います、之れは糊の代用を致します、中關を拵へますことは各自が修業の上で致すことで御座います。

二 天鼠棒

天鼠棒と申しますのは何の爲めに必要であるかといふに、前述の中關を拵へるとき或は弓の握革のほとけたときは天鼠革だけでも用を足しますけれども、附けにくくあります、そこで天鼠棒といふものを一本用意して置けば好いので御座います、天鼠棒で致しましたなら、誠に好く附きます、重に必要を感じずるは握革を巻くときで御座います、又時とすると籐などのほぐれましたときなども天鼠棒で致しますれば誠に都合宜しく御座います。

天鼠棒の形は丁度神職などの持ちます筈に似て居ります、但し大さは是よりづつと小さいものでなくてはなりません、仕掛箱に納まる位の大きさに致します、そして其表の一端に天鼠を附けて丸めて置きます、之れも用ひもせんときは丸出しにして置きますと周囲のやのに附着する恐れがありますから、何か革様のものにて覆ひ包みて置きます、天鼠は時候の加減で薄くて水筒の如くなりまして、そそうすることが往々御座います。

三 小刀

小刀は一本用意してなければなりません、小刀は一寸した物を切るとき屢々調法を感ずるもので御座います。

四 道寶

道寶ミチタカラと申しただけでは何だかさつぱり分りません、之れは堅木の拍子木の如きものでありまして、極薄く小さくて宜しう御座います、餘り大きいと仕掛箱の中に入りません、普通五六分の厚さの板二枚で致しても宜しいので御座います、道寶は元來は丸き棒を斜に切りまして其切り口を滑かにして、中關に天鼠で仕掛を致しましたとき、之を兩側から挟んでころ／＼仕掛の村を平らに堅めます、重なる用法は夫れのみ止まつて居りますから棒よりも板の方が仕掛箱の場所も取らずして輕便であると存じます。

夫れから道寶の名號の起りて御座いますが、之れは江州に吉田上野介重賢と申す人がありまして、嘗て日置彈正政次が諸國を遍歴して興行をせる砌、江州に参りまして日置が弓法を此吉田上野介に傳授致したと申すことで御座います、そこで吉田上野介は日置の直接の門人として修業されたと申すことで御座います、其際此仕掛の器械も日置の工夫したものを吉田に傳へましたが、其時は單に摩擦の器械と申して居つたので御座います、此吉田上野之介の號は道寶と申し、殊に射術に熱心の人で御座いました、且つ又日置の直傳であることからして此人の號を取りて

此器械を道寶と名づけた譯なので御座います。

五 口入

口入は鐵にて製しました細い籠の様なもので御座います。小刀は何かと口入の代用を致しますが、刃が附いて居りますから小刀で致しますと物に傷を附ける憂が御座います。されば口入は仕掛箱に備へ置くべき一つの品で御座います。例へば握革のほぐれを止める口を指すことには口入でなくはなりません。其他藤の巻き終りの口を指す等中々便利な器具で御座います。

六 櫛

仕掛箱になくてならぬものは又櫛で御座います。櫛は何の爲めに使用するかといふに中關を拵へるときの麻を好く平らにする爲めに使ひます。其様は恰も髪を梳る通りに致します。櫛で細かに解かしますするには櫛でなくてはなりません。

七 仕掛苧

又専門なくてならぬものは仕掛苧で御座います。此麻は誠に綺麗な麻であれば結構で御座いますが、新しい麻では却つて仕掛は作り悪いので御座います。されば斷れたる弦を貯へ置きまして、之で製した方が宜しう御座います。

部 之 具 弓

仕掛苧を製するには弦の斷れたの集めて先づ上下の弦輪を切り捨てまして、又中關をも切り捨て、眞の弦ばかりの所を集めて釜の中に入れて煮ます。只の水で煮るので御座います。煮ますると松脂は取れます。且つ又色は麻の色でありまして煮れば煮る程色は眞白になります。其苧を大凡五六寸位に切りまして之を乾かして先刻申しました櫛で解かして貯ひ置くので御座います。そうして仕掛をせんとするとき其苧を取り出して大凡の分量を見計らつて分けて、又櫛で解かして仕掛を拵へるので御座います。

賭的などを引く人は好く仕掛苧の代りに木綿の白糸を用ひます。そして之を飯粒又は姫糊で附けます。木綿を細かに巻きますれば綺麗で宜しいけれども、麻と較べては其強さも異なります。又麻を殊更天鼠で附けます。具合は木綿糸を飯粒にて致すよりは餘程宜しい様に思はれます。それ故多くは左様致します。麻を用ふるのが當然で御座います。或は天鼠を用ひますと兎角着服の襟などに附くといふ様な人は木綿糸で姫糊等を用ふる必要があるかも知れません。又木綿糸でしました仕掛と麻で致しました仕掛とは弦音も違ふ様に考へられます。

麻で仕掛を致しますと木綿で致しますよりは柔かて誠に具合が好しう御座いま

す、中關の仕掛は麻を天鼠で附けまして矢筈を箠めて矢が落ちぬ位を太さの度合と致します。

仕掛箱に入るべき器物は先づ此位のもので御座います、無論弦は常に用意して入れて置くべきもので御座います。

第十章 差矢前に要する弓具

第一節 弓

一 差矢弓

差矢弓と申しましても品質に別に變りは御座いませぬ、矢張り一つの弓で御座います、併しながら的弓とは少しく其製造を異にして居ります、此差矢弓が的を引く弓と異なるは外なりませぬ、御案内の通り此差矢なるものは彼の三十三間堂の中の後の椽で引く射法で御座いました、此椽には上には庇ひさしがありますから之に當らぬ様に弓にも働きを附けます爲めに的前の弓とは其製造を異にしてあります、其違ひは何所にあるかといふに、弓の中にあります心こゝろが違ふので御座います、此心のことをなぜひごと申すか、其邊のことは古書にも又差矢に關する本にも見當りませ

ん、一説にはひごはひげの轉訛であつて、竹を細く割りたるものなりといふてあります、そうすれば全く心といふ意味は御座いませぬ、此事は確とは申しかねます、兎に角昔からの弓に於ても差矢弓に於ても心は三枚宛使ふてありました。

然るに心の要用たるや、矢の走りを好くする爲めに致すので御座います、御承知の通り、弓は内竹、外竹は竹がふせてありまして、それに側木そばぎと申して木を内竹、外竹の間に挟み、其間に心が御座います、其心が的前と差矢前とは大に異つて居ります、之れも慶長以前は變りはなかつたので御座いました、夫れから以後に變つて參りました、つまり心は竹を三枚合せて作つたもので御座いました、然るに夫れでは餘り矢の飛びが早き故に的を引きますには射こなしが不便で御座います、夫れ故差矢弓に限り心を右の通りに致しまして、的前の方では一枚は竹の代りに木を用ふる様になつたので御座います、之と申しますのは心を竹ばかりに致しますと矢が餘り冴さえまして、的前に於ては却て中りが少う御座います、そこで弓の力を鈍くする爲めに心の中に木を加ふるので御座います、三本の中の一枚は竹に木を代用しますのは、的弓の法則の様になつて居ります、これを差矢弓に比べて見ますると引き善くて従つて力も弱はめに柔かて御座います、されば今此所に差矢弓の

第十章 差矢前に要する弓具

入〇

ことを申さんが爲めに差矢と弓的弓との比較を申しました、今日の差矢弓に於ても古の通り依然心は竹三枚で御座います。

其心の合せ方も内竹外竹の順序とは九で逆になつて入つて居ります、此三枚の心は前にも申しました通り矢の働きを充分に附けんが爲めに致すのであります、其他の點は的弓と變り御座いません。

それで差矢弓の内竹は火を入れまして火色になる位に致します、外竹は成るだけ弓の損ぜぬ爲めに着けるので御座いますから、的前の弓も同様で御座いますが、性の宜しい竹を着けます、外竹も火を入れて煽ります、之は單に曲れる所を矯め直すためでありまして、決して色を着ける爲めにするのでは御座いません、されば色の着くほど煽つてはなりません。

外竹は内竹の強みを保護するに止まつて居りました、矢の走りには關係致しません、内竹の剛柔によりまして矢の運びが違ひます、先づ差矢弓の構造は大凡心と弓の内竹のことを注意しましたならば宜しいと存じます、次に差矢弓を村することに就て一寸御話し致します。

そこで此差矢弓の村は又的弓とは相違致して居ります、其相違して居ります點は

先づ内竹は節々の所は一分か二分位残して皮を去る位に致します、即ち内竹はづうつと殺ぎ込んで御座います、何の爲めに斯く致しますかといふに多くは竹の走り(竹が断れる)の出ぬ爲めと握り心の好き爲めに斯の如く皮をとりて村を致します、そこで指矢弓と的弓とは此點は大に違つて居ります、村のことの概略は之れであります。

要するに指矢弓を的弓に較べて見ますると手の働きですといふよりも寧ろ器械ですといふ傾が御座います、其邊は少しく注意して置くべき事で御座います、先づ指矢弓は打ち立てのものを村をして、又之を小村して初めて用向に叶ふものとなります。

次に指矢弓の寸法で御座いますが、的弓の大體に就ては前に御話致して置きました、が、長さ七尺五寸でありました、又關白秀次公の故事につきても御話致しました、次第で弓の長さは其後七尺三寸となりました、それから申すものは七尺三寸が弓の常尺の如く心得て居りました、然るに何時となく京弓も鹿兒島邊で出来る薩摩弓でも一二分つまりて大抵は七尺二寸七八分となりました、法則としては七尺三寸でなくてはならぬ、之は弓打の方で勝手に縮めたといふ存じます、然るに指矢弓

になりませんと又々之より短くなりませす、それは先づ上弭、下弭を切りて村を致しませす、而して是は的弓と違ひまして射手の方の都合で致すので御座います、されば射手が自分として弓師にかけず矛を上下で切りつめます、夫れ故七尺二寸のものもあれば又七尺一寸位のものもあります、又餘り矢束を引かぬ人であれば尙縮めて七尺乃至は七尺以内六尺九寸前後のものも御座います、此弓を縮めるとしても無意味に縮めるのでは御座いませせん、其握を標準として上弭で何分、下弭で何分といふ様に上下を割り當て、縮めるので御座います、夫れはつまり弓の形に關係致しますのと又射手の都合と平日の修業から定めて銘々に致すこととて御座います、概して末弭は多く切り、本弭は少し短く切るのは當然で御座います。

二 堂 弓

堂弓と申して變つた名目を附けますが、別に堂弓として打つのでは御座いませせん、指矢弓の中で數千本の矢數をかけても變りのなき、性の宜しき、又調子の宜しい弓を申します、平常稽古をして居る弓は唯指矢弓と申し、當日堂に昇りて射る弓を特に堂弓と申します、されば澤山の指矢弓の中から抜き出して、はじきの好き調の好きものを撰んで堂弓と定めます、此堂弓たるの資格につき詳しいことを申せば限

りのないこととありますから、そは他日に譲りまして此處では單に堂弓とはどういふものをいふかを知るだけに止めて置きたいものであります。

第二節 指 矢

指矢前に屬する矢の種類は棒矢、芝矢、堂矢、野指矢で御座います、今是等を順次下に申しませふ。

一 棒 矢

棒矢は俗に申す卷藁矢で御座います、又之を節根とも申します、之れは根に竹の節を入れて矢先の割れるのを防ぎます、兎角卷藁矢は普通の矢の根を附けますと、卷藁が固まるとか、又は抜く時に骨が折れるものであります、さればとて根を附けませんと根元から割れて用ひられなくなりませす、夫れ故竹の節を根に附けます、そこで之を節根と申します、的前を射る場合に於ては卷藁矢は二三本もあれば澤山であります、指矢前に於ては數多く引きませす、一度に十本宛引くのが法則としてあります、之れは羽の附かぬ通常の卷藁矢と同様で宜しいので御座います、先づ三十本乃至五十本程用意して置かねばなりません。

小口前と申せば巻藁を射ることですが指矢前に於ては之を射込と申します、之れも其器械の製造が普通のと違ひます、それはどう云ふ譯かといふに、箭前の巻藁であれば、藁を多くかけまして射崩す、と之を取除けて更に藁を入れ換えます、然るに指矢前の巻藁即射込では一時に藁多く射ることであり、それから一々新規の藁を取り換ふことは随分煩はしいことで御座います、夫れ故始めより藁を束ねず、解きたる儘小さき押入の様なものに屑も何も入れます、射て藁が小さくなるとこぼれ落つる恐れがありますから、俵を一俵縦に入れます、そうすれば射込みました所が破れても藁屑はこぼれ出ません、斯くの如くに指矢前の練習に用ひます巻藁は並のとは違ひます。

部 之 具 弓

此射込の修業は棒矢で致します、此棒矢は箭前の巻藁矢に比較しますと尙一層粗造なもので御座います、一口即ち一回の稽口は十本の矢で致します、此十本は膝組をしました其膝の上に平らに取り善き様に並べます、さればとて一々手にて揃へるのではなくて、自然に手心で右手の小指の角にて箭の所を押し左手の掌で轉ばしますれば十本皆揃ふて外から一本づゝ取るに誠に取り好くなりす。

二 芝 矢

指矢と申す中にも又部類を分けて説明致しますれば先づ棒矢の次には芝矢と申すものがあります、之れは普通の的を射る様に先方に目的物を置いて射ます所の芝射に用ふる矢で御座います。

部 之 具 弓

芝矢も誠に粗造なもので御座います、羽は大抵鴨の開きの方を使ひます、なぜ之を用ひますかといふに何にせよ藁を澤山に用意すること御座いますから、勢ひ値段の安いものを撰ぶ傾になります、又開きを使ふのと具形ぶがたを使ふのと矢の飛び具合も大に違ひます、而して値段は其半分にも償しません、且つ又芝射の目的は矢の走り具合、即ち矢の出方、矢ぶりを稽古するので御座いますから、此鴨の開きの方を用ひますれば其矢の働が誠に善く分るので御座います、夫故芝矢には大抵鴨の開きを用ひます。

芝射をなすには先づ四十間位先きに普通採配の如きものを立てまして、之を目的として引きます、勿論中り外れには關係致しません、唯目的がなくては何程位の所を如何様に矢が行くかを知るに苦しみます、堂を射るにしましては堂の端の所に的の如きものがあります、即ち幕様の如きものが御座います、之れに輪拔俗に蛇の

第十卷 差矢前に要する弓具 八六

目が書いて御座います、之を目標に射ます、夫故常の稽古を致す所の芝射に於ても目當は必ず致すべきもので御座います、常に用ふる目的物の探配は彼蠅叩き位のものにても充分で御座います、夫れを射ますには四十間内外の所で致します、又堂を射るにしまして半堂と申しまして幼年のものが射ますには堂の長さの二分の一だけを射させることも御座いました、堂の長さを射抜くは成人のすることであり、故に年齢僅か十四か十五歳位の人の致しますのは半堂と申して三十二間の間數で致します、従つて其稽古を致す所の芝射に於ても二十間乃至二十五間の所に目的を立て、射させます、即ち成年者と幼年者とは探配の立て所を異ならせします。

そこで矢飛びの善悪を知るは修業の上にて分ることであり、概略を御話致しませぬ、成年者として四十間の所に探配を立てたとすれば大凡三十四五間乃至四十間は拳を目的につけて矢は働きます、併し延び合ひと離れ口が肝要で御座います、三十四五間の所では運びを附けてのしたなりて終ります、夫れを稽古するの御座います、此場合に離れ口と延び合ひとを能く修業致します、矢が其邊に参りますと一度のしをかけて大凡四十間位の所で下り始めまして其なり先方に参りま

す、夫れを練習しますのが芝射の目的で御座います、芝射に於て充分熟達しましたならば指矢遠的、折掛堂形を稽古し、夫れから堂にかゝるので御座います、堂を射ても何の故障なきまで、芝射其他を練習致します、芝射でありますれば射損じがありまして、矢に損じはありませぬ、元より上に際限がありませんから上に支えて矢がそれる憂は御座いませぬ、然るに堂前であり、射損ひば矢に損ずるもので御座います、勿論下り矢なれば損じは少ないとしても、軒端若くは破目板などに當りますと矢は悉く碎けます、損矢は中々多いので御座います。

三 堂 矢

堂矢は稽古の爲めにする芝矢とは丸々違つて居ります、先づ堂矢としましては却つて的前の粗末な矢よりは、叮嚀に出来て居ります、何れも砂磨すなぐりて御座います、之れは矢の冴えを好くする爲めて御座います、そこで矢の製作の始めに於て根の方から大凡七八寸手前にて織ぎてあります、何故に織ぐかといふに、先刻申す通り射損ひの矢は大抵折れます、其折れます際には、其織目の所で折れる様に致すので御座います、而して其修繕の際に又上なり下なりを取り換えて織ぎ直して作ることが出来、其爲めに何の故障のなき矢を初めから織ぎて拵えます、又矢の曲りなど

を火を入れて直すことありても直し過ぎましたものと其色の變らぬ様に矢の色は火色に致します、併し白きものもないとも限りません。

全體から申せば矢は的矢よりは餘程粗造で御座います、其羽は鴨の貝形を用ひます、而して天然に羽を割りたるまゝのものにて剪まざるものを使ひます、そうすれば矢飛びの早きことは實に不思議で御座います、矢の釣合は中央より五六寸上りました所で取りますのが堂矢の趣意で御座います、言はゞ繰矢の粗造なものと見て宜しいのです、それに繰矢となりますと末矧は筈より五六分位下りました所で致しますが堂矢は的矢と同じ位に矧いてあります。

四 野指矢

野指矢は小口前や芝射に於て練習が充分に積みました後、將に堂に昇らんとする前に廣き野原にて遠的を引く矢のことを申します、全體の恰好は丸々堂矢の如くに作りまして唯筈を繼ぎてない丈けが相違の點で御座います、之れは堂前と違つて減多に折れる氣遣もないからであります、つまりいざ堂にかゝらんとするとき試験の爲めに致す爲めの矢で御座います。

第三節 鞞

一 指矢鞞

指矢前に用ひます所の鞞は普通の鞞とは其目的の上からして大に違つて居ります、元來は的を引く鞞は三ッ指のものであるべき筈であつたので御座います、されば今日に於ても正式的的を引く場合には三ッ鞞でありまして四ッ鞞は此指矢を射始まつてから以來の産物で御座います、然れども尙の前に四ッ鞞を用ふるにしましても拇指食指中指は共草にして無名指だけは附け指と申して別の草にて拵えてあります、今日は燻草或は更紗の模様などで鞞を作るにしましても其附け指は紫草で致しますのが普通で御座います、之れは元と三ッ指であつたものを一本増して四ッ指にしたといふ的的の鞞の趣意に叶ふて居ります。

指矢鞞は是非とも四本の指を働かさねばならぬといふことからして四本指とも皆共草で致します、従つて指矢鞞に於ては無名指であつても附け指といふ名稱は御座いませぬ。

此四ッ鞞の起りは諸説色々でありまして何れとも決定致しません、先づ吉田大

藏派の人から初まつたとしてあります、兎に角指矢を澤山に引くには是非とも三ツ鞆では思ふ様では御座いませぬ、四本指を働かす方が力が強く入りて樂に引けます、それで指矢は四ツ鞆に限るものとなりました、一體慶長十九年に淺岡平兵衛が初めて堂に上つた時は勿論始めての事でありますから三ツ鞆で致したに相違ありません、其後三四十年来てから吉田大藏などが出て參つたので御座います、それから追々と堂を射るものが出て来て皆四ツ鞆で致すことになりました。

指矢鞆の帽子に角を入れるのは無論強き弓を引く爲めに致すことで御座います、鎌倉足利時代には帽子などと申すものはありません、皆一具鞆で御座いました、これは多分鞆を指したなり刀や劔を取ることの出来る爲めに大指に角などを入れてあつては動作が致し悪いからで御座います、鞆の沿革は一具鞆が三ツ鞆となり又指矢なるものゝ發生に連れて四ツ鞆に拇指を角入にすることにりました、これは單に鞆ばかりではありません、弓矢に就ても同様なことは前にも述べました通りで御座います。

指矢鞆は全部白革で作るのが普通であります、つまり手の痛まぬといふことを專一と致します、飾り等は更に致しません、中古は指矢鞆は白革でなくつてはならぬ

部 之 具 弓

様に心得て居りましたが、何も斯うとは限る譯は御座いませぬ、唯質素を旨として作り始めたから斯く思ひ誤つたに過ぎませぬ。

二 押手鞆

指矢を射るには鞆よりも寧ろ押手の方が肝要で御座います、そこで押手は五指とも悉く入る手袋を用ひます、之を向ふ指とも申します、此押手鞆には人差指、中指、薬指の根に鯨草といふものを附け、大指の根の節の上に當る所には枕草といふものを附けます、此等には皆夫々の目的があります、ぐだぐだしければ申しませぬ、概して目的を引くものには用ひられませぬ、兎に角指矢には向ふ指が大に肝心で御座います、右手よりは押手に重きを置くのが普通で御座います、されば的前に於ては押手鞆を指して射ることは本式でないといふ申し置きました、指矢前に於ては反對に却つて向ふ指を指して引くのを本式の禮としてあります。

三 下 鞆

今日の前に於ても下鞆は皆指してありますが、取り分け指矢前に於ては此必要は甚だしいので御座います、而して指矢前に於ては單に大指ばかりでなく他の指も指さる様にしてあります、其れに其材料も木綿布ではありません、極上等の柔かな

部 之 具 弓

薄い白革で作つてあります、つまり、これは的前と異り、強き弓を矢數多く引くこと
であり、汗にもなり又切れも早いから其煩を避ける爲めに革で作るので
御座います、又下鞆を指した場合とせぬ時とは射心が大に違ひます、つまり下鞆を
指せば指の座り方がしつかり致します。

第四節 弦走

指矢前に於ては鞆の外に弦の胸に當る所に弦走つるはしと申すものを附けます、之れは矢
數を澤山引けば弦の胸に當ることも甚しいものであります、其痛みを防ぐ爲めに
之を着けます、之も革にて製しまして右手の肩と脇の下とから紐を廻して左の脇
の下で釣ります、之には肩革と申すのが附いて居りまして引き取りし際鞆の右肩
に附きて肩の痛みを避ける爲めて御座います。

第五節 腰掛

指矢には腰掛の必要が御座います、之れは成るべく尻の痛まぬ爲めに疊の類にて
作るを宜しと致します、其寸法は高さは前と後とによりて長さが違つて居ります、

即ち前は一寸後は一寸八分位で御座います、又縦六寸乃至七八寸横は九寸から一
尺位にすれば宜しう御座います、此腰掛なるものは指矢に限つて用ふるのでは
あらずして他の射術には全くなきものであります。

弓 具 之 部 終

大正十二年五月二十日印刷
大正十二年五月廿五日發行

【正價金四圓】

編輯兼
發行者

東京府集鴨町天神山千二百五十番地
根 矢 鹿 兒

印刷者

東京市本郷區元町二丁目四十二番地
秋 山 三 郎

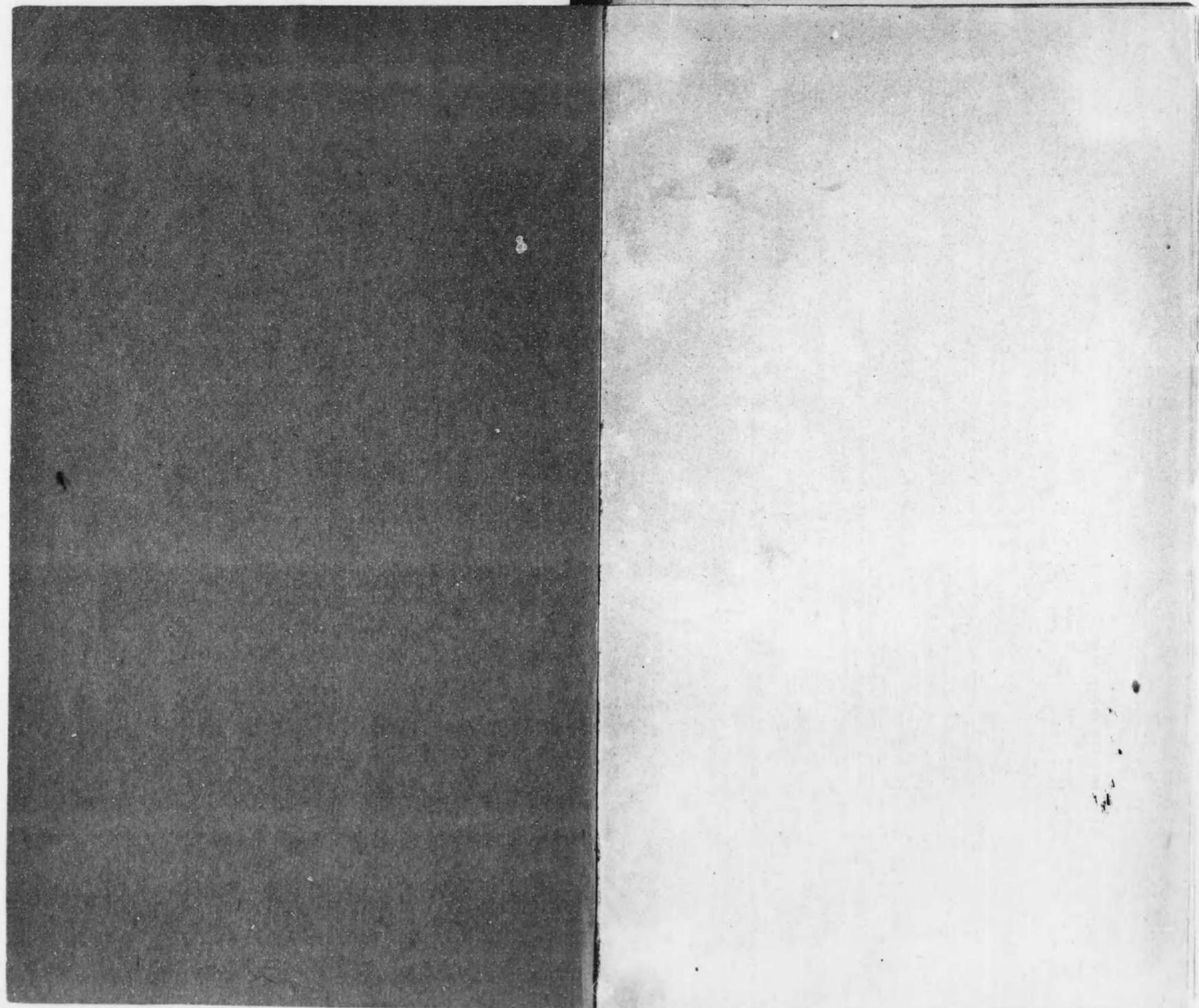
印刷所

東京市本郷區元町二丁目四十二番地
秋 山 印 刷 所

發行所

東京府集鴨町天神山千二百五十番地
財團 法人 大日本弓道會

振替口座東京三三四六二番



507
120

終